

論文集「社会の安全とそれぞれの役割」

の発刊にあたって

財団法人 公共政策調査会

理事長 山田英雄

当財団は、社会的安定と安全の視点から広く内外の公共問題を研究し、関係諸情報の収集、整理、分析を行うとともに、これらの成果の普及、政策提言等の事業を行うことを目的として、昭和六一年一月五日に設立され、一昨年二〇周年を迎えました。

設立以来、国際情勢、国内の政治、経済、社会情勢が大きく変化する中であって、会員各企業をはじめ関係の方々からの終始変わらぬ暖かいご理解、ご協力の下に、当財団は着実にその事業活動を展開し、平成九年度には設立一〇周年記念事業の一環として『二一世紀の社会の安全を考える』をテーマに、懸賞論文を募集しました。

この事業は、各方面から好評をもって迎えられたこともあり、その後も毎年継続して実施してきました。

第一一回目にあたる平成一九年も、警察庁、読売新聞社のご後援と財団法人社会安全研究財団のご協賛の下に、警察大学校警察政策研究センターとの共催で「社会の安全とそれぞれの役割」

をテーマに、懸賞論文を募集しました。

国民の多くが治安に対する不安を感じている状況にあつて、安全を守るための国、自治体、学校、企業、地域社会、家庭、個人等が果たすべきそれぞれの役割について具体的な提言を求めましたところ、さまざまな切り口から論じた計六九編の応募がありました。応募された論文の多くは、身の回りの「小さな犯罪」を見逃さないことの重要性を訴え、そのための地域共同体の再生、防犯ボランティア活動の有用性にスポットをあてて書いておられました。

論文選考委員会で真剣な議論、厳正な審査が行われた結果、残念ながら最優秀作品は該当ありませんでしたが、六編が受賞作品に選ばれました。その中で、「近隣」地域社会における「意図的無関心」が治安に対する不安を増幅させていると分析、「相互問いかけ社会」の構築を提言された大阪府豊中市の井上春香さんの作品、警察官であり、主婦であり、地域の「おばちゃん」という立場から安全問題を論じられた広島県広島市の伊藤鈴香さんの作品及び地域住民の協力、身近な犯罪に関する情報共有の大切さを訴えられた千葉県船橋市の黒木真吾さんの作品が審査委員多数から評価され、この三編が優秀賞に選ばれました。

この懸賞論文を契機に、今後、社会の安全へ向けての活動がいろいろな分野で広く盛り上がりつついくことを期待いたします。

この論文集は、紙枚等の都合により受賞論文を含む一九編に限定しておりますが、広く各方面でも活用いただければ幸いに存じます。

最後に、この事業の実施にご協力いただいた関係各位と応募者の方々に改めて深く感謝を申し上げます、発行にあたってのご挨拶いたします。

平成二〇年三月

目次

【優秀賞 三編】

装備するほどに危うくなる……	井上 春香	1
大人から子どもへ、家庭から地域へ……	伊藤 鈴香	17
社会の安全とそれぞれの役割……	黒木 真吾	34

【佳作 三編】

社会の安全とそれぞれの役割……	清宮 正人	48
人がつくる社会 人をつくる社会……	館野 史隆	63
◆		
コミュニティメディアと地域安心報告書……	中野 善浩	78
◆		
子供達を犯罪被害から守るために……	小野 茂幸	96
◆		
社会の安全のために、国家と笑顔ができること……	栗山 隆治	113

社会防衛活動への公衆参加を内容とする特別立法の必要性について	奥竹 祐治	130
社会の安全とそれぞれの役割	小島 友治	143
地域の安全と市民の役割―市民活動の新たな展開―	齋藤 重政	158
社会の安全とそれぞれの役割	塩見 修身	179
安全な社会を実現するための、われらの役割	下山 二男	192
外からの犯罪と内なる犯罪―犯罪のない地域社会を築いていくために―	早川 正行	206
子どもを守る防犯活動―大人たちは何をすべきか―	古田 聖人	224
安全マップとアンケート等に連動した防犯ボランティア活動	松田 修平	243
犯罪からみる社会の役割	向田 絵里	267
社会の安全とそれぞれの役割	森田 直俊	283
誇りを持てるまち	山川 賢治	298
懸賞論文「社会の安全とそれぞれの役割」の応募要項		319
懸賞論文「社会の安全とそれぞれの役割」応募者一覧		322

この論文集に掲載した原稿は、応募者各人の個人的なご意見を紹介したものであり、必ずしも当財団法人・公共政策調査会等の主催者及び、後援・協賛各団体の見解を示すものではありません。

装備するほどに危うくなる

関西学院大学 文学言語学科
英米文学英語学専修二年

井上 春香 (19)

一 ひつたくり王国

大阪府のホームページによると、私の住む大阪は、犯罪率（一〇万人当たりの刑法犯発生数）が二、六三六。全国平均一、六〇五と比べると、非常に犯罪が発生しやすい地域のようなようです。なかでもひつたくりは、ピークの二〇〇〇年の一〇、九七三件から半減しているとはいえ、二〇〇六年に五、三一一件発生し

ており、二番目に多い東京都より二、〇〇〇件も多くなっています。まさにひたくり王国大阪と呼ぶことができそうです。

もともと大阪は、計画的に整備された都市というよりもどちらかという雑然とした雰囲気が漂う都市です。公園、河川敷や地下鉄の通路で寝起きする人たちも多く見かけます。けれども、生活していて大阪が危険な都市だと実感したことは一度もありません。むしろ活気に満ちた魅力的な都市だと、私は考えます。人工的に整備、統制された都市は、味気なく住んでいても楽しいはずがありません。雑然としてどろどろした部分も都市の魅力のひとつで、活力の源泉なのだと思います。確かに雑然とした都市空間は、人びとの欲望が無秩序に渦巻いているように見え、犯罪の温床というとなえ方もできます。しかしながら問題は、雑然とした都市空間にあるのではなく、そこに生成される「意図的な無関心」にあるのではないのでしょうか。数多くの見知らぬ人たちの中に入ると、普段の人間関係への気遣いから解放されて気楽な気分になることができます。そこに、意図的な無関心の根があります。煩わしさからの解放は、同時に人への注意力の低下を意味します。犯罪はこうした解き放たれた気持ちの隣に潜む人に対する関心の希薄化に寄生するものに違いありません。

私が居住するマンションは、エントランスにオートロックが施されていない古いタイプのマンションです。二、三年前、夜中になると見知らぬ人たちがエントランスにたむろするという小さな事件が相次ぎました。エントランスに日本語、中国語、ハングルで部外者侵入禁止の張り紙をし、不審者を見かけたら住民が声をかけるといふ約束事の実践で見知らぬ侵入者はいなくなりました。また、運悪く父の車も被害に

あったのですが、小学一年生が下校途中に駐車場のクルマに石を投げ上げて遊んで、多くの車に被害が出る事件もありました。何度目かの遊びの最中にたまたま車を出そうとした人が当事者の子供を見つけて事件の全貌が明らかになりました。小学一年生の下校時といえれば明るい昼下がりで、子供たちが石を投げているのを見かけた人がいなかったとは考え難い状況です。石を投げている子供を見かけた人が、その場で注意していたら、被害は最小限で済んだはずですが、互いに注意し合う、声をかけ合う意識があれば、こんな事件は未然に防げることです。

先に述べた大阪でのひったくり件数は、二〇〇〇年をピークに徐々に減少しています。減少した要因は、行政や警察の努力の結果と考えることもできますが、生活実感からすると、ひったくりに関して一人ひとりが注意するようになったことが、ひったくりを抑制しているのだと思います。自転車で買物に出かける時は、貴重品を荷物カゴの下の方に置く人が多くなりましたし、夜中の独り歩きでは、ハンドバックを抱えるようにしている人が増えました。また、街中で防犯パトロールと書かれた腕章を付けた人を見かけることも多くなりました。良い意味でも悪い意味でも、人に関心を持つとうという気分が強くなって来ていることが、ひったくり減少の最大の要因だと考えます。意図的な無関心からの脱出努力がひったくりの大幅な減少につながっている、と言い換えることもできます。ここには、防犯対策におけるひったくり王国の貴重な教訓があるのではないのでしょうか。

二 防犯カメラの行き着く先

犯罪に対する危機意識の反映なのでしようが、街を歩くと防犯カメラをたくさん見かけます。駅の構内、駐車場、店舗、エレベーターなど。カメラで写されると魂が抜き取られるなどと主張するつもりはありませんが、最近では、断りもなく勝手に映像を取られることに若干の恐怖を感じるようになりました。こうした状況に不平、不満の声が上がらないことが不思議です。一方であふれる防犯カメラは時代が要請していることだと納得する気持ちもあります。というのは、二〇〇三年に長崎市で中学生が男児を連れ出し駐車場から突き落として殺害した事件を鮮明に記憶しているからです。この事件では、商店街に設置されていた防犯カメラが犯人と男児が歩いている姿を映し出したことが犯人逮捕の決め手になりました。

ただし、知らない間に進行する不気味な動きに注意が必要です。大阪府の安全な街づくり計画の中に、警察本部が推進する「防犯モデルマンション」「防犯モデル駐車場」という施策があり、中身を見ていくと、防犯カメラを中心とした防犯機器によるマンションや駐車場の装備化のことで、装備が整ったマンションや駐車場を防犯のモデルとして登録しようというものです。こうした発想には、権力による住居の格付という考え方が隠されています。うがった見方をする、ハイテク防犯機器が権力の使い走りになっていると言うこともできます。さしずめ私の住むマンションには防犯カメラが設置されていませんから、私は格付けの低いマンションに住んでいることになるのでしよう。

治安悪化の不安が払拭されない限り、防犯カメラがますます増加すると予想できます。しかしながら、

防犯カメラが増えれば増えるほど、逆に治安がさらに悪化するのではないかと不安にかられます。なぜなら、安易な機械への依存によって自らが自らを守るという気概を奪い取られていくと考えるからです。防犯カメラがあるから安心という油断が注意力を喪失させます。また、機械は人間が使うものですが、機械依存が進めば機械が人間の自由な思考を拘束するようになるからです。したがって、防犯の装備を整えれば整えるほど、危険性が増す可能性もあるのです。

単純な監視の強化は問題です。先にも述べたように、監視は必ず権力と結びつき、防犯という目的が人間の行動の強制的な束縛へと発展する危惧を拭いきれないからです。そして、監視、管理されているという不安が、治安悪化を必要以上に心配する心理を生み、心の混乱に拍車をかけていくこととなります。

監視体制が完成し行動を束縛されていると気づいた時になってから、防犯カメラへの盲目的な依存を反省しても遅いのです。もっと批判的にあり方を検証すべきです。私たちが声を上げなければ、防犯カメラはジェレミ・ベンサムが提唱した「パノプティコン（全展望監視システム）」への道を歩むことにならざるを得ません。四六時中監視の目を光らせるのは秩序保持のひとつの理想かもしれませんが、自由な行動の明確な制限であり、人と人の関わり合いの中で育まれる活力は確実に喪失していきまます。防犯カメラの行き着く先がパノプティコンでは、暗い未来しか想像することができません。

ひたたくりやピッキングなどの犯罪を衝動的にはなく計画的に行おうとすれば、犯罪者は現場の状況や防犯対策などを周到に調べるはずで、防犯カメラは当然事前の調査対象で、犯行においては防犯カメラの死角をついた行動を取るなど、合理的な装備には合理的な悪知恵で対抗することになっていくだけで

す。悪知恵とのイタチごっこを続けても無意味です。結局は、犯罪者を締め出すという発想ではなく、自分自身が安全なシエルターの中に逃げ込んで犯罪を回避するといった愚かな発想に陥るだけです。犯罪を恐れるあまり、犯罪者を刑務所に入れるのではなく、自分が安全な刑務所に入るという笑い話、本当のことになりかねません。

今年の夏、カナダ留学の途中でニューヨークを訪れる機会がありました。女友達だけでの旅行だったので、危険なことに遭遇しないか不安を抱えての旅立ちでした。一昔前のニューヨークは、犯罪の坩堝で、不用意に路地に入ると拳銃を突きつけられてホールドアップ。地下鉄も危険が一杯で女の子だけではとても乗れたものではない、といった先入観を持っていました。わずか数日の滞在だったからかもしれないませんが、訪れてみると地下鉄は大阪のそれとほとんど変わらないくらいに安全、快適で、移動手段としてなくてはならないものでした。街を歩いていても、大男がたくさんいて威圧感はあるのですが、危険性を感じるほどではありませんでした。

ニューヨークの治安回復において、警察組織の強化とともに「割れ窓理論」の実践が効果を發揮したことは有名な話です。古くなった建物の窓ガラスが割られたままに放置されていると、次々に窓ガラスが割られてついには建物が廃虚と化していく。そして街も荒んでいきます。そうした悪循環を回避するためには、窓が割られたらすぐに修理し、健全な状態へ復帰させることが重要になります。同様に、小さな犯罪に対しても見逃さずにすぐに指摘、改善を図ることが重要なのです。つまり、犯罪の未然防止が犯罪の悪循環をなくしていくことになります。基本は、あくまで人による相互監視の強化です。気づいたことを、

小さなことから着実に実践することで、安全な社会への道が拓かれていきます。その具体的な実践方法が住民による防犯パトロールということだったのです。ニューヨークの治安回復事例には、大阪でひったくりが減少したのと同質の犯罪抑止効果を見出すことができます。つまり、抜本的な治安回復には、安易な機械依存は有効ではなく住民の目を通して小さな行動の積み重ねが最も有効であることを示しています。現在のニューヨークは、大阪と同様に雑然とした雰囲気や漂う魅力的な街でした。

万が一の地震に備えて予測体制を整備し、個々人が懐中電灯や非常食を準備するのと、犯罪に備えて機械武装するのとは質的違いがあります。前者は、人力ではどうしようもない自然の不可抗力への備えですが、後者は、一人ひとりの自覚で抑制の利く人間の意思への働きかけに関わることです。最初にすべきことは、人の意思への働きかけではありません。防犯に対する機械武装は、人間としての積極的な意志の出鼻をくじき、安易な機械依存による一人ひとりの積極的な行動を封印してしまう効果しかもたらしません。

パノプティコンによって永続的な安全が確保できるなどといったことは幻想にすぎないのです。あくまで、一人ひとりが自分の力で安全を確保する行動を起こすことが必要になるのです。

三 混濁社会

私には全く実感がありませんが、過去の日本は、現在よりもはるかに治安が良く安全な社会であった、という言葉説をしばしば目にします。ノスタルジックな気分による過去の美化という部分を差引いても、日

本はとても安全な社会であったことは事実のようです。では、なぜ安全であったのかを探ることは、今後の犯罪や安全な社会を考える重要なヒントになるはずでず。

一九三三年から一九三六年にかけて日本に滞在したドイツの建築家ブルーノ・タウトは、「忘れられた日本」の中で、「子供はもう極く小さい時分から、母親や、またはお母さんの忙しい時には兄弟やおじいさんの背中に背負われて世間を見てまわっているのである」「これは、日本の子供が健全な精神的発育をとげている理由である。日本の子供が、恐らく世界のどこの国の子供よりも物わかりがよくまた我慢よくて駄々っ子らしいところがないということには、まったく疑をさしはさむ余地がない」と述べています。

重要なことは、幼い子供の頃から日本人は身の回りの近隣社会の一員としての自覚を持たされていたことです。だからこそ世間（近隣社会）において、一人ひとりがわがままな行動を抑制し、秩序を皆で保持することができたのです。世間という言葉は、阿部謹也によると無上の世のことであり、仏教のサンスクリット語のローカ（＝壊れてゆくもの）の訳語。そして、「日本人は世間という共通の時間の中で生きている」ということになります。私自身は物心ついた頃から世間という言葉が無自覚に使ってきましたが、「世間に顔向けできない行動はしない」といった意識を心のどこかに持ち続けてきたように思います。多かれ少なかれ私たちは、ブルーノ・タウトの指摘した伝統的な生活の中で培われた世間への意識を体内に蓄積してきているのだと思います。

私たち日本人が考える社会の形を、自分からの距離感としてとらえると、「家族」「近隣」「会社・学校」「社会」という四つの層で描くことができます。一九三〇年代のわが国においては、図一のように、一

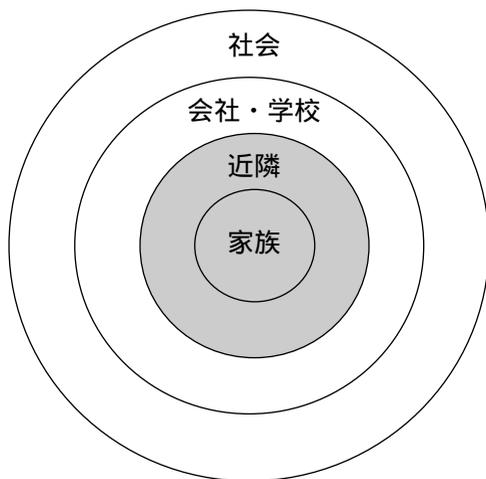


図 1

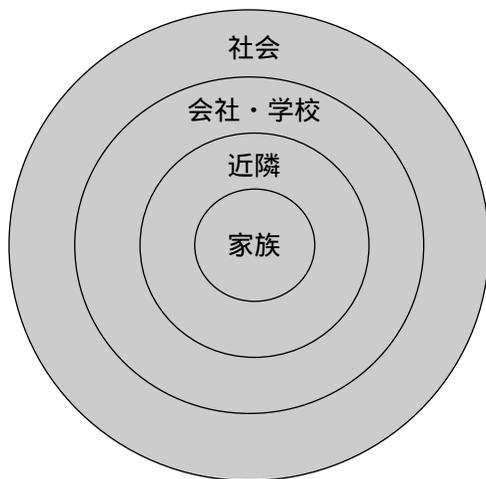


図 2

人ひとりの意識は家族と近隣に対する関心だけが強く、会社・学校や社会への関心は極めて低い状態にあったと考えられます。明治の始めに福沢諭吉などが英語の Society を社会、Individual を個人と訳したことからもわかるように、一九三〇年代においても現在の社会という概念はほとんど認識の外にあったと考えられます。関心の強い家族とその周辺の近隣を、世間として認識してきたのです。世間の中にあつては、互いに注意し合うことや声をかけ合うことは極く日常的なことであつたはずですが、世間ではわがままを言わずに規律的な生活をするのが当然のこととなつていったのです。ここに、安全な日本社会の原形を見ることができます。「旅の恥はかき捨て」という諺は、世間の外に出れば少々のわがまは許されるという心情を的確に表しているのだと思います。

その後時代は、第二次世界大戦、戦後の復興期、高度成長期、安定成長期、バブル期そして二一世紀へと変化して来ました。変化の中で社会と自分との距離感がどう変つたかという点、図一のように、家族と近隣への関心ばかりでなく、会社・学校、社会への関心を持つ人が多くなりました。二〇世紀は、私たち日本人が、世間という意識ばかりではなく、会社・学校や社会という概念を自分のものにしていく時代だったので。反面、以前のような世間の中での深い人間関係は、薄められていきます。「わがまを我慢する範囲が広がった面」と「わがまを出せる範囲が広がった面」という二つの相反する意識が輻輳しながら、変化が進行したのだと考えます。

そしてバブル期以降は、二〇〇六年のわが国の出国者数が一、七五三万人（出入国管理局統計）に上っているように急速なグローバル化が進みました。また、ネットワーク化の進展により、様々な社会の情報

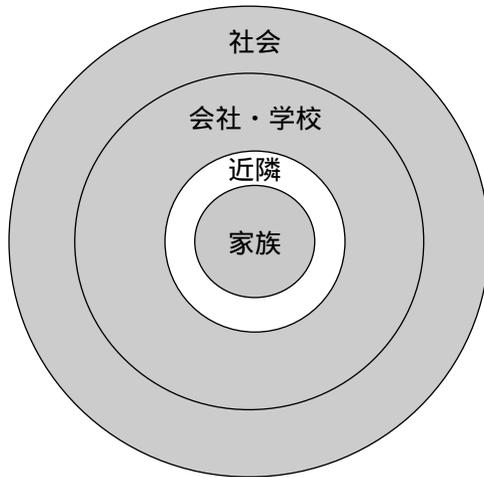


図 3

がリアルタイムにやり取りされるようになっていきます。こうした状況は、社会と自分の距離感へも大きな影響を与えます。図一のような近隣への関心が高い意識は、私たちの心の深層に内在しているにせよ、ほとんど実態がなくなろうとしています。家族、近隣、会社・学校、社会への関心がまんべんなく行き渡っている状況が主流になってきています。戦後の成長期に形成された会社に対して非常に強い関心を示すタイプの人（Ⅱ会社人間）もいますが、おしなべて図一二のスタイルが、現在主流となっている社会と自分との距離感だと考えます。

さらに新たなスタイルも出現しています。図一三のように、近隣の占める領分が極度に減少し、ほとんど関心が消滅しているスタイルです。かつて世間の中心をなしていた近隣への関心の減少および近隣そのものの存在自体の消滅は、地域コミュニティとしての安定した秩序の基盤を失うことであり、意図的な無関心の温床にもなっています。図一二と図一三に属する人たちが

混在しているのが国の現状です。当然、人びとの相互理解の困難さが出てきます。普段顔を合わせる人でも、気軽に挨拶や声をかけることさえ難しくなっているのです。こうした今日のわが国の状況を、人びとの社会に対する関心の対象がばらばらになった混濁社会と呼ぶことができそうです。

図一三のスタイルに属する人たちの増加は、近隣への配慮が失われ、確実に公共心の欠如を促進しています。「公道を駐車場代わりにする」「決められたようにゴミの分別をしない」などはその典型的な例です。また、「学校給食費の不払い」「保育費の不払い」「救急車をタクシー代わりにする」といった事例は、混濁社会において社会と自分の距離感を適度に取りれない、あるいは取ろうとしない人の増加が原因だと考えられます。TVやPCの画面に写し出される社会の様々な事件や出来事は、すっかり他人事に変化してしまっているのです。かといって、図一に示したような以前のわが国の公共空間である世間への回帰を望むこともできるわけがなく、都市化による意図的な無関心と並行し、無責任が蔓延しながら意図的な無関心の土壌がさらに強化されてきているのです。こうした社会状況において犯罪の撲滅を願うのは絵空事にすぎません。

四 解は相互の問いかけにある

私自身の生活を振り返ると、中学の時から私立へ通学していたので、よく見かける近所の顔見知りはいませんが、近隣のことについてはほとんど知りません。また、近隣の行事に参加したこともほとんどありません。友達の様子を聞いても大差ない状況のようです。近隣との付き合いは非常に限られた範囲にすぎない

のです。少なくとも私たちの世代では、図一三で指摘したように、近隣といった空間そのものが消えようとしています。とはいっても、マンションのエレベーターや階段で住人と顔を合わせて挨拶を交わすと、なぜかほっとします。

基本的に普段接する人たちと気軽にコミュニケーションすることが生活の安心を支える重要要件に違いないのです。近隣との付き合いを拒否して暮らすことは、決して自律した生活ではなく孤立した生活にすぎないのです。逆に言うと、近隣の人たちと挨拶をし、気軽にコミュニケーションができないがために、安心感を持つことができず、治安悪化に対する漠とした不安感を増幅しているのではないのでしょうか。

防犯カメラの氾濫や警備保障会社の隆盛などから明らかのように、治安悪化への漠とした不安解消のニーズは高まっています。したがって、防犯をきっかけに近隣の人たちとのコミュニケーションを活性化できれば、崩れかけている地域コミュニティの再生を図る妙薬になる可能性が高いと考えます。毎日の生活の基盤である住まいの近隣に住む人たちとの交流によって、安心感が生れるとともに相互に安全に対する気遣いをし合えるという意味からも、防犯を起点とした地域コミュニティの再構築が重要です。

そのために私は、「相互問いかけ社会」を提案したいと思います。相互問いかけ社会とは、「意図的な相互関心」が保持される社会ということで、意図的な無関心を払拭するための社会と言い換えることもできます。個人的な関心の濃淡はあるにしろ、図一二で示したように、家族、近隣、会社・学校、社会に対しての関心と働きかけがバランスしている社会のことです。安全な生活確保の根本には、人と人が互いに声をかけ合う、つまり、問いかけ合うことがあるはずで、無関心が支配する空間では、人間が生来的に持つ



図 4

ている直感が働きません。不審な人がうろついているも、危険性を感じ取ることすらできないのです。天下国家という視点で犯罪を考えても犯罪減少の答えは見つけれられません。まずは、足下の近隣（地域社会）へ視点を定めることが大切です。

図1-4に示したように、相互問いかけ社会の出発点は、近隣に住む人たちがお互いに問いかけ合い、関心を寄せ合い、助け合うことです。そうすることで、閉塞した地域コミュニティからの脱却が可能になり、開かれた地域コミュニティ実現への道が拓かれます。ただし一方では、当然のことですが相互問いかけ社会の構成員には、義務を明確に果たし、地域での責任を全うすることが強く要請されます。

正直に言つて、近所付き合いをしようとする、とても億劫です。煩わしい近所付き合いを活性化するのは簡単なことではないと思います。しかし、行動を起こさなければ安心できる社会は実現できません。まずは、肩

ひじを張らずにできることから始める必要があります。現在私の住む町でも会社をリタイアした中高年の方々が、防犯パトロールや子供の登下校時の見守り役している姿を見かけます。こうした活動の輪を着実に広げることが先決です。そのために、自発的な参画を待つだけでは先に進めません。私のような学生も、働きに出ている人も、ともに活動に参加できる機会をつくる必要があります。具体的には、学生、勤労者の地域活動への参加を義務づけるための「地域活動休暇」を制定すべきです。地域活動に参画しようという術も意欲も無いに等しく、かつ近隣という意識の低い私たちには、半強制的な契機が必要です。学生であれば、地域活動をひとつの単位として認定することで十分です。ビジネスマンであれば、ボランティア休暇や育児休暇と同様の扱いができれば、実現可能です。これから本格化する高齢化社会を考えても、近隣の人たちができる範囲で互いに助け合う社会的な約束事をつくり出さねばならないと考えます。

犯罪の少ない安心できる社会実現のためには、あくまで、防犯カメラといった機械に依存するのではなく、また警察といった権力へ依存するのでもない、本来の意味での自らの力よる自律した地域コミュニティ構築が待たれます。

△ 参考文献 ▽

- ・ブルーノ・タウト 「忘れられた日本」
- 二〇〇七年 中公文庫
- ・阿部謹也 「近代化と世間」

二〇〇六年 朝日新書

△参考サイト▽

- ・大阪府ホームページ
<http://www.pref.osaka.jp/>
- ・出入国管理局ホームページ
<http://www.immi-moj.go.jp/toukei/index.html>

大人から子どもへ、家庭から地域へ

一 世の中に対する漠然とした不安

朝、テレビをつければ、日本国内どこかで人が亡くなったニュースを耳にします。地震・台風などの天災。交通事故などの人災。殺人という犯罪。中でも、殺人事件のニュースを耳にしない日は皆無と言っていいでしょう。

警察官（広島県警察本部警察安全
相談課）
伊藤 鈴香（39）

最近の殺人事件の被害者は、親であり子どもであり交際相手という風に、ごく身近な人間であることが多く、殺人事件が家庭の中で起こっているという印象を強く受けます。しかも、その手段が非常に残忍で、動機が短絡的で理解に苦しむものであり、事件が報道されればショックキングです。

そんな情報にうずもれてしまう私達は

いったい日本はどうなっているんだろう

人は信用できないのだろうか

もしかしたら自分もそんな目に遭うかもしれない

という、社会に対する漠然とした不安を抱えて生活しています。

警察統計で犯罪の認知件数が減ったと言われても、治安が良くなったという実感が持てません。

自転車泥棒やオートバイ盗難の数が減ったと言うが

残酷な殺人事件は起きているじゃないか！

どこが安全なんだ！

という、声にならない思いを皆が抱いているのです。

では、家庭で殺人事件が起こるのは何故なのでしょうか。

原因の一つは、子どもを育む役割を持つ家庭が、家庭として社会の役割を果たせなくなってしまったからではないでしょうか。

二 今の世の中

「中学生・高校生が煙草を吸っているのを見た時、注意できますか？」

こう大人に問うと、おそらく一〇人中九人は「出来ない」と答えるでしょう。

そしてその理由を問われると、大抵の大人が

「今の子は何をするかわからない。」

何を持っているかわからないから怖い。」

と答えるでしょう。

この言葉からもわかるように、今の世の中は大人が子どもを恐れており、子どもが大人から恐れられているのです。

私の子ども時代は大人から怒られるのが怖かったけれど、数十年経った現代では大人が子供を恐れているのは何故なのでしょうか。

(一) 子どもを丸ごと信じても理解出来ない大人

学校の成績・体力など数字で表される子どもの表面だけを見て、子どもを理解したつもりでいる大人がいます。そんな大人は、自分の信じる子ども像に当てはまらない事実を目を背け、信じようとしません。

ある日、私のところに

「中学生の息子が近所の倉庫に石を投げたら、倉庫の持ち主に腕を掴まれて頭を小突かれた。」

子どもにする事ではない。

倉庫の持ち主に注意して欲しいし、暴行事件として訴えたい。」

という母親からの相談がありました。一方の当事者からの言い分だけでは判断がつかないため、その倉庫の持ち主に事実を確認したところ

「中学生が倉庫に石を投げていた。

注意しても聞かなかったことで、その子の腕を掴んで説教した。

母親は、子どものやったことよりも、私が腕を掴んだことを一方的に非難し、まったく私の言う事に耳を傾けないので話にならなかった。」
ということでした。

客観的に見れば子どものいたずらを近所の大人が叱ったに過ぎず、倉庫の持ち主してみれば、母親から謝罪の言葉はあっても文句をいわれる筋合いはないものと思われました。

母親に対し、最初の非は息子にあり、この状況では刑事事件として扱う事は妥当ではないと説明したのですが、母親は頑としてきかず

「うちの子は将来国を背負って立つ子なんです。

こんなことが許されるんですか。」

と終始不満を口にし、遂に我が子の非を認める事はありませんでした。

(二) 他人を遠ざけ社会から孤立してしまう人たち

この母子の例は、極端な親バカの典型として笑えるものでしょうか。
こんな状況が度重なれば、この母子に関わる人は

あの母親に何を言っても無駄だ

と感じるようになり、その子どもに対しても

叱ってやっても逆にこつちが非難されて嫌な思いをする

という気持ちがおこり、最後には

あの家には関わらないほうがいい

と思われ、その家庭ごと誰からも関わりを避けられ、地域社会からはみ出してしまいます。

子どもも、適当な事を言つて大人をごまかす事を覚え、社会のルールに反する事を叱られずに育つので、当然、我が儘になり大人をバカにして傲慢に振る舞います。その傲慢さゆえに親以外の人間には受け入れられず、人は遠ざかってしまうので社会から孤立します。

そんな子は、自分の主張をなぜ周囲が受け入れないのか理解できず、自分の意に反する事には極端に反発して大人を侮り、思いもよらない行動に出ます。その極端な行動がどうして起こるのか、周囲の大人には理解できません。

誰でも理解できないものには恐怖を感じます。だから、子どもの突飛な行動が理解できない大人が子どもを恐れるのです。

子どもさえも何をするかわからない

他人など何を考えているか想像できない

一秒後には隣を歩く人からいきなり刺されるかもしれない

こういった不安と疑心暗鬼が他人に対する不信感となり、社会への不安となり、治安への不安へ繋がっていくような気がするのです。

三「家庭」の役割

社会の最小単位である「家庭」は、親から子への躰の場です。しかし、近年その役割が弱くなっている事を感じている人は多いはずす。

子どもを取り巻く環境が悪化し、警察でも犯罪防止教室を数年前から行っています。ある高校で、私が夏休み前に行った犯罪防止教室の要点は次のようなものでした。

- ① 男性と女性の性は根本的に違うのであり、それによる男女の認識の差がレイプなどの犯罪に結びつく
- ② 夏で女性は肌の露出が多い服装になるが、女性にすればしたいファッションを装っているだけであり、見られたり触られることを誘っているものではない
- ③ 女性は、自由にファッションを楽しんで結構だが、それが異性からどう見られ、どんなリスクを伴うのか自覚して自己防衛すること

昔から言われている事でもあり、私には、改めて警察官が子どもに言う事ではないように思いましたが、驚いたのは

そんなこと考えてみたこともないし初めて聞いた

という反応の学生の多さです。

本来どこの家庭でも大人から子どもへ教えていた事なのに、今の家族の話題に上る話ではないのでしょうか。

子どもが危険な目に遭わないよう注意すべき事は、昔は社会最小単位の家庭で大人が子どもに教えいていたのです。なのに、大人は仕事など自分の用事に忙しく、子どもの成績には関心があっても他の部分には関心が薄い。

子どもは子どもで習い事などで忙しく、成績がよければ大人からうるさく言われない。大人も子どもも忙しく、家庭の外での出来事をお互いに話す時間もその機会もない。

家の中で家族が作った食事を摂り、外であった出来事を話題にする事でお互いに理解しあう。こんな当たり前の家庭の姿が少なくなっています。

家族の関わりが薄くなり、家庭は、バラバラに生活している家族が帰って寝るだけの「場所」にすぎず、その役割を果たしていません。

家庭がその役割を果たすには、家族の中で皆が納得できるルールを作ってそれぞれが一員として守り、守れない者にはその立場に見合ったペナルティを課す事が必要です。約束を守る事で家族全員が支えあう

という事を、家族全員が理解しなくてはいけませんし、ルールを作るには、家族が理解しあい大人が子どもに関心を持ち理解しあう必要があります。

子どもの非行の一因に、大人の関心を引きつける目的がある事からも、一番身近な家族から関心を持たれない事は子どもにとって不幸です。家庭の中で自分のことを理解し、気遣ってくれる大人がいないと子どもは辛くて居心地が悪く、家出や非行に走る動機にもなります。

大人は子どもをよく観察し理解した上で、やって良い事、やってはいけない事、やらなければならない事を教えなければなりません。

それが「家庭」の果たす役割です。

四 「地域」の役割

家庭の延長にあるのが「地域」です。

密閉化した住宅事情により、昔ながらの「向こう三軒両隣」は消滅し「隣の人は何する人ぞ」というように、隣の住人の顔さえ分からなくなった地域社会を、どうやって育成し活性化すればいいのでしょうか。

(一) あいさつの効用

私が住む集合住宅は一〇〇世帯近くあり、我が家も例に漏れず共働き世帯で昼間は留守にしています。そのため、他の住人と顔を合わすことが少なく、まさに「隣の人は何する人ぞ」という状態です。

今春四月始め、自転車通勤の私が保育園児の娘とともに、集合住宅の駐輪場に向かった時の事です。

私の使う駐輪場から中学生位の男の子が、自転車に乗って出てきました。当然同じ集合住宅に住む子どもです。私は、その子に「おはよう」と声をかけました。娘も「おはよう」とその子にあいさつしたのですが、その子はうつむいたまま自転車に乗って駐輪場を後にしました。

保育園児の娘が

「おはようって言ったのに、何であいさつしてくれんのかね。」

と素直な疑問を投げかけるのに

「きつと忙しくて聞こえなかったのよ。」

と答えながらも内心は、「あいさつくらいすればいいのに」と腹立たしく思っていました。

しかし、通勤・通学の時間帯はみんな大体決まっているものですから、その子とはそれから三日と空けずに朝の駐輪場での会いました。その度に私から「おはよう」とあいさつするのですが、その子からあいさつが返って来ることがありません。

その子の乗る自転車には、有名私立中学校の駐輪ステッカーが貼られており、この春から中学校に行き始めた子どもだと分かりましたが、

いくら勉強が出来てもあいさつもろくに出来ない子なんか！

小学生の方がよっぽどまともなあいさつが出来るじゃない！

と、おばさん根性で苦々しく思っていました。

朝、その中学生と出会うようになって一ヶ月経っても、私の「おはよう」のあいさつに返事はありません

んでした。

「あのお兄ちゃん今日もあいさつせんかったね。」

と言う娘に

「きつと今はあいさつしなくなかったのよ。」

と答えながら、大人からあいさつしているのに返事もしないなんてと、腹立たしく思い

いっそ、あいさつくらいしなさいよ！と小言を言ってみようか

と考えては、

まあそこまでするさく言わなくても

と思い直す日が続きました。

その中学生と会うようになって二ヶ月経ったある朝、いつものように駐輪場でその子に「おはよう」と声をかけた時に、自転車に乗って目線を地面に落としたままの子が、口を動かしていることに気付きました。もしかしておはようと言っているのかもしれないと思うと、私の気持ちも少し晴れやかになり、もう少し声をかけ続けてみようという、前向きな気分になりました。そしてその後幾日かで、その中学生から小さい声での

「・・・ございます」

という言葉が聞けるようになったのです。

ある朝、いつものように私が「おはよう」と声をかけると、その中学生は相変わらず目線を下げたまま

ではありましたが

「おはようございます」

と、すれ違った際に聞こえる程度の声であいさつしてくれたので、そばでそれを聞いた娘は

「あのお兄ちゃん、おはようって言ってくれたね。」

と嬉しそうに声を弾ませていました。

それから数日後、その中学生と会うようになって三ヶ月が過ぎた初夏の朝には、伏目がちで私の顔をチラッと見て、以前より少しだけ大きな声で「おはようございます」

とあいさつを返す声が聞こえました。

(二) どれくらい近所の子どもを知っていますか

娘と連れ立って近所を歩く際、娘が大人を指差し「〇〇ちゃんのお母さん」と教えてくれる事があります。そして「〇〇ちゃんね、××くんっていうお兄ちゃんがいて、お父さんは△△なんよ。」と、その家族のことまで話してくれます。

私が一人歩きをしていると、道で出会った子どもから「あつ。◇◇ちゃんのお母さん！」と、反対に指差されることもあります。でも私には、娘の友達の子が誰なのか分かりません。

職場と家との往復の毎日で、いかに地域の事や娘の事を知らないか、いかに地域を見ていなかったかを反省しました。

(三) 地域の一員として

今、地域単位で組織され、活動を続けておられる防犯ボランティアが数多くあります。その活動は、自パトロールや少年への声かけなど実に多彩であり、その社会への貢献に対して頭の下がる思いです。一方で、そうした活動が必要だと分かっても、地域の活動に時間を割く事が難しいと考えて参加しない人も大勢います。

しかし、そういった活動に参加することが出来なくても、日常生活の中の「あいさつ」という形で、地域の子に声をかけることは誰でも出来ます。

私は、仕事としてではなく地域の住民としてあの中学生に声をかけました。むろんこの中学生は、私が警察官であることは知りません。「たかがあいさつくらいで」と思われるかもしれませんが、あいさつする、声をかけるという事は、声をかけられる人にとって大人・子どもの別なく、

人から見られているし気にかけてもらっているという意識に繋がります。

誰でも、「人から見られている」と意識すれば、「へんなことは出来ないな」という自制心が芽生えます。これは防犯カメラと同じ効果で、

誰が見ているか分からないから、へんなことは出来ないという感覚が犯罪を抑制する思うのです。

あいさつにより、大人・子どもの別なく地域の人の顔を覚え、近所の顔見知りのおじさん、おばさんが

声をかけてくれることは、何よりも、子どもにとって、安心できて安全な環境ではないでしょうか。

先日の夕刻、あいさつするようになったあの中学生が、自転車を押して家に帰ってゆくとところに出会いました。私が

「おかえり」

と声をかけたところ、その子は私の顔を見て恥ずかしそうに笑い

「こんにちは」

とあいさつを返してくれました。

この子に対して、私が警察官らしく「あいさつくらいしなさい」と威圧的に叱る事は簡単でしたが、あえてそれをせず、自発的な行動を時には辛抱強く待つ事も大切だと学びました。

こういった日常のあいさつを通しての声かけが、「地域の活性や連帯」に繋がってゆき、それが犯罪被害を防ぐように思います。

五 大人よ「子供なんか」にナメられたらアカン」

この表題は、「子育て不登校いじめを救う会」会長の長田百合子氏の著書のタイトルをそのまま引用したもので、私の好きな言葉です。

(一) 他人から叱られたことのない子ども

夏休みのある日、家の近くの公園で花火をしている子どもがいました。

休日で寛いでいた私にとって、花火の音や少年たちの嬌声は騒音に他なりません。午後九時までは我慢していたのですが、午後一〇時近くなっても一向にやめる様子がないので、頭にきていました。

そこで、様子を見に行くと、中学生位の少年少女四人が花火をしてはしゃいでいました。堪忍袋の緒の切れていた私はその子らに近づき

「何をしよるんね！あんたらうるさくて迷惑なんよ！早う帰れ！」

と怒鳴ったのです。うるさい子どもを追い散らしたい一心の私には、子どもを諭して健全に育成しようという、警察官らしい崇高な気持ちは微塵もありませんでした。むしろ

常識のない子どもにも丁寧な言葉なんかかける必要はない

くらいに思い、

「二度と来るな！」

等と、かなり乱暴な言葉を容赦なくその子らにかけました。

僅かに警察官らしい心があったとすれば

今追い散らさないと集まる子どもの質が悪くなって数も増える

自分の家の周りの環境が悪くなるのはご免だ

と思ったくらいでしょうか。

おばさん一人に乱暴に怒鳴られた少年達は、あつけにとられた様子で無言のまま花火を片付け、公園から立ち去りました。「ごめんさい」という謝罪の言葉はなく、見知らぬおばさんにいきなり怒鳴られて驚

き、どう言い返していいのかわからないといった様子でした。見ず知らずの大人から容赦なく怒られた経験などないのでしょうか。

彼らから見れば、私の方が得体の知れない大人なのです。

そんな子どもを、大人が「最近の子どもは何するかわからない」と恐れて避けて通るため、大人と子どもとの関わりが薄くなり、叱られた事のない子どもは大人をバカにして横柄に振舞い、そんな子どもを大人が恐れるという悪循環に陥っています。

もちろん、中には大人を大人とも思わない手に負えない子どももいますし、多人数ともなれば不安はあるでしょう。しかし、我が身に降りかかる近所の子ども迷惑行為に対して、せめて最初の一度くらいは、地域の大人自身で「NO」と子どもを叱って欲しいのです。

そして、自分の家は自分で守るという気持ちを持って欲しいのです。

巷の大人が恐れるほど、大抵の子どもは怖くはないのです。

(二) 自信のない大人

子どもが小さく、大人の方が腕力で勝る時は、知らない人に付いていかなないようにと指導できるのに、子どもが成長して親の知らない世界を広げ、説教にも反抗的な態度をとり始めるとどう接していいのか分からなくなり、説教する自信がなくなる。

現代社会の情報の氾濫により、子どもは大人より遥かに大量の情報を持ち、それを背景に子どもが大人を侮って反抗する。大人は子どものペースに乗せられ、言い負かされて口を噤むか、打ちのめされてしま

い、それに増長した子どもを暴走させてしまう。

大人は、生きてきた人生だけ子どもより上で、その大人の説教を子どもが聞くのは当たり前です。大人が大人の目線で子どもを叱って躾をするのは当然です。

大人が子どもと同じ目線を持って同じ土俵に立つ必要はない。もつと大人らしく、自信を持って堂々としていればいい。子どもの機嫌をとる必要などありません。

毅然とし、堂々と真つ直ぐ前を向いている大人に、大抵の子どもは逆らえません。

六 当たり前前なこと

近所の人と出会って「こんにちは」とあいさつし、知った子どもが一人で外にいと「どうしたの」と声をかけ、悪いことをしたら叱る。こんな当たり前前の地域社会がなくなつてゆく。

これは、大人が個人主義を歪んで解釈して子どもを放任したため、家庭が機能しなくなり、その結果、地域が機能しなくなったのです。

地域がその役割を果たさなければ、その安全を図ることは難しく、社会の安全は崩壊の一途を辿るばかりです。地域を機能させて社会の安全を図るには、まず「家庭」がその役割を果たさなくてはなりません。そのためにやらなければならない事は、今からすぐにでも出来る事ばかりで、難しいものはひとつもありません。

私自身、警察官としての立場から社会の安全を考える以前に、家庭の一員、地域の一員として何をすべ

さか考えなければなりません。私の担う、「警察」として地域の安全を守る役割の前提は、私個人が「家庭や地域の一員」として、その役割を果たす事です。

大人はそれぞれいろんな立場を持っており、私自身も

仕事に行けば「警察官」

家に帰れば「母親」「妻」「主婦」

地域に出れば「近所のおばちゃん」

です。それぞれの立場で、当たり前にしなけばならないこと、出来ることをまず社会の最小単位である「家庭」から、ひとつずつ行う事がその役割だと思っています。

参考著書

子供なんかになめられたらアカン！

長田百合子 著 朝日新聞社 刊

社会の安全とそれぞれの役割

学習塾経営

黒木 真吾 (56)

社会の安全は、地域社会がその中核となるべきである。

しかし、口でいくら「安全」を唱えても、自分の身に直接関わることでなければ、私たちはなかなか現実のものとして実感しない。新聞やテレビで報道される犯罪には、同情や怒りは感じて、どこか他人事である。ところが、一旦空き巣やひったくりや自転車盗、車上荒らしなどが、同じ町内あるいは自分が行動する範囲内で起こったとなれば、私たちの危機意識はたちまち鋭く呼び覚まされる。

私たち一般市民にとって社会の安全とは、すなわち地域社会の安全にほかならない。つまり、抽象的な概念ではなく、肌身に感じる安全こそが、最も切実なのである。従って、一般市民に安全への取り組みを期待するならば、身近な事例について具体的に注意を喚起することが肝要である。

その結果、小さな犯罪をも見過ごさないという強い思いが、地域住民たちに共有されるならば、目的の半ばは既に達成されたと言えるだろう。

小さな犯罪を放置することがなぜ危険なのか。アメリカ・ニューヨーク市の例をみるとよく分かる。かつてニューヨークは、犯罪都市のイメージが非常に強かった。実際私が三〇年ほど前ニューヨークを旅行したときには、出発前に身近な人たちからいくつかの忠告を受けた。いわく、街を歩くときは裏通りを歩かずメイン通りを歩きなさい。いわく、常に胸のポケットに一ドル紙幣を入れておき、万が一強盗にあつたときは決して抵抗せずにそれを渡しなさい。いわく、ニューヨークの地下鉄は大変危険であるから、できれば乗らない方がよい、などである。

ところが、ニューヨーク市の統計によると、一九九四年に約四〇万七〇〇〇件だった同市の重要犯罪（殺人、婦女暴行、強盗、重傷害、侵入盗、重窃盗、自動車盗）は、八年後の二〇〇二年には、約一五万六〇〇〇件と、実に約六一%強も減少したというのだ。今やアメリカの都市の中で、一定人口当たりの殺人発生率はニューヨークが一番低いという刮目すべき変貌振りである。

これには、当時のニューヨーク市長ジュリアーニ氏が、いわゆる「破れ窓理論」により、小さな犯罪を見過ごさない態勢で臨んだことが、大きな理由の一つとしてあげられている。氏はまず、市警本部長に、

「ストリートレベル」の小犯罪を徹底的に取り締まるよう指示したという。

「破れ窓理論」とは、窓が一つ壊されたビルを見て、一つくらいならいいだろうと放置しておけば、窓は次々壊され、やがてビル全体が荒廃してしまう。それと同じように、小さな犯罪を見逃すと、やがて地域全体の治安が悪化していく。だから、軽微な犯罪を徹底的に取り締まるのが、より重大な犯罪を抑止し、地域の安全を守ることにつながるという考え方だ。これと似た例には、道路の中央分離帯や植え込みなどのゴミがあげられる。一人がゴミや空き缶を捨てると、ほかの人たちも次々捨てるため、やがてはゴミの山となってしまう。これを防ぐには、常に植え込みをきれいに掃除して、ゴミ一つない状態に保っておかなければならない。小さなゴミを見逃せば、やがて異臭を放つゴミの山となってしまうからである。

従って、自動車盗やひったくり、車上荒らしなどの軽微な犯罪を見逃し続けると、その地域は犯罪者にとって大変居心地のいい場所となる。仲間が仲間を呼び、やがてもっと大胆で危険な犯罪に手を染めるようになるかもしれない。濁ったり澱んだ水に、ボウフラや蛆虫が湧くようなものだ。ここで問題なのは、本来なら犯罪には無縁だと思われる者たちまでもが、悪しき集団と関わりをもち始めることである。

もちろん、地域の安全を守るための最前線に立つべきは、地元警察である。人々が安心して生活できる社会環境を実現することが、警察最大の責務だからだ。しかし警察力だけでは、地域の治安は完全には守れない。地元の警察といえども、地域の隅々にまで監視の目を光らせることは困難だからである。やはり地域の安全には、地域の住民の協力が不可欠である。警察と地域住民との緊密な連携があつて初めて、私たちは安全で快適な生活を送ることができるだろう。

では、警察と地域住民の連携とは、具体的には何を指すのだろうか。

一つには、情報の共有があげられる。その地域内で発生する犯罪や事件を掌握している警察が、その情報を地域住民にリアルタイムで知らせることである。

私が経験した身近な例を紹介したい。

昨年二月、自治会の回覧板を見た私の妻が、「近所で空き巣被害が二件あったそうよ」と私に伝えてきた。私は、住宅密集地にあるわが家は空き巣被害とは無縁だと勝手に決め込んでいたのだが、同じ町内での犯行となれば、うかうかしてられない。不安に駆られてすぐ、近くのホームセンターに車を走らせた。防犯ブザーやガラス防護フィルム、センサー付き照明、警告ステッカーなどの防犯グッズを買い揃え、家のあちこちに装備した。その数日後、近所を歩いてみると、防犯カメラやセンサー付き照明を備えた家が急に増えたように思えた。

私のこの例からも分かるように、身近な場所で発生した犯罪に対しては、人々はわが身の危険を感じて敏感に反応し、何らかの対策を取ろうと行動を起こすものである。

次は、私の知人が実際に空き巣被害に遭った例である。

二泊三日の旅行から帰ってきた知人は、一歩家に足を踏み入れた途端、目を丸くした。部屋の中が見ても無残に荒らされていたからだ。すぐに空き巣被害に遭ったと気づいて、警察に連絡した。すると、駆けつけてきた警察官が、「この辺りは最近空き巣が多いんです」と明かしたという。知人は、「もっと早くそうした情報を知っていたら、空き巣に入られないよう何らかの対策を講じていたのに」と、残念がって

た。

この二つの例からも分かるように、警察がもつ地域の犯罪情報を住民に知らせることの重要性が認識される。つまり地域周辺で起きた犯罪情報を、自治会などを通じて各家庭に知らせるだけで、十分な防犯効果期待できるのである。

要は、住民一人一人の防犯意識をいかに高めるかだと思う。住民一人一人の監視の目が、その地域を網の目のように覆うようになれば、犯罪の発生率は間違いなく大幅に低下するだろう。

地元の警察署が地域住民に犯罪情報を知らせている具体例の一つに、千葉県習志野署の取り組みがある。同署は習志野市内の「犯罪被害マップ」を掲載した防犯チラシを発行して、交番や街頭で配布している。市内全域でのひたたくりと空き巣の発生場所が一目で分かるものである。

同署では、以前から半年ごとに集計した地図をチラシに載せて公表してきたが、市民に犯行目撃情報や防犯対策の徹底を呼びかけるには、発生場所をよりタイムリーに知らせなければ意味がないと考えて、毎月データを更新し発行するようになったという。

同署の署員が、ひたたくりの集中発生地域で、毎週末「ひたたくり防止カバー」とチラシを一緒に配ったところ、同地域で前年二〇件近くあったひたたくりが、翌年は三件にとどまったという。習志野署では、「犯罪の発生件数だけを知らせるよりは、市民の注意喚起に役立っているのは確か」と話している。

また、住民たちや自治体が日常の生活の中で防犯活動に継続的に取り組むことも大変重要である。

私は船橋市の住宅密集地域で学習塾を経営して二〇年近くになるが、三〜四年前まで、生徒たちの自転

車や靴が盗まれたり、ゴミが投げ込まれたり、打ち上げ花火でカーポートの屋根を壊されたり、と少年らによると見られるいたずらに大変困っていた。ところが、ここ数年それらの被害がぱたりと止まった。

これらは多分に地域住民の防犯活動が目に見える形として結実した成果だと確信している。

例えば、わが家もその一つだが、地元小学校の校区内の店や民家の壁に、PTAの依頼で「ひまわり一〇番」のステッカーを張っている。子供たちが困ったときや危害を加えられそうになったとき、助けを求めて駆け込める避難場所を示す印だ。幸いこれまで私の家に、実際子供が駆け込んできたことはないが、いざというときに助けを求める場所があるのは、子供たちにとって心強い存在だろうと思う。

更に最近よく見かけるのは、荷台に「防犯パトロール中」と表示したステッカーを張って走っている保護者らの自転車である。これも、PTAによる防犯取り組みの一環だと思うが、町中を「防犯」の文字が走ることで、犯罪者へ無言の圧力となっているように思われる。

また私の自治会では、夏休みと冬休みの午後九時より、全組合員が班を組んで町内の防犯パトロールに当たっている。長期休暇中、生活のリズムが乱れがちな子供たちの非行の芽を摘み取るのが目的の一つだ。大人たちが町内を隈無く巡回することで、子供たちが用もないのに夜間、外を出歩くことも少なくなった。更に船橋市では、二〇〇四年四月に、市民防犯課を新設して、防犯パトカーで常時市内を巡回し始めた。それに呼応するように、各町内会も全市的に防犯活動に取り組み始めた。この結果船橋市では、刑法犯の件数が二〇〇五年に、前年比約一八%も減少した。特筆すべきは、凶悪犯の減少ばかりでなく、車上狙いの一二〇〇件強、自転車盗の六〇〇件強、空き巣の二〇〇件強もの減少が見られたことである。ここでも、

軽微な犯罪の抑止と重大犯罪の抑止との強い関連性が読み取れる。

船橋市の防犯への取り組みと各町内会の活動の強化が始まった時期と、私の塾の生徒たちの自転車や靴が盗まれるなどの被害が急減した時期とは、図らずも一致している。これをみても、自治体や住民が連携して地道な防犯への取り組みを行うことが、いかに重要かが分かる。

私が期待するのは、今後陸続と退職する団塊世代が、防犯ボランティアに積極的に参加することである。本来は、警察のパトカーが常時地域内をパトロールして回るのが理想だと思う。犯罪者が最も恐れるのは、やはり警察の存在だからである。しかし、警察も巡回ばかりに時間をさくわけにはいくまい。

そこで、いくつかの町内会がまとまって、中核となる自治会館を拠点とする「自治交番」を作り、そこを地域の安全を守る前線基地とするのはどうだろうか。もちろん活動の中心となるのは、団塊世代の人たちである。中には、活動に消極的な人もいるだろうから、交番を設置できないケースも出てくるだろう。できることから始めればよいのである。「自治交番」の設置には、やはり国や自治体などが、設置の指針をあらかじめ設定して、スムーズな実現へと誘導することが必要だろう。

また「自治交番」は、民間の組織だから、警察のように犯罪者を逮捕する権限や拳銃などの武器の使用は認められない。しかし、パトロール隊としての矜持をもたせるため、統一した制服の着用や催涙スプレーなど護身器具の携帯は必要だろう。自治交番には、さすまたなどの武器を常備しておくことも考えられる。またパトカーに似せた巡回用の車も必要だろう。巡回車は傘下の自治会が共同で運用すればよい。そうすれば、維持管理費用も安くあがる。自治体や国の援助も必要だろう。

このように、退職した団塊世代を中心とした町内会ことの防犯組織が地域内を常時巡回して、不審者を監視し、少年たちの非行の芽を摘む活動をするならば、地域の安全は間違いない飛躍的に高まるだろう。

ただし、ボランティアとは言っても、全くの無報酬では活動が長続きしないかもしれない。公費による何らかの謝礼を考えておくべきだろう。

次に家庭の役割について考えてみたい。

小さな犯罪は、えてして十代の少年たちによって引き起こされることが多い。万引きや自転車盗、ひったくりなど。原因としては、家庭に居場所がなかったり、勉強が分からないので学校に行かなかったりした少年たちが、遊ぶ金ほしさに万引きやひったくりをしたり、いたずら半分で他人の自転車を乗り回したりすることが考えられる。これらの小さな犯罪がやがて重大犯罪へ結び付く恐れもある。

少年たちの非行を防ぐ大きな役割を担うのは、やはりそれぞれの家庭である。家庭は、子供たちの人格形成とその行動に大きな影響を及ぼす場だからだ。もちろん、子供たちを取り巻く地域の環境や時代の風潮なども少なからぬ影響を与えるだろうが、家庭の役割はその比ではない。どれほど周囲の環境が悪くとも、しっかりした家庭で育った子供たちは、周囲の悪に染まることなくまっすぐに成長する。人の物をとってはいけない、人を傷つけてはいけない、人の迷惑になってはいけないなど、人としてあるべき最低限のルールを幼い頃から教え込まれ、あるいは、口では言われなくても、生き様で示す親の下で育った子供たちが非行に走る可能性は、遙かに小さいのではないだろうか。

子供たちが非行に走る原因の一つに、家庭内での親子のコミュニケーション不足があげられる。コミュ

ニケーションは、言葉のやり取りだけを意味しない。親がわが子の生活や交友関係に関心をもち、見守り続けることも大切なコミュニケーションの一つだ。子供はそうした親の無言の愛を敏感に感じ取るものである。

学校の役割も大きい。一日の三分の一ほどの時間を費やす学校での過ごし方が、子供たちの人格形成に影響を与えないはずがない。学校は、教科の勉強以外にも集団生活の中でいかに他人と協調して生きるかを学ぶ場でもある。

大切なのは、学校内で問題が起きた場合の学校の対応の仕方だ。一部の荒れた生徒たちによって、学校の設備が破壊されたり教師が暴力を受けたり、学校外で生徒が非行に走ったりした場合、学校側はしばしば問題を内々で処理しようとしがちだ。事が公になると、校長らに責任が及ぶと危惧するのだろうか。しかし、学校側は体面にこだわらず、早い段階で外部の協力を仰ぐべきである。学校の荒廃を長期間放置することは、地域社会にとっての不穏の種を育ててしまうようなものである。PTAや地元警察とも連携して、悪の芽は小さいうちに摘み取っておかなければならない。

次に、地域の安全に関して企業が果たすべき役割について考えてみたい。

多くの企業の中で、地域の安全と最も関わりがありそうな職業には、郵便配達、新聞配達、宅配業など、地域と密着した業務を行う職種があげられる。これらの業務に携わる人たちは、日常的に特定の区域を隈無く巡回している。彼らが、毎日の配達や集金の途中に、建物の窓が壊されているなどの異状や不審者に対して注意を払い、一人暮らしのお年寄りや町角の子供たちに気を配るならば、住人にとってこれほど心

強いことはないだろう。警察がこれらの企業と情報を共有し防犯に取り組めば、住民の安全は更に強固なものとなるに違いない。

また、全国津々浦々に店舗網を展開するコンビニエンスストアの果たす役割も見逃せない。二四時間営業のコンビニは、非常時における地域の安全拠点ともなり得る。夜間、痴漢や路上強盗などに襲われた場合の駆け込み寺にもなり得るし、事故や災害に襲われたときの避難場所ともなり得る。全国のコンビニエンスストアが、地域の安全に一役買うならば、これもまた地域住民にとって心強い味方となるだろう。

次に防犯カメラについて考えてみたい。

世界で防犯カメラが最も普及している国は、イギリスだそうだ。記憶に新しいのは、ロンドンの爆弾テロで、防犯カメラに写った映像を分析して犯人が特定されたケースである。

日本でも、小学生が上階のマンション通路から突き落とされ殺された事件で、現場から逃走する犯人の映像が防犯カメラに写っていたため早期に逮捕されたことが想起される。

核家族化と都市化が進む現代では、住民同士の交流が極めて希薄になってきている。特に大都市のマンションなどでは、長年隣の住人の顔すら知らないで過ごすことも珍しくない。都会の居住空間では、むしろ他人のプライバシーに無関心であることが、都会に住まう者の無言の礼儀となっている側面もある。

こうした大都市の特異性からして、犯罪が起きたとき、警察が住民たちから目撃証言を得るのは大変困難な状況となっている。住民同士が互いの顔もよく知らず、そもそも他人の存在に無関心なのだから当然と言えば当然ではあるが。

そこで、近年防犯カメラの重要性が認識されるようになってきた。

防犯カメラには、防犯上二つの重要な働きがある。

一つは、「犯罪の抑止効果」。

次のような例がある。街頭犯罪に悩んでいた群馬県前橋市の商店街が、防犯カメラを設置したところ、落書きやシャッターを壊される被害が減り、通行人が金を脅し取られる恐喝事件も半減して、安心して歩ける街になったというのである。犯罪の抑止効果が顕著に現れた例の一つと言えるだろう。

二つ目は、「容疑者の特定効果」。

さきほどの、小学生突き落とし事件でも、もしマンションに防犯カメラが設置されていなかったならば、事件があれほど早期に解決したかは疑問である。

また東京J R日暮里駅で、男性会社員が男に殴られ重体になった事件があるが、警察は防犯カメラのテープ五百本を解析し、茨城県内の駅のものから目撃証言と似た男を見つけ出して、容疑者を特定した。

このように防犯カメラには、容疑者を特定する効果、すなわち目撃者のかわりとなり得る働きがある。

もつとも、防犯カメラの設置によって引き起こされるかもしれないプライバシーの侵害を危惧する人たちもいる。

プライバシー保護のためには、映像の提供について、住民が警察と納得のいくまで話し合い、運用に関する指針を作り、その指針に従って提供の是非を決めればよいだろう。しかし、プライバシー保護に過度に敏感となる余り、安全が置き去りにされるようでは、本末転倒である。両者のバランスをとることは大

切だが、安全あつてのプライバシー、ということ忘れてはなるまい。

かつて日本では、安全は空気や太陽の光のようにただで手に入るものと思われていた。しかし今では、お金を払ってでも確保すべき貴重なものとなりつつあるのが現実である。

大阪府の岬町には、防犯を売り物にした分譲住宅地があるという。専属警備員が二四時間巡回し、空き巣が入れば屋内に設置したセンサーが感知して警備会社へ通知するシステムが全戸に標準装備されている。更に分譲地内の公園や通学路などには、監視カメラも設置されるという徹底振りだ。月三〇〇〇円ほどの費用がかかるが、負担に感じる人はいないという。

こうしてみると、今や安全のためには、少々費用がかかったりプライバシーに支障があつてもやむを得ないと考える人が少なからずいることを示している。安全こそが、他のあらゆるものに優先するからである。

さきほども触れたように、近年は犯罪捜査において地域住民の目撃証言を得るのが極めて困難となつている。言い換えれば、犯罪を監視する社会の能力が急速に落ちてきているのである。従つて、それら社会の盲点を補完するための、防犯カメラの必要性はますます大きくなってきている。警察庁などは、外見は街路灯だが、非常用赤色灯や非常ベル、防犯カメラ、インターホンが装備され、緊急時は警察署などにポタン一つで通報することができる「スーパー防犯灯」の設置を進めているという。「スーパー防犯灯」は、特に人通りの少ない街頭など、痴漢の被害や、路上強盗やひったくりなどが起こりやすい場所で威力を発揮すると思われる。過去のデータを分析し、犯罪の起こりやすい地域を中心に、「スーパー防犯灯」の設置

を精力的に進めてほしいものだ。

最後に、地方自治体と国の役割について考えてみたい。

私たち一般市民が、地域レベルや個人レベルでいかに安全に注意を払っても、容易には防げない脅威もある。それは、組織暴力団の抗争や、テロ集団やカルト集団による犯罪である。これらは、警察庁の監視体制を強化することで、抗争や犯罪の発生を未然に防ぐことが肝要であるが、同時に組織暴力団等を解体へと追い込む法律や条例の整備も欠かせない。

新聞等の報道によると、最近地域住民が力を合わせて暴力団の組事務所を退去させる運動が全国各地で起きているようである。その勇気ある行動力にエールと敬意を送りたいと思うが、追い出された暴力団は、また別の土地で暴力団の顔を巧妙にカムフラージュしながら事務所を設けようとするだろう。これでは、いたちごっこである。根本的な解決にはならない。やはり、国や自治体が法律や条例を整備して、暴力団の存在を許さないという断固たる決意を示し、厳しく対処していくほかないだろう。

いずれにしても、社会の安全の根底をなすのは、個々の住民の安全を希求する熱意である。個々の住民が、犯罪を許さないという強い決意のもと、常時地域内に警戒の目を向けるならば、それだけで犯罪の発生は大きく抑制されるだろう。

それら住民の熱意のうえに、警察の情報・捜査力が加わり、更に「スーパー防犯灯」や防犯カメラなどの文明の利器と、新聞配達員、郵便配達員らの目が地域全体を常時監視し続けるならば、少なくともその地域の安全は盤石なものとなるだろう。

ともかく、あらゆる知恵を絞って、私たちは社会の安全を守るため、考えられる手立てを尽くさなければならぬ。

これまで安全のぬるま湯に浸かってきた私たち日本人も、安全は与えられるものではなく、勝ち取るものだという意識改革が、今こそ求められているように思う。

社会の安全とそれぞれの役割

地方公務員

清宮 正人 (51)

はじめに

警察庁の発表では、本年（二〇〇七年）上半期の刑法犯認知件数は昨年同期に比較して七・一パーセント減の九二万五九三一件で上半期としては五年連続で減少し、検挙率も〇・八パーセント上昇して三二・三パーセントになっているという。また、検挙率は戦後最低だった二〇〇一年の一九・八パーセントに比

較すると大幅に改善されているが、「治安がいい」と言われていた昭和期から比べると低く、「治安が悪化している」という国民の意識はまだ改善されてはいないと思われる。今回は、住民の安全に直接的に関わっている警察、消防、自衛隊などの専門機関を除いた国や自治体、その他の主体が「安全」を確保するためにどういう役割を担うべきかを考えていきたい。

変質する社会

日本は今、いざなぎ景気を超えた好景気のまっただ中にあると言われている。しかしながら、多くの国民はその実感を感じられない状況にある。それどころか、持てる者と持たざる者、都市と地方、雇用形態、教育などにおいて、いわゆる「格差」が生じ、しかもそれが固定化・拡大しているとも言われており、先の見通しの立たない不安定な状況がわれわれの周囲を取り巻いている。社会の安全の基本は「安定」であり、この安定が揺らいでいるところに、安全の低下があるように思う。社会の安定を取り戻すことが喫緊の課題であると思われる。

バブル経済が崩壊し、「失われた十年」と呼ばれるような長い不況を経験したあと、日本の経済はようやく回復期に向かった。しかしながら、それは国際社会との競争のもと、経済のグローバル化に対応するために日本の社会が大きく変質した結果でもあった。

かつては安定した信頼感を保っていた金融機関の再編が相次いで行われ、銀行の名前がめまぐるしく変わり、不良債権の整理が進められた。この過程で貸し出し審査の厳格化による中小企業への貸し渋りなど

も行われ、ある意味では金融機関による企業の選別・切り捨てが行われた。

また、大企業も弱肉強食を思わせる企業買収の進行や大手建設会社の談合問題、本来の事業に加えて、投資や土地取引など本業以外での失敗、食品会社による消費者の信頼を裏切る違法行為や不当表示などが明らかになり、全国的に名の知れた企業でさえも不祥事や業績不振・倒産が目立つようになった。ニュースでは毎日のように「偽装」や「不正」という言葉が踊り、発覚した不祥事に頭を下げて詫げる企業トップの姿が報じられている。

さらに、官においても、談合など天下りの弊害、裏金、一般公務員や教員、警察官の不祥事などが日常的に報道され、年金問題で官への不信は頂点に達した感がある。「政治と金」の問題も国民の関心を呼び、国民の指弾を受け表舞台から去っていった政治家もいる。

こうして、政・財・官という日本を支えてきた社会システムにおいて、国民が信頼できる「よりどころ」を失ってしまったことが、社会の「不安定」さを増した一つの大きな原因であろう。

また、従軍慰安婦問題や対北朝鮮政策などでできしみが目立ってきた日米関係への不安、核、ミサイルで戦争の危機を強調しながら瀬戸際外交を続けている北朝鮮、経済面や軍事面で存在感を増し日本の今後に大きな影響力を持っている中国などとの関係の緊迫の度が増している。さらに、豊富なエネルギー資源やレアメタル（希少金属）、安価な労働力を有するBRICs諸国の大きな発展が予想されるなど、今後の世界経済の大きな流れが変わりつつあるなかで、日本がこれからも国際社会で存在感を示していけるのか。国連常任委員会入りを目指した議論などを見ると、余り明るい見通しは持ちにくい状況にあり、むしろ「国

際社会で孤児にならないか」という懸念も口にされることが多い。

特に、現在の日本の好景気は、中国経済の躍進による需要増に負うところが多いが、製品の安全性やモラルの問題など中国にはまだ不安定な要素が多く、中国経済の今後がどうなるかは未知数の部分がある。中国経済がこのまま発展を続けるにしても、発展がとどまってしまいうにしても、今後の日本経済には大きな影響が予想される。

国の役割―安定した社会の構築

こうした背景のもと、日本では国際競争力の強化という名目で、「規制緩和」「構造改革」という形の自由化が急速に進められてきた。今まで日本を支えてきた社会システムの多くは、あたかも諸悪の根元であるかのようにバッシングにさらされ変革を余儀なくされている。この自由化への道筋は「社会システムの溶解」とでも言えるように流動化が急速に進められたところに特徴がある。社会の秩序は、人々の価値観が共有されていれば比較的容易に確保できるが、複線化した価値観のもとでは、なかなか維持しにくいものである。近年、治安が悪化したと言われる背景のひとつには、従来の社会システムの急速な溶解の結果としての人々の価値観の多様化と倫理観の変容、そして、その過程で生じたさまざまな問題が原因になっていると思われる。

例えば商業の分野において、かつては「大規模小売店舗法」というものがあり、大型店の出店は厳しく規制されていた。その後、アメリカからの圧力により新しい法律が施行され、比較的容易に大型店が立地

できるようになった。その結果、郊外は大型商業施設同士の集客競争の場になり、大型商業施設が過剰に立地している地域も多くなっている。今後、競争に敗れた施設の退店が進み、グレーフィールドやブラウンフィールドと呼ばれるような巨大な廃墟が生じ、そこを舞台にした地域社会の荒廃が進むことが心配される。また、中心市街地の活性化が進められているが、その手法は、駅前のマンション建設が主であり、大量の新住民の流入はまちの在り方にさまざまな影響を与え、従来のコミュニティ組織の崩壊などに起因する治安の悪化も懸念される。

また、雇用の分野においても、経済団体などを中心に「労働ビッグバン」というスローガンが掲げられ、終身雇用や年功序列など旧来の雇用慣行を見直す動きが出ている。このようななかで、同一の仕事内容でも正規雇用と非正規雇用の差が大きくなり社会問題になっているが、その賃金の差を縮めるためには非正規社員の給料を上げるよりも、正規職員の給料を引き下げてバランスを取ろうとする動きが感じられる。

経済が回復し新卒者の就職状況は改善されているとは言われるが、大学卒でも三年以内でやめてしまう人が多く、雇用の流動化が進んでいる。もちろん、転職に成功する人も多いだろうが、むしろ職を渡り歩くうちに労働条件がますます悪くなり、いわゆる「フリーター」や「ワーキングプア」になってしまいう人が多いのではないか。その先には、定住した住居もない「ネットカフェ難民」や「ホームレス」の生活が待っており、生活難から犯罪に走る者が増えることが懸念される。

特に、「就職氷河期」と言われる時期に学校を卒業した世代の就職状況はいまだに厳しく、二五歳から三四歳までのいわゆる「年長フリーター」への雇用対策はなかなか困難である。こうした就職が困難な人や

就職意欲のない「ニート」が国内に多数いる一方、「労働力が不足しているので外国人労働者の積極導入を」という声が増えているのが不思議な感じがする。日本の若者が職を選び好みしているのか、雇用に耐えられないほど質が劣化しているのか、企業がより安い人件費で使用するために外国人に目を向けているのかよく分からない。しかし、単純労働に携わる外国人の受入には生活や教育に莫大な行政コストがかかり、治安の悪化、差別などの人権問題、テロリストの潜入など多くの面で負の影響が生じることを認識しなければならぬ。現在、外国人労働者受入の根拠となっている「外国人労働者研修制度」の見直しが進められているが、単純労働者を受け入れるには社会全般に関する慎重な議論が必要であり、当面の経済効率の視点からだけで論じるべきではないと思う。

こうした従来の社会システムの溶解は、一面では社会の不安定化を進め、国民の安心・安全感を低下させている面がある。日本がこれからも世界の中で存在感を示すには国際競争力を維持することは必要である。それには規制緩和や自由化が不可欠だ。しかしながら、効率化のためにあるシステムを変革することが、新たなより大きなコストやリスクにつながっては意味がない。これまでの社会システムを溶解させることは、治安の維持と相反する部分があることを十分認識した上で、国は施策のバランスをとっていく必要がある。

地方自治体の役割―人に優しい地域づくり

都市と地方の格差が拡大していると言われる。東京都が対前年八、〇〇〇億円の増という巨額の税収を

上げている反面、北海道夕張市の財政再建団体への転落は「自治体倒産」が現実のものになったという意味で多くの地方自治体に衝撃を与えている。一部の富裕な自治体を除いて、全国の自治体の多くは、国が進めた「三位一体の改革」により地方交付税を大幅に削減され、財政的に非常に困難な状況にある。市町村の各種団体への補助金なども見直しを余儀なくされ、消防団やボランティア団体、コミュニティ団体など地域の安全確保のために重要な役割を果たしている団体からの助成の要望にも十分応えることができなくなっている。

また、「平成の大合併」が進み、合併した市町村の区域が大きくなり、きめ細かい行政が難しくなっている面もある。特に「安全・安心」の面では、かつては小さな村で役場職員が地域の状況を熟知していたものが、合併で新たな市になりエリアが拡大し、人事異動により地域の実情をよく知らない職員が配置される場合も多く、また、地方議員の数の削減が地域の声を市役所に届きにくくした面もある。今後の地方行政を考えた場合に、合併して自治体の基盤を充実させることは必要だと考えるが、住民の安全や安心が置き去りにされることは極力避けなければならない。

特に懸念されるのが過疎地である。雇用の場を初め、医療機関、教育機関、産業施設、娯楽施設などが都市に集中し、過疎地を中心に人口の減少と高齢化が急速に進み、全国で集落が崩壊している。こうした過疎地に残されたお年寄りは、医療・保健の面で大きな不安にさらされるとともに、災害発生時の大きな被害も予想されるし、治安の面でもきわめて危うい状況で、強盗や泥棒など凶悪な犯罪の犠牲になるお年寄りも増えている。子どもや孫は都市に住んでおり近所に身内や頼る人もいない、近所にあつた駐在

所が廃止されてしまった、自警団を組織したくとも人がいないなど、社会的な環境は悪化する一方であり、市町村行政も少人数の住民が点在している過疎地への施設建設や人員配置には行政コストがかかり、財政難のもとではなかなか手を差し伸べられない。

「そんなところにいつまでも住んでいないで都会に移ればいいんだ」という声も聞こえそうだが、山村から都会へというふうには、普通の高齢者が全く環境の違ったところに移住するストレスは相当のものだろう。住民の理解を得られる形で居住地の集団化を進める方策などを検討するとともに、町の職員やボランティアがこまめに巡回して様子を見て話し相手になるなど、市町村行政が人との関わりを通じて、住民の安全や住みやすさを保つ工夫を行う必要がある、国や都道府県はそうした活動に対して支援を行うべきだろう。

一方、都市部においても地域の連帯が失われていることには変わりはない。高齢化が進展するに連れて、家族のきずなは弱まり、夫婦のみや単独世帯が増えていく。高齢者は、一般的に人づきあいのわずらわしさを嫌うことから、友人や近隣との関わりを必要最小限にし、家に閉じこもろうとする傾向があり、マンションやアパートのみならず戸建て住宅にあっても孤独な老人の一人ないし二人世帯が増えている。こうした老人の孤独につけ込んで、いわゆる「振り込め詐欺」が横行しており、その手口も複雑・巧妙化している。これを防ぐためにプライバシーの尊重や個人情報保護が進められているが、一部で過剰反応的な運用をされ、隣人や行政が住民の生活状況を把握し、災害や犯罪の抑止につなげることが難しくなっている。

また、地域のつながりが希薄になるなかで、孤独死や児童虐待などが増えている。少なくとも基礎的自治体である市町村は、住民の生活状況を把握している必要がある。自治体やコミュニティ組織による近隣の共助体制を整備する必要がある。市町村には、住民一人ひとりが自治組織に関心を持ち、できるだけ参加しやすいように誘導する役割が求められている。個人情報保護法への過剰反応が邪魔をする形で、市町村や自治組織の「安全」に最小限必要な住民の把握さえできないということは、法そのもの又は法の運用を見直す必要がある。もちろん、個人情報情報の取扱は慎重にすべきであり、目的外に使用されないようにしなければならないことは論を待たないが。

いずれにしても、地方、都市部ともに孤独な人々が増えてきているなかで、住民の「安全」を確保するためには、住民相互のつながりを断ち切らず、互いの目配りができる、弱者を切り捨てない「人に優しい地域づくり」を進めていくことが地方自治体には求められている。

子どもたちの安全確保

高齢者と並んで犯罪の被害など安全が脅かされる機会が多いのが子どもたちだ。子どもについては、家庭、地域、学校が連携を図り、みんなでその安全を守っていくことが理想的である。しかしながら、最近の家庭をめぐる事件の多発などを見ると、その機能を果たせない家庭が増えてきているように思われる。「できちゃった婚」などときわめて無責任に呼ばれる低年齢層の結婚・出産。あまりに低年齢の夫婦では、自分の娯楽の重視や低収入による生活難、共稼ぎによる両親の不在などによって、ネグレクト、育児放棄、

児童虐待などにつながるケースが多く、こういった負の部分が遺伝的に後の世代にも引き継がれやすいということも言われている。また、離婚や再婚によって家庭内の人間関係が複雑になって家庭内外の犯罪につながっている例も多く見られる。

子どもをめぐる地域の取組では「PTA」や「子供会」が代表的であるが、PTAについては、いろいろな行事で拘束される時間が多いことなどから、役員のなり手がなく、自営業や農業など地域と密着した人に役員になってもらわざるを得ないケースが多い。父兄による交通安全のための立哨活動などが行われているところが見られるが、訓練を受けていないお母さん方のおしゃべりをしながらの安全活動はかえって子どもを危険にさらすことにもなりかねない。適切な安全活動の知識や訓練が不可欠であるが、そういうことを持ち出すとますます役員のなり手がいなくなってしまう。特定の人への負担の集中が課題になっている。

「子供会」もこれまで多くの地域で組織され、子どもへの声かけや、旅行、お祭り、ラジオ体操そのほかの行事を通じ、地域の子どもたちのコミュニティ形成と安全な地域づくりに大きな役割を果たしてきた。しかしながら、子どもの絶対数が少なくなつた上に「役員にさせられると面倒だ」「会費を払うのがもつたいない」などと意識的に加入を避ける人も増え、役員の人材確保の難しさと相まって、多くの地域では活動が低調になってきている。

また、かつて同じ地域の子どもたちは、近所の小学校や中学校に通い、行動をともしる機会が多かつたことから、地域活動においても小学校区単位にコミュニティが形成されている例が多く、幼い頃から

心の知れた同士の連携がとれたが、受験熱や公立学校の質の低下、その裏返し私立学校の人気上昇、学区制の廃止などにより通う学校が分散するケースが増えており、地域と学校とのつながりが薄れ、同級生意識でつながった地域活動などがしにくくなっている。

子どもの安全に関わる学校の果たす役割としては、安全に関する教育や啓発の実施と、登下校、授業時、休み時間における安全の確保などが主なものであるが、それ以外にも、生活指導やしつけを通じた子ども的人格形成などの役割も期待されている。生活指導などについては、学校のサイドからは「それは家庭の問題だ」とか「何でも学校に持ち込まれても困る」との声があるが、普通の親を初め多くの人々にとって学校が「頼りたい場所」として期待されていることも確かだ。しかし、各種教育研究会や視察者への対応、レポートの作成、「モンスターパーアレント」と呼ばれる無理難題を持ち込む父兄への対応など、本務以外で教師が忙殺され、疲労と疲弊につながっており、「子どもと向き合う時間が確保できない」と言われており、教師の雑務を減らし子どもと関われる時間を増やすように工夫することが重要になっている。

学校の安全の確保の面では、場合によって警備会社に委託して警備を厳重にしたり、不審者や変質者による事件の発生状況について、随時、家庭に通知をして注意を促すほか、教師や父兄による見回り、「子どもを守る家」への登録など地域の協力、下校時のパトカーや消防車による巡回などあらゆる手段で子どもたちの安全を確保する必要がある。一部実施されているが、教師が児童とともに実地踏査をしながら、通学ルートの危険箇所マップを作ったりすることも有益だろう。自分たちで歩いて点検することによって、犯罪につながりやすい木陰や暗がりなどが発見できる。安全を守るための学校の役割では、犯罪の起こり

やすい場所や、犯罪につながりやすい機会を減らすとともに、地域の住民の協力のもと、できるだけ多くの「目」を、まちなかに張り巡らせることが重要だ。

個人の役割

社会の仕組みやわれわれを取り巻く安全に関わる環境が大きく変化しているなかでの個人の役割は、「自己責任」と「つながりの確保」に集約できると考える。

治安の改善が体感できにくく、財政難や小さな政府の希求により、住民に対する国や市町村の十分な目配りが行われにくくなってしまった現状では、自らが認識し「自己の安全には自らできるだけの手を尽くす」という危機管理能力を高め、自己責任のもとに日々の生活を送ることが重要である。

昔の田舎では当たり前だった家に鍵をかけることが、今では犯罪に容易につながることを認識しておくことが必要だし、訪問勧誘は強盗の下見かも知れず、近所の親切なおじさんやおばさんが子どもに対していつ犯罪者になってもおかしくない。家庭内では親・兄弟でも殺人や暴力の加害者・被害者となりうる油断のできない状況だ。つまり「時代は変わった」のである。「人を見たら疑え」という性悪説に基づいた行動が身の安全につながるのだ。自分がしっかりすること、つまり、「自己責任」に基づいてあらかじめ危険の芽をつみ取ることが求められている。

しかしながら、個人の力には限界がある。そこで多くの「つながり」を維持し、育てていくことが第二のポイントだ。平成一九年度の「国民生活白書」では、「つながりが築く豊かな国民生活」というサブタイ

トルで、家庭、地域、職場のつながりがそれぞれ失われてきているとして、良好な国民生活のために「つながり」の役割の重要性をうたっているが、このうち特に安全の面からの地域のつながりが重要視されている。

「地域に期待される役割」では、調査対象の八四パーセント以上が「防犯や防災に向けた対策が必要」と答えており、そのほか「高齢者への介護、福祉」「少年の健全な育成」「身のまわりの環境保全」などが上位にある。

また、「地域の安全を確保するために必要なもの」としては「住民一人一人の自衛方策」が約七八パーセントと最も高く、「地域住民、ボランティアの防犯活動」「他の行政機関による防犯施策の推進」「学校、職域等における防犯教育」などが続いている。

さらに、こうしたことから「安全で安心な地域社会を実現するために必要な取組」として、「街路灯の設置や公園の見直しなどの整備」、「住民によるパトロールなどの活動」「自治体、学校、警察との協議会の設置」などが必要という調査結果が出ている。

先にも見たように、地域自体も大変な状況に置かれ、そのつながりが希薄になっているところが多い。一方、自治組織がうまく機能し、警察や学校との緊密な連携のもとで大きな成果を挙げているところもある。地域住民の人口や、年齢・職業構成の違い、意識の差、人材不足などでなかなか良好なコミュニティを形成できない地域も多い。そうしたところにこそ行政が手を差し伸べる必要がある。

一人ひとりが危機管理をしっかりと行い、それらのつながりにより地域の安全を保っていくことが個人

の役割であると思う。

まとめ

従来の社会システムが大きく変質し、競争社会の現出や国際化が急速に進んでいる。このようなことを背景に、モラルや体面を重んじた従来の日本人の倫理観や価値観が変わってきている。社会のなかでは、人々の関わり、いわゆる「つながり」が希薄になって、安全を守るといふ基本的な住民の欲求に応えることさえ難しい状況にある。こうしたことから、犯罪も多様化し、いつ誰が被害者や加害者になっても不思議でない世の中になっている。企業や官公庁など信頼すべきよりどころの権威も急速に失われ、ある意味では日本人は漂流をしているようにも思える。

多くの国民が不安感を抱いているなかで、安定した社会を創り上げ国民の安全を確保することが国には強く求められている。特に、少子化、教育、雇用など生活に直結する部分については早急に有効な施策を講じるべきだ。

また、都市と地方、さらに地域内でのさまざまな格差が進行している状況で、財政悪化に悩む自治体が住民に対して十分な目配りができず、安全の低下につながっている。都市部、過疎地などそれぞれの地域の特色に応じて必要とされる手段はさまざまであろうが、自治体には、地域住民を主体とした活動を支援していくことが求められている。市町村合併でエリアが拡大した市においては、特に従来の市町村の役割を補完する住民組織や自治組織の役割は重要である。しかしながら、さまざまな理由でそうした活動が困

難な地域には、地方自治体自らが手を差し伸べる必要がある。地方行政には住民に対する優しさが必要である。

さらに、地域活動の重要な拠点ともなりうる学校の活用も安全の確保には不可欠である。かつての「学区Ⅱ（イコール）地域コミュニティ」という図式は大分変わっているが、それでも地域における学校の役割や学校に対する地域社会の役割は大きい。互いの連携を積極的に図り、住民の安全の確保に取り組むことが求められている。

国、地方自治体、地域、学校などの住民の安全に対する役割の重要性は今まで見てきたとおりであるが、一人ひとりの住民はこれらに過度に頼ることなく、危機管理意識と能力を高め、自己の責任を果たしながら、地域の「つながり」を築いて行くことが必要ではないだろうか。

人がつくる社会 人をつくる社会

はじめに

連日、報じられる凶悪事件。

毎朝、新聞を開く度に、目にする殺人事件の記事。

怨恨、復讐、虐待。

自営業

館野

史隆 (36)

発生し、伝えられる事件は多様、かつ複雑なものになり、日を追うごとに残虐性を増しつつある。

かつて、我が国には「安全神話」という言葉が存在した。

人々は他者を疑うことなく安心して日々の生活を送り、特別の努力を要せずとも平和の特権を享受できた。

しかし、今は違う。

朝、笑顔で挨拶を交わした隣人が夕方ニュースに加害者として登場し、今日、行動を共にした同僚が翌日の新聞で容疑者として扱われる時代である。

私たちの住む国はいつから、これほど住みにくい場所になってしまったのか。

そして私たちはこれからも何かに怯え、知人や友人あるいは家族さえも疑いながら暮らしていかなければならないのだろうか。

前述のように私たちのまちから「安心して生きる環境」は消えつつある。

また、所与のものとして、誰もがその貴さを顧みることさえしなかった「平穏な生活」は失われつつある。

このような時代であるからこそ、私たちは社会の安全について真剣に考えなければならない。

そして自分たちの住むまちを、より暮らしやすいものとするための努力を各々がしなければならぬ。

本論文においては、安全な社会を築くために私たち市民に何ができるのか、また何をしなければならぬかについて私なりの考えを述べてみたい。

— 「なぜあの人が」

マスコミを通じて事件が報じられる際に、しばしば加害者側の知り合いの人たちのコメントが取り上げられる。

そして、その度に耳にするのが「なぜ、あの人が」というフレーズである。

温厚、真面目な人間として周囲に知られている人間が突如、凶悪犯のレッテルをはられることに対しての困惑の念から発せられる率直な感想がこのようなセリフになって現れるのである。

人間の本質に関しての性善説と性悪説の議論はともかくとして、生まれつきの犯罪者というのとは存在しない。

未来の容疑者としての運命を背負わされてこの世に生を受けた者などは絶対にいないのだ。

悲しいことに人間は環境に支配されつつ生きること余儀なくされた生きものである。

主体的に歩みつつも自らの周囲の何かに影響されることから逃れられない存在である。

そうだとすれば、私たちは無意識のうちに犯罪に向かうような状況に置かれてしまう可能性がある。

また、気付かない間に他の人が事件を犯すきっかけを作ってしまった場合があることも否定できない。

犯罪を抑止するために、私たち市民が社会制度を変えることは難しい。

しかし、ちょっとした心がけ次第で、犯罪を犯さない「人づくり」をすることは可能なのではないか。

私はこうした小さな一歩、一歩の積み重ねが「安全なまちづくり」につながるのではないかと考える。

二 「彼」の変貌

環境が人に与える影響の大きさについて、私が真剣に向き合うようになったのは、自分の幼少時代からの友人の変わりようを真近で見た時からである。

幼い頃から成績優秀で、なおかつ抜群の運動能力に恵まれた「彼」はいつも周囲の羨望の的であった。

自分から誰かに話しかける、といった積極性には欠けるものの常に笑顔を絶やさず、周りの人に気を配ることを忘れないその人柄は誰からも愛され、私自身も彼のことが大好きであったし、尊敬もしていた。

しかし、中学に入学した直後から「彼」の生活態度は一変してしまう。

真面目が服を着たような優等生だったにもかかわらず、ある時期を境に校則に反するデザインとサイズの制服を堂々と着て登校するようになり、校内や下校途中に立ち寄る店で、おおっぴらに煙草を吸うようになった。

言葉使いは横柄なものになり、両親や教師に対して、あからさまに反抗的な態度をとるようになった。

「彼」の変わりようには誰もが驚いた。

と同時に、その変貌後の姿に、友人たちは落胆し、失望した。

クラスも所属クラブもちがったこともあり、いつしか私と「彼」の間には距離ができるようになった。

たまに廊下ですれちがうことがあっても会話もなく、そのうち目を合わせることもさえもなくなってしまう。

互いに離れて過ごすようになっても、私は常に「彼」のことが気になっていたし、願わくは元の姿に戻っ

てほしいといつも思っていたものだ。

しかし、「彼」の素行は一向に改まる様子ではなかったし、それどころか周りの取り巻きに感化されたかのように、道はずれて暴走してしまった。

卒業後、私が「彼」に会う機会はなかった。

風の噂によると、中学を出た後、高校には進学せずに就職したものの、職場の人間関係のトラブルから数週間で仕事を辞め、その後知り合った仲間とともに良からぬグループに属するようになり、夜の街をブラブラしては悪さをする、墮落した生活を送るようになったらしい。

そういえば、一度だけ駅で見かけたような記憶があるが、あまりにも変わり果てた姿をしていたので、それが「彼」本人なのか確かめようもなかった。

三 軽率な一言が変えた人生

模範的な存在でさえあった「彼」がそのような道を歩むようになった理由が私には、当初は理解できなかった。

思春期にありがちな一時の気の迷い（といっても、当時は私自身も反抗期の真っ只中にあっただが）に起因する短時間の寄り道ではないかと私も周囲の人たちも楽観視していたふしもある。

しかし、後に聞いた話によると、学校の教師が軽はずみに言った一言が「彼」のその後の人生を狂わせてしまったらしい。

もともと「彼」を傷つけてしまった、その言葉も、教師が悪意から発したのではなく、むしろ、ほん

のジョークのつもりで言ったものらしい。

また、その教師の発言だけが、「彼」の後の人生を狂わせてしまったわけでもないだろう。

しかし、その内容が他人に触れてほしくない家庭環境に関するものであったから、感受性の強い性格の持ち主であった「彼」に耐え難い屈辱感を与え、教師や世間に対する反発を抱く直接の引き金になったのであろう。

四 環境が人間形成に与える影響

今になれば「彼」に対し少なからずの同情の念を抱き、その置かれた状況を理解できなくもないが、それでも「彼」のその後の生き方を擁護することはできない。

未成年とはいえ、ある程度の分別と判断力を備え、社会常識も持ち合わせる段階にある年代として、自己の行為とその結末について、それなりの責任を持つべきであろう。

それは、「彼」のケースにも全くあてはまることであり、すべての非を教師の発言に帰せるのは責任転嫁以外のなにものでもない。

しかし、私たちは気づかないうちに、自分の行為によって他者になんらかの作用を及ぼしている。

そして、私たちの社会は、そういった人と人のつながりで成り立っている。

そうだとすれば、ごく普通の市民を犯罪者にしてしまうような環境を作るのも、あるいは一度は道を踏み外してしまった人を更生に向かわせるのも、私たち一人ひとりの心がけ次第であるといえるのかもしれない。

五 「信じ、待つ心」

私の知人であつて高校のボクシング部の監督を務めていた方がいる。

その方は高校の教師ではなく、あくまでも外部指導者という形で指導にあたっていたのであるが、その監督がいうには、指導の原点は選手を信じて、待つことだという。

その教育理念は非常に興味深く、高校生への指導にとどまらず、様々な場面で応用されうるものだと思われるので、ここに紹介したい。

私のところ（ボクシング部）に入部してくる子は、どちらかというと自分に対して自信がない子が多いんだよ。

だって、小学、中学の間に勉強が苦手だった人間が入学するような学校だから、自分で自分に劣等生のレッテルを貼っちゃつてる子ばかりなんだよ、本当はそんなことないのにね。

だから、私は、彼らに自信をつけさせるために、入部後、一年間は絶対に叱らないし、欠点があつても、あからさまに指摘しない。

そのかわり部員のいい所を見つけたら、徹底的に褒めるんだよ。それも、少しオーバーなくらいにね。自信をなくしてる子っていうのは自分のいい所に気づいてないんだよ。

こっちから見れば磨けば光るものをいっぱい持つてるのに、自分でそれを見つめる努力をしないんだよ。それは、とてももったいないことだから、代わりに私が見つけて、磨き方を教えてあげるんだよ、あと

は自分でピカピカにしてみたっていいね。

いってみれば、宝探してみたいものだけど、まず、やればできるっていう気持ちを内面に育てることが大切なんだよ。

技術なんかは後から、いくらでもついてくるんだから。

上級生の指導も基本は同じなんだけど、試合に勝つためには、ある程度、うるさいこともいわなきゃならないから技術的な部分で注意しなくちゃならない時もあるけど、そういう時には九対一の法則っていう自分で考えたルールで（注意を）するんだよ。

つまり、部員を褒める回数と叱る回数の割合は九対一くらいがちょうどいい。

あまり、褒めてばかりでも子供は伸びないけど、叱ってばかりでも萎縮してしまうのでよくない。

だから、褒めて、褒めて、たまに叱る。

逆に言えば、注意したり、欠点を指摘したくなくても、その時には叱らず、九回、褒めてから叱る。

そして、叱る時にも、頭ごなしには言わず、自分で欠点に気がつき、自主的に直すような導き方の叱り方をする。

それで、部員が悪いところを自分で修正してくれれば、それでいいし、その段階でも直らなければ、こちらから指摘すればいい。

まあ、我慢比べもたいなものだが、指導者の仕事っていうのは、選手の長所をしっかりと認めてやって、あとは本人が強くなるうっていう意識を持つようになることを待つに尽きるよ。そして、選手が他の人に

言われなくても自主的に変わるようになることを最後まで信じてやることだね。

少々、長くなったがその監督の持論はざっとこんな感じである。

自身も監督就任当初は指導法に悩み、伸び悩んだ時期もあったそうだが、試行錯誤の末に辿り着いた人間教育論だけに含蓄があるし、結果的に全国優勝を何度も経験した人の言葉ゆえに説得力にあふれるものである。

六 人間はみなジキルとハイド

ステイーヴンソンの名作「ジキル博士とハイド氏」を読まれた人は多いだろう。

同じ人間の中に、二つの相反する人格が存在し、それぞれが姿を現わしながら生きていくという、人の矛盾する側面を作者自信の冷静な視点から描いた作品であるが、二面性とは誰もが共通して持つ人間の本質である。

また、経営学の分野ではマグレガーのX理論Y理論という有名な学説がある。

つまり、人間は生まれついて仕事が嫌いで、常に命令と統制による管理が必要であるとするX理論と、人間は自らが主体的に設定した目標の達成のためには献身的に働き、条件次第では進んで責任をとることも厭わないというY理論という対称的な人間観が存在するという。

これらが示すように、私たちの人格は生来決定された同一、不変なものではなく、変容する可能性を秘めたものであるから、自身にも他者にも好ましい影響を与えるように努めるべきであるし、その反面、ネ

ガティブな作用を及ぼすような発言、行為は慎まなければならない。

そういった意味で、私たちはそれぞれが自らの行ないに責任を持つべきであろう。

七 「犯罪者をつくらない」社会へ

安全な社会を築くために、私たち市民ができること、それは罪を犯す人を育ててしまうような環境をつくらぬことである。

誰しもが平和な生活を望むはずであろうし、好き好んで悪事をはたらく者はまず、いないであろう。

ちよつとした争いから道を踏み外してしまった人や些細なことがきっかけとなって暴走してしまった人がほとんどであろう。

それならば、そうならないような世界をつくれればいいのだし、たとえ脱線したとしても再び走れるレールを引いてやればいいのである。

市民、一人ひとりができることは限られていて、一人では無力であると痛感しがちなのも事実ではある。

しかし、各々が社会の一員としての自覚を持ち、自らの存在が周囲に与える力の大きさと重大さを認識し合えば、安心して暮らせるまちづくりが可能となるはずである。

人を信じ、待つ心。

私たちができる第一歩は、寛容な精神を持ち、忍耐強く支え合う心を養うことではないか。

八 再会

数ヶ月前、旧友の結婚式に出席するために久しぶりに帰郷した。

披露宴も無事終わり、内輪だけで催された二次会も半ばになると私たちはすっかり、ほろ酔い気分で陽気にはしゃいでいた。

数年ぶりに会った懐かしい顔ぶれと昔話に浸っていると、不意に後方から私の名前を呼ぶ声が聞こえた。振り返り、周りを見回しているとスーツ姿をした見覚えのない若い男の人が急ぎ足で近付いてきた。

「失礼ですが……」

怪訝そうに、訊ねようとする私の言葉は、すぐさま遮られた。

「俺だよ、俺。幼稚園からいっしょだった……」

思わず絶句する私。

そう、ずっと消息を断っていた、幼なじみの「彼」が目の前に立っているではないか。

当然ながら、姿、形は変わり果てていたが、話す時に、やや首をかしげながら相手の目をのぞきこむ独特の癖は、まぎれもなく「彼」そのものだった。

私たちは再会を喜ぶと同時に、十数年ぶりに、会話を交わした。

懐かしい思い出話、卒業以後のお互いの歩んだ道、近況報告。

わずか数十分の対面だったとはいえ、それは長い空白を埋めるに十分な時間であった。

本人の話によると、中学を卒業した後の足取りは概ね、噂で伝えられたとうりのものだったらしい。

十代の間は所属していたグループの中で過ごし、本人の言葉を借りれば「警察と顔見知りになるほど」繰り返し悪さをしていたそうだが、二十歳を機に仲間から離脱。

その後、職を転々としたが、知人の紹介で知り合った現在の職場の社長の下で一念発起、今では重要なポストを与えられ、数十人の部下を抱える立場にいるという。

それ以前に勤めた職場では過去の経歴が原因で人間関係に支障をきたすことも多々あり、一時は人間不信に陥ることもあったらしいが、今の会社のボスは、そんな「彼」の影の部分までひっくり返して受け入れてくれ、ずっと信頼を寄せてくれていたそうだ。

あの「事件」以来、およそ他の人を信じることができなかつた「彼」であつたが、その社長のもとで初めて人の温かさに触れ、感激するとともに、その期待に応えるべく、人一倍、働いたのだという。

「彼」からこの話を聞いている途中、私は涙がこぼれそうになるのを必死でこらえた。ここに至るまでの道のりは、想像を絶するほど長く、苦しいものだっただろう。

言い尽くせないほどの辛酸をなめ続け、もがき苦しんだ反省であつたに違いない。

おそらくは、更生のラストチャンスであつたであろう社長との出会いに全てを賭けて、必死でそれをものにしたにちがいない。

そんな「彼」の姿を想像すると、感動せずにはいられなかつた。

同時に、「彼」のありのままを受けとめ、全てを許した社長の勇氣にも感心せざるをえなかつた。

聞けば、私たちと同年代の方で、自身も一度は道を踏み外した経験があるのだという。

そんなバックグラウンドと寛大な人柄からか、その社長の下では、「再出発組」も多く、そのほとんどは入社後、見違えるように仕事に熱を入れて取り組むという。

九 人がつくる社会 人をつくる社会

「彼」が勤めている会社のような場が至る所にあればいいのに、とつくづく思う。

そして、職場や学校といった小さなコミュニティにとどまらず社会全体がこのように愛にあふれるものであったら、どんなに住みやすいだろうか、とも思う。

「社会の安全の実現」というと私たちが真っ先に思いつくのは法制度の整備や犯罪防止のシステムの構築といった主にハード面の充実であろう。

しかし、その社会の担い手である市民の人としての成長も怠ってはならない。

成熟した社会は成熟した人間がつくる。

私たちは、このことを自覚した上で行動し、自己の行動を律しなければならぬ。

おわりに

つい先日、友人の結婚式で再会したあの「彼」から連絡があった。

懐かしい、独特の角張った文字で綴られた手紙には、再会できたことの喜びと、その後の仕事の様子などが書かれていた。

そして、以前からいっしょに暮らしていた彼女と結婚式を挙げるので、時間が許すなら出席してほしいとのことだった。

十代の頃に知り合い、「彼」の墮落した姿を目にしていた彼女の両親が当初、結婚に固く反対していたた

め、長い間、同棲していたが、その後の「彼」の更生ぶりを見て、ようやく結婚を許してくれたそうだ。きつと、今の「彼」なら御両親も認めざるをえないだろう。喜びにあふれる文面から、そんな様子が容易に想像できた。

追伸

実は結婚の報告と重ねて、もう一つお知らせしたいことがあります。

現在、彼女のお腹には新しい生命が宿っております。今後は生まれてくる子のためにも、更なる努力をしていきたいと思います。

尚、少々、気の早い話ですが、子供につける名前を既に決めております。

私たちに授かる子が男の子か女の子かは分かりませんが、人を信じる心の持ち主になってほしいという願いを込めて、『信』という名前をつけようと思っております。

「彼」からの手紙はこのような追伸で結ばれていた。

「彼」のケースをみてもわかるように、人は人との出会いで変わるものだ。

それならば、「良い出会い」にあふれた社会ほど「良い社会」であるといえるのではないか。

そのために私たち一人ひとりが、お互いを理解し、信じ、待つ心を育めば、社会はよりあたたかく、明るいものになるのではないだろうか。

社会の安全を守るために私たちが担う役割。

それは、人を信じ、待つことである。

引用著書

『ジキル博士とハイド氏』

□バート・ルイス・ステューブソン（新潮文庫）

『経営学入門』

森本三男（同文館）

以上

コミュニティメディアと地域安心報告書

(株)ヒューマンルネッサンス研究所
主任研究員

中野 善浩 (47)

一 都市社会での安全確保の現状と課題

(一) 多様なリスクが集積する都市社会

日本では約八割の人口が都市部（既成市街地）に居住し、緩やかではあるが、近年も依然として都市部への人口流入は進んでいる。機能が集積する都市は、人々に多様な利便を提供するとともに、新たな活力

を生み出す場所でもある。そのため都市化の進展はいまや日本のみならず、世界的な傾向である。

ただし都市にはリスクを集積させるという側面があり、例えば一般に規模が拡大するにつれて、人口当たりの犯罪発生件数は増加する傾向にある。また人口が集中しているために、ひとたび自然災害や事故が発生すると、被害が甚大化する恐れがある。大気汚染や廃棄物処理など、環境面での安全性低下も都市ならではの問題である。そして市場経済が優勢であるために経済格差を生み出し、人間関係を希薄化させ、生活を不安定化することもある。日本で生活保護を受ける世帯の割合は、都市部の方が高いのが実情である。

ものごとには必ず正負の両面があり、有効な治療薬であっても、使い方を誤れば人体に害を及ぼす。科学技術が発展し、新しい何かが創造され、そして都市の活力が高まってゆくことは社会を豊かにすることではあるが、いつぼうでリスクを多様化させることになる。リスクが多様化してゆけば、異なるリスクが相互に関連し、予想外のリスクを生み出す恐れも出てくる。都市化は、安全対策の重要性をさらに高めてゆく。

(二) 中心課題である治安対策の現状

食品衛生から交通事故や災害、健康、経済不安など、安全を要求される分野は多岐にわたるが、とくにニーズが高いのが治安であり、そのことは多くの世論調査で示されている。例えば東京都が毎年実施している「東京都民に関する世論調査」では、「東京都に対して特に力を入れてほしいと望んでいること」とい

う質問が設けられているが、ここ数年来、回答割合がもつとも高いのが「治安対策」である。

ニーズを裏付けるように、防犯設備や関連サービスの市場規模は継続的に拡大しており、いっぽうで地域住民による自衛的な活動も全国規模で活発化している。警察庁によると、警備業者の売上高は二〇〇二年には約二兆七千億円であったが、二〇〇六年には約三兆六千億円にまでに伸びているし、防犯ボランティア団体は二〇〇三年末時点の約三千団体（構成員数は約五〇万人）から二〇〇六年末には約三万二千団体（同、約二百万人）と急増してきた。

このように治安への心理的な不安感は大いなもの、現状では治安維持への取り組みは限定的だと思われる。例えば警備サービスを利用する家庭は一割未満と推定され、そのうえ大半の家庭ではとくに防犯対策を講じていない。また防犯ボランティア団体の活動に参加しているのは、生産年齢人口のわずか二％に該当する人たちであり、毎日活動を行っている団体も限られている。すなわち治安に対する漠然とした不安は感じてはいるものの、行動を起こしていない人の方が圧倒的に多いのが実情である。

(三) バランスを欠く治安対策

都市化によってリスクが多様化するなかで、治安へのニーズがとくに高いとしたら、都市空間すなわち地域に着目して対策を講じることが必要になる。そして一般に、地域の治安を維持するには、以下の四つを組み合わせて実行することが原則だとされている。

①監視性の確保…見通しを良くすることで地域住民の目を確保し、防犯灯や監視カメラなどを設置するこ

とで犯罪企図者の行動を抑制する。

② 接近の制御…敷地周囲にフェンスを設けたり、建物上方への足場などを排除することなどで侵入経路を少なくする。

③ 被害対象の強化…扉や窓などの防犯性能を強化したり、部材や設備などを破壊されにくいようにすることで被害対象を守る。

④ 領域性の確保…その場所で健全な生活やコミュニティ活動が営まれているという形跡を外部に示すことで、犯罪企図者を遠ざける。

防犯関連市場が成長していること、また防犯ボランティア団体が急増していることを勘案すると、この四つのうち「①監視性の確保」、「②接近の制御」、「③被害対象の強化」については高まってきたし、生体認証をはじめとする新たな技術の普及などによって、今後さらに向上してゆくものと考えられる。しかし「④領域性の強化」については、ごく一部を除くと組織だった動きは見当たらない。自治会への加入率が全国的に低下傾向にあることを考慮すると、現状のままでは領域性はますます弱体化してゆくと予想される。

領域性の確保が進まずに、他の三つのみが進んでゆくことは、抑制的な管理を強化するだけで逆に不安感を高めることになる。これからの治安対策においては、領域性の確保、すなわち地域コミュニティを再編してゆくことが不可欠である。

二 コミュニティ再編を通じた安全確保

(一) これからのコミュニティのあり方

市場経済や分業化が進展し、行動の自由度が高まった今日において、かつての村落共同体や近隣町内会のように、構成員すべてが同じ価値規範のもとで行動するということはありえない。一枚岩の地域ぐるみのコミュニティが実現されるのは、もはや非常に稀なケースだと考えるべきである。

いっぽう価値観が多様化し、関心や趣向を同じくする人々で構成されるグループは増えつつある。したがって地域コミュニティを再編するとしたら、地域内での多数のグループ活動を活性化させてゆきながら、それらのグループを何らかの共通テーマのもとに連携させ、そのなかでコミュニティとしてのまとまりを醸成してゆくべきと思われる。すなわち一体的なコミュニティではなく、自律分散型のコミュニティである。

当然のことながらグループに参加する住民の数は限られる。しかしグループの数、グループに参加する住民の数が一定割合に達したときに、地域社会への影響力も發揮できてゆくと考えられる。すなわち小さなグループの活動を誘発しながら、グループ内あるいはグループ間での連携を通じて秩序を形成してゆくというスタイルが、これからのコミュニティの有力なあり方のひとつと思われる。

このような観点に立つと、近年、性能を大きく上げつつあるICT（情報コミュニケーション技術）がコミュニティ再編の有力な手段になる。もちろんリアルな世界での対面のコミュニケーションがあつてこ

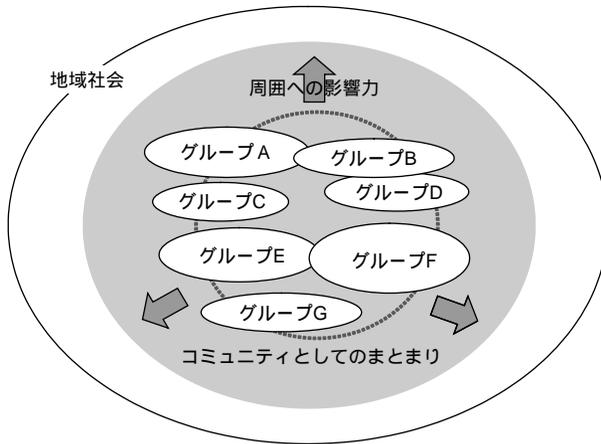


図1 これからのコミュニティのあり方

そ、コミュニティの再編は促進されるが、ICTはコミュニケーションの自由度を高め、一人ひとりの関心にあった情報により容易にアクセスすることを可能にする。異質な人々との出会う機会を増やすことで、ともすれば閉じがちなグループを改めて活性化することになる。

(二) 双方向型の情報システムによるコミュニケーション活性化

近年、ブログやソーシャルネットワークサービス（以下、SNS）などのコンテンツマネジメントシステム（以下、CMS）と呼ばれる技術が登場し、個人でもインターネット経由で情報発信や編集が容易に行えるようになった。そしてCMSの活用によって、地域内のコミュニケーションを活性化することを目的に、地域を対象とした双方向型の情報システムを導入するケースが増えてきた。情報システムの一部機能として、安全情報の共有に重点を置いた運用例も少なくない。

しかし新しい技術であるだけに、活用方法を洗練化させる余地は大きく残されている。まず現段階では利用者数が限られており、インターネット上での情報流通がリアルなコミュニティに好影響を及ぼしたという報告は非常に少ない。マーケティングの分野では、市場シェアが一割程度に達して市場での存在を認知され、影響力を及ぼすようになると考えられているが、現段階でそのレベルに至っている事例はない。

また仮に利用者が大きく増え、情報の流通量も増えてゆけば、それらを何らかの形で整理集約することが必要になる。整理集約がなければ、利用者にとっては無関係なノイズが増えるだけで、システムの有用性も低下することになる。利用者から発信される情報を意味ある状態へと編集加工することが課題になるはずだが、そのような機能を備えた運用例も見当たらない。

また地域情報システムの利用対象が市町村といった基礎自治体レベルであることが多く、日常の生活圏に即したものではない。システムの運用範囲を、生活圏すなわち商店街商圈や中学校区などに絞り込み、そのなかで例えば地域の安全をテーマに秩序立てて情報を提供してゆけば、システムとしての有用性も高まるはずである。

(三) 地域活動と経済循環との統合化

双方向型のコミュニケーションやグループとしての活動は、地域住民の間ばかりではなく、事業者など多様な利害関係者を含めて行われるべきであり、それは事業者にとって大きな機会になる。例えば事業者側がマイバッグ持参者や地元の清掃活動を呼びかけ、その参加者などに対して、地元商店で利用できるポ

イントなどの特典を付与すれば、顧客固定化をはかることができる。つまり地域活動と事業は両立できるし、それは地域住民と事業者の双方にとっては利益になる。また特典付与という販売促進ではなく、双方向型のコミュニケーションを通じたサービスや商品の開発も可能であり、それは住民ニーズへの対応を高めることになる。

地域の情報システムを運用するにしても、地域活動を行うにしても費用は必要であり、もつとも望ましい費用負担が地域経済から捻出されることである。商店街などの地元事業者だけではなく、全国規模の企業や行政組織も含め、そこで何らかの事業を行うすべての事業者の活動を、地域の社会的活動と結びつけ、地域住民と事業者が相互に利するウインウイン関係をつくってゆくことは可能だと考えられる。CMSをはじめとするICTは、双方型のマーケティングやCSR（企業の社会的責任）にじゅうぶん活用できるし、とくに地域の中小企業においては活用余地が大きい。

ウェブ二：〇という言葉に象徴されるように、ICTを使った新しいビジネスモデルが多数出現しつつあるが、多くは全国レベルの市場を対象としたものである。ただし対面でのハイタッチな人間関係を築き、素早く対応できるという点で、地域という商圏でのビジネスには相応な優位性がある。地域住民に実利を提供しながら、なおかつ地域の社会活動と地域経済を両立することは可能だと考えられる。

（四）安全改善プロセスの可視化

治安をはじめとする地域の安全確保のスタートとなるのはリスク情報の把握であり、できるだけ多くの

地域関係者に情報が共有化されることが望まれる。そして、もっとも望ましい姿としては、情報共有に基づいて安全対策について合意を形成し、その対策効果を評価したうえで、次の対策を行うというPDC Aサイクルを確立し、一連のプロセスを可視化することである。このようなPDC Aプロセスを可視化するときに有効な手段になるのがICTであり、住民の参加を引き出すことができれば、大量の情報を収集できるし、情報の加工を適切に行えば、安全確保に関わるデータベースも構築できると考えられる。

しかし組織が確立された企業などと異なり、今日の地域コミュニティには固定的な組織は存在しないため、系統的なPDC Aサイクルを全域に定着させることは現実的ではない。そうだとしても、一部の人たちの間でPDC Aサイクルを共有することは可能であろうし、それが個人レベルの小さな動きを引き出すことになると思われる。徐々にはあるが、コミュニティの体質をPDC A型に誘導できるはずである。

このような安全確保のプロセスを可視化する際に重要なことは、言うまでもなくリアルな現場での具体的な活動内容や成果を伝えてゆくことである。そして治安や防犯に限らず、多面的な視点から安心をとらえ、地域内のコミュニケーションや活動を引き出してゆくことが重要である。

例えばオープンスペースに植栽を配置し、それが住民の手によって管理されていれば、領域性を確保でき、緑を増やすという点で環境問題に望ましい方向を与える場所にもなり、住民の交流の場所にもなる。かりに高齢者によって行き届いた管理が行われていれば、高齢者はコミュニティの担い手として位置づけられる。治安維持を重要なテーマのひとつとしながらも、他分野と関連づけながら、地域として統合的な取り組みを進めてゆけば、参加の閾口を広げ、周辺への波及効果も大きくできる。

双方向型の地域情報システムを、コミュニケーションや参加を活性化する手段と位置づけるとともに、安心という観点から地域を可視化する手段として位置づけるべきである。

三 提案…コミュニティメディアと地域安心報告書の作成

地域住民に対して実利を提供することでコミュニティへの参加の拡大をはかり、いっぽう安心という視点から地域内の情報や活動の集約化をはかりながら一定の方向性を導きだし、そして地域におけるリスクや社会的つながり、その改善状況を可視化する。このような参加と安心可視化の好循環を継続させる仕組みとして、コミュニティメディアの運用ならびに地域安心報告書の作成を提案したい。

(一) コミュニティメディアの基本的な考え方

日常生活圏を対象とし、域内の人々や資源、イベントなどを結びつけ、創発的に秩序を形成する手段としてコミュニティメディアを位置づける。以下の三つの視点から双方向型の地域情報システムを構築する。

①日常生活への密着

駅や商店街などを中心とした日常生活圏を対象とし、そのなかでコミュニケーションや各種活動が活発になるような仕組みとする。CMSを活用することで住民をはじめ地域の利害関係者が容易に情報を受発信できるようにし、あわせて安心確保に結びつくような各種アプリケーションも提供する。

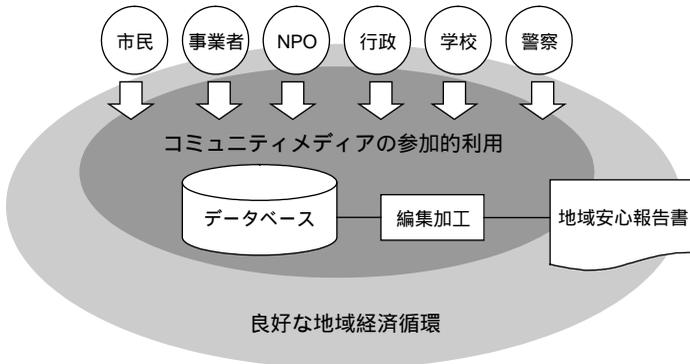


図2 コミュニティメディアと地域安心報告書

② 地域ポイントの運用による実利提供

地域内でのショッピングや社会活動への参加（防犯パトロールや清掃など）などに応じてポイントが獲得でき、地域内で利用できるポイントシステムを運用し、地域内の経済循環や社会活動を活性化させる。合理的に運用することで、民間事業者の販売促進や行政事業のコストパフォーマンスを向上させる。

③ 地域安心報告書の作成

地域内のリスクや改善状況、ソーシャルキャピタルと呼ばれる社会的なつながり、安全確保に関するノウハウなどを整理し、報告書として作成する。可能なものについては他地域と比較できる指標として示し、総合的な評価を行ったうえで今後の課題や可能性を整理し、地域住民のみならず行政や地域団体へ問題提起を行えるようにする。

(二) コミュニティメディアの機能

既述のように、すでにインターネット上に多くの地域ポータルサイトや地域SNSなどが開設されているが、地域社会へ大きな

波及効果を生み出すには至っていない。コミュニティメディアの運用においては、地域内で流通する情報の編集加工に重点を置き、さらなる参加や秩序形成を引き出すよう情報提供を行う。

以下のような主要機能を想定するが、「⑤地域安心報告書作成」以外については実用可能なアプリケーションが存在する。したがって既存技術を組み合わせながら、地域環境報告書の作成方法を確立することが必要になる。

① コミュニティポータル

以下の②～⑤で扱う情報を編集加工したり、あるいは地域ポイントを活用したアンケート調査を別途に行うなど、より利用価値が高い情報提供をインターネット上で行えるようにし、必要に応じて紙媒体を作成する。

② 地域住民の参加交流を促すCMSの提供

SNSなどの無料サービスを用意し、地域関係者のコミュニケーションを誘発する。無料サービスの他に、コミュニティメディア上で公認ブログとして扱われる有料サービスを設け、事業者等が販売促進に活用できるようにする。

③ 地域ポイントの運用管理

地域ポイントの発行から流通、決済にいたる一連の処理とともに、商店街等での販売動向分析も行い、さらなる販促活動に活用できるようにする。交通系ICカードなどの既存技術を活用すれば、それほど多くの投資は必要としないと考えられる。

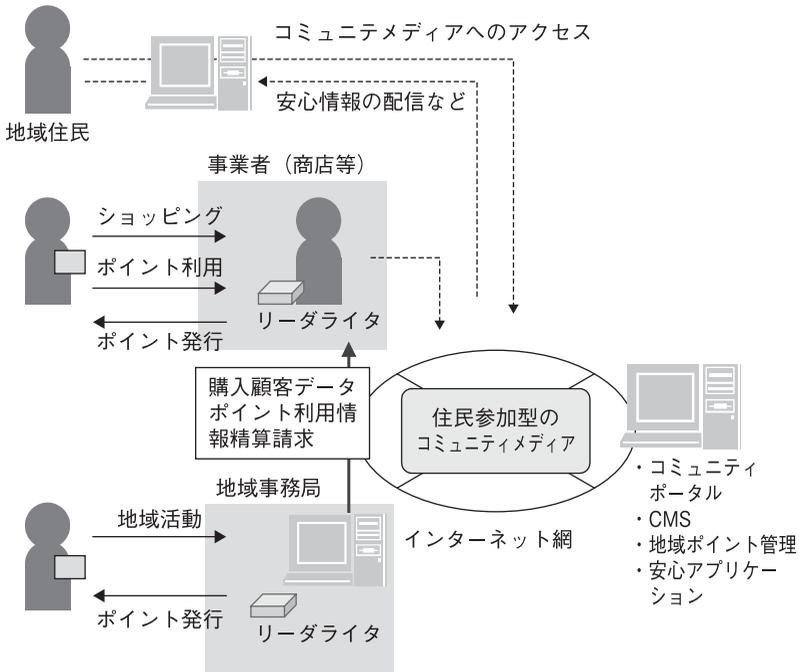


図3 地域ポイントの運用イメージ

- ④ 安心に関わる分野別の個別アプリケーションの提供
- 不審者情報や災害情報の配信、ハザードマップ、住宅の防犯性能チェックなど、ウェブ経由でサービスを提供するとともに、利用者のニーズに応じて専門的サービスを紹介できるようにする。
- ⑤ 地域安心報告書発行
- 行政を初めとする他団体と協力しながら、なおかつコミュニテイメディアで流通する情報を効率的に編集できる方法を確認し、安心という観点から地域の状況を総合的に評価する報告書を定期的に作成する。

(三) コミュニティメディアの運用

コミュニティメディアは中立的な立場で運用されるのが望ましく、住民や事業者をはじめとする多様な関係者の参加によって、例えば協議会組織のような中間的な受け皿組織をつくり、そこで運用されるべきと考えられる。そしてコミュニティメディアの運営コストは、地域住民に何らかの商品やサービスを提供する事業者や行政などが負担し、地域住民には無料でサービスを提供するという事業構造を想定したい。コミュニティメディアの主な収入源としては、事業者のCMS利用料金、広告掲載料、地域ポイント管理料金、協賛金などが考えられる。

これまでの地域情報化においては、行政や草の根レベルでの市民活動が重視される傾向があった。しかし地域の諸活動の基礎になるのは経済活動であり、コミュニティメディアによって地域経済が活発化し、それによってコミュニティメディアが充実し、地域の安心も確保されるというウィンウィン関係の実現をめざすべきである。

合理的なマネジメントを行うという点では、民間の事業者には多くのノウハウの蓄積があると思われる。安心できる地域づくりを行うことは、事業基盤を健全化することでもあり、事業者は地域との連携により積極的になるべきである。中間的組織での運営とするものの事業者主導によって、関係者との協調を進めてゆくことを期待したい。

表1 地域安心報告書の概要（例）

項目	内容
概況	1. 地域の概況：面積、人口、世帯数、事業所数、町会加入率など 2. コミュニティメディアの利用：参加者数、アクセス数など
住民ニーズ	1. アンケート結果などによる住民自身の安心度の評価 2. コミュニティメディアでのトピックの傾向
安心指標	1. 環境：地域としての持続可能性、1人当たりエネルギー消費量 面積当たり街路樹数、緑地面積など 2. 安全：防犯活動や防災活動の状況、不審者出現報告数 交通事故件数、犯罪発生件数、火災発生事故件数など 3. 快適：バリアフリー性能や公園整備状況、公共交通充実度、渋滞距離など 4. 活力：地域活動の状況、地域ポイント流通量 開催イベント件数
地域安心度の評価	1. 安心度を向上ないし低下させた要因分析 2. 安心確保に結びつくノウハウ
総合評価	今後の課題と可能性

(四) 地域安心報告書

CMSや地域ポイントがコミュニケーションや参加を拡大するものであるのに対し、それらに方向性を与えるものが地域安心報告書である。別途に精査することが必要になるが、国内外の都市整備指針などを参照すると、地域の安心度を示す項目は「環境」「安全」「快適」「活力」の四点に集約でき、それらを軸に地域を総合的に評価した報告書を作成できれば、地域関係者の関心を喚起し、

共通認識の基礎は形成できると思われる。

以下のような報告書を作成するには、地元事業者だけでなく、公的部門やエネルギー供給など広域レベルで事業を行う企業など、幅広い分野の関係先の協力が必要となる。協力する関係先には相応の労力を要求することになるが、市場をきめ細かく把握するという点で、関係先にもメリットがあると思われる。

四、コミュニティメディア確立のための課題とそれぞれの役割

(一) 共同開発体制の確保

日常生活圏に絞り込んで、地域の安全性や安心度を総合的に評価する取り組みは現状では皆無といえ、その方法を開発することが必要となる。防犯防災だけでなく環境問題、街づくりなど、関連する分野の有識者や実務家などを組織化することで、まずコミュニティメディアの暫定版をつくり、現場での試験的運用を通じて改善してゆくことが望まれる。

ただし方法が確立されたとしても、当初から低コストを実現することは難しいと予想される。したがってコストを負担できる地域は限られ、比較的まとまった商集積がある場所から導入を進めてゆくべきと考えられる。そしてシステムの洗練化をはかり、廉価な普及版として他地域に波及させてゆくべきと思われる。

(二) 地域関係者それぞれの役割

コミュニティメディアは、できるだけ多くの住民や関係者がコミュニティ形成に関与し、いずれの立場においても自律しながら他と協調するという姿勢を期待するものである。ただし当初から住民の大半が関与するという状況は考えにくく、事業者が主導的に活動することで、その存在を地域住民に周知させてゆくべきと思われる。それぞれには以下の役割を期待したい。

①事業者

CMSやコミュニティポイントなどを有効に活用しながら、事業活動と社会的活動の両立をはかり地域の安心向上に寄与する。地元の事業者だけではなく、全国規模で事業を展開する企業の支店などにも積極的な参加を呼びかける。

②行政などの公的部門

コミュニティメディアの運営者に対して、地域の安全安心にかかわる情報を提供するとともに、地域ポインツの活用によってボランティアなどの地域活動を誘導し、必要に応じて各種の支援策を講じる。

③NPOなどの自主組織

コミュニティメディアを通じて広報を行うなど、組織の活動を効率的に展開し、また他団体や地域住民、事業者などと連携することで地域課題を解決できるようにし、地域の安心向上に貢献する。

④地域住民

地域の安心は一人ひとりの活動や態度によって担保されるという自覚のもとに、何らかの形でコミュニ

ティ形成に参加する。

五 最後に

グローバル化の進展などによって社会がより不確定になり、複雑化しつつあると言われる。また日本においては、大規模地震の発生期に入りつつあるが、その発生時期を予測することはできない。すなわち、いつ何が起こっても不思議ではない。そのような状況下では、安全対策を計画化することも重要であるが、有事での柔軟な対応力も不可欠となる。それは一人ひとりの自律的な行動であり、近くの者同士が助け合うという共助である。そのような自律的態度やコミュニティをつくるために必要なことは、一般的な情報とともに、日常生活に密着したローカルな具体的情報を流通させ、それを生きた知識として住民が身につけてゆくことである。

「喉元過ぎれば熱さ忘れる」という諺が示すように、平時においてはリスクに対する意識は薄れがちである。広く安心というという視点に立ち、そして地域の経済循環に統合させながらコミュニケーションや各種活動を活発化させてゆけば、リスクに対する自律的な態度を涵養することは可能と思われる。

子供達を犯罪被害から守るために

警察官（群馬県警察本部交通機
動隊）

小野 茂幸（27）

一 現在の治安情勢

平成一五年以降、刑法犯認知件数は四年連続減少し、平成一八年には約二〇五万件となった。また、平成一三年に一九・八%だった検挙率も平成一八年には三一・二%まで回復するなど、徐々に治安再生の曙光が見え始めている。

しかしながら、約二〇五万件という刑法犯認知件数は、昭和期の約一・五倍にも達する水準であり、次に掲げるような改善傾向が見られない分野も存在している。

(一) 重要犯罪

殺人・強盗・強姦・放火・略取誘拐・強制わいせつ等の重要犯罪を見ると、その認知件数は十年前の約一・五倍の水準にあり、高止まりしている。一方重要犯罪の検挙件数は横ばいで検挙率はむしろ低下している。

(二) 振り込め詐欺

振り込め詐欺については、様々な法制が整備されて対策が強化された結果、認知件数や被害額は減少し、検挙件数は増加しているが、依然として被害の絶対額が大きく、国民に大きな不安を与えている。

(三) 少年非行

少年非行については、刑法犯検挙人員は減少しているものの、人口千人当たりの検挙人員は一四・八人であり、これは成人の五・七倍にも上っている。また、刑法犯少年の再犯者率は増加傾向にあり、立ち直りに困難を抱える非行少年が多くいるものと考えられる。

(四) 子供の犯罪被害

児童虐待については、警察が検挙した児童虐待事件における被害児童が年間三〇〇人を超え、このうち死亡した児童が約六〇人以上に上っている。また、携帯電話を利用した出会い系サイトに関係した事件の被害児童数も高い水準にある。

(五) サイバー犯罪

サイバー犯罪については、不正アクセス件数の認知件数が増加傾向にあり、これに伴って警察による不正アクセス行為の検挙件数も増加している。また、インターネットオークションを利用した詐欺等のネットワーク利用犯罪の増加が著しい。

(六) 暴力団

暴力団については暴力団構成員の数は減少傾向にあるものの、暴力団構成員以外の者で暴力団に協力する者の数は増加傾向にある。また、山口組、住吉会、稲川会の上位三団体による寡占化が進んでいる。

暴力団の資金獲得犯罪を見ると、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博、ノミ行為等の伝統的資金獲得犯罪の比率が低下し、最近では企業活動を利用した犯罪、行政対象暴力等の他、金融、証券市場等を場とした資金獲得犯罪が見られる等、暴力団による資金獲得活動は、ますます不透明化が進んでいる。

(七) 銃器

銃器発砲事件については、近年減少傾向にあったが、本年に入り、長崎市長の射殺事件、東京都町田市及び愛知県長久手町における拳銃を使用した立てこもり事件等の凶悪事件が相次いで発生するなど、極めて厳しい情勢にある。

また、拳銃の押収丁数は、減少傾向にあり、暴力団による拳銃の隠匿が巧妙化しているものと考えられる。

(八) 来日外国人犯罪

来日外国人犯罪については、平成一八年は前年に比べて減少したものの、検挙件数は増加傾向にある。この背景には、侵入窃盗及び侵入強盗の検挙人員の約六割を占める不法滞在者数が、依然として高い水準にある事が要因として考えられる。

(九) 交通事故・事故

交通事故については、交通事故死者数及び交通事故発生件数は減少しているものの、依然として年間一万人以上の飲酒運転による交通事故が発生している。また、ひき逃げ事件については、近年増加傾向にあり、十年前の二・五倍に上っている。

以上に挙げたとおり、時代の変化と共に犯罪も多様化複雑化を極め、体感治安という意味では、まだまだ改善の余地がある。

その中から今回は、子供の犯罪被害に論点を絞り、どのような対策を行えば子供達を犯罪から守れるかを考えたい。

・近年児童が犯罪被害にあった主な事件

① 奈良市女兒誘拐殺人事件

平成一六年十一月一七日午後六時四五分ころ、奈良市の会社員有山茂樹さん（当時三〇歳）の妻江利さん（当時二八歳）から、長女で同市立富雄北小学校一年の楓ちゃん（当時七歳）が学校から帰宅しないと警察に通報があった。

その直後、江利さんの携帯電話に、楓ちゃんの画像を添付したメールが届き、奈良県警が誘拐の容疑で捜査を開始したところ、翌一八日午前零時五分ごろ、同県平群町菊美台の道路脇側溝で、楓ちゃんが亡くなっているのを発見した。

約一ヶ月半後、同県三郷町勢野東一、毎日新聞西大和の店員小林薫（当時三六歳）が逮捕された。

小林は過去に、大阪で二件の女児に対する強制わいせつ事件を起こしていた。

また、連れ去り現場は、防護壁があり、歩道がよく見える一軒家もない事から、周囲から見えにくい場所であったと言える。

② 広島市女児殺人事件

平成一七年一月二二日午後三時ごろ、広島市安芸区矢野西の空き地で、近所の陸上自衛隊員・木下健一さん（当時三八歳）の長女で同市立矢野西小学校一年あいちちゃん（当時七歳）が段ボール箱の中でぐったりしているのが発見された。あいちちゃんは市内の病院に運ばれたが、間もなく死亡した。

広島県警は、下校途中のあいちちゃんを、わいせつ目的で自宅に誘い込み、殺害し遺棄したとして、近所に住むペルー国籍のホセマヌエル・トレス・ヤケ（当時三三歳）を逮捕した。ヤケはペルー国内で一九九〇年代、女児への暴行事件を何度も起こし、逮捕されていた事も判明した。

また、死体遺棄現場には、散乱ゴミや落書きが見受けられた事から、人の出入りが少ない場所であった事がうかがえる。

③ 大阪教育大学附属池田小児童殺傷事件

平成一三年六月八日午前十時過ぎ、出刃包丁を持った男が自動車専用の門から校内へ侵入し、一階の一年生及び二年生の教室で児童八名（一年生一名、二年生七名）を殺害、他の児童、教員等にも傷を負わせた。

逮捕された男は、宅間守（当時四三歳）で、前科一一犯の犯罪経歴が後刻判明した。

④ 長崎市男児誘拐殺人事件

平成一五年七月二日午前九時四五分ころ、長崎市万才町のパーキングビル敷地内の一階通路で同市北陽町の会社員種元毅さんの長男で、みやま幼稚園児駿ちゃんが頭から血を流して倒れているのを、同ビルの従業員が見付け一一〇番通報した。

その後、同月九日に同市内の中学一年男子生徒が駿ちゃんを連れ去ってビルから突き落とした事を認めため補導し、非行事実を同県中央児童相談所に通告した。

⑤ 秋田県藤里町連続児童殺害事件

平成一八年四月九日、秋田県藤里町に住む無職の畠山鈴香（当時三三歳）が長女で同町立藤里小四年畠山彩香ちゃん（当時九歳）を橋から突き落として殺害。

翌月の一七日には、自宅において、同町自営業米山勝弘さんの二男で同町立藤里小一年米山豪憲くん（当時六歳）の首を絞めて殺害、同県能代市の市道脇に豪憲くんの死体を遺棄した。

また、豪憲くんの死体を遺棄した現場周辺は畑が広がり、民家等がなく視線が存在しない場所であった。以上の五件の殺人事件から読み取ると、第一に、犯人に前科・前歴がある場合が多く、また罪種も類似

性を示す傾向にある。

また、犯行現場及び、死体遺棄現場は、散乱ゴミや落書きがある場所が多いことから、人目につかない、管理の行き届いていない場所で犯罪行為が実行される事が多いと言える。

二 現在行われている取組み

(一) 地域安全マップの作成

① 地域安全マップとは

犯罪が起こりやすい場所を表示した地図である。領域性（犯罪者の力が及ばない範囲）、監視性（犯罪者の行動を把握できること）の視点から地域社会を点検・診断し、犯罪に弱い場所、すなわち領域性と監視性が低い場所を洗い出したものが地域安全マップであり、現在、各都道府県の小学校を中心に、その作成への取組みが広がりを見せている。

② 地域安全マップと犯罪機会論

犯罪機会論は、不審者という「人」に注目するのではなく、犯罪企図者が犯罪を実行しやすいと考えられる「場所」に注目するものである。犯罪企図者としての不審者は、犯罪が成功しそうな場所を選んでくる。したがって、犯罪を実行できる機会が多い場所で犯罪は起こりやすく、犯罪機会が少ない場所では犯罪が起こりにくいという事になる。とすれば、犯行に都合の悪い状況を作り出す事ができれば、犯罪は防げるはずである。

このように、不審者である「人」を見極めるのは困難であるが、危険な「場所」、（入りやすい場所、見えにくい場所等）に注目すれば防犯効果は期待できる。

地域安全マップとは、犯罪機会論に基づき、危険な「場所」を地図上に明記したものである。

③ 地域安全マップの作成と活用

地域安全マップは、各都道府県の小学校を中心に、子供達自らの手により作成が行われており、徐々に広がりを見せている状況である。

地域安全マップの活用は、「子供達自らの手により」という事が最も重要な事である。

何故ならこれは、「学びのピラミッド」という学習理論によると、記憶への定着率は、読んだだけでは一〇％に過ぎないが、実際自分でやってみると七五％になり、他人に教えれば九〇％にまで高まるからである。

したがって、この理論を地域安全マップづくり当てはめると、大人が地域安全マップを作成して、子供に配布し、子供がそれを読んだとしても、子供の記憶に残るのは一〇％であるが、街歩きをして子供達自身の力で作成すれば七五％が記憶に残り、更に下級生に教えたり、保護者や地域住民に発表したりすれば、九〇％が記憶に残る事になる。

だからこそ、「子供達自らの手により」作成するという事は、非常に重要な事であり、子供達自身により作成された地域安全マップは、縮小印刷され児童に配布されたり、学校内に掲示される他、市町村担当課への情報提供として大いに活用されているのである。

(二) 校内管理の徹底（大阪教育大学附属池田小学校から）

① 正門・玄関の管理の重要性

附属池田小学校事件の犯人は裁判の中で、「門が開いていなかったら侵入しなかった」と証言した。

実際、事件当日犯人は、正門を通りすぎて、自動車専用門から校内に侵入した。これは、校内への出入口の管理を嚴重にする事によって、不審者の侵入を防ぐことが可能であった事を示唆している。

附属池田小学校では事件後、警備員を出入口に置き、来校者を嚴重にチェックする事や、保護者・来校者用扉にオートロック錠を設置、教職員・保護者に写真入りのIDカードを配布する等の施策を講じ、正門・玄関の管理を徹底している。

② 声かけの重要性

事件当日、児童と一緒に花壇の水やりに行く教員が犯人とすれ違ったが、保護者が学校関係者であると思ひ、軽く会釈をしただけであった。

もし、そこで「どちらに行かれますか」等と声をかけていれば、事件は必ずしも最悪の結果にならなかったかもしれない。

現在、附属池田小学校以外の各学校でも、見慣れない来校者を校内で見かけた場合、積極的に声かけを行うよう指導されている。

③ 連携の取れた動きの重要性

附属池田小学校では事件の際、学校中がパニックになってしまい、教職員同士の連携した動きが取れず、

結果として被害の拡大を招いてしまった。全校放送を活用して全児童・全職員への指示は全く出せず、事件の発生に気付いた教員が各々の判断で救護活動に向かった。

教員自身、目の前の事に対応するのが精一杯であり、お互いが声を掛け合う余裕がなく、連携の取れた動きが全くできなかった。

現在、同校では事件での失敗を受け、連携の取れた動きを養うべく、不審者対応訓練が実施されているが、同訓練は、不審者の侵入経路や負傷者の数が一切知らされないで行われている。したがって当然、マニュアルどおりには対応できない状況が発生し、教員一人ひとりの対応能力や判断能力が問われ、それらを養う事になる。

同校では、異なるケースを想定した不審者対応訓練が、年間四回程度実施されている。

(三) 街頭防犯カメラシステムの設置

警視庁では、繁華街の防犯対策の一環として「街頭防犯カメラシステム」を導入した。これは犯罪が発生する蓋然性が極めて高い繁華街における犯罪の予防と被害の未然防止を図るため、公共空間に防犯カメラを設置し、撮影した映像を常時モニター画像に映し出し、これを録画するものである。

街頭防犯カメラシステム設置場所については以下のとおりである。

○ 新宿区歌舞伎町地区（平成一四年二月二七日運用開始）

ドームカメラ三五台、固定カメラ一八台、高感度カメラ一台の計五四台を設置し、各カメラが撮影した映像は、新宿警察署及び警視庁本部へ送られている。

○ 渋谷区宇田川町地区（平成一六年三月二二日運用開始）

ドームカメラ一〇台を設置し、各カメラが撮影した映像は、渋谷警察署及び警視庁本部へ送られている。

○ 豊島区池袋地区（平成一六年三月二四日運用開始）

ドームカメラ三五台を設置し、各カメラが撮影した映像は、池袋警察署及び警視庁本部へ送られている。

○ 台東区上野二丁目地区（平成一八年二月一五日運用開始）

ドームカメラ一五台を設置し、各カメラが撮影した映像は、上野警察署、本富士警察署及び警視庁本部へ送られている。

○ 港区六本木地区（平成一九年三月二〇日運用開始）

ドームカメラ三五台を設置し、各カメラが撮影した映像は、麻生警察署及び警視庁本部へ送られている。運用について警視庁では、街頭防犯カメラシステムを整備・運用するにあたり、財団法人都市防犯センターに調査研究を委託し、同センターが立上げた学識経験者や地元の代表者による研究会から提言を頂戴した。同研究会からの提言を踏まえて、厳格な運用を行っている。

① 厳格な運用

街頭防犯カメラシステムは、東京都公安委員会規程及び、街頭防犯カメラシステム運用要綱に基づいて次のような厳格な運用を行っている。

- ・ 運用責任者の管理の下、国民の権利を不当に侵害しないよう慎重を期している。
- ・ 街頭防犯カメラの設置区域である事を標示板により明示している。

(各地区運用開始前年から)

地区	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年		平成19年
	年 間	年 間	年 間	年 間	年 間	年 間	1～6	1～6
歌舞伎町地区	1865 (634)	2103 (571)	2249 (703)	2041 (541)	1513 (458)	1686 (479)	792 (204)	837 (214)
宇田川町地区			1722 (280)	1405 (233)	1322 (227)	1252 (219)	597 (100)	602 (73)
池袋地区			3233 (1111)	2936 (1011)	2702 (862)	2525 (862)	1161 (369)	1181 (339)
上野二丁目地区			731 (206)	799 (298)	505 (145)	411 (151)	178 (62)	180 (55)
六本木地区						1231 (301)	414 (95)	376 (74)

※ () 内は路上犯罪の認知件数

・映像データの活用状況を毎月東京都公安委員会に報告している。

② 具体的運用方法

(ア) モニター

専従の担当者が二四時間体制でモニターし、一一〇番通報に基づく事件・事故への対応や客引き、違法露店等の排除に活用している。

(イ) 録画

警視庁本部においてHDDレコーダーによりハードディスクに録画され、厳格な管理の下一週間保存されている。保存期間が過ぎたハードディスクは、自動的に上書きされ、画像データは消去される。

(ウ) 映像データの提供

映像データを必要とする警察署長等は、正当な理由がある場合に限り、必要最小限のデータの提供を受ける事ができる。

③ 街頭防犯カメラシステム整備地区の刑法犯認知件数

(前頁表)

④ 映像データの活用状況

平成一九年一月から六月までの間、警視庁本部において録画した五八件の映像データを警察署長に提供し、うち二九件が犯人の検挙活動・事案の立件等に活用された。

⑤ 主な活用事例

- ・ ひったくり
- ・ 仮睡者ねらい
- ・ 暴行・傷害
- ・ 廃棄物処理法違反
- ・ 覚せい剤取締法違反
- ・ 迷惑防止条例違反(客引き)
- ・ 道路交通法違反(ひき逃げ)

以上のとおり、街頭防犯カメラシステムは、様々な事案に活用され、犯人の検挙・事案の立件等に、大いに役立つている。

また、③で記した刑法犯認知件数の年度別推移からも読み取れるよう、防犯効果にも多大な効力を発揮していると言える。

三 これから求められる取組み

(一) 情報の共有

子供を犯罪から守るための第一段階として、情報の共有が挙げられる。犯罪が発生して、犠牲者が出て、被疑者を検挙する。被疑者を調べてみれば同じような罪を過去に犯している。刑期を終えて出所し、反省したはずの者がまた同じ過ちを犯してしまう。この様な事は決して起きてはならない事なのであるが、現実には数多く起きているのである。特に、性犯罪者や子供を対象とした犯罪者には、再犯の傾向が顕著である。

つまり、刑期を終えたとは言え、再犯の虞のある者をどの街にとも分ならず、野放し状態にしているという訳である。

例えば、性犯罪者や子供を対象にした犯罪者が、刑期を終えて出所した後の居住先を、その地を管轄する役所や近隣住民に周知する事は、人権擁護の観点から不可能な事である。

しかし、実際に再犯が行われ、犠牲になった子供達がいるという現実を鑑みると、何らかの施策を講ずる事は、子供達を守るための義務であり、真の人権擁護であると言えよう。

ここで、情報の共有を実践するならば、性犯罪・子供を対象にした罪を犯した者が刑期を終え、出所した場合には、その後の情報を警察が把握する必要がある。それも、法務省から警察庁に情報が下りるといっただけの事では意味をなさず、出所者が居住する地を管轄する警察署が情報を把握していなければならな

い。

更に、情報を把握しているだけでは足りず、警察から出所者への積極的巡回連絡を実施する必要がある。勤務先や家族状況、交友関係等を徹底的に把握する。加えて付近パトロールの強化も実施する必要がある。これらの行為は、人権の侵害に当たるとの見解もあると考えられるが、被疑者・前歴者の人権ばかりが保護され、新たな犠牲者を生み出している事も事実である。

これと同時に、一般市民にも積極的に情報を共有しようとする姿勢が求められる。実際近隣地区で発生した犯罪については、警察から巡回連絡や広報誌等を通じて情報提供がなされる。これを対岸の火事と思わず、他山の石として捉え、警戒し、子供がいる家庭は子供に周知し、集団下校や送迎を行う等の施策を実施する。犯罪は身近で起きているという事を社会全体で感じなくてはならないのである。

(二) 校内管理の徹底強化

附属池田小学校が実施している取組みについては、先に述べたとおりであるが、この取組みを是非全国の小中学校に導入するべきであると考ええる。

同校での事件を受け、既に校内管理のための施策を講じている学校は数多くある事とは思いますが、もはや全国どこでも、都会でも田舎でもいつ何時犯罪が起こるか分からない時世である事から考えれば、全ての小中学校が積極的に動くべきである。

更には、犯罪に対し後手後手の対応をしているだけでなく、起こるべく犯罪を予測した、先手を取る討論が校内で活発に行われる事が重要である。犯罪に限らず、物事は発生してから反省点が浮き彫りに

なってくるものである。だからこそ、何かが起こるのをただ待っているのではなく、先に行動を起こす事がこれから求められるのである。

(三) 地域安全マップに基づいた防犯カメラの設置

地域安全マップと街頭防犯カメラシステムについては、前述のとおりであるが、ここでは、地域安全マップによって導かれた危険箇所には街頭防犯カメラシステムを設置する事を提言する。

地域安全マップに言う危険箇所とは、つまり「入りやすく、見えにくい場所」である事から繁華街等に設置されている現在の街頭防犯カメラシステムと比較し、撮影される対象が少ないのは事実である。しかし、犯罪企図者を含む一般市民に、防犯カメラの設置状況を周知する事により、犯罪企図者は、入りやすく、見えにくい場所での犯罪が実行しずらくなり、犯罪機会を減少させる事に繋がるのである。

それに加え、更に地域安全マップの作成・活用を励行していく事により、犯罪機会をより減少させる事になり、結果子供達を犯罪から守る事になるのである。

(四) 地域安全マップに基づいたパトロール活動

現在、警察と自治体により防犯パトロール活動が積極的に推進されているところであるが、ここでは、パトロール活動を実施する場所（コース）について、地域安全マップに基づいて決定する事を提言する。

前述のとおり、地域安全マップは犯罪が起こりやすい場所を図面に落とし込んだものであるから、そのポイントを重点的にパトロールする事は、より犯罪機会を減少させる事に繋がると考えられる。

更に、パトロール活動の時間帯も夜間に集中しがちであるが、児童の下校時間帯にもパトロールを実施

できるよう工夫し、現在自治体・PTA等によって行われている登下校時の街頭監視活動と併せて行えば更なる効果が期待できるであろう。

以上のような取組みを積極的に実践する事により、地道ではあるが子供達を犯罪から守る事ができるであろうと考えられる。子供は国の宝である。この国の宝を守るため、社会全体が協力して犯罪と向き合わなければならないのである。

参考文献

「安全はこうして守る」小宮信夫編著

「警察公論」二〇七・九

社会の安全のために、 国家と笑顔ができること

カフエ KURRIKURRI経営

栗山 隆治 (43)

序

先日運転免許証の更新があり、講習を受けに行ってきました。かつて私が免許とりたての頃は更新期間が誕生日前の一ヶ月間だけであり、しかも指定日以外に更新する場合には一々申請する必要があった上に講習時間も長く、三年に一度の更新が近づくたびに時間のやりくりが苦勞したものです。それが今や五年

に一回、前後合わせて二ヶ月間も更新可能な上、日にちも原則自由に選べ、講習時間はわずか三〇分。本
当に楽になったものです。

このように違反に無縁な運転者が優遇される一方で、飲酒運転などの危険運転への罰則は強化されてい
ます。そしてその効果について更新講習の中で教官が「二〇〇一年の法改正による厳罰化で昭和五〇年以
来増加し続けていた交通事故数に歯止めがかかって減少に転じ、今年施行される改正法によって更に交通
事故が減少するであろう」と述べていたように、一定の成果が上がっているようです。

マナーアップキャンペーンやさまざまな啓発活動ではなかなか減らすことができなかった交通事故が、
制度の改正によって減らすことができた。本来ならば外からの規制ではなく、個々のモラルによって達成
すべきことなのでしょうが、これが今の日本の現実のようです。

現在の犯罪情勢

さて、このような交通情勢はさておき、我々の生活を脅かす犯罪情勢はどのようになってい
るのか。

平成一八年度の犯罪白書によると現在、犯罪の認知件数はピーク時の平成一四年に比べると減少傾向に
あるようです。しかしながら減少したのは主に窃盗犯であり窃盗を除く一般刑法犯は平成一二年以降急増
し、現在も高い状態が続いています。従って犯罪認知件数の低下は治安が回復した兆しと言うよりも、主
に経済回復により「窃盗を行う必要がなくなった人」が増えたと見るのが妥当でしょう。このため、本論

文の募集要項にあったようにまだまだ多くの人が日本の治安に不安を感じています。

それでは現在の犯罪状況を、交通事故のように厳罰化によって歯止めをかけることができるのでしょうか。

厳罰化による犯罪の抑止

私はそう単純にはいかないと思います。

交通法規の改正が効果的であったのは、それまでがあまりにも甘すぎたからです。使いようによってはナイフや刀どころか拳銃以上に殺傷能力のある車をお酒を飲んだ状態で運転してもたいした罰を受けず、さらに人をはねても死に至らなければまず執行猶予。そして無謀な運転で人をはね殺しても業務上過失致死で最高五年の服役にしかならない。周囲に与える危険とその結果起こった悲劇への代償が低すぎたために抑止力として働かなかったものを、適正な水準まで高めたために効果を発揮したのだと思います。

その一方で現在の犯罪に対する刑罰は、一般的に外国に比べて緩いという指摘があるように、結果として不満が残る判決は多々ありますが、かつての交通法規と違って抑止力として機能しない程低いものはありません。このために交通法規のように刑の上限をあげるだけでは、大きな効果は望めないことでしょう。

次に考えられるのは下限を上げることです。たとえば傷害罪ならば罰金刑をなくして最低刑を懲役にすることにすれば、暴力沙汰を減らすことができるかもしれません。少なくとも暴力団関係者などにとって

は死活問題になるほど効果的な法改正になる可能性があります。しかし「ケンカをすれば刑務所行き」のように規制に縛られた社会は、むやみな校則に縛られた学校生活のように息苦しいものとなってしまいうとでしよう。

刑罰の目的

そもそも現在の日本の「刑」は、犯罪者を懲らしめるためだけではなく更生させることも目的に行われています。人は過ちを犯す生き物である以上、過ちを犯したものを責めることよりも二度と同じ過ちを犯さないように更生させることも大切なことです。いたずらに厳罰化を進めれば、過ちから更生できる人の芽を摘むことにもなりかねないのです。

しかしその一方で、その更生が十分に機能せず、社会を不安に陥れていることもまた事実です。

繰り返し返される犯罪

今朝の新聞に載っていた女性監禁事件では、自殺を図った犯人は過去五回も同様の事件で逮捕歴があったと書いてあります。また過去の事例では奈良県で女兒を性的虐待の後殺害した事件の犯人も過去に女兒にわいせつ行為を行ったことなどで二回逮捕されて一度服役していますし、最近起きた列車内で女性に性的暴行を繰り返した犯人も二度の服役を経た後の犯行でした。

これらの犯人たちはいずれも量刑の上限判決を受けていなかった以上、裁判において更生の可能性が認

められていたはずですし、刑務所においては再犯防止の教育を受けていたはずで、にもかかわらず行われ続けた再三の犯行。このようなことがたびたび報道されるために私たちは凶悪な犯罪常習者が野放しにされているような印象を受け、よりいつそうの社会不安を覚えるのです。

また、実際に統計データを調べてみても、犯罪者が犯罪を繰り返す現実が浮かんできます。平成一八年の犯罪白書によれば、平成一二年に刑務所を出所した者のうち平成一七年末までに再入所した者の累積比率はほぼ半数を占めています。しかも平成一七年の検挙率は五〇パーセントを下回っていますから、出所した後に犯行を行っていないながら検挙されていない「隠れ再犯者」も相当数に上ることでしょう。

単純に考えて、もし犯罪というものが過ちであり再び繰り返されることがなかったならば、または一度犯罪を犯したものが二度と犯罪を犯さないというシステムが確立されているのならば、犯罪件数は半減します。しかも犯罪常習者が野放しになっているという不安も一掃されるため、実際の数値以上に治安が向上したように感じられることでしょう。

教育刑の限界

日本の刑罰が犯罪者を懲らしめる目的の懲罰刑から、更生を目的とする教育刑に重きを置くようになったのは戦後アメリカの影響によるものだといわれています。しかしそれから長い年月がたち、当のアメリカは刑の方針を更生から隔離へと変え厳罰化が進められています。その象徴ともいえるのが一九九四年に連邦法として採用された「三振法」と呼ばれる法律です。制定当時は一年以上の刑を二回受けたものが三

回目に犯せば、どのような罪でも無条件で終身刑という厳しいもので、犯行を繰り返す犯罪者は決して社会に戻さないという断固とした姿勢を示したものでした。

何度更生プログラムで教育しても犯行を繰り返す犯罪者への苛立ちが、人権の国といわれるアメリカでさえ、犯罪者を社会から隔離するという方向に向かわせたのでしょうか。

そして日本社会もまた、再犯者によって繰り返される悲劇に強い苛立ちと、社会不安を感じています。日本の刑罰のあり方も、単に更生させるという観点からだけでなく、断固として再犯を防止するという観点に立った刑罰に変える時期が来ているのではないのでしょうか。

上限判決から下限判決へ

ではどうすればいいのでしょうか。

私は法律に関してはまだ多くの素人ですが、更生の可能性を踏まえたうえで、再犯防止の観点に立った刑罰のあり方を三つほど提案させていただきます。

まず考えられるのは裁判所による量刑判決を、現在の上限から下限に変えることです。現在の判決で決められる懲役五年といった量刑は上限であり、たとえ服役中の態度などから更生が認められなかったとしても、その期限が来れば釈放しなければなりません。しかし、裁判の時点では五年で更生できると見込まれたものが五年で更生できるとは限りません。実際、先の犯罪白書のデータによると服役中の態度などによって仮釈放が認められた者の再犯率が四割を割っているのに対し、仮釈放が認められず満期服役した者

の再犯率は六割を超えているのです。

このことから更生するには服役期間が足りない受刑者が多数いることがわかり、裁判の判決による服役期間が適正であったなら再犯率を下げるが見込めます。しかし裁判官も人間です。現状の再犯率を見ても、遠い未来の時点における更生の度合いを判決の時点で予測するのは困難であることがわかります。

そこで裁判の時点では量刑の上限を定めず、最低限の服役期間だけを示し、服役中の教育効果によつて釈放の時期を定めれば更生前に釈放される受刑者の数は減り、先の例に挙げたような悲惨な犯行はずっと少なくなることでしよう。

ただ、裁判という公開の場ではなく、未公開の場で最終的な量刑が決まるという点が問題になるかもしれません。しかしながら現在も仮釈放という量刑を減らす方向の判断が認められている以上、増やす方向の量刑判断を完全否定することはできないでしょう。

ただし、再犯防止だけに偏るといたずらに刑期が長くなり受刑者の人権を侵害する可能性も出てきます。そのようなことが起こらないよう、人権に配慮した公平な第三者機関を交えると共に、刑期と釈放後の再犯状況のデータ等を公開しながら運営すればきつと世間の支持も得られ、適正な刑期運用ができるようになるものと思います。

リセット法

二つ目はリセット法の制定です。

名称は私の造語ですが、一度服役した者が再び罪を犯したときは一度目の服役はなかったものとして二度目の量刑に一度目の量刑を加算するという法律です。

一度服役して更生教育を受けた者が再び罪を犯したということは、一度目の教育効果がなかったということです。したがって二度目の犯罪の時には、一度目の犯行に対する服役事実をリセットし、改めて二度目の服役のときに加算して服役するという法律案なのです。

わかりにくいのですが、一度目の犯罪で三年間服役し、刑期を終えた後に五年間の刑を受ける犯行を行ったのならば八年間の服役義務を負うという考え方です。

刑の目的が犯罪者の更生にあるという視点に立てば、刑を完遂した人間は再び罪を犯しません。再び罪を犯したということはその刑には意味がなかったということになります。したがって二度目の罪を行った時点で改めて一度目の罪に対してもう一度服役し、加えて二度目の罪に対しても服役するということは教育刑の観点からも、そして再犯防止の観点からも妥当な法律だと思えます。

アメリカの三振法は、当初は三回目गतとえ軽微な罪であろうと終身刑という極端なものから、重い罪を三回重ねれば終身刑へと変わっていききましたが、どちらも極端なものであると思えます。

リセット法ならば軽微な罪は軽微な罪として、そして重い罪は重い罪として重ねられていくので量刑の妥当性は失われなと思います。二度目三度目と刑が重くなっていくことは、再犯をためらわせる抑止力として機能するだけでなく、現在の刑罰では更生させることができない人間が世間で犯行を繰り返す機会もそれだけ減らせるという事でもあります。そしてその結果、これらの効果によって犯罪総数を減らすこ

とが見込めるのです。

前科への偏見

ここでのべた二つの提案は、犯罪者に対して厳しいものかもしれませんが。しかし犯罪者にとって最もつらいのは前科者に対する世間の目です。一度法を犯した者はまた法を犯すものであるという偏見、いや現状ではある程度の事実、が犯罪者の社会復帰を妨げ、再犯を繰り返す要因のひとつになっていると思います。

一度法を犯したものが二度と犯さないようにすることに全力を傾ければ、再犯者が減るだけではなく、犯罪者は犯行を繰り返さないという偏見も薄れていくことでしょう。

犯罪者が犯行を繰り返さないようにするには、一度罪を犯したものを温かく迎え入れる社会が必要です。しかし、現状は刑期を全うした者が一番罪を重ねているのです。刑を終えたものが罪を償ったとみなされるような法律の整備こそが、犯罪者自身にとっても、最も求められているものだと思います。

償いという刑罰

そして三つ目の提案は上記二つの提案とはまったく違う観点からの提案です。

日本の刑法における刑罰は法に対して行われるものであり、犯罪被害者に対する償いという視点に欠けています。このため心や体に一生消えないような傷を被害者が負ったとしても量刑は有限であり、また経

済的補償を受けられないことが多いために、被害者が理不尽な思いを抱えて一生を送らなければならないというケースが多々生じています。こうなると犯罪被害者は犯罪による直接的な被害のほかに、犯人を憎み続けなければならぬという間接的な心の被害まで負ってしまうのです。

このような二次被害を避けるために、犯行を悔いている犯罪者には従来の刑罰を受ける以外に被害者への償いをという刑罰の選択肢を与えることはできないでしょうか。

犯行を心から悔いているのなら、被害者が心から許すことができるような償いを行うことができるとは思いますが、そうしてそのような償いができたなら、再び犯行を繰り返すようなことはなくなるのでしょうか。

この提案は前記二点からするとずいぶんと現実離れた理想主義的な提案でもあります。実現のためには多くの議論とさまざまな法整備が必要となることでしょう。しかし、一度行われてしまった犯罪から生まれる不幸を最小限にとどめる方法であると私は思います。

アメリカでは処罰について裁判官にある程度の裁量権があり、落書きを繰り返す若者にペンキ塗りの処罰を与えることで自らの誤りを悟らせ、再犯を防いだという話を聞いたことがあります。したがって、日本でも裁判官の裁量で被害者への償いを優先させる法律を作ることは決して不可能なことではないと思います。

犯罪が生み出す不幸を少しでも減らすために、このような刑罰を実現できるような議論が行われることを心から願います。

市民の役割

さて、これまで述べてきたのは安全に対する国家の役割です。冒頭の免許更新のところでも述べたように、現状の日本では個人のモラルアップに期待するよりも法整備のほうが効果的だと思えたので、まずこちらを先に考察してみました。

しかし治安の維持向上のためには、その恩恵を最も受け、しかも最大多数を占める私たち一般市民がもっと積極的に関わっていくべきであり、またそれが最も効率的です。ただ、先に述べたように私達一般市民というものは、ただのキャンペーンや啓発運動ではなかなか動かないもの。ごく一般的な市民一人ひとりが治安向上の役割を果たせるようにするためには、何か工夫が必要です。

夢の国

話は変わりますが、先日訪れたデイズニールランドはまさに夢と魔法の国でした。

三五度を超える猛暑の中、溢れかえるお客さんで至る所に長蛇の列が出来ていながら、みんな笑顔。列に並ぶ人々はマナーを守り、野外アトラクションのような雑多な混雑でもトラブルらしいものを見かけることはありませんでした。

デイズニールランドを訪れる人すべてがふだんからマナーの良い人ばかりであるはずはありませんから、これはやはりスタッフの皆さんの笑顔の力が大きいのでしょう。販売スタッフが笑顔なのは当然ですが、

炎天下でパレードの説明をする女性も笑顔一杯ですし、至る所で見かける掃除スタッフでさえも笑顔で働いているのです。これだけたくさん笑顔に囲まれていては、つまらないことで諍いを起こす気にならないのは当然のことです。

そして感心するのは園内にゴミ一つ落ちていないこと。

大勢の掃除スタッフがいるのですから当然といえは当然なのですが、私の見る限り掃除スタッフが回収しているのは「落ちた」ゴミばかり。お客さんがみな自分のゴミをちゃんとゴミ箱に捨てていくために、あちこちの遊園地で見かけるような「落とした」ゴミはほとんどないのです。

道路脇の植え込みに一つゴミがおかされると次々にゴミが捨てられていくように、散らかったところには気軽に捨てることができても、清掃の行き届いたところではみんなゴミを捨てる気にはならないものなのでしよう。

ブロークンウインドウ理論

再び治安の話に戻りますが、街の治安を劇的に向上させた有名な例としては九〇年代のニューヨークがあります。そしてこの治安向上の背景となったのがブロークンウインドウ理論です。

ブロークンウインドウ理論とは、普通の車を放置しても誰もいたずらしなかったものが、ガラスを割った車だと一週間でタイヤまで根こそぎ持つていかれてしまったという実験でも証明された理論で、ニューヨーク名物だった落書きを消して街をきれいにしたり軽犯罪を見逃さないことによって、大きな犯罪を防

ぐことに多大な効果をもたらしたのです。

日本でも二〇〇一年に札幌中央署がこの理論に基づいて駐車違反対策を中心とした取り締まりの徹底と地域ボランティアとの連携による街頭パトロールの強化によって大きな成果を得て以来、各地で同様の試みが行われているようです。

ただ、このような試みに市民が積極的に参加するのは、街の治安が乱れて危機感が募ったときに限られます。もし街の治安が危機的なほど乱れていなければ、軽微な違反を厳しく取り締まるこの方法はかえって反発を呼び、市民の協力は得られなくなってしまうことでしょう。しかし一度危機的なほど乱れた治安を回復するには多大な予算と手間を必要とします。

ちなみに先のデイズニールランドもこのブロークンウインドウの理論によって運営されています。デイズニールランドの場合には乱れた治安を回復するためではなく、積極的によい環境を整備することによってそこで働く人自身や訪れたお客さんのマナーを向上させ、よりよい環境を得ているのです。そしてその環境があるからこそ、あの酷暑と人ごみの中でさえ人々がマナーを守り、笑顔でいられるのでしょう。

乱れた街を正す試みは各地で行われていますが、多くの市民は街が乱れてしまうことを望んではいないはずです。従ってここでは、街が乱れてしまう前に市民が自然に街の環境をよりよくしていくことに関わっていける方法を考えていくことにしましょう。

警察官の役割

ここで大切なのが警察官の役割だと思います。

ディズニールランドがブロークンウインドウ理論を取り入れたのはトップの判断であったとしても、それを実践して夢の国を作りあげているのは現場でお客さんと接しているスタッフの力です。

訪れた人がごく自然にゴミのポイ捨てをしなくなり、つまらないことで諍いを起こさなくなるのは、スタッフの洗練された接客技術とはじける笑顔の賜物だと思います。

一方警察官は、犯罪者の前では鬼にならざる得ないために、笑顔よりも強面を得意としている方が少なくないように見受けられますし、接客技術は最初から学んでいないことでしょうか。

しかし一日のうちで接するのは、大半が犯罪とは無縁の一般市民です。これらの市民が治安維持に励む警察官に共感を抱けば、治安維持活動はどれだけ円滑になることでしょうか。そしてそのうちの何人かが積極的に街の美化活動などに協力してくれば、街はどれだけ美しくなることでしょうか。

警察官の研修項目にディズニール型のブロークンウインドウ理論を取り入れ、講師としてディズニールランドの接客指導員を招くことを私は提案します。

ゴールドの力

話は変わりますが、冒頭の免許更新では五年ぶりに青からゴールドに戻りました。一度ゴールド免許を

手にしていたので、青になってしまったときにはずいぶんと惜しい思いをしたものです。そして再び手にしたゴールド免許はやはり嬉しく、つまらぬ不注意でまた青に戻ることがないようにと強く思いました。

しかしよくよく考えてみれば、青が金に変わったところでその恩恵は五年に一度の一時間ほど。たったこれだけのことなのにこれだけ悔しい思いや嬉しい思いできるといふ事は、ゴールド免許を作るのにかかる費用や諸手続きを考えても、モラルアップのコストパフォーマンスはずいぶん高いように思えます。

ただちよつとだけ不満なのはゴールド免許は何度更新してもそれ以上がないこと。ゴールド免許も更新のたびにゴールド＋ラメ入り、プラチナ、地色が金、などとグレードアップしていけば、さらにモラルアップには効果的なのではないかと思えます。

ともあれ、ゴールド免許の導入や免許更新期間の延長などは、罰則強化の代償として行われたものなのでしょう。罰則の強化だけでは社会は息苦しくなるものですが、おかげで罰則強化の息苦しさはあまり感じられなかったように思います。

再び治安の話に戻しますと、いくら警察官が接客指導によって最強の笑顔と最高の接客技術を身につけたとしてもそれだけで街を変えることは出来ません。

なぜならばその人数があまりにも少なすぎるからです。デイズニールランドではその潤沢な資金を使い、過剰なほどのスタッフを投入することで常に隅々まで行き届いたサービスを行っています。一方警察官は限られた予算の中で、常に人手不足の状態です。とても市民一人ひとりにまで目が行き届きません。

従って限られた人手と時間の中で大きな流れが生み出すことができるように、接した人一人ひとりに強いインパクトを与え、味方に引き入れる工夫が必要です。

小さなカードの大きな力

そこで提案するのが小さなカードです。

犯罪捜査に協力してくれる人に出会ったとき、街の美化に協力している人を見かけたとき、交番に落とし物を届けてくれる人がやってきたとき、最高の笑顔と共に警察官が手渡す小さなカード。大きさは名刺くらいでいいでしょう。材質はもらったときにちよつと誇らしげな気分になれるくらい上質なもので、文面は相手の行為が街の治安に役立っていることを感謝しているという内容。字体もそれにあわせて上品で重厚感がある方がよいでしょう。そして大切なのは渡す人が自分の名前を肉筆で記入していること。これでそのカードはただの印刷物ではなくなります。

しかし、このカードを渡すだけでは大きな流れは作れません。最初はカードの意味を理解してもらうためのキャンペーンは必要でしょう。

治安が良くなれば街が美しくなるのではなく、街が美しくなれば治安が良くなるのだということ。そしてそのためには市民一人ひとりの協力が必要であり、その協力への感謝のしるしとしてカードを渡すのだということを経々なメディアを通じて全ての人に知らせるのです。

たかが一枚のカードをそんなに喜ばないだろうと思うかもしれませんが。でもたかが免許証のラインが青

から金に変わるだけでも人は喜べるのです。温かい笑顔や言葉と共に渡されるカードがどれだけ人の心を動かすことか。そして一枚のカードが二枚三枚と増えていけば、それだけ自分の行動に生きがいを感じる事ができるでしょう。

そしてこのカードが日本中に行き渡ったとき、日本は今よりずっと住みやすく、明るい国に変わって行くことでしょう。

結 び

日本の安全は、そこに住む一人ひとりが作るものです。ただ、その力を充分に引き出すためには、法を破る者には厳しく、そして守る者には温かい、社会の仕組みが必要であると私は思います。

誰かにさせられるのではなく、誰もが自然に社会のために行動する。そんな社会が訪れることを、私は心の底から願っています。

社会防衛活動への公衆参加を内容とする 特別立法の必要性について

会社員

呉竹 祐治 (60)

一 安全な社会実現のため、地域社会等が担うべき役割

犯罪・非行のない安全な社会で平穩に暮らすことは、国民すべての願いであるとともに、そのような社会を実現することは国の重要な責務の一つと考えられる。又そのような社会で暮らすことは生存権として憲法の保障する基本的人権の一つに属するものと考えられる。視点を変えれば国民は税金を払う対価とし

て国・自治体に対し、安全な社会の確保を要求する権利を有し、国・自治体はその権利に対応する義務として安全な社会実現のため各般の施策を講じなければならぬと考えることができる。

犯罪行為により被害を受けた関係者に対し国が「犯罪被害者給付金」を支給することを内容とする昭和五五年の「犯罪被害者等給付金支給法」の立法趣旨はこのような精神に基づくものと理解できよう。又、近時刑事政策の分野で「被害者学」の研究が盛んであるのも、かような社会の安全を確保することの重要性ということとやらはらを成していると考えられる。そしてこのような社会の安全を確保するための活動、即ち所謂、社会防衛活動として現在、国・自治体を始めとして、学校、企業、地域社会、家庭・個人等が諸種の施策を実施している。

しかし、子細に検討すると、社会防衛活動の主体としての国・自治体と各種民間団体・個人とはその性格上大きな違いがあると思われる。即ち国・自治体の如き行政主体の行う社会防衛活動はその本来的な業務の一環とみられるのに対し、各種民間団体・個人のそれはいわば、非本来的・副次的なものと目されるからである。そこで本稿では右の両者の異同に着目し、後者の活動、即ち講学上、所謂「刑事政策における公衆参加」といわれる問題を中心に論じてみたい。なお両活動相互の補完性については後述する。

二 問題の所在

「民間活力の活用の重要性」ということがいわれてから久しい。この考え方の基礎には民間の持つ斬新な発想・創意工夫力等の最大限の活用、素人の新鮮な感覚の尊重といったような諸理念が含蓄されている

と思われる。

そしてこの考え方の基本線は安全な社会実現のための刑事政策的諸活動にも妥当と思われる。この関係で平成二一年にスタートする「裁判員制度」が指摘されねばならない。

これは刑事手続に一定の範囲で素人の視点、感覚、言葉等を反映させようとするものであり、諸外国で広く実施され、現在わが国では停止されている陪審制度と精神を共通にするものと考えられる。

私見によればこの「裁判員制度」は「刑事政策における公衆（個人）参加」の理念の究極の到達点であり、今後のわが国の刑事司法の領域に大きな変革をもたらす出発点となるものと評価できると思う。制度の円滑な運用を期待するところである。

三 現状分析

右に見た如く「裁判員制度」の発足は刑事司法の領域に対する民間（個人）の関与という視点からみた場合、確かに画期的なものである。然らば現在のわが国の民間諸団体の社会防衛活動のレベルは、諸外国と対比してどの程度のものであろうか。その「現状」を分析してみたい。

結論を先にいうならばそれは諸外国に比べてはなはだ不十分・不徹底であるといわなければならないと思う。民間主体の社会防衛活動は後にも述べるとおりわが国においても永い歴史を有し、その社会防衛活動としての価値は場合により国・自治体の如き行政主体が行うそれを陵駕することもあるだけに大きな問題であるといわなければならない。

現在のわが国で行われている民間諸団体・個人等の行っている社会防衛活動のあらまは次のとおりである。

消極的なものとしては犯罪行為のあつたとき、警察に通報し、場合により告訴・告発等を行いあるいは刑事訴訟法の規定により現行犯人を逮捕する場合等が挙げられる。

積極的なものとしては、防犯活動に関連しての学校、企業等における各種連絡会の設置、暴走族に対する交通安全協会の啓発活動等が指摘できよう。

個人の社会防衛活動の典型的なものとしては篤志家の代表格ともいふべき保護司を挙げることができ。しかし、その待遇その他の点で改めるべき点の多いことは否定しがたいところである。委員が国民の中からくじで選ばれる検察審査会の制度は強大な検察官の権限行使を一定の範囲で民意の監督の下に置くものとして先の裁判員制度と精神を共通にし、諸外国から一定の評価を得ているものであるが、その権限の範囲が不十分であるとのそしりを免れないであろう。

一瞥の結果次のことが指摘できるであろう。

現在のところわが国には民間の社会防衛活動に関して統一的に定める法律がなく、単に個々の法律乃至慣習等によって個別的・断片的に民間の社会防衛活動を容認しているにすぎない。

しかもその不十分な防衛活動の運用に関して縦横の連絡が殆ど取れていないことも問題点として指摘されねばならない。

即ち、国・自治体の防衛活動と民間のそれとの縦の関係は勿論のこと、民間の防衛活動主体相互の横の

関係でも、連携協力は殆どなされていないというのが現状である。

このようにバラバラの法律により、各々が相互に連絡をとり合うことなくバラバラに独自の活動をしている現状では効果的な社会防衛活動を到底期待できないことは明白である。

近年、犯罪の都市化現象に伴い犯罪の種類が多様化しつつある。科学技術の進歩に伴い従来考えられなかった新種の犯罪も増加している。このような状況下にあつて民間の有する技術なくしては捜査活動そのものが不可能であるような犯罪も発生しつつある。

わが国でも諸外国でも民間の治安維持活動の歴史は古く、その犯罪防止活動としての価値はわが国の五人組の制度を引用するまでもなく、場合により国・自治体の如き行政主体のそれを陵駕することもあることは既に述べたとおりであり、歴史家の指摘するところである。然るに現状は右に見たとおりであり、国民すべての願いである安全で安心して暮らせる社会の実現という理想からは大きな問題であるといわなければならない。

私はこの点早期に特別立法によつて解決すべきであると考えている。

即ち国会は立法院としてその立法裁量権を遺憾なく發揮し、諸外国のこの点に関する成果をも参酌し、民間の社会防衛活動に関し、統一した基本法を制定する義務があるものと私は考えている。このことは、元来安全で安心して暮らせる社会を実現することが国の重要な責務の一つであると考えられることから、又冒頭に述べたようにそのような社会で平穩に暮らすことが生存権として憲法で保障された基本的人権の一つに属すると考えたことから必然的に導かれる結論であると思われる。

国より、地域の私的な団体・個人等が安易に犯罪防圧的活動を行うことの危険性・技術的困難性は従来から指摘されているとおりである。しかし、この点は立法による関係者に対する研修・教育の義務付け、立法技術の進展等により、かなり克服できるものと思う。

安全な社会を実現すること、即ち社会防衛活動を効果的に行うため、右に述べたような公衆参加を内容とする特別立法の制定は緊急の課題になっているといわなければならない。

四 将来の展望

社会の安全確保のため、国・自治体の各種施策と並行して地域社会、学校、企業、個人等の社会防衛活動が不可欠であることは右に見たとおりである。そして諸外国でもわが国でもかような民間乃至私的団体の行う防衛活動は、永い歴史を有し、その犯罪鎮圧面から見た価値乃至機能は状況により国・自治体の如き行政主体の行うそれを陵駕することもあることも右に見たとおりである。

ここでは立法論としてかような私的な団体・個人等の行う社会防衛活動、即ち所謂「刑事政策における公衆参加」を内容とする統一された基本法に関連する論点につき、整理してみたい。

尚、ここでは便宜上国の立法を前提として論ずるが、特定の事項につき、地域の特殊性を考慮し地方公共団体の条例で規定する方が望ましい場合は、ここで整理する事項はすべて条例の規定事項となること当然である。

立法に際して考慮を要する点は次の六点である。

第一に、犯罪の都市化現象に伴い、従来考えられなかった新種の犯罪が次々に発生している。科学的捜査学の進展はそのこととうらはらを成していると考えられる。犯罪・非行の防止・鎮圧のためには元来極めて広範な専門的知識と技術を必要とする。公衆の警察活動を一定範囲で容認する立法がなされた場合に公衆にそのような専門的知識乃至人権感覚や法的素養が欠如していれば重大な人権侵害を引き起こす懸念がある。

又裁判員制度を含め、刑事司法手続に公衆の参加を認める内容が法律に盛り込まれた場合に、その公衆に法的知識乃至社会人としての常識が欠けているような場合にも制度の円滑な運用を阻害するおそれがある。

かような場合には制度の円滑な運用を期するため立法上、制度に参加する公衆に十分な研修・教育を受けることを義務づけなければならない場合も考えられる。

第二に、犯罪対策として高度の技術性が要求される分野であるとか直接的な対人的強制を伴う分野等については事の性質上公衆参加は最初から望ましくなく、従って又、立法上かような場合は公衆参加の「適用除外」としななければならないことも考えられる。

第三に、立法に際しては外国の制度の長所を極力取り入れる等比較法的手法を存分に駆使しなければならない。

この点では先進国は開発途上国から学ぶべき多くのことがあること、刑事政策学の示唆するとおりである。

第四に、所謂犯罪多発地域に関しては、立法（「条例」を含む）に際し、その地域の実情に不可欠な篤志家集団がその地域特有の社会防衛活動に積極的に参加する途が開かれていなければならない。

更に多発している特殊犯罪に関する情報交換のため、関係地方公共団体の篤志家集団相互間で連絡会的なものを設置すること等も検討課題となるべきである。

第五に、安全な社会維持のため現行法上、国・自治体が独占している権能の一部を明文で地域社会その他の民間団体に委任することも、その社会防衛活動の法的根拠・限界を明らかにするという意味で望ましいと考えられる。その態様としては、警察、裁判、矯正保護等の分野で可能である。交通違反の取締りを民間に委ねた最近の道路交通法の改正は、警察に関する権能委任の例であるし、しばしば引用した「裁判員制度」は国の裁判所が独占していた司法権を一定の限度で素人の私人である国民に委ねた点で裁判に関する権能委任の実例と考えることができよう。

権能の委任に関して立法上注意すべき点が二つある。

その一は、委任を受けた地域社会等の活動を国・自治体等の社会防衛活動の単なる補助的活動乃至権能とみてはならないことである。

名実共にその活動の独自性を尊重する立法態度が不可欠である。

その二は、委任の範囲に関するが、国・自治体は地域社会等に対し社会防衛活動の重要でない部分のみを委ねるものであってはならないことである。

地域社会、個人等を正式に社会防衛活動の主体として認め、その活動に独自の価値を認めて統一的な基

本法を制定する以上、右のことは当然のことであるといわれなければならない。

最後に憲法との関係にも注意する必要がある。

憲法はいうまでもなく国の最高法規であり各種の基本的人権を保障している。民間の社会防衛活動を認める法律の制定にあたっては右に一言した如く人権侵害の危険に十分留意しなければならず、その旨の注意規定も必要と考えられる。

社会防衛活動への公衆参加の危険性を主張する論者の論拠は要するに専門的知識・技術を持たない素人の暴走による人権侵害の危険性という点にあるが、この点は、右にも一言した如く、憲法原則との関係で立法に際して十分注意する必要がある。

その点の配慮を十分行うことを前提として、社会防衛活動への公衆参加を正面から認める特別立法の推進は、緊急の課題として急がなければならない。

行政法学では従来から「法律による行政の原理」ということがいわれる。

すべての行政は法治国家の原理から、法に基づき法に従って行なわれなければならない、という原則で、行政法学では「法律による行政の原理」の鉄則と称されるものである。

そして右の「行政」の概念を「公益の実現又は国家目的の実現を指向する作用」とみた場合、国民が安全な社会で安心して暮らすことは、正に右の「行政」概念の要件に端的にあてはまるものと考えられることができる。

そう考えると社会防衛活動への公衆参加を認める統一的な基本法（仮称「民間の団体その他の者の犯罪

防止活動の推進に関する法律」は、わが国の実定法秩序とも合致する憲法の容認する法律と考えることができる。

五 結 語

以上見てきたように安全な社会で安心して暮らすことは、国民すべての願いであるとともに、そのような社会を実現することは、国の重要な責務の一つと考えられ、現在、国・自治体を始め、地域社会、学校、企業、個人、家庭等がそれぞれ独自の社会防衛活動を行っている。

「家庭と犯罪」に関しては「犯罪性家庭」という言葉もある如く、その犯罪促進的作用がある反面、家庭の訓育的機能から、その犯罪抑制的作用も顕著であることは、以前から指摘されておりである。

又、新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミの啓発活動も、犯罪・非行を防止する上で一定の効果があることも周知の事実である。

しかし、上に見た如くわが国の社会防衛活動、殊に私的なその現状は次の二つの点で不十分であるといわなければならない。

諸外国の例と比較してもこのことは明らかであり、犯罪が増加傾向にある今日大いに問題であるといわなければならない。

第一に、現行法上、社会防衛活動への公衆参加につき、それを認める統一的な基本法・条例等が存在しない点である。

単にバラバラの法律・慣習等に基づき、個別的、断片的にそれぞれの主体に一定範囲の権能を与えているにすぎない、というのが現状である。

第二に、活動の縦横の連携協力関係の確保という点でも不十分である。

即ち民間の防衛活動主体相互間においては勿論、それと国・自治体の如き公的な防衛活動機関との間においても連携協力は殆どなされていないといっても決して過言でない、というのが現状である。

要するにバラバラの法律・慣習等に基づき、バラバラの主体がそれぞれ、相互の連携協力・情報交換等もすることなく、独自の活動を行っている、というのが現状である。

既に述べたように安全な社会で安心して暮らすことは、国民すべての基本的な願いであるとともに、そのような社会を実現することは国の重要な責務の一つである。

繰り返し述べたように犯罪鎮圧のためには民間の積極的な諸活動が不可欠である。

この点からは、わが国の右の現状は大いに問題であり、先進国といわれるわが国もこの点では依然後進国であるといわねばならない。

先進国はこの点開発途上国から多くのことを学ぶ必要がある。

諸外国は社会防衛活動への公衆参加につき裁判、警察、行刑その他幅広い分野で永い歴史を有し、多大の実績を挙げてきたことは右に述べたとおりである。

わが国でも、この点につき、五人組の制度を始めとして永い歴史・経験があり、その防衛活動としての価値は、場合により国・自治体の如き行政主体のそれを陵駕することもあることも右に述べたとおりであ

る。

この見地から、諸国の成果を導入した社会防衛活動への公衆参加を内容とする統一的な特別立法の制度が急がねばならない。

この法律により社会防衛活動への公衆参加につき、それぞれの活動主体につき、根拠、範囲、限界等を明らかにしなければならぬ。

その濫用を防止し、人権侵害の危険に対する配慮をしなければならないことも当然である。

運用面に関しては法文上、民間相互間、更に民間と国・自治体等の本来的な犯罪防圧機関との間に「連絡会」を設置する等、相互の情報交換・連携協力を可能にするため縦横の緊密なつながりを確保しなければならぬ。

情報化社会となり、従来予想もできなかった新種の犯罪が次々発生している。

又都市部においては犯罪の都市化現象に伴い凶悪な犯罪が多発しつつある。

今や国民は外国人による犯罪も含めて重大な危機にさらされているといっても決して過言ではない。その意味で国民の誰もが犯罪の被害者となる可能性が高まっている今、国民の視点に立った統一的な特別立法という施策を通じ犯罪・非行のない安心して暮らせる社会の実現に向けて新たな一歩を踏み出さなければならぬ。

叡智を結集し、官民挙げてこの犯罪多発の「非常時」と取り組む必要がある。

社会防衛活動への公衆参加を内容とする統一的な特別立法の制定は、緊急の課題である。

その法律の下、国・自治体と地域社会、企業、学校、個人等とは相互の連携協力の下、一体となって社会の安全確保のため共働しなければならぬ。

「犯罪防圧」という終極目的達成のため、両者は補完的にその業務を遂行しなければならない。

そして、私見によればこの法律の運用過程で主導権を握るべきは、国・自治体の如き行政主体でなく、民間活力の利用・活用という視点から、どこまでも民間の社会防衛機関でなければならないのである。

以上

社会の安全とそれぞれの役割

茨城県鹿嶋警察署長

小島 友治 (55)

はじめに

刑法犯認知件数は、昭和五〇年代前半までは全国的に低水準にあり、我が国が「世界一安全な国」であることに大半の国民が誇りを持っていた。

ところが、昭和五〇年代後半から増加傾向が顕著となり、平成一〇年ころからは急激な増加を示すと

もに、質的にも殺人、強盗等の凶悪な犯罪が多発したことで「安全神話」にもかげりが生じ、治安に対する国民の不安がかつてなく高まることとなった。

しかし、警察官の増員や自警団等防犯ボランティア団体の活動の活発化等に伴い、刑法犯認知件数は平成一四年の二八五万件をピークに減少に転じ、平成一八年にはピーク時から八〇万件減の二〇五万件まで減少した。

時代の変化とともに犯罪が増加し、その後各種の施策によって減少させることができた。犯罪が増加した要因と抑止に役立った施策が何なのかを明らかにし、今後、地域社会等で治安回復のために何をすべきかを考えたい。

なお、茨城県警察官としての三七年間の経験、さらには茨城県内で治安上最も安全な地域と、最も危険な地域の両方の警察署長を務めた経験を踏まえ、茨城県内の犯罪統計を基に論じていきたい。

一 犯罪増加の特徴的傾向（昭和五八年と平成一四年の比較）

（一）増加の顕著な刑法犯罪種（手口）

茨城県における刑法犯認知件数の推移を見ると、昭和四〇年から昭和四八年までは一万六、〇〇〇件台から一万八、〇〇〇件台で推移し、昭和四九年に二万件を突破し、昭和五〇年代は二万件台で推移し、昭和六〇年に三万件、平成一〇年に四万件、平成一二年に五万件、平成一三年に六万件をそれぞれ突破し、平成一四年にピークに達している。

そこで、治安が比較的安定していて刑法犯の手口別統計の残っている昭和五八年と、ピーク時の平成一四年を罪種（手口）別に比較してみた。

この間に、茨城県の人口は二六七万人から二九九万人に増加（一・一二倍）し、刑法犯認知件数は二万五、二〇六件から六万七、六七二件に増加（二・六八倍、四万二、四六六件増）した。

増加率の高い罪種（手口）は、

- 自動販売機ねらい（四七五件↓五、三五八件、一一・二八倍）
 - 部品ねらい（四六九件↓三、六六九件、七・八二倍）
 - 強盗（三八件↓一九二件、五・〇五倍）
 - 自動車盗（五八四件↓二、九〇八件、四・九八倍）
 - 車上ねらい（二、六三二件↓一万二、六五一件、四・八一倍）
 - 自転車盗（二、一四四件↓六、九〇五件、三・二二倍）
- 等であり、自動車を対象とした街頭犯罪の増加が目立っている。このほか、空き巣（二、七三二件↓四、一一〇件、一・七三三倍）、忍込み（九三〇件↓一、五五九件、一・六八倍）も大幅に増加し、殺人（二六件↓三四件、一・三一倍）、万引（三、一二〇件↓三、五三九件、一・一〇倍）も増加している。

（二） 来日外国人犯罪の推移

来日外国人犯罪は、検挙人員（五六人↓一三六人、二・四三三倍）、検挙件数（一〇三件↓二二六件、二・一九倍）ともに大幅に増加している。

(三) 暴力団犯罪の推移

暴力団員（準構成員を含む）による犯罪は、検挙人員（四九九人↓三五八人、〇・七二倍）が減少する一方、検挙件数（四九三件↓七二四件、一・四七倍）が増加している。罪種別に見ると、傷害（一一〇件↓六九件、〇・六三倍）、賭博（五〇件↓〇件）が減少し、窃盗（一五五件↓四〇九件、二・六四倍）、詐欺（一九件↓一〇二件、五・三七倍）が大幅に増加しており、暴力団の変質がうかがえる。

(四) 少年犯罪の推移

少年犯罪は、検挙人員（四、〇二一人↓二、三二一人、〇・五八倍）が大幅に減少し、全刑法犯検挙人員に占める少年の割合も、五四・〇％から四一・二％へと低下しているが、なお高水準にある。罪種別に見ると、窃盗（二、九五四人↓一、六〇〇人、〇・五四倍）が大幅に減少する一方、殺人（〇人↓二人）、強盗（五人↓一七人、三・四〇倍）が増加しており、凶悪化がうかがえる。

二 治安悪化ピーク後における犯罪抑止の特征的傾向（平成一四年と平成一八年の比較）

茨城県では、刑法犯認知件数がピークに達した平成一四年（六万七、六七二件）の翌年から四年連続して減少し、平成一八年には四万七、一八三件となり、平成一四年に比べ二万四八九件（三〇・三％）減少した。

罪種（手口）別に見ると、

- 自動販売機ねらい（五、三五八件↓一、六七九件、六八・七％減）

- 車上ねらい（一万二、六五二件↓六、一四四件、五一・四％減）
 - 忍込み（一、五五九件↓八二六件、四七・〇％減）
 - 部品ねらい（三、六六九件↓二、一四六件、四一・五％減）
 - 自動車盗（二、九〇八件↓一、八五一件、三六・三％減）
 - 強盗（一九二件↓一二七件、三三・九％減）
 - 空き巣（四、一一〇件↓三、〇〇五件、二六・九％減）
 - 自転車盗（六、九〇五件↓五、五六一件、一九・五％減）
- 等、ピーク時にかけて大幅に増加した罪種（手口）が減少した。これら八罪種（手口）のみで一万六、〇一三件減少し、全減少件数の七八・二％を占めている。
- 一方、詐欺（一、〇三五件↓一、七八六件、七二・六％増）、万引（三、五三九件↓三、七七九件、六・八％増）等は、増加を続けている。
- また、来日外国人犯罪検挙件数（二二六件↓五八三件、二・五八倍）、暴力団（準構成員を含む）犯罪検挙件数（七二四件↓一、八〇五件、二・四九倍）は、いずれも大幅に増加している。
- なお、刑法犯少年検挙人員は、わずかに減少（二、三二一人↓二、二〇五人、五・〇％減）した。

三 犯罪増加の要因

(一) 生活環境の変化

昭和期後半から犯罪が急激に増加した最大の要因は、生活環境の変化とそれに伴う住民意識の変化にあると考えられる。

前述のように、茨城県では、昭和五八年から平成一四年にかけて、刑法犯認知件数が四万二、四六六件増加したが、このうち最も件数の増加した罪種（手口）は、車上ねらい（一万二〇件増）である。車内に高級オーディオやカーナビゲーションが装備され、これらを買取業者も増えてきた。また、スーパーマーケットやレストラン等の駐車場が整備され、現金や貴重品の入ったバッグを車内に置いたまま買い物や食事をする人が多くなったことなどが、車上ねらいの増加をもたらしている。

件数で車上ねらいの次に増加し、増加率で最も高いのは、自動販売機ねらい（四、八八三件増、一一・二八倍）である。この背景には、自動販売機数の増加と国際化による不良外国人の流入という環境の変化がある。外国人犯罪者にとって、自動販売機は「道ばたに置いてある金庫」であって、格好の窃盗目的物となっている。

次に、凶悪犯で最も増加の多い罪種は、強盗（一五四件増、五・〇五倍）である。強盗の対象となった施設を見ると、平成一四年の強盗事件一九二件中、深夜スーパーマーケット（主にコンビニエンスストア）で三四件発生している。このほか、コンビニエンスストアからの帰りに路上で強盗に遭遇するケースもあ

り、深夜営業の増加が強盗の増加をもたらしている。また、平成一四年の強盗の検挙人員八四人中九人が来日外国人であり、国際化の進展も強盗の増加に大きく影響している。

なお、自動車の増加と道路網の整備によって、広域的な犯行が可能となり、都市に犯罪拠点を構えて地方に出張し、空き巣などを連続的に敢行して拠点に戻る「ヒットアンドアウェイ」方式の国内版ともいえるべき犯行が増加している。

また、携帯電話の普及によって、犯行を見張り役や実行役に分担し、連絡を取り合いながら空き巣を取行するなどの組織的犯行が行いやすくなっており、犯罪組織と組織的犯罪の増加をもたらしている。

このように、モーターゼーションや通信機器の普及拡大、自動販売機等の無人化、自動車の高級化、深夜営業の増加、国際化等我が国における急激な生活環境の変化が犯罪の増加に大きく関連している。

(二) 住民意識の変化

戦後の工業化は、農業中心の社会から工業、商業、サービス業中心の社会へと大きく変貌させ、大家族で近所との連帯を重んじていた生活から、小家族で近隣を干渉しない生活へと変化させた。その結果、個人主義が伸張し、連帯意識や助け合いの精神は希薄化した。

これにより、集団で不審な者に目を光らせていた防犯機能が低下するとともに、「悪いことをすれば、その土地に住みにくくなる。」という犯罪抑制機能も低下することとなり、空き巣、忍込み等が増加させることとなった。

また、大家族で規律を重んじていた時代に比べ、小家族で共働きの家庭が増えたことにより、子供は過

保護又は放任状態に置かれやすくなり、規範意識の低下につながっているものと考えられる。これが、少年の犯罪行為に対する自制心、罪悪感を鈍らせ、万引や自転車盗等の増加をもたらしているものと考えられる。

私が五年前に警察署長として勤務した茨城県常陸太田市は、農林業が盛んで今なお地域の連帯意識が強く、外食時に入った店では、黙っていても二度目にはすっかり職名が知られていた。合併前の平成一四年の人口は三万九、五四六人で、刑法犯認知件数は四七七件、犯罪率（人口一人当たりの認知件数）は県下平均二二六・一のところ一二〇・六であり、極めて安全な町である。

一方、現在署長として勤務している鹿嶋警察署が管轄する茨城県神栖市は、鹿嶋臨海工業団地の造成に伴い全国から労働者が流入し、小家族や単身者が多数を占め、極めて匿名性の高い町である。平成一四年（当時は神栖町）の人口は五万五七七人で、刑法犯認知件数は二、〇三七件、犯罪率は四〇二・八で県下第一位（合併後の平成一八年は第五位）であり、犯罪に遭う危険度は常陸太田市の三・三四倍に達する。五〇年前には同程度であったと推定される両市の犯罪率は、どうしてこのように差がついてしまったのか。

それは、開発に伴う急激な生活環境の変化とともに、流入者が増えていく中で生じた住民の連帯意識の希薄化が大きく影響しているものと考えられる。

四 地域社会等が講じるべき施策

(一) 治安機関

警察を始めとする治安機関は、近年の増員により体制が充実しつつあるが、人口減少社会に向かう中でこのまま増員を続けるのは、財政上からも無理がある。今後は、捜査や事務処理の効率化を図り、パトロール等の街頭活動の更なる強化と犯人検挙の迅速化を図る必要がある。

また、生活環境の変化に伴う犯罪傾向に対処するため、組織体制及び勤務体制の見直し、夜間体制の強化等を図る必要がある。さらに、増加を続ける組織犯罪、振り込め詐欺等の広域犯罪、サイバー犯罪等の新たな犯罪に対処するため、新たな捜査手法の開発と治安機関職員個々のレベルアップを図る必要がある。このほか、警察、入管、税関等の治安機関の連携を更に強化するとともに、犯罪の発生実態や防犯上の注意点等について、適時適切に自治体や住民に情報提供する必要がある。

(二) 国、自治体

国、自治体は、治安悪化が深刻な社会問題となっている今こそ、治安回復に向けて主導的な役割を果たすべきである。生活環境の変化に伴う治安へのマイナス要因に対処するために必要な制度や規制、犯罪が多発する施設や地域における警戒力の強化、地域社会における連帯意識の醸成等は、国や自治体を中心となつて推進すべき施策である。

国は、犯行の動機と犯罪を誘発、助長する環境を分析、研究し、安全安心のために必要な法規制をすべ

きである。犯罪被害に遭いやすい金融機関、パチンコ店、深夜スーパーマーケット等に対しては、店舗内外への防犯カメラ設置等を義務づけ、犯罪への悪用が目立っている情報通信業者等に対しては、悪用を防ぐ措置を義務づけるなどの法規制を検討する必要がある。また、最近、パチンコにのめり込んで多額の借金をし、強盗等の凶悪犯罪を犯す者が目立っている。ギャンブル性を薄めて、本来の娯楽性を重視した遊技となるよう規制できないものだろうか。

さらに、犯罪組織としての性格を強める暴力団、増加傾向にあるインターネット悪用犯罪、薬物密輸等の国際犯罪、多大な犠牲を伴う国際テロ等に対しては、関係省庁がプロジェクトチームを立ち上げるなど連携を強化し、真に有効な施策を早急に講じるべきである。

このほか、義務教育の段階で法学の授業を充実させ、全国民が法治国家にふさわしい法知識と遵法精神を持てるようにしたい。

自治体は、警察と連携し、犯罪の発生実態の把握と住民への情報提供に努め、防犯キャンペーンの実施、防犯上必要な条例の制定、犯罪多発地域への防犯カメラや防犯灯の設置、空き地の除草や公園等の樹木の剪定による見通しの確保、防犯ボランティア団体への支援等幅広い施策を推進する必要がある。

また、「あいさつ運動」や長期間留守にする際に近所に一声かける運動を、自治体あげての運動として取り組むことによって、住民の連帯意識を深め、失われつつある地域の犯罪抑制機能を高めることができる。

なお、消防団による防犯パトロールについては、現行法上は問題があるとされるが、自治体によっては警察官の一〇倍以上の団員がおり、防犯・防火を兼ねたパトロールが可能になれば、極めて有効な警戒力

となる。

(三) 学校、企業

学校の校庭は、かつて公園と同様に市民の憩いの場であり、スポーツの場でもあった。また、通学路には商店があり、農村部では人々が農作業に従事しながら子供達の登下校を見守っていた。

しかし、現在では、子供達を自然に見守ることのできる人々は極めて少なくなり、また、自動車の普及が広域的な連れ去り事件等の犯行を容易にさせている。

学校は、「イカのおすし」(行かない、乗らない、大声でさげぶ、すぐにげる、知らせる)に代表される防犯への心構え、規則を守ることの大切さ、助け合い精神の尊さ等を繰り返し教育すべきである。

また、学校内、学校周辺、通学路の安全を確保するため、防犯カメラや非常通報装置の設置、教職員の自衛力の強化を推進するとともに、PTAやスクールサポーターを中心とした「登下校見守隊」を組織し、通学路のパトロールを実施すべきである。

さらに、警察やボランティア団体と連携し、繁華街等での街頭補導を強化して、非行の芽を摘み取る必要がある。

企業は、国や自治体からの規制や要請を待つまでもなく、自らの責任において防犯上必要な対処をすべきである。新たな商品やサービスを提供し、生活環境の変化を担ってきた企業が、利益の一部を社会の安全安心のために使うことは当然のことと思う。

特に、犯罪の被害に遭いやすい営業所にあつては、防犯カメラの設置や警備員の配置等を進めるべきで

あり、犯罪に悪用されやすい営業も、それを防ぐ仕組みを備える社会的責任があると思う。

また、深夜に営業しているタクシー、運転代行、運送等の従事者や各家庭を回っている配達、検針等の従事者が、不審者情報を治安機関に積極的に提供してくれるようになれば、防犯ばかりでなく、犯人検挙にも極めて有効である。

さらに、企業は、防犯や非行防止のキャンペーン、環境の美化、あいさつ運動等に組織をあげて取り組むなど、地域に溶け込み、地域と一体となって安全安心の実現に大きく貢献すべきである。

鹿島アントラーズは、地域の小学校に対する巡回訪問を実施して、選手と子供達とのふれあいを続けており、その活動が子供達に夢を持たせ、健全育成に貢献するものとして期待されている。

(四) 地域社会、家庭、個人

治安機関は、残念ながら二四時間限なく地域社会や各家庭を警戒するまでの体制を有していない。警備会社に常時警戒を依頼すれば、莫大な費用がかかってしまう。

だからこそ、地域社会自身の連帯意識と助け合いの精神に裏打ちされた防犯機能が重要なのであり、地域の連帯による「地域力」は、環境の保全や災害時の救助等にも欠くことのできないものとなっている。

ところが最近では、町内会で唯一の共同作業として残っていた葬儀の執行についても専門業者が全て行うようになり、地域の連帯意識は希薄化する一方である。

こうした中で、防犯ボランティア団体、いわゆる自警団の結成と活動が脚光を浴びてきた。平成一四年から平成一八年にかけて減少の目立った犯罪は、街頭犯罪と侵入犯罪であり、この時期に各地で次々と結

成された自警団の活動が、犯罪抑止に大きく貢献しているものと考えられる。

鹿嶋警察署管内でも、現在、二八団体二、四〇〇人余（人口の一・六％）が組織され、定期的に防犯パトロールを実施している。自警団活動が団員の健康管理や地域の連帯意識の醸成にも役立っており、今や、防犯団体の中心的な役割を果たしている。今後、大量退職が続く警察官や正義感あふれる団塊の世代が退職後に積極的に自警団に参加し、人口の五％から一〇％程度にまで増えてくれば、防犯効果は飛躍的に向上するだろう。

また、町内会も、環境美化活動やあいさつ運動等に取り組み、防犯にも効果のある良好な環境の実現と町内の連帯意識の向上を図るべきである。

犯罪者にとって、ゴミや乗り捨てられた自転車が街角に放置されているような地域ほど狙いやすい。地域の一体感や警戒心が乏しく、不審者として怪しまれにくいため、検挙される危険性が低いからである。

このほか、町内会は、交番・駐在所と連携し、ミニ広報紙の回覧等によって犯罪の発生実態等を市民に伝達するなど、地域防犯の拠点としての役割が求められる。

家庭は、家族のふれあいやしつけ教育の重要性を自覚し、子供に対するバランスのとれた教育をすべきである。

また、家の玄関や窓、自動車、自転車の無施錠によって犯罪被害に遭うケースも多いことから、これらの施錠を確実にするとともに、犯罪が多発する地域では、玄関から公道方向に向けて防犯カメラを設置することが効果的である。

なお、集合住宅では無理かもしれないが、旅行等で長期間留守にする際の近所への声かけ等、煩わしさを感じさせない程度の最低限の近所づきあいは維持したいものである。

各個人も、防犯意識を高め、自ら犯罪の発生実態の把握に努めて警戒心を持つとともに、環境美化や防犯ボランティア等の活動に積極的に参加し、地域における連帯の輪に加わっていただきたいものである。

おわりに

我々は、社会の発展に伴う利便性と、自由な主張と行動が保証される個人主義の快適さを享受している。しかし、こうした生活環境と意識の変化が治安の悪化を招いていることも事実である。これに歯止めをかけ、我が国が誇りとする良好な治安を回復するためには、社会の安全に関連する、あるいは貢献することのできるすべての機関、団体、個人等が総ぐるみで治安回復に有効な施策を講じるとともに、助け合いという人間本来の精神を取り戻す必要があると思う。

発展を続ける神栖市は、道路が縦横に整備され、その両側に大型店舗やレストラン等が張り付き、深夜まで車の通行の絶えない活気あふれる町である。

しかし、町の発展とともに犯罪が増加し、長年にわたり犯罪率県下ワースト第一位（波崎町と合併後は二位～五位）を記録してきた。本年（平成一九年）二月には、白昼に主婦がスーパーマーケット駐車場で何者かに刺殺されるという殺人事件が発生し、治安に対する市民の不安が高まっており、神栖市当面の最重要課題は、治安の回復と警察署の新設となっている。

(注) 鹿嶋警察署は鹿嶋市と神栖市を管轄し、鹿嶋市に所在しているため、神栖市には警察署がない。

こうした中で、本年五月から八月にかけて三回にわたり、鹿嶋警察署と神栖市役所が主催し、防犯ボランティア団体、学校、企業、消防団、金融機関、コンビニエンスストア、遊技場組合、飲食店組合、保健所、保護司会、交通安全協会等の参加により、「神栖市治安対策会議」を開催した。

会議の席で私は、治安回復のためには、治安に関連のあるすべての機関、団体が総ぐるみで対処することと、市民の連帯意識を高め、潤いのある町づくりに取り組むことの必要性を強調し、各機関、団体は、それぞれの治安対策方針を決定した。

今後は、この方針が着実に実行されることを願い、その成果を検証していきたい。

地域の安全と市民の役割

―市民活動の新たな展開―

岩手県盛岡東警察署 警察官

齋藤 重政 (52)

一 はじめに

最近、犯罪の多様化・凶悪化・低年齢化の進行と銃器犯罪等の重大事件が続発し、これまで「水や空気」のようにあたりまえと思っていた「安全・安心」に対し、多くの国民が危機感を抱くようになった。

この「安全・安心」は、国民が豊かで住みよい生活を営む上での基盤となるもので、社会における最も

基本的な価値であり、重要な国民の権利である。しかし、この権利を国民それぞれが一方的に主張するだけでは、安全で安心できる住みよい社会を実現することは出来ない。国民自身まず何ができるかを考え、行動することが何よりも大切なことである。

本来、国民の「安全・安心」とは公共なものであり、官と民とが協働して支えていくべきものである。この考え方の下に、「安全・安心」の確保について治安面から考察する。

二 犯罪情勢の変化

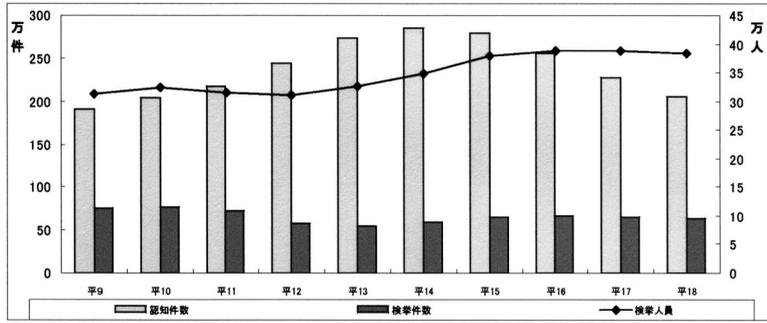
(一) 犯罪情勢の推移

我が国の刑法犯の認知件数は、平成一四年まで七年連続して戦後最多を記録していたが、平成一五年以降は減少し、平成一八年は前年比九・六%と四年連続減少した結果、平成一八年の認知件数は二〇五万八五〇件となった。しかし、減少したとはいえ、一二〇万件前後推移していた昭和四〇年代の一・五倍を超える水準にあることに変わりなく、情勢は依然として厳しい。

検挙件数は、平成一一年以降減少したのち、平成一四年以降は増加していたが、平成一七年に再び減少に転じ、平成一八年にあっても六四万六五七件と、前年に比べ八、八四六件（一・四%）減少している。

検挙人員は、平成一三年以降増加していたが、平成一七年に減少に転じ、平成一八年にあっても三八万四、二五〇件と、前年に比べ二、七〇五人（〇・七%）減少している。

検挙率は、平成七年以降低下傾向にあったが、平成一四年以降上昇に転じ、平成一八年にあっても三一・



区分	年次	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	増減	
		件数	件数	件数									
認知件数		1,899,564	2,033,546	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293	2,050,850	-218,443	-9.6
検挙件数		759,609	772,282	731,284	576,771	542,115	592,359	648,319	667,620	649,503	640,657	-8,846	-1.4
検挙人員		313,573	324,263	315,355	309,649	325,292	347,558	379,602	389,027	386,955	384,250	-2,705	-0.7
うち少年		152,825	157,385	141,721	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	-10,898	-8.8
(割合%)		48.7	48.5	44.9	42.7	42.6	40.8	38.0	34.7	32.0	29.4	-2.6	-
うち要日外国人		5,435	5,382	5,963	6,329	7,168	7,690	8,725	8,898	8,505	8,148	-357	-4.2
(割合%)		1.7	1.7	1.9	2.0	2.2	2.2	2.3	2.3	2.2	2.1	-0.1	-
うち暴力団関係者		18,540	20,207	19,611	19,668	19,650	20,405	20,285	19,472	18,629	18,016	-613	-3.3
(割合%)		5.9	6.2	6.2	6.4	6.0	5.9	5.3	5.0	4.8	4.7	-0.1	-
検挙率		40.0	38.0	33.8	23.6	19.8	20.8	23.2	26.1	28.6	31.2	2.6ポイント	-

注：本表の少年、来日外国人及び暴力団構成員等は、対象ごとの検挙人員及び占める割合を記述したもので、検挙人員は重複するものもある。

警察庁ホームページ：<http://www.npa.go.jp/toukei/seianki4/20070521.pdf>

図表1 刑法犯の認知・検挙状況の推移

二%と、前年に比べ二・六ポイント上昇し平成一一年以来七年ぶりに三〇%台に回復した。検挙件数が減少する中、検挙率が上昇したのは、認知件数の大幅な減少によるものである(図表一参照)。

(二) 「安全神話」は崩壊したか

最近、「日本の安全神話が崩壊した」等との論調や報道が多く見られる。「安全神話」を支えてきた要因は、単一文化で国民の社会的格差がないこと、遵法精神が高いこと、コミュニケーションを中心とした社会統制の強い力、警察の高い捜査力等が挙げられる。これらの要因と交番・駐在所を拠点とした警察活動と市民との連携・協力度が高いことが、「安全神話」を支えて来たと思う。

政府の世論調査によれば(図一参照)、「日本は安全・安心な国か」と聞いたところ、

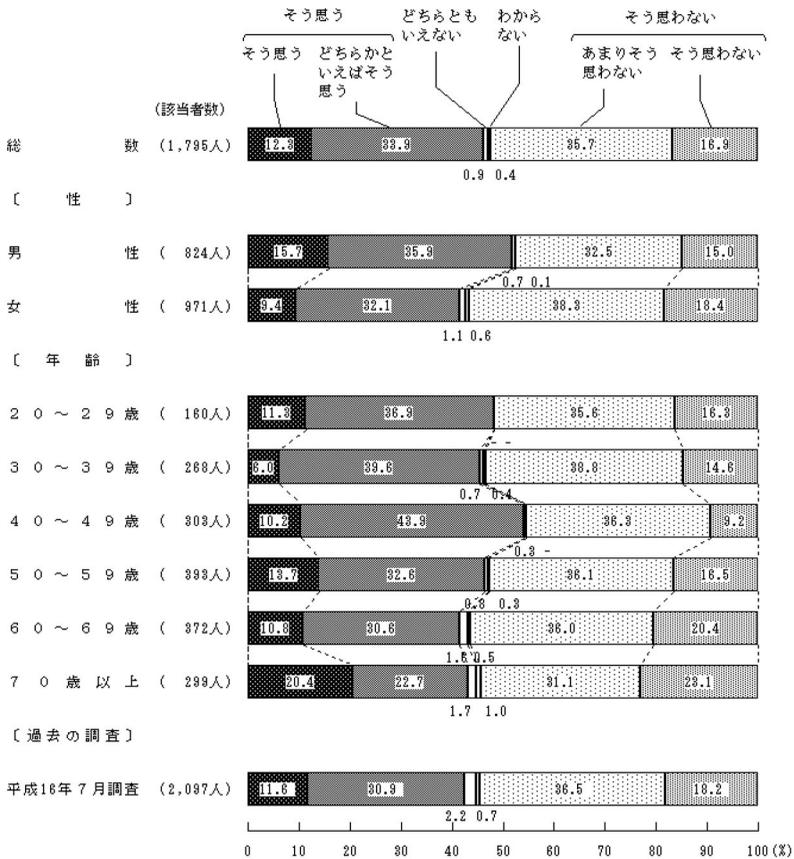
○ 「そう思う」(「そう思う」一・二・三% + 「どちらかといえばそう思う」三三・九%) 四六・二%
 ○ 「そう思わない」(「あまりそう思わない」三五・七% + 「そう思わない」一六・九%) 五二・六%
 となっている。平成一六年七月の調査と比較して見ると、「そう思う」と(四二・五% ↓ 四六・二%)とする者の割合が上昇している。性別で見ると、「そう思う」とする者の割合は男性で、「そう思わない」とする者の割合が女性で、それぞれ高くなっている。年齢別に見ると、「そう思う」とする者の割合は四〇歳代で高くなっている。

さらに、ここ一〇年間で「治安が悪くなった原因は何か」と聞いたところ(図二参照)、

- 来日外国人の犯罪が増えたから 五五・一%
- 地域社会の連帯意識が希薄となったから 四九・〇%
- 青少年の教育が不十分だから 四八・一%
- 様々な情報が氾濫し、それが容易に手にはいるようになったから 四三・八%

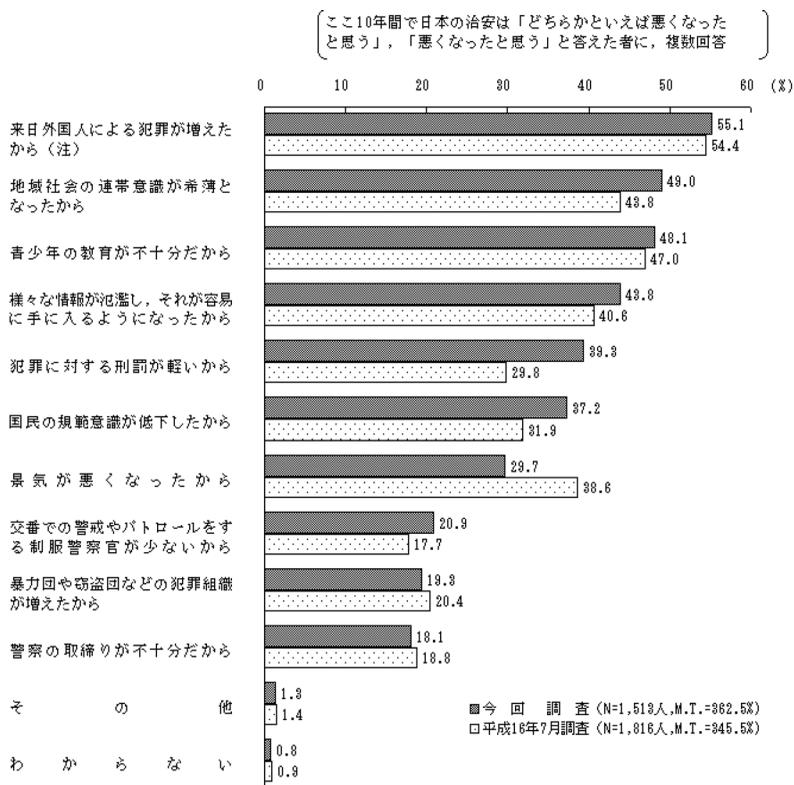
の順になっている。

多くの論者が指摘するように、規範意識の低下等を中心とする国民性、地域社会、社会構造、経済不況等の経済情勢、国際化等の変化により、犯罪情勢の背景は大きく変わって来ており、その変化を前提に社会の安全対策を構築していく必要があると思う。



出典：内閣府「治安に関する世論調査（平成18年12月調査）」

図1 日本は安全・安心な国か



<注>平成16年7月調査では、「外国人の不法滞在者が増えたから」となっている。

図2 治安が悪くなった原因は何か

三 犯罪抑止理論と地域の安全対策

犯罪対策は、①厳罰化と事後対応としての刑事司法機関による厳正な法執行、②事前対応としての犯罪予防（警察等と地域住民の連携による犯罪予防活動、環境設計による犯罪予防等）に大別される。英米では、一九七〇年代以降、犯罪の増加に対応して犯罪予防に関する調査研究が進められ、刑罰によらない犯罪予防論が盛んに論じられるとともに、犯罪予防の施策が講じられている。

その中心が、環境犯罪学、コミュニティ・ポリシング論及び地域社会における犯罪予防論である。アメリカ合衆国では、防犯空間理論、環境設計による犯罪予防（CPTE D）、割れ窓理論等、英国では、状況的犯罪予防論等が提唱されている。地域の安全対策として、コミュニティ・ポリシング論が考えられるが、警察とコミュニティ（地域社会）が協働して地域の犯罪や秩序行為の問題点を把握し、その解決を共に図る活動をいい、我が国でも実施されている活動である。

四 警察による犯罪抑止対策

警察による犯罪抑止対策、いわゆる犯罪の予防と検挙は、犯罪学上犯罪の予防には、①刑罰によって予防しようとする「犯罪統制モデル」、②犯罪者の性格・環境に働きかけ犯罪者を社会生活に適応できる状態に引き戻すことによって予防しようとする「社会復帰モデル」、③地域社会の犯罪抑止力を高めることに

よって予防しようとする「環境工学的犯罪統制モデル」の三モデルがある¹⁾、とする。

一方、実務上は「犯罪の予防」とは犯罪を未然に防止する活動を意味し、犯罪統制モデルと社会復帰モデルは含まれない。警察活動には、未然防止（間接的な予防措置）、警戒（直接的な予防措置）、検挙（犯罪の捜査）の三段階がある。従前は、「検挙に勝る防犯なし」といわれるように検挙活動が重点であったが、犯罪の多発に伴い、未然防止、特に地域社会の犯罪抑止力を高めるための防犯活動が重視されるようになった。

警察による防犯対策として、地域安全活動のキメ細かい対応が重要である。地域安全活動が、地域住民とのパートナーシップを確立することにより、いくつかの特定の状況に対して、特に犯罪を生み出すような状況に対応することができる。つまり、地域住民と警察とのパートナーシップにおいて、犯罪に対応する秩序を新しい状況においてつくり出していくことを目的としている。

刑法犯認知件数で、万引き・自転車盗・バイク盗・車上ねらい等の身近な街頭犯罪の占める割合が顕著である。いわゆる、罪悪感を持たず規範意識が欠如していることによる犯罪が多発しており、これらの街頭犯罪に警察力を重点的に振り向けることが急務である。そこで、犯罪予防や地域の安全に関わる社会安全政策上の理論として、「割れ窓理論」（軽微な犯罪も放置しない）を提唱したい。今こそ、軽微な犯罪を芽のうちに摘み再犯率を減少させ、犯罪の総量抑制を図る「割れ窓理論」の実践を中心とした、政策転換が求められる。

ただし「割れ窓理論」は、法律における犯罪化とは別の次元であり、共同体とそこにおけるルールの役

割を重視するものであり、流れとしては地域安全活動の理論的系譜に位置している。つまり、「割れ憲理論」と「地域安全活動」は、警察の一体的活動として推進されなければ効果が挙がらないと認められる。「割れ憲理論」が有効であるためには、同質で健全なコミュニティの存在が前提であり、それぞれのコミュニティの内実をよく見極めた上で、警察がいかなる政策を採用するかを個々に選択することが重要となる。

五 自治体による犯罪抑止対策

(一) 「小さな政府論」と治安対策の経費

平成の大合併に伴い全国で三、二二三あった市町村は、一、八二〇の四四％減に統合された。小泉純一郎前首相の目指した「小さな政府論」は、「官」の役割を極力小さくし、「民」の競争による活力で成長力を引き出そうという考え方であった。首相を辞任する安倍晋三首相も基本的にこの考え方を継承しているが、予算を減らし、「官」から「民」へと小さな政府を目指すだけでいいのだろうか。無駄なもの、利益に寄与しないものを「民」の競争原理によって省いていく。その過程において、同時にそぎ落とされる大事なものを国民は見落としていないだろうか。

地域の安全は、警察・自治体などの「官」とともに、地域を構成する市民が「民」という形で担ってきた。「小さな政府論」は、「民」にもっと「公」を担わせることで非効率な「官」を小さくするべきだという発想が伺える。「民」の中の競争が激しくなった今日、市民は「公」を担う余裕を失いつつある。「小さな政府論」の副作用により、成果主義が取り入れられて市場競争の中で多くの事柄が数値化され、生産

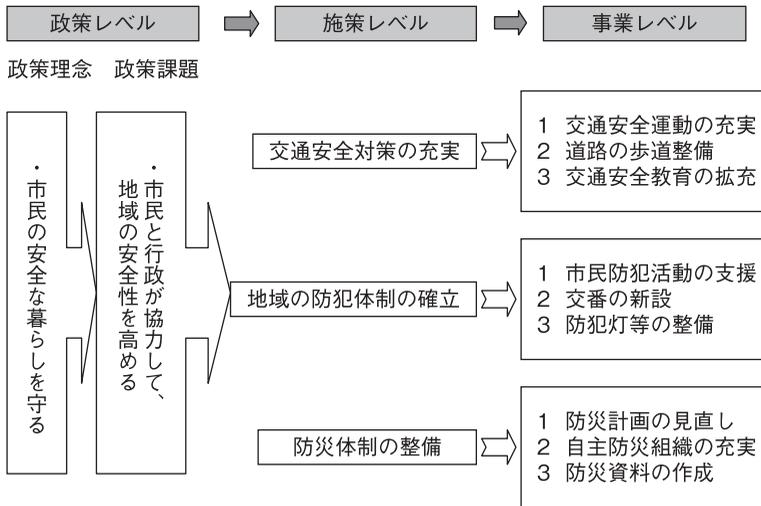
性の優劣で判断される。このように地域社会は忙しくなり、地域の安全を担う自治機能も失いつつある。

凶悪な犯罪が日常茶飯事になって来ており、治安の整備・充実が急務であることに異論はないであろう。国民の生命・身体・財産を守ることは国の最大の責任である。歳出の削減が最大の課題である現在の財政状況下においても、治安対策の経費は増加させてもよいのではないか。歳入の増加が見込めないのであれば、他の歳出を削減してでも「社会の安全」のための経費を増やすべきであるという意見に耳を傾けて欲しい。

(二) 防犯まちづくり

誰しも犯罪のない社会を実現して安定した快適な生活を送りたいと願う。しかしながら、犯罪の不安は常に市民の生活につきまとうが、「安全な社会」は市民の根源的な願望である。近時の、大量に発生する犯罪等治安事象に対処し、社会の安全を確保するため警察としては今後一層捜査力を強化するとともに犯罪抑止力の強化を図らなければならない。警察の捜査活動や犯罪抑止活動だけで社会の安全を確保できる範囲は相対的に減少し、その役割も限定的にならざるを得ない。その結果として市民は、好むと好まざるに問わず、自己防衛・自主防犯に当たらざるを得ない時代になっている。

防犯まちづくりの考え方として、「地方自治体における政策」 Ⅱ 「市民の要望に基づく公共政策への取り組み」の基本的な理解が肝要である。いわゆる、公共課題に対する住民提案の取り組みが行政行為の意義である。自治体として対応していかなければならない問題は何か、応えていかなければならないニーズは何かを定め、それらに優先順位をつけ、さらに具体的な対応策を策定するにあたって基本方針や理念



出典：真山達志『政策形成の本質』成文堂、2001年、P48図を修正して引用

図3 政策・施策・事業の関係

を明確にしていくことが求められる。たとえば、政策・施策・事業の三レベルからなる関係を防犯まちづくり面から考察すると、図三のように体系化される。

そして、図示した防犯まちづくりプログラムの基本骨格が、

犯罪発生の状態 ↓ 抑制力の機能点検と向上性 ↓ 計画（立案） ↓ 実行 ↓ 評価

の一連の流れを踏んで政策に生かされることになる。特に「評価（四E）有効性・効率性・経済性・公平性」が重要な項目になる。

(三) 生活安全条例

生活安全条例は、基本的に地方自治体が、地域住民の生活の安全に寄与することを目的に制定している。近年の急速な治安悪化を背景に、市民の間に犯罪被害への不安感が急増し、市民生活の安全・安心問題はそれまでの単なる社会問題から

緊急の政治課題として浮上した。地方自治体においても、市民生活の安全を守る施策について各種の積極的な取り組みが図られている。特に、市民生活の安全確保を目的とした新しいタイプの生活安全条例の制定・施行が相次いでいる。いわゆる、「治安の問題は警察」という、従来型の平均的自治体の認識を払拭し、「地域住民の安全問題は自らの政治課題・責任領域」の問題として、その政治的イニシアティブの発揮がみられるようになった。

生活安全条例は、防犯、防災等に関する自治体の責務、地域住民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進、犯罪・事故などの防止に配慮した生活環境の整備、の三点を規定する条例を総括して「生活安全条例」と称している。生活安全条例の源流は、昭和五四年の京都府長岡京市の防犯条例といえる。同年発生の「ワラビ取り主婦殺人事件」という凶悪事件の発生を契機に、時の長岡京市長の発案により制定された全国初の市民の生活安全のための条例であった。都道府県の条例を調査分析したが（表一参照）、大阪府・滋賀県・東京都の生活安全条例は、治安悪化の背景要因を的確に捉えて問題解決が治安回復のために重要であるとの基本認識が示され、実効性の高い先進型条例である。

生活安全条例は、市民間の「相互監視社会」を目指すものであるという批判があるが、生活安全は、行政や警察に保障してもらう以前に、市民が協働して自分たちを守る、いわば市民自治の問題であると理解して欲しい。また、条例にほとんどの自治体で防犯環境設計の内容が網羅されているが、この考え方には落とし穴がある。防犯環境設計のみを主点としたまちづくりを進めると画一的で平面的な魅力のないまち並み形成に陥ってしまい、市民が寄り付かなくなる。防犯は、「安全・安心まちづくり」を推進する上での

表1 都道府県の生活安全条例制定状況 (H19年4月現在)

	条 例 名 称	制定 年月	施行 月日	推進体 制整備	防犯指 針策定	基本計画 方針等	罰則
北海道	北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例	H17. 3	H17. 4	○	○	○	
青森県	青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例	H18. 3	H18. 4	○	○	○	
岩手県	岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	H19. 3	H19. 4	○	○	○	
秋田県	秋田県安全・安心まちづくり条例	H16. 3	H16. 4	○	○		
宮城県	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例	H18. 3	H18. 4				
山形県	山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	H19. 3	H19. 4	○	○	○	
福島県	(未定)						
東京都	東京都安全・安心まちづくり条例	H15. 7	H15.10	○	○		
神奈川県	神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例	H16.12	H17. 4	○	○		
千葉県	千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例	H16. 3	H16.10	○	○	○	
茨城県	茨城県安全なまちづくり条例	H15. 3	H15. 4	○	○		○
栃木県	栃木県安全で安心なまちづくり推進条例	H17. 3	H17. 4	○	○	○	
埼玉県	埼玉県防犯のまちづくり推進条例	H16. 3	H16. 7	○	○	○	
群馬県	群馬県犯罪防止推進条例	H16. 6	H16. 6	○	○		
山梨県	山梨県安全・安心なまちづくり条例	H17. 3	H17. 4	○	○	○	
長野県	(未定)						
新潟県	新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	H17. 7	H17. 7	○	○	○	
愛知県	愛知県安全なまちづくり条例	H16. 3	H16. 4	○	○	○	
三重県	犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例	H16. 3	H16.10	○	○		
静岡県	静岡県防犯まちづくり条例	H16. 3	H16. 4	○	○		
岐阜県	(未定)						
富山県	富山県安全なまちづくり条例	H17. 3	H17. 4	○	○		
石川県	石川県防犯まちづくり条例	H17. 3	H17. 4	○	○		
福井県	福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例	H16. 3	H16. 4	○	○	○	○
京都府	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例	H16.12	H16.12				
大阪府	大阪府安全なまちづくり条例	H14. 3	H14. 4	○	○	○	○
兵庫県	地域安全まちづくり条例	H18. 3	H18. 4	○	○		
奈良県	(子どもを犯罪の被害から守る条例)	(H17.7.1)	(H17.7.1)				
和歌山県	和歌山県安全・安心まちづくり条例	H18. 3	H18. 4	○	○		
滋賀県	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例	H15. 3	H15. 4	○	○	○	
広島県	「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例	H14.12	H15. 1	○	○		
岡山県	岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例	H18. 9	H18. 9	○	○		
鳥取県	(条例制定を視野にいれ検討中)						
島根県	島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	H18. 7	H18. 7	○	○	○	
山口県	山口県犯罪のないまちづくり条例	H18. 3	H18. 4	○	○	○	
香川県	香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例	H17.10	H17.10	○	○		
徳島県	徳島県安全で安心なまちづくり条例	H18.10	H19. 1	○	○	○	
高知県	高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例	H19. 3	H19. 4	○	○	○	
愛媛県	(条例制定を視野にいれ検討中)						
福岡県	(条例制定を視野にいれ検討中)						
大分県	大分県安全安心まちづくり条例	H16. 3	H16. 8	○	○		
佐賀県	(条例制定を視野にいれ検討中)						
長崎県	長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例	H17. 3	H17. 4	○	○	○	
宮崎県	宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	H17.10	H17.10	○	○	○	
熊本県	熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例	H17. 7	H17. 7	○	○		
鹿児島県	鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	H18.12	H19. 4				
沖縄県	ちゅうちなー安全なまちづくり条例	H15.12	H16. 4	○	○		
制定済み都道府県数		39					

※ 各都道府県のホームページから条例の内容を分析し、主要項目をまとめたもの。

視点であり、防災やバリアフリー、住環境整備等とあわせてバランスのとれた包括的施策が重要である。

六 市民活動の新たな展開

(一) コミュニティとしての地域社会の形成

日本人は、「犯罪からの安全と水はタダである」という考え方が強いが、安全は他人が与えてくれるものではない。現代社会の「安全・安心」を社会や行政がすべて与えてくれるものであるという間違った考え方をしている人がいる。自分の責任を果たさず、何もせず不安を募らせたりして現実を忘れて依存心だけが強い人が多くなって来ている。現実の不安や危険からの回避を行政や他人に依存する風潮がある。

安全について人々は、一般的に「安全の中に危険がある」と思っているが、実は「危険の中から安全を求めていく」と認識して欲しい。たとえば、本年八月二〇日の那覇空港で起きた中華航空機着陸事故では、爆発の直前に乗客乗員が逃げ終えて犠牲者が出なかったことが奇跡に感じられるほど危険な状況であった。危険は身の回りに常にあると自覚し、社会の中で自分の責任を果たす心構えと相互に協力するコミュニケーションを構築し、危険や不安の中で生活している社会において、より高い安全性を求めていくことが重要である。

一人の人間のできることは限りのあるものであるが、すべての人がやることにより地域が明るくなる。社会規範や慣習・道徳等を抛り所として人間関係の構築を図り、行政と市民が水平の視点でパートナーシップ、いわゆる参加型まちづくりとしての地域社会の形成（コミュニケーション論）が重要である。

(二) 市民と自治体・警察の関係

安全なまちづくりにおける警察、市民、自治体の役割を考えてみると、まちの安全を守るのは警察、市民（企業やNPOなども含む）、自治体等様々な主体が考えられるが、警察は専門的な立場から犯罪の捜査・検挙を行い、市民は被害者にならないための対策を立てる。そして、自治体は、警察と市民の間に入り、「まちの安全」を総合的にコーディネートする役割を担う。しかし、これは主な役割分担であって、警察、市民、自治体が協働で活動することが大切である。「まちの安全」を守るには自治体と市民の協働が不可欠であるが、自治体はあくまで市民が主体となることを基本としつつ、きっかけ作り、リーダーの育成、ノウハウの提供などの役割を担うことが重要である。

そして、市民と自治体・警察の関係は、それぞれの地域性・専門性を生かしながら、「対等なパートナー」として協働することが重要である。市民を「下請け」とみることなく、一緒に課題を掘り下げていくという姿勢が必要ではないか。

(三) 市民団体などによる活動

① 防犯団体

地域社会における犯罪予防の基本は、被害にあわないための地域住民の自主的な防犯活動（「自分の安全は自分で守る」）にある。それに加えて、地域住民の協働防犯活動や地域のボランティア活動がある。これらの活動のためには、犯罪状況等の情報提供と警察・自治体等の支援が極めて重要となる。

犯罪の事前防止型のボランティアとしては、防犯協会・町内会・商店会・少年補導員・少年警察共助員・

少年指導員等が活動している。なお、我が国では、古くから近隣住区単位の町内会・部落会等の組織が作られ、住民自治組織が犯罪防止活動の大きな役割を果たして来た。

防犯協会は、防犯広報・防犯診断・防犯パトロール・防犯機器・防犯施設の普及等の活動を行っている。防犯協会は、一般的に高齢化が進み活動もマンネリ化の傾向もあり、このことは、防犯協会の底部である町内会・自治会の空洞化と形骸化が進行していることにあると思われる。防犯協会の置かれている社会的状況に鑑みれば、防犯協会の運営は、岐路に立たされているかも知れない。

これからの防犯協会は、地域住民の自主的活動を推進するために「警察との役割をどのように分担すべきか、警察の職務を手伝う補助的な事業に集中するのか、あるいは独創的な事業を推進して対等なパートナーシップを追及するのか、」様々な問題が提起されている。

② NPO（特定非営利活動法人）

我が国では、近時、NPO（特定非営利活動法人）が地域の安全を果たす役割として脚光を浴びている。その背景には、行政の役割の限界と従来の地域社会の役割の衰退等の変化を受けて、行政が十分に対応出来ないという問題を自らの問題として受け止め、その解決のために市民自らが活動していかなければならないという問題意識がある。犯罪予防分野の問題意識も同様の構造である。

NPOの地域安全活動としては、地域における住民相互の連絡その他の活動で、具体的には地域の犯罪・事故の予防、被害者の救助、火災予防、風水害の援助等の活動が考えられる。立正大学の小宮信夫教授は、コモンズ²⁾としての犯罪防止NPOの活動は、コミュニティーの安全度を高めることができるとして、「犯

罪防止NPOによるセミフォーマル・コントロールがはめ込まれた、コミュニティとコモンズの二重構造こそ、来るべき時代にふさわしいクライム・セイフの新たな条件である。³⁾としている。安全性が揺らぎ始めた今こそ、警察と自治体が犯罪防止NPOの成長を支援し、コミュニティとコモンズの二重構造の構築を促進することが望まれる。

③ 企業

企業も営利の目的だけではなく地域社会の一員いわば企業市民として、地域社会と調和を図り、密着して活動していくという理念形成が重要である。企業が地域社会に具体的に参加するためには、平常時にその組織力を活かし公共的活動に参画し、非常事態の時に、その持てる資金・物資・機材・ノウハウ・人材等の経営資源を社会に提供することも重要な側面である。

平常時の安心と災害時の一刻も早い社会的復旧・復興に貢献できる存在として企業自らを位置付ける必要がある。そして、その際重要なことは、これらの活動の主体となるのは地域にある事業所・工場等である。この事業所・工場等が自立的な行動をとれるような体制にしておくことが重要である。

本年七月一六日の新潟県中越沖地震の影響で、東京電力柏崎刈羽原発では、変圧器で火災が起こり消火栓から水が出ず初期消火を抑えることが出来ず、連絡体制も悪く出火から二時間後に地元消防が科学消火剤を使って消し止めた。この事故は、「東京電力が自衛消防隊等の消化体制を整えて訓練していないことに問題がある。事故で多くの市民は、「最悪の事態の恐怖感」と原発の自衛消防力がこんなに貧弱だったのかと驚いた。経済発展や生産効率・便利さの追及の陰で起こる「負の側面」への対応がいかに重要であるか

という教訓を忘れてはならない。

④ 防犯ボランティア

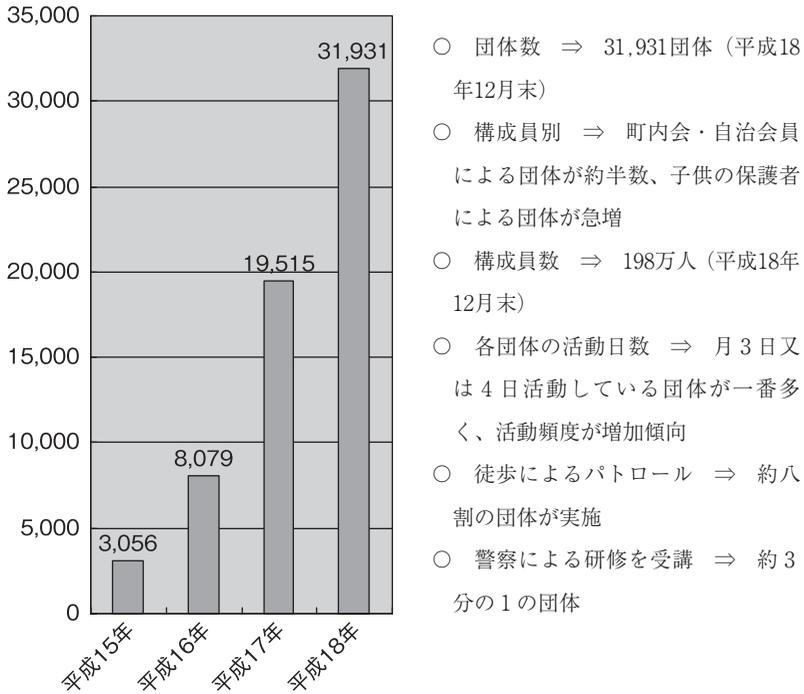
地域の安全・防犯の分野で活動するボランティアの結成は、我が国の治安の悪化現象に正の相関関係をもって近年急速に組織化され活動の広がりを見せている。地域の安全の担い手である防犯ボランティアについて、警察庁もここ数年その重要性の認識を深め、警察行政のなかでその活動を支援するかについて真面目から取り上げている。

我が国の防犯ボランティアは、どのくらいの人たちが参加・活動しているのだろうか。警察庁の資料によれば、平成一八年一二月末での防犯ボランティアは三一、九三一団体、約一九八万人であり、この内、町内会・自治会による団体が約半数で子供の保護者による団体が急増している(図表二参照)。そして、地域の安全の担い手としてこれまでの警察主導型の防犯協会の活動に加えて自主的安全活動の新しい動きが出て来ている。全国的な地域の安全活動の広がりとして、

- 「ワンワンパトロール隊」(愛犬家等が犬を散歩させながら「街の目」の役割をする)
- 「地域安全みまもり隊」(子供の登下校時の安全を見守る)
- 青色回転燈を装備した車両による街のパトロール(自家用車等に青色回転燈を装備した「住民パトカー」)

等があり、これらの活動は市民が自由に誰でも参加出来るボランティアの「かたち」である。子供と地域を守るために「地域安全マップ」が全国的に浸透してきたが、このマップは、犯罪に弱い場所(領域性や

図表2 防犯ボランティア活動の盛り上がり状況



出典：警察庁編『警察白書』ぎょうせい、2007年、P106図を修正して引用

監視性が低い場所）を洗い出したものである。全国的に、危険・不安の場所の調査を重視した指導に偏っていると思う。地域には、「一〇番の家」等の多くの防犯資源（安全・安心の拠り所）があり、これらは市民や子供にあまり知られていないことから、犯罪に強い場所をボランティアが中心となり調査し、地域に還元することも考えられる。

七 おわりに

安全で安心できる社会の実現という地域社会のニーズに
応えて、犯罪予防の目標を実現

するには、地域社会を核とする市民・警察・自治体などの協働が必須である。

「地域の安全と市民の役割」の最終目的は、

○ 安全で安心、そして市民にとって住みやすいというコミュニティ価値観が溢れていること

○ 市民が自己の責任において「共に、守るに値する」空間を自発的に運営しようという、コミュニティ自治とコミュニティ活力に富むまちの形成を推進すること

である。

コミュニティ論の原点は、本当の意味で心を行き来させて問題をどうしたら解決できるかを自らの手で考えること、「そして自分の足で立つ」という自立が大切であると思う。日本社会の不安の大きな要因の一つに経済や政治においてルールを守らないということがある。

人間相互の信頼と正義を守ることによってこそ不安が解消され、そこに「社会の安全」が見えて来る。経済的に豊かであるということよりも、人々の相互尊敬とコミュニティを大切に相互に暖かく接しなごら心をつなぐことにより、相互依存心と扶助が生まれる。地域社会においてコミュニティが確立するということは、地域住民が安全で安心して生活していくうえにおいて、その第一歩となる。

いうまでもなく、一国の政治・経済・社会等が安定的に運営されるためには、治安が良好に維持されることが大前提であり、かつて日本はこの点において世界的に誇示することが出来た。一度揺らいだ治安水準を再びもとのレベルに引き上げるためには、極めて困難を伴う。ひとり警察だけの責任とせず、行政機関・地域社会・学校等が力を合わせ、地域コミュニティを活性化させてかつてのような治安の良さを取

り戻すことが地域社会にとって重要な課題といえる。

【注】

- 1) 星野周弘ほか・編『犯罪・非行辞典』、大成出版、一九九五年、六四一頁。
- 2) 小宮信夫教授は、「地域共同体」としてのコミュニティと対照させて、「コムンズ」と呼んでいる。（小宮信夫「警察政策とNPO（民間非営利組織）」、『警察政策』第五卷第一号、二〇〇三年、五五頁。）
- 3) 小宮信夫「警察政策とNPO（民間非営利組織）」、『警察政策』第五卷第一号、二〇〇三年、六八頁。

△参考文献▽

- 1) 小出治監修『都市の防犯』、北大路書房、二〇〇三年。
- 2) 西尾勝『行政の活動』、有斐閣、二〇〇〇年。
- 3) 守山正・西村春夫編『犯罪学への招待』、二〇〇一年。
- 4) G・L・ケリング・C・M・コールズ著『割れ窓理論による犯罪防止』、二〇〇四年。

社会の安全とそれぞれの役割

自営業

塩見 修身 (63)

一、はじめに

「水」と「安全」は、ただ、といわれた日本の安全、中でも治安の状況について、国民の多くが悪い方向に向かっていていると感じている。内閣府が平成十九年一月に行った「社会意識に関する世論調査」によると、日本の状況で「悪い方向に向かっていている分野として教育」をあげた人について「治安」を挙げた人が

三十五・六%にのぼっている。

行政、学校、企業、地域社会、家庭、個人など国を挙げてこの問題に取り組むべき時がきている。私も国の安全を願う一人として「個人」の担う役割を中心にして次の項目について、提言をしたい。

二、街路灯の設置について

数年前、私の自宅近くの道路上で帰宅途中の高校生が、夜間、自動車にひき逃げされて死亡するといった痛ましい事故が発生した。犯人は検挙されないまま七月に時効になった。

東京などの大都市圏に比べると、地方では商業地と住宅地との間に夜になると路面も暗くなる道路が、数多く存在しており、危険な場所となっている。事故、事件の発生を未然に防ぐといった見地から、もう一度街の中の危険な箇所を点検して街路灯を増やしていくことを、提言する。今年六月の読売新聞に掲載された「西日本ビジネスフラッシュ」欄では或る企業が「風力＋太陽光を使った街路灯」を製造販売している記事が掲載された。このハイブリッド街路灯は二〇〇五年名古屋市の金山駅前設置された。風力発電は人の目を楽しませるだけでなく、併設の太陽発電と共に電気が蓄電されるために、地震などの災害時にも、防災拠点としての機能を果たすことが、期待されている。こうした環境に優しい省エネ型の街路灯を、客観的な評価を行った上で取り入れていくことは時代の要請でもある。

三、工事不要の防犯システムについて

家庭用の警備、防犯システムは、まだ普及が進んでいない。最近私の住んでいるまちでは、住人が在宅している時に押し入って来る強盗未遂事件が発生した。幸い、どちらの場合も家人に怪我も無く被害も無かったようであるが、これまでにあまり無かった事例で、危険が身近に迫っているなど実感させられる事件であった。個人の住宅でも、防犯システムを備える必要を感じる。或るメーカーでは、「ワイヤレスセキュリティシステム」を販売している。機器本体を固定電話に接続し、熱や振動に反応するセンサーを壁や窓に取り付けるだけである。不審者が侵入した場合には大音量の警報音を鳴らし、家人が外出している時にはその携帯電話などにも異常を報告する。価格は実勢価格で、二万円台から六万円台と見られる。この機器のような家庭用の防犯システムについて、大学、企業、行政が共同で研究を行い、国民が安心して使える簡易な機器の開発を進める必要がある。また購入を希望する家庭には補助金を支援するなどの施策が望まれる。こうした防犯用機器の性能については、その有効性について、公平な第三者機関の評価を行い、消費者保護の観点から安心できる性能と価格でなければならぬ。

四、安全に対するリスク管理面からのアプローチについて

ハインリッヒの法則によれば、一つの重大な事故が起こる背景には、二十九の小さな事故の発生があり、更にその裏には「ヒヤリ」と、したり「ハット」する事故が三百件発生しているという。つまり大きな事

故の発生を防ぐためには、事故に至らなかった「ヒヤリ」と、したり「ハット」する段階のできごとに関する情報を集めて分析し、改善し、次の段階の事故を防ぐといった考え方である。医療の現場、航空機の運航の現場で運用されている。これを治安対策の場にも取り入れて、全国に三万二千あるといわれる防犯ボランティア団体の協力を得て事件・事故にまでは至らなかった情報を収集して分析、検討していくことが必要である。

最近発生している、食品の安全やガス湯沸かし器の事故などの事例でも、人が亡くなる大変な問題として認識される前に多くのユーザーからの声があったにも拘わらず真剣に取り上げられなかったことが問題とされた。経済産業省でも、「ヒヤリ」「ハット」情報の収集に乗り出している。全国の各警察署には、警察協議会が設置されて、地域住民の意見を聞くとともに、理解と協力を求める場として活用されている。このような協議会の協力が得られれば、実効性は更に上がることが予想される。平成十八年警察白書では同協議会の委員の年齢別構成が円グラフで示されている。それによると二十九歳以下一・二%、三十歳から三十九歳以下四・八%、四十歳から四十九歳十%と合せても全体の二十%に止まっている。この年代の人たちは働き盛りで、社会活動も活発であり、できればこの年代の人たちを多く取り入れていくことは、開かれた警察活動のためにも有意義である。

五、NPO法人の運用について

民間の活力をかすために、有志によるNPO法人を各地方に立ち上げられることを、提言する。NPOとは、

平成十年三月に「特定非営利活動促進法」として成立し同年十二月に施行された法律により法人格を得るもので、市民が行う自由な社会活動の健全な発展を促進することを目的としている。全国の認証法人数は平成十一年十一月には、二千四百九法人であったが平成十九年四月末現在では、三万一千三百六十法人に達しており、まだ増加の傾向にある。去る六月二十八日内閣府は「国民生活審議会総合企画部報告特定非営利活動法人制度の見直しに向けて」を発表した。この中で注目すべきは、現状ではNPO活動に参加したことがあると答えた人が七・二%、同活動に参加したことが無いと答えた人が九十・八%であるのに対し、今後参加したいと答えた人が四十三・九%を占めていることである。つまり、かなり多くの人は機会があればNPO活動に参加したいと希望していることがうかがえる。先ほどの報告の中でも触れられているが、法人設立のための要件が緩和され（例えば、現在必要な社員数は十名となっているが、五名にして欲しいとの意見もある）て、多くの、市民活動が更に活発になることを希望している。わたくしが提言するNPO法人は、「社会の安全を守る会」（仮称）とし、目的は先に列挙してきた二、から四、までの三つを含め、「社会の安全」に関する様々な研究を行い、提言を行うことによって、他の防犯ボランティアとの連携を行い、従来の防犯活動とあわせて活性化に努めることである。

具体的には、第一に地元で一般に公開されている情報を収集分析し犯罪の発生に結びつく可能性の高いものについては、本人の了解を得た後公的機関に通報する。去る六月二十七日付け読売新聞の記事によれば、ボビー・インマン元アメリカ国家安全保障局長官が、都内の日本外国特派員協会で講演した。その中で同氏は「公開情報を収集できる人材が不足している」ことが、アメリカが誤った情報に基づいてイラク

戦争を始めた原因の一つ、と指摘している。このコメントの中で、私が最も重要だと思ったのは公開されている情報だけでも収集分析の能力があれば、正しい選択肢を採択することができる、といった指摘である。従来は必要な情報が行政機関に偏ったり一部の有識者のみが情報を早く手に入れることが可能であったが、インターネット社会の時代を迎え誰でも膨大な情報に接することが可能となった。しかし逆にその中から必要なものだけを取り出し分析するためには、知識と技術が必要となっている。NPO法人に適した役割である。目的の第二は、一般に出版されている書籍の中から、犯罪の防止に役立つものを紹介し、書評を発表することである。治安に関する書籍は、比較的少ないが、こうした紹介は、一般の人にも関心をもって貰うことに大いに寄与できると期待している。

具体的に、二つの書籍を紹介したい。その一つは、【犯罪は「この場所」で起こる】光文社新書、著者小宮信夫氏である。この本の要約は表紙の見開きにあり、以下のとおりである。従来犯罪対策は、犯罪者の人格や劣悪な境遇に犯罪の原因を求め、それを除去しようとするのが中心であった。こうした「原因追究」の呪縛を解き、どのような「場所」が犯罪を引き起こすのか、物的環境の設計や、人的環境の改善を通して犯罪の予防につなげる「犯罪機会論」である。この本の中からは二つのことを取り上げたい。一つは、治安の改善に取り組み成功したアメリカ・ニューヨークの事例である。同市の地下鉄は、治安が悪く車両は落書きで汚されていた。「割れ窓理論」の視点から生まれた地下鉄の落書きを消し続けることで、犯罪の標的にされなくなった。千九百八十四年に始められたクリーン・カー・プログラム開始から五年間で、ニューヨークの地下鉄の落書きは姿を消した。

「割れ窓理論」はジェームズ・ウィルソンとジョージ・ケリングが千九百八十二年に発表した犯罪防止理論で、小さな秩序違反行為が犯罪の呼び水になるとの考え方である。言い換えれば犯罪の減少という大きな変化を起こすためには、秩序違反行為の減少という小さな変化を起こすことから始める必要があるということである。この考え方は、先に挙げたハイソリツヒの考え方にも通じるところがある。では、秩序違反行為とは、具体的にどのようなことを指すのだろうか。(1)落書きをすること、(2)公園で酒を飲むこと、(3)ゴミを投げ捨てること、(4)自転車を放置すること、(5)空家にたむろすること、(6)公共の物を壊すこと、(7)車内で騒ぎたてること、(8)街頭で乱暴な身振りをする事、(9)強引に売りつけること、(10)雑草を伸び放題にすることなどである。日本の実情に照らし合わせたとき、具体的にどのような行為を秩序違反と捉えるかについては、研究の余地がある。また現在行われている刑法犯の包括罪種の認知、検挙状況などの統計の中にどのように取り入れていくかについても工夫が必要である。このような小さな秩序違反行為の摘発を現在の警察力の中で行っていくためには、水面下で進んでいる現状について把握し、例えば駐車違反の監視を、民間に委託したように、民間の力を活用できるような法と制度の改善に取り組むべきである。

この本の中から、取り上げたいもう一つの視点は「ビッグブラザー・ビッグシスター・オブアメリカ」のような地域密着型のメンタリングプログラムである。メンターと呼ばれる先輩が、色々な悩みや問題にぶつかっている後輩に一对一で行う個別指導である。

二千七年版国民生活白書が六月二十八日に提出された。今回の白書では、「家族」「地域」「職場」での三つの「場」での人のつながりに焦点を当て個人や社会に与える影響を分析している。その結果、長時間労働

働やIT化などでいずれの「場」においても人間関係が希薄化し、家庭での躰不足、地域の防犯機能の低下など社会に深刻な影響を与えると警鐘を鳴らしている。先に挙げたメンタリングプログラムは地域において、受ける子供の年齢の早い段階で実施される方が良い効果をもたらしている。日本の大学においては、新入生がスムーズに新しい生活を始められるように単位の取り方からキャンパスライフまで先輩達がアドバイスする「ピア（仲間）サポート制度」を導入する大学が増えている。国立大学では三十三・三％、私立大学では十一％、大学全体の平均では、十二・九％となっている。大学側が相談窓口を設ける背景にはかつて学生寮などで行われてきた上級生との語らいが消えつつあるという事情があるようだ。（六月二十七日付け読売新聞）官民の格差があること、まだまだ低い導入率ではあるが望ましい動きではある。企業においても、新入社員に対し先輩社員がOJTを通じて援助する「シスター」制度などが取り入れられているが、社員の評価そのものが、個人中心であり、実効を上げるのが、難しい。インターネットを使ったメンタリングを有効に行うことができれば、幅広い年代の若者に対応することが可能になる。どのようなプログラムを提供することが良いのかについて、研究することは、可能である。

二つ目の書籍として【犯罪者プロファイリング】角川書店、著者渡辺昭一氏を挙げたい。

プロファイリングとは、アメリカのFBIが「犯罪現場の分析から犯人の主要な人格特徴や行動特徴を特定する手法」に対してこの名称を用いて以来、犯罪捜査において行動科学を応用し事件に関する情報分析から可能性の高い犯人像を導き出す手法を呼ぶようになった。しかし、犯罪者プロファイリングが事件を解決したり、容疑者のリストを提示したりするものではない。個人を特定するのではなく、確率的に

可能性の高い犯人像を示すもので、捜査を効率的に進めるための支援ツールの一つである。犯罪者プロフィールングには、三つの手法がある。(1)連続事件のリンク分析は、複数の類似事件について、それらの事件が同一犯人によるものか否かを推定するために行う分析である。(2)犯人像の推定手法には、臨床的プロフィールングと統計的プロフィールングの二つがある。(3)地理的プロフィールングは、連続事件における犯行地点の位置から、犯人が居住している可能性の高い地域を推定するための分析である。このうちリンク分析は他に先行して行う分析である。犯罪者プロフィールングのような手法がここ十年あまりの間に急速に発展してきたのは犯罪捜査を取り巻く三つの背景が本書では指摘されている。その一つは近年の刑法犯認知件数の増加である。山積する業務の内何を優先的に取り組むかの意思決定を行い、実効性のある効率的な捜査活動がもとめられている。二つ目は捜査環境の悪化である。自動車の大衆化と道路交通網の整備による移動性の増大とスピード化他の要因により「人からの捜査」や「物からの捜査」が一層困難になるなど捜査環境はますます悪化している。三つ目は凶悪犯罪の増加とその質的变化による捜査の困難化と長期化の問題である。

このような背景に対応するための新たな捜査手法の必要性から、欧米の国々をモデルにした犯罪者プロフィールングの研究が求められるようになった。ただし、この手法は、どんな事件にも適しているわけではない。財産犯や、薬物事犯にはてきしていない。この本の主題は、著者による「おわりに」にも紹介されているが、この本は学術書でも「ハウツー」本でもない。本書を読み終えた読者にドラマや推理小説の中での華やかなイメージとは異なる真実の犯罪者プロフィールングと犯罪捜査を支える人たちの地道な努

力を知って貰うこと、そして若い読者がこうした分野に関心をもって、やってみたいと動機づけられることが望ましい。この二冊の書籍の紹介をした。

私の願ひもここに要約されている。NPOの目的の第三は、多くの人への啓発啓蒙活動である。多くの人に、「日本の安全」について関心を持って貰うためにはこれまでとは異なるチャネルへのアプローチが必要である。私は今、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会（NACS）の中で自主研究グループ「くらしと契約」の活動をしている。これは有志の人が集まり、外部から法律の専門家などの講師を招いて勉強会を開いたり、県内企業へのアンケート調査を行ったりしている。この協会は日本全国に支部を持つている消費者問題の専門家の団体で、向学心の盛んな人達の熱心な集まりである。この団体の会員の多くは、女性で構成されており研究のテーマの選択は会員のある程度自由な裁量に任されている。このよきな団体に「日本の安全」というテーマに取り組んで貰うように働きかけて行くことは大変有意義であると考える。

六、日本版FBIの創設を提言する

去る五月十七日に愛知県長久手町で起きた籠城・発砲事件は国民の多くを震撼させた。テレビで生の映像が映しだされ、銃器の恐ろしさをまざまざと見せつけられた。若い警察官一人が殉職されたのは誠に心の痛む思いであった。七月十一日付読売新聞によると愛知県警が事件発生から、翌十八日の被告逮捕までの捜査活動を検証し、警察庁にも報告したことが報じられている。この評価については、様々な見方がで

きると思うが、このような検証が行われ、しかも報道されたことは、次の重大な事故に対応する上で貴重な財産となることは間違いない。報道によれば、亡くなられた警察官が所属していたSATは警備部に所属していたが、作戦を指揮していたのは刑事部で、その運用は警備部に任せられた方が良くと考えて事実上現場に判断を一任し隊員の具体的な配置場所などは、把握していなかった。

また警察庁は、SATについて各警察本部に対し同庁と調整のうえ運用するよう通達しているが愛知県警は報告していなかった。防弾機能を持つ特殊車両の停車位置が想定した位置より後方であったことも、隊員が特殊車両を盾にできなかった原因となった。このような混乱した現場で、冷静な判断と指示をすることが如何に難しいかを想像するのに難くはないが、それでも尚尊い命が犠牲になったことは、悔やまれてならない。これまでSATが出動した主な事件は、千九百七十九年一月に大阪市の旧三菱銀行北畠支店に散弾銃を持った男が押し入った事件など四件あったが事件についての検証が報道されたのは初めてではないかと思われる。またこの事件の後警察庁はSATが派遣される事件で県警察本部長の助言役となる支援チーム「SSS」(SATサポート・スタッフ)を新設した。警察庁警備局との連絡調整役も担う。警察の組織は国の機関である警察庁と、都道府県単位の各警察本部に分かれているが、管轄区域が隣接し、又は近接する都道府県警察は、相互に協議して定めたところにより、社会的経済的一体性の程度、地理的状況等から判断して相互に権限を及ぼす必要あると認められる境界の周辺における事案を処理するため、当該都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすことができる他、各都道府県警察間の協力の義務が法律に依って定められている。また都道府県公安委員会は、警察庁または他の都道府県の警察に対して援助の

要求をすることができるとも定められている。こうした援助の要求をしようとする時はあらかじめ、やむをえない時は事後に必要な事項を警察庁に連絡しなければならないことになっている。分かりやすくいえば、一定の条件のもとで、隣接したり近接している県の中に入れる、援助も受けられることになっている。しかし今日のようにスピードが要求される時代にマッチしていると言えるだろうか。今日のような人の行動範囲の広域化に対応するためと、今回のような凶悪な犯罪に対応するためには、日本版FBIのような国の調査機関、それも指導監督助言するだけではなく実際に捜査にあたる実行部隊を作る必要がある。銃器を使った凶悪犯罪が多発するアメリカでは全土の事件に対応するFBIに千九百八十三年に対テロリストの組織として人質救出部隊（HRT）が設置された。銃器などで卓越した技能を持つエリート集団である。ロバート・S・ミューラー氏がアメリカの上院歳出委員会で二千七年四月に行った証言によると、二千八年のFBIに対する予算の概算要求は六十四億ドルにのぼっている。千九百八年に三十四名の捜査官から出発したこの組織は、今や三万人以上の職員を抱える組織となっている。日本においても優秀な職員を抱え、予算的裏付けを持った捜査機関の必要な時代がきている。国際交流の活発化により今や国内だけではなく、海外からも様々な人の往来が増えており、全国的な視野にたった新しい組織の導入にも積極的に取り組む必要がある。法律的な整備が必要であるが世論は、「日本の安全」について高い関心を示している時でもあり好機である。

七、まとめ

個人の視点を中心に、幾つかの提言を行ってきたが、計画を立てることは出来ても実行に移すことは、難しい。「日本の安全のために何かしたい」との思いは誰もが抱いているが、具体的な行動に高めていくことが重要である。私自身がこのような意見の発表を行うことで、次の行動を起こすきっかけにしたいと決意を新たにしているところである。

安全な社会を実現するための、われらの役割

無職

下山 一男 (74)

一 はじめに

わたしは、地域社会の安全を考えると「破れ窓理論」の話を思い出す。これは、アメリカの同時テロを体験したニューヨークのジュリアーニ元市長が来日して講演された中で披露されたものである。都市の治安を守るためには、街中の小さな窓が壊されてもそのことを見逃さないという考え方を述べたのだった。

つまりは小さな犯罪でも見逃さず治安対策にあたることの大切さを説き、そのことが大きな犯罪の防止につながることに熱弁を振るったのである。

安全な社会を構築するためには、大いに参考になる考えだと思う。わたしの頭には、かつての日本はまれにみる安全な社会だと聞かされたような記憶が残っている。けれども現実はややしいものとなってしまった。ここ毎朝、新聞ののいわゆる三面記事に注目してみた。「迷惑な隣人、初の退去処分となる」、「一五歳の少女、男を刺す」、「郵便局へ強盗五〇〇万奪う」、「塾帰りの小学男児、バスに置き去りになる」、などきりが無い。わたしは、二人して生活物資の購入に出かけている。すると、大型トラックの運転士が片手運転で携帯を耳に当てている車とすれちがう。店に入ると赤ちゃんの激しい泣き声が長くつづく。前者は社会の安全に係わるし、後者は日本人のマナーの在り方に結びつく。

わたしは、新聞をしばし伏せ外出を控えて安全とマナーを考えていた。そんなとき台風九号がやってきた。山の中腹にあるわが家は、崖崩れと地盤沈下によって孤立を強いられてしまった。生活道路が遮断されてしまったのだ。幸いなことに家に被害はなかった。地域でも電柱は倒れ、ビニールハウスは倒木の下敷きになった。自然災害によるものではあるが、小さな地域社会の安全は崩れかかったのである。少なくともここでの生活は不可能となってしまった。

ここでわたしは、安全は人為的方面からの攻撃によって犯されるばかりでなく、自然からも厳しい警告が出されることを知った。そこで、家庭、地域、学校、企業、それに国家や自治体が安全のためになすべき役割についてささやかな意見を述べてみたい。

二 安全の最大の担い手はよき市民である

社会の安全を脅かすものは、われらと同じ市民である。それはすべての市民が危害を加えるというわけではない。ふとした不注意、怠慢、迷い、無知などで人間や社会に危害や損害などを与えてしまうという意味である。酒は百薬の長といわれるが、ふとした思い違いで交通事故をおこしてしまうのである。小学生でも、周囲の人に相談することもしないまま殺人や障害事件をおこしてしまう。そういうことを日々ラジオや新聞で知らされる。不快な気持ちになってしまう。だが、事故や事件を犯してしまうのは、まぎれもなく人間であり市民である。われらはそれらを事前に予防しなくてはならない。安全を担うよき市民を養成する以外に生きる道はない。よき市民は幼児から養成する必要がある。幼児教育の場は家庭である。教師は両親である。

(一) 乳幼児期の保育と教育

だれしも乳幼児の子育ての時期は夢中で過ごす。勤務していればなおさらである。それが、孫の子育てのようすを一步退いて眺める頃になると事情は変わってくる。落ち着いて観察できるので。

赤ちゃんはこの世に生まれると、まず泣き声をあげる。「あたいはここにいろよ」と知らせるのだ。そして乳房を求める。これは教えなくともやる。本能の働きだ。生きるために神が与えてくれた贈り物である。しばらく、赤ちゃんは乳と睡眠をむさぼる。食物と休息を十分に摂ったあと、明かりを求め母の顔を探す。そして、ついに一番近い所にいつもいて乳を与えてくれるものの輪郭を真新しい脳に刻み付ける。

どうやら、最大の保護者であることを知る。そのときが本当の意味で母親との対面である。

一二月あたりは独り立ち人間の独立歩行の始まりで、他の動物との別れである。このとき、親はこどもに祝いの餅を背負わせて歩かせる。この風習は今なお多くの地域で見られる。両親はもとより、親戚や隣近所の人たちもこどもの健やかな成長を願い祝うのである。

ひとりの人間は、周囲のたくさんの人々によって育てられる。

しかし、二一世紀の日本でも少子化がすすみ核家族の生活が一般的になってしまった。母親は、否応なしにコンクリート壁の密室で子育てを強いられている。そのため、若い母親はノイローゼになりがちである。

『母親は外へ出て外気を吸うがよい』

どこにも公園はあると思う。なければ、神社の森でも、河原でもよい。休日には父親を連れ出すことだ。父親も協力すべきであり、それなくして幼児の成長は期待できない。こどもに草花を見せそつと手で触れさせるのもよい。そのとき、ちよつとことばをそえてやることが大切だ。例えば「きれいね」、「おはなよ」と。小鳥の鳴き声に耳を傾けさせるのもいい。言葉を覚えさせるためではない。見る、聞く、触れる、などの五感の能力を刺激するためである。

『若い夫婦は年寄りに手助けを頼むとよい』

孫のおじいちゃんやおばあちゃんを上手に引き込み手助けをしてもらうのがよい。年寄り喜んで応じてくれるにちがいない。なにしろ孫が可愛いのだから。年寄りに昔語をしてもらえればすばらしい。絵本

でも読んでもらえればなおうれしい。それが終わり、こどもが寝てしまった後、お茶を飲みながら年寄りの子育ての経験を聞くことは有意義である。

年寄りと同居していればあまり問題はない。別居している場合は盆暮れといわず、挨拶に行ったり遊びなどに誘うことだ。子育てにとって最大の教師を見失ってはいけない。

子育て中の休日、父親はゴルフなどに出て遊んでいられないはず。父親不在の核家庭などにしてはいけない。家庭のもつ教育力をフルに生かすことが大切である。

『幼児が三歳頃になれば、近くの図書館や書店につれて行くのは楽しいことである』

絵本を手にとって見させると喜ぶ。もし、こどもが「この本おうちにもあるよ」といったらしめたものだ。こどもが本好きになること受け合いである。こどもにとっての読書とは、本を読んでもらうことなのだ。

『家庭にこどもの小さな書棚があるとよい』

どんな本を用意したらよいかは、図書館の職員（司書）にうかがえばよいことだ。ときに母親は肉声で読んでやりたいものだ。こどもをファンタジーの世界であそばせたいのだ。

『よくいわれることだが、テレビに子守をさせてはならない』

こどもが静かにテレビを見ているからよい、というものではない。テレビは勝手にしゃべったり、歌ったりするが、幼児の反応に伝えてくれない。もし母親がそばにいれば、幼児が笑ったり泣いたりすると母親からの反応が先ず返ってくる。幼児は母親の表情や目の動きを追うようになる。かくして、情緒や感情

といったものが育つのである。

『幼稚園あるいは保育所に入れることをすすめたい』

少子化の影響を受けて幼稚園は定員割れとなっている地域が多い。そのため公立幼稚園の統合や廃止がすすめられている。一方、働く母親に必要な保育所は待機児童であふれている。

現在、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省の管轄になっている。前者は幼児教育、後者は保育そのものを目標にしているが、その活動内容には共通するものが多い。この両者の機能を共有する「幼保一元化」の動きもある。

いずれにしても、集団の中で幼児の心と体を育てることが必要である。まして、地域の中で育てられることの少ない昨今、このような施設は欠かせない。

友だち遊びをさせたいのだ。さらに私がすすめるのは、入院・入所によって若い母親が新たな友人を見付けることができる利点もあり、そのことによって密室の子育てからやや解放されるからだ。

(二) 小学校の教育

小学校へ入学する前に家庭・保育所・幼稚園などで基本的なしつけがなされていれば、一年生の学級づくりはスムーズに進展する。しかし、しつけの不十分な子どもが数人いるとなかなか学習に入っていけない。それでも指導力のある教師であれば二、三ヶ月でみごとに学級を作ってしまう。あの騒々しかったクラスが静かな学級となり、活発な学習を展開しているのに驚くことがある。

学習の場が安定すれば、学習活動は急速に進展する。小学校は本格的な学習を開始する、時期であり、

その進展ぶりの如何は極めて重要である。その進展ぶり如何を左右するのは、教師であり校長である。地域やPTAの協力が有り、校長と教師たちが意志統一して教育活動に当たれば学校は明るく楽しい学習の場となる。

『学校はやる気のある、力量をもった校長が必要である』

校長は市町村の教育委員会にきちんとものがいえる力量をもちたいものである。県の出先機関に対しても同様である。

現在の教育界の一部には、上意下達ばかり通っている。上ばかり見て下を見ないのである。これでは教育の現場がなおざりになってしまう。校長を補佐する教頭はなおひどいといってよい。

校長や教頭は教師側に侮られる存在では数十人の教師をまとめることはできない。人柄と総合的な力量で教師たちを引き付けられねばだめである。

近年、民間人が校長に採用されるようになった。経営能力はあるにちがいないが、教育全般についての理解、人づくりの指導能力が強く求められる。教育の現場には、確かに力量不足の教師もまだ残っている。けれども、大学で教育の研鑽をつみ、二〇年も三〇年も営々と実践を積み重ねてきた多数の教師たちがいる。彼らをして「さすが校長だ」とうならせることができなければ、校長自身がノイローゼになってしまうだろう。

『教職員の待遇を改善することが大切である』

わたしが、幼稚園教諭を含め小中学校の教員の待遇改善を求めるのは、学歴・学校の種別などによって

賃金に格差があるという理由だけではない。園児や児童生徒にとつて、この時期は心と体を鍛えるときなのだ。この時期をはずしてかれらを有効に教育することはできない。将来の健全な市民の基礎を養成できるのはこの時期なのである。だからこそ教員の待遇を改善し優秀な教員を迎えたいのである。

『いじめ・不登校・学級崩壊などの防止には、学校一丸となって対処することが大切である』

このことは当然のことだが、必ずしもそうならない学校もあるようだ。校長が指導性を発揮していないのである。

『養護教諭の活躍の場が広がった。心のケアを扱う領域である』

時代がそうさせたのである。どういうわけか保健室はこどもの入りやすい部屋なのだ。若い先生がやさしく手当てをしてくれるからなのか、いつもにぎやがだ。手当てをうけながら悩みごとなどを打ち明けるようだ。養護の先生はテストもしない。

中には教室には行けないが、保健室には行けるこどもも出てくる。養護教諭は、保護者と学級担任の間に立って児童の心を支え導いてほしい。

『司書教諭の配置と図書購入費の増額を強く求める』

人間教育に読書は欠かせないものである。そのため、こどもに本好きになってもらう必要がある。小さいときに読書の楽しさを覚えた人は生涯本と離れることはないだろう。読書を通して人間教育をするという目標に支えられて、学校には図書館または図書室が設けられている。だが、現在はあまり注目されていない。ほこりにまみれている図書館が多いようである。

学校図書館には司書教諭を置くことになっている。けれども、当分は置かなくてもよいという例外規定があるせいか、小中学校には配置されていない。それにもかかわらず、高等学校には配置されている。この措置は逆のように思われてならない。

(三) 中学校の教育

一二歳から中学校へ入学する。この時期は、思春期の前半にあたりこどもから大人になりかける心身ともに不安定な時期である。祝福され励まされて入学した中学校の生活は、生徒にとって楽しいものであると同時に悩み多い三年間であるに違いない。

より広い地域からやってきた友と仲間になれた喜びがあり、女生徒との会話も楽しい。けれども高校受験のことが脳裏あつて喜んでばかりはいられない気分になる。そういう中学生を適切に導く中学教師も大変である。不安定な気分にいる彼らが何をしでかすかわからないからだ。

『教師は、生徒の知的探求心に満足を与えられるような力量（知識と指導技術）を持たねばならない』
 さもないと、生徒の心は離れてしまう。特に先を学習している生徒は、教科担任に近づいてくる。そのとき、担任はその生徒の学習の進みぐあいを理解しちよつとした励ましの言葉をかけてやりたい。

『校長の訓話の大切さ』

校長が自分の考えを伝える場合は職員会議であり、生徒の指導は主に体育館などで行なう集会のときである。特に、集会の回数は少ないから、かなり吟味して話題を用意しなければならない。これは校長にとっては舞台であり、授業のようなものである。ここで求められるものは、弁舌の巧みさではなく生徒の心に

響く内容なのである。「生命の尊さを話した」とよくいわれるが、わたしは取り返しのつかない命を大切にすることはもちろんだが、人の命を奪うことは許されたい、ということと話したい。

『活発に活動してやまない生徒たちに部活動の楽しさを伝えたい』

週休二日制により学習時間が減少し生徒たちの部活動も制約を受けた。それは止むを得ないが、生徒たちにとつて部活動は欠かせないものである。この時期に体力を鍛え、協力して自分たちのチームを強いものにしてゆく営みは健やかな若者をつくっていく。文化関係の部活動も生徒にとっては魅力的な活動なのである。すべての生徒が勉強好きというわけではない。体力や趣味を生かした活動分野がなければ息苦しくなってしまうのは当然である。

『生徒会主催の文化祭や学校行事としての体育祭などは、是非とも残したいものだ』

時間数が足りないといつて文化祭や体育祭などを縮小する傾向にある。生徒の創造力や表現力を引き出す文化祭や体力を競い合う体育祭は、生徒が嬉々として参加し協力する催しなのだ。だから不登校の生徒も顔を出す。父兄もあの広い校庭と体育館を埋め尽くすのだ。

『学級編成の基準をせめて三五人にすることを強く求めたい』

これまで長いこと四〇人の基準を減らすよう求めてきた。しかし、財政難を理由に実現していない。多忙な教師が四〇人近い生徒を掌握し、指導の手を差し伸べることは難しい。そのため、クラス内のあつれきや対立、いじめなどを見付けだし早期に手を打つことができなくなりがちである。ときに、学級崩壊に至る場合も出てくるのだ。

将来の社会の担い手、よき市民の育成はほぼ義務教育終了までの期間になされる。生命を尊重し暴力を否定するよき市民は、社会の安全を実現する役割を果たしてくれるに違いない。時間はかかるに違いない。しかし、きちんと教育された若者にこそ期待できる。

現在は、中学校から高校、あるいは大学へと進学する生徒が多い。そこでさらに研鑽を積み社会に出てゆけば、社会の安全を実現する力は大きくなるにちがいない。

三 地域の安全は地域の人々で守る

われわれの住む地域にはさまざまな人々が生活し、大小の会社が存在している。われわれは、地域共同体の一員として暮らしている。地域やおのれ自身の安全は自分たちで守らねばならない。けれども、守りきれない部分は市町村や県や国家に依頼する以外にない。

今回の九号台風によって、わが家の周囲の道路は土砂や樹木などの倒潰で遮断されてしまった。他の地域にも被害が出たので、町の援助が後になるというので隣組の手によって回復する見通しとなった。地域の力は大きい。

『地域の教育力』

幼児から中学生に至るまで、われわれ人間は地域の中で育てられる。それは故郷の中で育てられるとあってよい。近所の店へ行ってはおばさんに声をかけられ、通学途中でころんだとき薬をつけてもらったこともある。けんかしてはだめだと注意されたこともある。これらはみんな近所の大人たちが、近所のこ

どもたちをしつかりした人間になるよう励ましてくれたものである。時代は変わっても、あたたかい近所との人間関係を保ちたいものである。そのためには幼稚園から小学校、中学校へと子どもたちを通わせる中で、先ず母親が仲間になることだと思う。町のあちらにもこちらにも仲間ができれば何と心づよいことだと思われる。父親も学校や公民館活動などを通して仲間をふやしていきたいものである。それは地域の安全を守るとき大きな力を発揮するに違いない。ただ、地域の力だけでは安全を守れないことも当然出てくる。

四 企業も自らと地域の安全のために努力すべきである

『安全への不注意による事故―首都圏大停電』

○六年八月、旧江戸川を航行していたクレーン船が送電線に接触して損傷させ、首都圏に大停電をもたらした。停電は関東南部の一三九万世帯に及んだ。クレーンを倒して固定してから運転するのが常識だが、そうではなかった。人間の不注意である。なぜ、確認することをしなかったのか、なぜ接触の危険があることを知らせる警笛でも設置されていなかったのかと思う。人間だけにたよると事故になる例である。ここでわたしは思い出す。放射性物質をバケツで運んでいる映像だ。茨城県東海村の臨界事故である。もつとも注意して扱わねばならない工場で爆発事故を起こしたのは、バケツで想像されるように作業への慣れやたるみがあったからにちがいない。危険意識もなかったように思われてならない。しかしながら、管理者にも問題があったように思われる。ウラン燃料の精製行程で手作業を黙認していたことである。

これらの事故の例が示すように、事故の原因は業務に当たる人間の不注意である。その不注意が大きな被害を与え社会の安全を損なっている。管理体制の強化が求められている。同時に人間の弱さが露呈されているわけで、科学技術の面から事故を予防することを考えるべきである。

五 個人の不注意が己れの死をまねき、社会に迷惑をかける

科学技術が高度に発達し、人間の思いが満たされると事故という災害がつきまとう。日常茶飯事のごとく襲ってくる交通事故、航空機事故、それに医療ミスなど切りがないほどである。

『暴走による交通事故、飲酒運転による交通事故は身近に起こる事故なので不安を抱えた生活をわれわれに強いる』

どんなに注意して歩いていても、あるいは運転していても不意にやってきた相手が危害を与えるのだ。避けられないことも多い。交通ルールを無視するもの、そのルールを知らないものなどさまざまである。外出すれば多数の敵（不心得もの）と対決せねばならないのは、悲しいことである。幼児からのしつけがなされていないところに暴走族がはびこる原因があるのか、と思いつつ高ぶる怒りを押さえながら運転している。

飲酒運転もあとをたたない。これは年配のものに見られるようだ。いい年をして飲酒運転を断つことができないでいる。役職についている人も事故を起こしている。意志薄弱の人間であることは間違いないが、それがどんな人間でも許されるものではない。他人に最大の災害をもたらす行為に至る飲酒運転は、

厳罰に処罰すべきである。飲酒運転を制止せず同乗する者も処罰されて然るべきである。おそらく同乗するのは仲間であろう。なぜ制止しないのか、なさけない。本人の無自覚が一番よくないが、周囲の、飲酒運転についての甘さが大惨事を生むのである。

飲酒ひき逃げも問題である。卑劣な人間の行為を許してはならない。逃げ得というのがあつたらしいが、これも許せない。警察の取締りを待つしかないのかと悲しい思いにかられる。わたしどもは、むやみに夜間遅く運転はしないことにしている。どうやら、それがよいらしい。そうすればよからぬ強盗事件なども遭遇しないで済む、と決めこんでいる。

『川や山での遭難事故も後をたたないが、叡知をはたらかせ自分の身は自分で守りながら夏の川や山を楽しみたい』

平成一一年夏の、キャンプの家族を襲った濁流のことが思い出される。神奈川県山北町の川で急な増水によって流された事件である。このときは、その前夜に関係者が増水の危険を知らせ撤収を勧告していたという。その勧告を受け入れ撤収したグループもいた。やはりその地域の自然に優しい地元の勧告に耳を傾けるべきだった。濁流の中にとり残され救助を待つ一〇数名の映像はその辺の事情をものがたっている。

外からの犯罪と内なる犯罪

— 犯罪のない地域社会を築いていくために —

神奈川県相模原南警察署 署長

早川 正行 (59)

一 これからの地域防犯を考える視点

平成一四年をピークとする犯罪の多発により、日本が世界に誇る良好な治安に対する信頼が大きく揺らぎ、治安回復を求める国民の声は行動へと発展し、警察や自治体はもとより、地域住民自身による自主防犯や地域防犯への取り組みが活発に行われるようになった。

犯罪の発生がピークに達した平成一四年は、全国的には二八五万件を超え、神奈川県内も一九万件超という最悪の犯罪発生を記録している。

これは、治安が比較的安定していた平成初期の約二倍である。

以来、自治会やボランティア団体などによる安全・安心まちづくりに向けた活動が全国各地で展開されるようになり、平成一五年以降は着実に犯罪を抑えるまでの成果を挙げて治安回復は軌道に乗るようになった。

これだけ犯罪を減少させることのできた原動力は、何といっても、自分たちの住む地域に犯罪者を寄せ付けないという、各地域ごとの自主防犯や地域防犯の高まりを背景とした防犯パトロールなどの活動に負うところが大きい。こうした、犯罪減少という一定の成果を見て、自治会やボランティア団体の中には、「このようなパトロールをいつまで続けるんだろう。」という素朴な疑問を抱きながら活動を続けている人も多い。

爆発的に発生した犯罪に対し、危機感を抱いたそれぞれの地域の自治会やボランティア団体を中心となって防犯の旗を振り始め、着実に犯罪を減少させるまでに至り、安心して暮らせる街づくりに向けた、次なる目標を見出せないもどかしさを感じているようにも思える。

こうした、それぞれの地域で活動する人たちの地域防犯の視点で犯罪を分析し、これからの防犯活動のあり方を提言しようとするのが本稿である。

犯罪を地域防犯という視点で見た場合、大きく分けて二つに分類することができる。地域において防犯

対策を考える場合、自分たちが住む生活圏を中心に犯罪者がどこから来るのかということが分類の基準となる。

これには、犯罪者が自分たちの住む生活圏の外からやって来る場合と今一つは犯罪者が自分たちの住む生活圏の中にあるケースがある。

これを「外からの犯罪」と「内なる犯罪」と呼ぶこととする。

地域防犯の基本的な考え方は犯罪者を寄せ付けないための対策であることを踏まえると、どちらかという外からの犯罪に対する対策が叫ばれ、実践されて来たように思われる。しかし、犯罪の中には、犯罪者が自分たちとほぼ同じ生活圏に居るかそれほど遠くない所に居るケースも多い。

「外からの犯罪と内なる犯罪」とは、犯罪者がどこからやって来るのか、どこに居るのか、という犯罪者の存在を基準に分類したものである。

犯罪者がどこから来るのか、どこに居るのか、ということは、防犯対策を進める上でも重要な問題である。

なお、資料一は、神奈川県内の犯罪状況から抜粋したものであり、資料二は、相模原南警察署管内の犯罪状況から作成したものである。

本稿では、神奈川県内の犯罪状況と相模原南警察署管内の犯罪状況を参考に検討を加えるものとする。

二 外からの犯罪は住民の連帯感に根ざした地域づくりから

(一) 地域社会を脅かす空き巣犯

犯罪者が自分たちの住む生活圏の外からやって来る犯罪としては、空き巣、自動車盗、出店荒し、事務所荒しなどがある。この種犯罪の犯人は、自分たちと同じ生活圏に居住するケースは極めて稀である。

また、空き巣などの犯罪を敢行するためには個人特性として犯罪性向が高く、高度の侵入技術などを必要とするため、いわゆるプロの犯罪者による犯行といえることができる。

特に、空き巣は犯罪者が被害者の生活空間に侵入するという点において、被害者は日常生活の平穏を破壊され、小さな物音でも夜眠れなくなるなど長期間にわたり被害者に不安と苦痛を与える犯罪であり、場合によっては、財産を窃取される以上に平穏な生活に対する脅威が深刻な犯罪である。自主防犯や地域防犯を考える場合、まず念頭に置かれるのが空き巣であることから見ても、市民生活の平穏を脅かす代表的な犯罪であるといえよう。

空き巣の侵入手口はガラス破りが主流であるが、近年、ピッキングやサムターン回しという新手の侵入手口により高層マンション等にも犯行が広がり、空き巣に対する脅威を一層高めることにもなった。

外からの犯罪について、資料一により神奈川県内の推移を見ると、空き巣は、一〇年前の平成一〇年は五、八六七件で同年の刑法犯認知件数の四、四％であった。空き巣の発生がピークに達した平成一六年には一万六、四五〇件と同年の刑法犯認知件数の九、〇％を占め、平成一〇年の二、八倍にまで達して体感

治安悪化の大きな要因となった。

空き巣が平成一七年以降着実に減少しているのは、県内各地域における自主防犯と地域防犯の成果といえよう。

平成一八年の空き巣について見ると、発生がピークとなった平成一六年の約半数にまで減少している。わずかに二年間で半分还不到で減少させることのできた背景には、防犯ガラスや改良された施錠設備の普及、あるいは警備会社との委託契約など各戸の自主防犯も認められるが、多くの市民が防犯パトロールなど空き巣対策に並々ならぬエネルギーを注いで地域防犯に取り組んだ成果といえる。

自動車盗や出店荒し、事務所荒しなどの犯罪も平成一五年以降減少しており、地域社会が結束した結果、外からの犯罪を着実に抑えてきていることが犯罪統計からも明らかである。このように、地域コミュニティの外からやって来る犯罪者に対する脅威が自主防犯や地域防犯を触発して防犯意識の高揚を刺激したことは否めない。

こうして、量的に空き巣被害を減らしている中で見えてきたのが、民営アパート等賃貸住宅においては、依然として空き巣被害が多いという実態である。

(二) 空き巣犯に狙われる民営アパート

自主防犯、地域防犯の広がりの中で空き巣被害は確実に減少している。その減少の中で、顕著に見えてきたのが民営アパート等賃貸住宅における空き巣被害である。

資料二は、相模原南警察署管内における民営アパート等の居住者が被害に遭った主な犯罪の状況である。

ここでいうアパート等とは、アパート、ワンルームマンション等民営の賃貸住宅をいう。

アパート等民営の賃貸住宅に居住する世帯数は、相模原市の統計書によると、平成一〇年版は全世帯の三五%、平成一八年版は全世帯の三三%となっている。平成一〇年は、アパート等の空き巣被害が三八%で概ね世帯割合を反映しているが、空き巣被害がピークに達した平成一五年はアパート等の被害が六四%に達している。以後、僅かに減少しているものの五〇%代を推移し、民営アパート等の世帯割合が三三%であることを踏まえるとはやはり高率で発生しているといえよう。

これは、全体的な自主防犯の広がりの中で、民営アパート等居住者の自主防犯が立ち遅れたために被害が集中しているものと認められる。

また、空き巣犯の狙いは必ずしも現金や貴金属に限らず、最近パソコンなど古物市場で現金化できる物も含まれており、学生や会社員など一人住まいの住む民営アパート等の被害に拍車をかけているものと思われる。

地域コミュニティの中で、自主防犯の推進は自治会を中心に進められ、犯罪情報の共有や住民相互の防犯診断などにより、自治会の会員は具体的に犯罪と向き合う形で自主防犯に取り組むようになった。

そのため、空き巣など外からの犯罪被害は自治会の会員を中心に減少する中で、自治会に加入していないアパート等の居住者の被害が浮き彫りになっていることがうかがえる。

(三) 民営アパートは地域防犯上のエアポケット

地域防犯はいうまでもなく、自分たちの住む地域に犯罪者を入れないための対策であり活動であるが、

地域の中で民営アパート等が空き巣犯のターゲットになっていることは、その地域に、空き巣を目的とした犯罪者を呼び込むこととなり、地域防犯を進める上での問題として対策が急がれる。

民営アパート等の居住者は一時的な居住ということもあり、自治会に加入する人が少なく、近隣の犯罪情報や生活情報にも疎くなるため、自主防犯に無関心の人が多い。

そこに居住することは旅行の滞在と同じ気分で、自分の住む地域に愛着を持つことも少ないため、地域の一員としての自覚も薄い。

自分の住む地域に愛着を感じないということは、その人にとっても、その地域にとっても不幸なことであるといえよう。

たとえ、一時的な居住であっても、その地域に慣れ親しみ、地域の人々との交流を楽しめるように働きかけていくことが大切である。

(四) アパート等の管理者の役割

民営アパート等の賃貸住宅は、所有者である大家が直接管理するケースもあるが、不動産会社など専門業者が管理を委託されていることが多い。快適な居住環境や交通の至便さを売り物にしていることが多い反面、防犯設備を売り物にしている物件は極めて稀である。

その点で見ると、犯罪が少なかつた頃の時代感覚が残っており、民営アパート等の管理者に対し、居住者が犯罪被害に遭わないようにハード面、ソフト面の防犯対策を働きかけていかなければならない。

例えば、各部屋への防犯ガラスの整備や施設の要所に防犯カメラを設置するなどハード面の防犯対策に

加え、ソフト面としては、居住者に対して、できるだけ自治会への加入を勧めて、近隣の犯罪情報や生活情報に接する機会をつくるなど、地域の一員としての自覚を促していくことが大切である。

大家や不動産会社の中には、このような趣旨のもとにアパート等の管理に当たっている業者が増えてきており、これを更に広げていかなければならない。

(五) 自治会の役割と地域づくり

自治会にとっても、地域の一員としての自覚に欠ける民営アパート等の居住者の存在は、地域防犯に限らず地域づくりを進める上で大きな問題となる。自分たちの住む地域に犯罪者を寄せ付けないための対策が地域防犯であるが、犯罪に弱い民営アパート等の存在は、地域防犯を進める上で地域の重荷となっている。

そこで、自治会としても民営アパート等の居住者を地域の一員として迎え入れ、地域の人々の輪の中で生活をエンジョイする姿勢を育み、支援することが大切である。もともと、民営アパート等には特殊な能力を有する学生や会社員の一人暮らしが多く、これらのエネルギーを地域の中で活用することは地域の活力を高めることにもつながる。

高齢化社会を迎え、地域社会の活力が懸念されているが、防犯に限らず、火災や自然災害、子どもの見守り、お年寄りの生き甲斐など、地域社会の活動に期待されることが大変多くなってきている。

それだけに、民営アパート等居住者の活力は、地域社会の発展に欠かせない存在となるう。

三 内なる犯罪はモラルの向上から

(一) 内なる犯罪は増加傾向

犯罪者は必ずしも自分たちの住む生活圏の外からやって来るとは限らない。犯罪の種類によっては、犯罪者が自分たちの住む生活圏の中にいるケースがあり、これが「内なる犯罪」である。

この種犯罪としては自転車盗、万引きなどがある。自転車を盗むために犯罪者が遠くから来るとは稀であり、地域内の店舗における万引き犯もまた生活圏の中に居ることが多い。

内なる犯罪の犯人は、もともと犯罪性向が高いわけではなく、スキがあったから、欲しかったからという単純な理由で犯行に及ぶ。

例えば、タバコの吸殻を投げ捨てるような感覚の犯行であり、むしろモラルの問題でもある。犯罪者が身近に居るということは、人情として考えたくないことであるが現実には「内なる犯罪」は多く、犯罪多発の原因となっており、これから犯罪を更に減少させていくためにはこれらの犯罪に対する対策も必要である。

空き巣や自動車盗など外からの犯罪を確実に減少させている中で、内なる犯罪について見ると、自転車盗はやや減少しているものの高水準で発生しており、万引きはむしろ増加傾向にある（資料一参照）。

平成一八年中の神奈川県内における犯罪総数に対する割合は、自転車盗と万引きの二罪種だけで二八・五％という高率を占めている。

犯罪総数を抑えていくという指教治安の面からいうと、内なる犯罪対策もまた重要である。

(二) 自転車盗多発の要因と関係者の役割

① 駐輪場の未整備

自転車は、通勤通学の交通手段としてのみならず、手軽な乗り物として子どもからお年寄りまで多くの人に愛用され普及している。

しかし、駅周辺の駐輪場は自転車の普及に追いつかず路上駐輪が社会問題となっている。歩道を埋め尽くすほどに駐輪される自転車であっても、一台一台には所有者がおり財産であるが、盗む側から見ると乱雑に置かれているというところで廃棄物の感覚で持ち去るケースが多い。

自転車盗という犯罪を防止するとともに、歩道の機能や都市の美観を保つためにも、行政による駐輪場の整備が急がれる。

② 自転車の錠の欠陥

被害に遭う多くの自転車は、サークル錠（馬蹄錠）であるが、このサークル錠の中には傘の骨のような固いもので簡単に開けられるものがあり、錠としての機能を果たさないものがある。

サークル錠の製造メーカーによると、特殊な錠以外の比較的安価なサークル錠は中国の工場で生産しているとしているが、コストと引き換えに錠の機能を犠牲にすることは問題である。

利用者は、錠の機能を信じ、自転車を盗まれないように施錠しているのであるから、メーカーとしても販売した自転車が盗難の被害に遭わないように万全な錠を取り付ける義務を履行しなければならない。

③ 使用窃盗の蔓延による犯罪の連鎖

自転車を盗む犯人の多くは、その動機をいわゆる足代わりとしている。

自転車が欲しくて盗むケースは少なく、足代わりとして利用し、利用後は放置する。自転車を盗まれた人は途端に交通手段に困り、その場で路上に駐輪中の他人の自転車を窃取して目的地まで足代わりとして使用する。そしてまた放置する。こうして自転車盗は犯罪の連鎖を発生させ、生活の身近な場所で犯罪が蔓延する原因となっている。

盗みの横行を防止するためにも、社会全体で他人の物を盗む行為を厳しく戒めていかなければならない。

(三) 万引き防止の店側の役割

多くの犯罪が減少する中で、万引きはむしろ増加している。

万引きは、犯罪がピークに達した平成一四年は全刑法犯の四・五%であったものが犯罪が減少を続けている平成一八年には、逆に発生件数が大きく増加して全刑法犯の一〇%にまで上昇している。(資料一参照)

万引きは、デパート、スーパー、コンビニをはじめCD店、書店などにおいて発生し、店側も売り上げの減少につながる万引き被害は深刻な経営問題である。損害を少なくするために警備会社と委託契約を結ぶなどの自衛策を講じているが、ハード、ソフト面の対策として、死角のない店舗の構造整備や防犯カメラの活用、商品管理の徹底、店員教育などの対策が急がれる。

販売するために陳列した商品が万引きという犯罪を助長することは、その地域のモラルの低下にも影響

を与えるため、店側としても万引き防止に万全の対策を取る必要がある。

(四) 性犯罪、ひったくりも内なる犯罪

性犯罪は、痴漢と同じように自己の欲望にかられてスキを見て犯行に及ぶという点において、犯罪者はそんなに遠くからやって来ることはないため、内なる犯罪の範疇に入れることができる。

また、近年、急激に増加したひったくりも、地理に精通し、人通りの少ない道路、時間帯を狙って犯行に及ぶということから、犯人はほぼ同じ生活圏の中に居ることが多い。

ひったくりは、抵抗されることの少ないお年寄りや女性を狙うという点において、極めて卑怯な犯罪であり、近年このように卑怯な犯罪が地域の生活道路において頻発していることは、社会全体にモラルや正義の観念が希薄になってきていることの現れかもしれない。

性犯罪もひったくりも被害者は女性であり、特に、民営アパート等の居住者が被害に遭いやすいことは資料二のとおりである。

性犯罪の被害の場所は自室であったり、アパートまでの途中であったりするが、身近な犯罪情報に疎かたり、一人暮らしの開放感から生まれるスキを狙われての被害ということもできる。

女性の一人暮らしに対し、家庭、大学、会社などの働きかけに加え、アパート等管理者もまた居住者が性犯罪の被害に遭わないようにハード、ソフト両面からの防犯対策が必要である。

(五) モラルや正義感の啓発

自転車盗、万引きなど内なる犯罪の特徴は犯罪の素人によって敢行されることにある。空き巣や自動車

盗など外からの犯罪は根っからの犯罪者の犯行であるが、内なる犯罪は、犯罪の素人である普通の人間が、スキがあったから、欲しかったから、という単純な動機で犯行に及ぶ。

そうすると、内なる犯罪については、被害に遭わないための自主防犯も勿論大切であるが、ごく普通の人間が盗みは悪いことであると承知しながら、いとも簡単に犯罪者に变身するという点においてモラルの問題として捉えることも大切である。

自転車盗で見ると、被害者から見れば「ちょっとコンビニに買い物の間」、「自宅の敷地内だから」と施錠しないで駐輪し、そのスキを狙われて被害に遭っている。

これは、犯人の側から見ると、スキがあったから他人の自転車を盗むということになり、「他人のモノを盗む行為はドロボーである」という犯罪意識が乏しい。

日本には、古来から「嘘つきは泥棒の始まり」ということわざがあり、嘘をつき始めると盗みも平気になつてしまうということで、他人の物を盗む行為を子ども頃から厳しく戒めてきた。

この最低限のモラルが崩れてきている。この種の盗みが蔓延することは、健全な近隣関係に影響するだけでなく、社会全体のモラルの低下が懸念される。

また、性犯罪やひったくりなどの犯罪は、人間の尊厳に関する觀念が感じられないばかりか、正義という觀念も失われており、卑怯な行為は人間として最も恥べき行為であることを啓発しなければならない。

全刑法犯の認知件数が確実に減少傾向にある中で、内なる犯罪がむしろ高水準で発生していることは、モラルや正義感という觀念が急速に失われていることの現れと受け止めるべきであろう。

これは、社会全体がモラルと正義を考える警鐘と受け止め、この種犯罪を社会的規範の面からも捉えていかなければならない。

四 犯罪のない街にするために個人個人の役割

(一) 自主防犯の徹底

街を歩くと、「家庭から地域に広げよう防犯の輪」というような自治会やボランティア団体の標語が目につくようになった。

自主防犯とは、言うまでもなく自分と自分の家族の生命、身体、財産などを守ることにある。まず、自分と自分の家族の安全から出発し、犯罪の被害に遭わないための自主防犯を徹底する。

個人個人の厳しい自主防犯を地域にまで広げて防犯の輪を築いて行こうというのが冒頭の標語である。

まず、個々の厳しい自主防犯から出発し、それが近隣をも触発して地域防犯へと発展する。地域防犯の原点となるのはこのような地域内の個々の自主防犯である。個々の厳しい自主防犯のない所に地域防犯への発展は期待できない。この自主防犯の輪が全国的な広がりを見せ、犯罪を減少させることのできた原動力となったのである。

(二) 自主防犯は犯罪者を無くす社会に通じる

自主防犯は犯罪の被害に遭わないための自己防衛であるが、一人一人が自主防犯を徹底することにより、犯罪者を減らすという効果が期待できる。平成一四年の犯罪多発のピーク時を振り返っても分かるよう

に、全国的に犯罪が蔓延した背景には、当然ながら犯罪者の増加がある。

国内の犯罪者だけではなく、自主防犯の甘い日本をめざして外国の犯罪者までもが来日し、空き巣やスリ、強盗を重ねた。

これらプロの犯罪者の暗躍だけではなく、素人も犯罪に手を染め、犯罪によって生計をたてる者まで現れた。いわゆる自主防犯が甘かったために、外国から犯罪者を呼び込むと同時に国内においては犯罪者を増殖させることにもなったのである。

自主防犯の甘さが犯罪者を増殖させ、結果として日本が誇る治安を揺るがすに至ったということができ

る。ここで強調したいのは、犯罪の蔓延は、犯罪性向のない素人までもが犯罪に手を染め、犯罪者になってしまうという悪循環である。

自主防犯は、犯罪者を無くして健全な社会を築くための原点であることを確認し、実践する必要がある。

五 連帯感を共有する健全な地域社会の実現

犯罪の多発は地域社会を蝕む病理現象である。病理現象であるからこそ地域社会が結束して犯罪の撲滅に向けた活動を開始した。

平穏で明るい日常生活を取り戻すため、実に多くの人々がボランティアで活動を開始したことは、それだけ犯罪多発という病理現象に危機感を抱き、一刻も早く病気の治癒を図ろうという熱意の表れであった。

こうして、犯罪を減少させていく中で、外からの犯罪と内なる犯罪というフィルターを通して見ると、これからの防犯対策の方向性として見えてくるものがある。

それは、一口でいうと、連帯感を共有することのできる健全な地域コミュニティを築いていくことにある。もともと、防犯対策は地域づくりと一体を成すものであが、民営アパート等を含めた活力のある地域づくりを進める中で、地域コミュニティを構成するみんなでモラルや正義というものを考えていかなければならない。

自分たちの住む地域に、犯罪者の侵入を阻止するという外からの犯罪については一定の成果を見ており、これからは内なる犯罪対策にも取り組み、犯罪のない地域づくりに向けた活動が求められる。

警察署長という実務家の立場で、毎日、犯罪と向き合っている中で、地域の人々に語りかけ、共に考えたことを提言という形でまとめたのが本稿である。

参考文献

- 警察政策学会資料 第四三号 (平成一九年四月)
生活道路整備によるコミュニティの安全活力再生と犯罪抑止
(相模原南警察署長 早川正行 千葉商科大学教授 宮崎 緑)
- 犯罪統計書 (神奈川県警察本部発行)
- 統計書 (相模原市発行)

資料 1

外からの犯罪と内なる犯罪
(神奈川県内)

年	項目	外からの犯罪					内なる犯罪				
		空き巣	自動車盗	出店荒し	事務所荒し	自転車盗	万引き	性犯罪	ひったくり		
平成10年	犯罪総数	5,867	1,904	2,274	2,617	23,977	7,681	405	2,691		
	割合	4.4%	1.4%	1.7%	1.9%	17.8%	5.7%	0.3%	2.0%		
平成14年	犯罪総数	13,927	4,359	3,363	3,255	29,635	8,531	1,016	5,113		
	割合	7.3%	2.3%	1.8%	1.7%	15.6%	4.5%	0.5%	2.7%		
平成15年	犯罪総数	14,925	5,329	2,633	2,437	28,523	9,574	1,019	4,394		
	割合	8.0%	2.9%	1.4%	1.3%	15.3%	5.1%	0.5%	2.4%		
平成16年	犯罪総数	16,450	6,163	2,375	1,892	28,352	11,314	912	4,603		
	割合	9.0%	3.4%	1.3%	1.0%	15.5%	6.2%	0.5%	2.5%		
平成17年	犯罪総数	11,024	3,321	2,054	1,642	25,120	12,247	713	3,570		
	割合	7.7%	2.3%	1.4%	1.2%	17.6%	8.6%	0.5%	2.5%		
平成18年	犯罪総数	8,118	2,885	1,923	1,496	22,612	12,386	675	2,481		
	割合	6.6%	2.4%	1.6%	1.2%	18.4%	10.1%	0.6%	2.0%		

※ 割合は、犯罪総数に対する各犯罪の比率を示す。

資料 2

アパート等居住者の被害状況
(相模原南警察署管内)

年	比較項目 \ 罪種	空き巣	自動車盗	自転車盗	性犯罪	ひったくり
		平成10年	管内認知	209	62	948
	アパート等認知	79	8	340	7	37
	割合	38%	13%	36%	88%	20%
	刑法犯認知件数	3,854件				
平成14年	管内認知	393	123	1,223	21	113
	アパート等認知	173	34	439	17	29
	割合	44%	28%	36%	81%	26%
	刑法犯認知件数	5,678件				
平成15年	管内認知	511	311	1,224	27	272
	アパート等認知	329	89	513	19	94
	割合	64%	29%	42%	70%	35%
	刑法犯認知件数	6,345件				
平成16年	管内認知	441	294	1,297	24	188
	アパート等認知	261	102	497	17	56
	割合	59%	35%	38%	71%	30%
	刑法犯認知件数	6,336件				
平成17年	管内認知	386	107	1,123	37	157
	アパート等認知	218	35	466	20	54
	割合	56%	33%	41%	54%	34%
	刑法犯認知件数	4,950件				
平成18年	管内認知	282	114	1,091	16	162
	アパート等認知	153	40	470	8	68
	割合	54%	35%	43%	50%	42%
	刑法犯認知件数	4,143件				

注1 アパート等とは、アパート、ワンルームマンション等民営の賃貸住宅をいう。

注2 割合は、管内認知に対するアパート等における認知の比率を示す。

注3 性犯罪は、強姦及び強制わいせつを示す。

子どもを守る防犯活動

—大人たちは何をすべきか—

飲食店経営（有）ビアンドビー

古田 聖人（41）

一章 はじめに

私が小学生の頃は、学校帰りの道草は当たり前だった。通学路から少し離れた路地、竹藪、用水路、神社には、新たな発見が隠されていた。子どもたちは、小さな探検家になって、時には擦り傷を負いながらも、時間を忘れて遊び続けた。まさに「楽園」だった。

そして、今、子どもたちは防犯ブザーを身に着け、学校から道草もせずに真つ直ぐ帰ってくる。私の時代には「楽園」だった場所も、「危険箇所」として『地域安全マップ』に記されている。犯罪という魔の手が子どもたちの安全を脅かし、自由を奪っている。

小さな子どもたちが犠牲となる悲惨な事件が毎年のように起きています。その度に親たちは恐怖に怯え、警察も警戒も強める。学校もPTAや地域住民と協力して防犯パトロールなどに力を入れ始めた。子どもを犯罪から守ろうとする動きは確実に広がっている。

しかし、子どもも保護者も安心を「実感」できるところまでには至っていない。これまでの取り組みのどこに問題があるのか、そして、これからどうすべきなのか。私は、この拙論の中で、地元の小学校のPTA役員の立場から、自分たちの活動を中心に検証しつつ、子どもを犯罪から守るための提言を行うつもりである。

二章 子どもを狙った犯罪被害の実態

目立つ性犯罪

警察白書（平成一八年版）によると、平成一七年の『刑法犯に係る二三歳未満の子どもの被害件数』は、三万四、四五九件と、前年より二、五九五件（七．〇％）減少した（表一）。件数そのものは一四年以降減少傾向にある。

しかし、全刑法犯被害件数に占める子ども被害件数の割合が一．八％であることと比較すると、略取

誘拐が三七・五%（一〇四件）、強制わいせつが一五・八%（一、三八四件）、公然わいせつが一三・八%（一三二件）、殺人が七・六%（一〇五件）と、高くなってきている。また罪種別被害状況の推移（図一）をみても、強制わいせつは、八年からの一〇年間、常に最も多く、公然わいせつも上昇傾向にある。子供たちにとって、性犯罪の危険性は深刻な問題である。

一方、犯罪被害には至らないまでも、子どもに対する性犯罪の前兆として捉えられている『声かけ事案』（注解①）も後を絶たず、岐阜県内だけでも平成一八年には一二七件、一九年も一月から六月までの半間に五四件発生している。被害に遭ったのは小中学生とも女子が多く、約八割が路上で発生している。時間帯は登下校時や下校後から日没までの間に集中している（図二）。

いずれのデータも警察に届けられた分の数値であり、性犯罪被害の特徴として、暗数がかなり含まれていることを考慮すると、実際の被害はさらに拡大していると推測される。このように犯罪被害の実態から子どもたちの安全を捉えようと、依然として「非常に厳しい状況にある」と認識せざるを得ない。

警察の「骨太の方針」

こうした中、警察庁では、平成一七年に『子どもを犯罪から守るための対策の推進要領』を各都道府県警察に通達した。これは、警察による「骨太の方針」に位置づけられるものなので、骨子を紹介したい。

第一 警察活動の積極的展開

一 取締りの強化

二 警察官の街頭活動の強化

三 各種情報の把握と地域住民への積極的な提供

第二 子ども安全確保に力点を置いた安全・安心まちづくり

一 犯罪の発生しにくい道路、公園、駐車場等の整備促進

二 各種モデル事業等への積極的な参画

第三 地域住民等との連携の強化

一 防犯ボランティア活動の活性化、その他自主防犯活動への支援

三 警察と学校との連携強化

この中で、一般市民が直接関与するのは、『地域住民等との連携の強化』の部分である。そこで具体的な事例として、私の地元であり、PTAの役員も務めている岐阜県・笠松町立松枝小学校校区内での防犯活動を取り上げてみたい。

三章 子どもを守るための取り組み

松枝小学校区の概要

濃尾平野の木曾川沿いに南北に細長く広がっている笠松町は、岐阜市、各務原市、羽島市に隣接しているほか、さらに木曾川を挟んで愛知県側とも面している。人口は約二万二〇〇〇人、面積は約一〇平方km。

かつては、河川交通の要衝、織維のまちとして隆盛を誇ったが、産業構造の変化やシンボリック的存在だった笠松競馬の存廃問題などが影響し、近年、財政状況は悪化、中心部の商店街も活況を失いつつある。

笠松町全体では斜陽傾向にあるものの、同町南部を占める松枝地域だけは、近年、新興住宅地としての開発が進み、人口も増加の一途を辿っている。松枝小学校の児童数も平成一九年五月一日現在で七〇〇人、一六年の五八一人から二割も増えている。こうした中、校区内では、保護者を中心に児童たちの安全に対する関心も高まり、防犯活動も活発化している。

安全ボランティア

地域安全の向上を目的、住民などが主体となったボランティア団体が全国的に増えている。松枝小でも、地域住民による『ふれあいサポーター』と『ふれあいたい』が組織されている。ふれあいサポーターは、校区を構成する田代（でんだい）、長池（ながいけ）、門間（かどま）、北及（きたおよび）の各地区から一人ずつ認定。ふれあいたいのリーダー的存在でもある。ほぼ毎日、学校周辺や通学路のパトロールを行っているほか、授業参観や運動会などの行事の際には、校内を巡回し、児童の安全確保に努めている。

一方、ふれあいたいは、地域住民の有志を中心に結成され、登録メンバーは約一〇〇人。オレンジ色のジャンパーを着て、児童の登下校時に通学路に立ち、交通事故防止に取り組んでいる。これらのボランティアの活動は、保護者からも「頼りになる」と好評であるだけでなく、子どもたちにとっても地域の大人たちとふれあう貴重な機会になっている。

このほか、PTAや子ども会の役員なども定期的に校区内をパトロールしている。

子ども一一〇番の家

子どもが危険や不安を感じた際に駆け込める「安全地帯」として、通学路周辺の民家、商店、事業所などが登録。登録された建物の玄関や門の所には誰でも存在が分かるように『子ども一一〇番の家』の旗やプレートが掲げられている。

「子ども一一〇番の家」制度は、平成八年に岐阜県可児市の小学校のPTAが防犯活動として始めたのがきっかけで全国に広がった。それだけに岐阜県内では、熱心に取り組む地域が多く、平成一九年現在、県内で約二万四、〇〇〇カ所、松枝校区でも一〇〇カ所が登録されている。

校区内では、これまでのところ、子ども一一〇番の家が犯罪防止に役立ったという事例はないが、岐阜県内では平成一九年以降も「下半身を露出した男に遭遇した女子中学生が子ども一一〇番の家に駆け込んで難を逃れた」など、いくつかの成果も報告（注解①）されている。

地域安全マップ

ここ数年、各地の学校などで注目を集めているのが『地域安全マップ』づくりである。これは、住民や子供たちが実際に通学路や公園などの生活圏を歩き回り、犯罪や事故が起きそうな「危険箇所」をチェック。さらに模造紙などに写真やコメントを張り付けた手作りの地図を作製するという試みである。

マップ作りの提唱者でもある小宮信夫・立正大助教授によると、この取り組みによって、子どもたちの被害防止能力の向上や地域ぐるみの安全対策のきっかけになることが期待されているという（注解②）。

松枝小でも、平成一八年にPTAの校外委員会が中心となってマップ作りに挑戦した。児童や保護者た

ちの意見を参考に、見通しの悪い道路、車の出入りの多いスーパーの駐車場近辺など交通事故に注意すべき場所や、不審者が出没しそうな人気がない神社や通学路などをまとめた。

完成した地図は学校や町役場に寄贈されたほか、保護者には、見やすくレイアウトをし直した『保存版マップ』を作製、配布した。

防犯機器の活用

松枝小では、笠松町の補助を基に、全児童に防犯ブザーを配布、携帯させている。

また町でも、平成一七年一二月より電子メールを活用した緊急時情報伝達システム『あんしんかさまつメール』をスタートさせている。これは事前に携帯電話などのメールアドレスを登録すると、災害時の避難場所や医療機関の情報が受けられるものだが、平時においては不審者情報なども配信されている。

なお、同じ羽島郡内の岐南町では、平成一九年から児童の登下校の確認をメールで保護者に知らせる『通学安心システム』を町内の三小学校に導入している。これは電波を発信するICタグを携帯した児童が校門を通過すると、その時間が情報として保護者に送られるという全国でも珍しいシステム。岐南町では、将来的にはタグ受信機の設置場所を全町に拡大する方針という（岐阜新聞一九年二月一八日）。

その他

校内への不審者侵入の対応として、松枝小では、授業中は正面玄関、児童用玄関などを施錠し、外部からの侵入を防いでいる。職員もIDカードとホイッスルを携帯し、定期的に校内を巡回している。

四章 なぜ安心を実感できないのか

こうした地道な努力が実ったのか、近年、松枝小校区内では、子供たちが生命や身体に危険を感じるような重大事件は起きていない。しかし、笠松町全体の刑法犯認知件数（表二、注解③）を見る限り、犯罪率は二・五、二と岐阜県平均の一・八、三を上回っており、予断を許さない状況だ。また周囲の保護者の意見を集約すると、安心を「実感」できるまでには至っていない。子どもたちが犯罪に巻き込まれる恐れも払拭できないままでいる。今の取り組みのどこに問題点があるのか、課題を検証してみる。

I コミュニケーション不足

小さな子どもがいる家庭にとつて、地域で活動する防犯ボランティアの存在は心強い。しかし、こうした活動に無関心や非協力的な人も多く、「地域一丸」となつてと呼ぶにはほど遠いのが実情のようだ。

この背景には、昔からの地域コミュニティの弱体化が影響を及ぼしていると思われる。近所づきあいも希薄になり、住民同士の交流が廃れてきている。中でも都市部周辺の新興住宅街（松枝小校区も当てはまる）では、何世代にもわたつて居を構えている「旧住民」と分譲住宅や集合住宅に引っ越してきた「新住民」との間に溝が生まれているケースが目立っている。地域によっては、文化や習慣の違う外国人居住者とのトラブルも深刻な問題のようだ。

また学校と地域の間にも目に見えぬ壁がある。例の池田小事件以来、多くの学校側が従来の「開放政策」の見直しを迫られた。外部に対して物理的に閉ざした門は、地域との交流にも少なからぬ影響を与えたよ

うだ。一方で、学校、地域、双方とも「開かれた学校」を求める声は根強い。安全面を確保しながら、どのように地域との交流を図っていくのか、暗中模索の状態が続いている。

II 死角の多い防犯体制

これまでの街頭指導やパトロールは、時間的には登下校時、空間的には通学路とその周辺に偏りがちになっているようだ。極端に言えば、学校と家庭を通学路で結んだ〴〵線〴〵だけに集中し、それ以外の部分は手薄になっている。

しかし、犯罪は〴〵線〴〵から外れた部分でも多発している。警視庁がまとめた『都内における年少者（一三歳未満）の性犯罪の発生状況』（注解④）によると、年少者に対する強姦や強制わいせつ事件は、午後四時から午後八時までの「下校後の時間帯」に最も多く発生しており、全体の約七二%を占めている。また事件の発生場所も中高層住宅（四階建て以上）が約二八%、次いで道路が約一九%、公園が約一三%となっており、「屋内」での犯行が目立っている。

このことから子どもの被害を減らすには〴〵線〴〵から〴〵面〴〵へと防犯活動を拡充していくことが求められる。そのためにも、防犯ボランティアなどだけでなく幅広い層の人たちが参加できる工夫や仕組みづくりに取り組みたい。

III 対応の遅い行政

日頃の防犯活動や地域マップづくりなどを通して「交差点に信号機を設置してほしい」「通学路上の街灯の数を増やして」などの要望が住民サイドから行政や警察などの関係機関に出されることがある。しかし、

実現までにはかなりの時間を要したり、たとえ実現しても当初の要望がそのまま反映されることは少ないようだ。住民にしてみれば、「事件や事故が起きないと、動いてくれないのか」という不満が募ることになる。

こうした遅い対応の原因として「予算」と「管轄」の二つの問題が指摘できると思う。自治体の財政難がクローズアップされて以来、ほとんどの自治体が財政改革の名の下に、緊縮予算や経費削減を余儀なくされている。そのため、要望が「地域の安全」にかかわる内容であっても、よほどの緊急性を要するものと判断されない限り、すぐには予算化されないのが実情だ。

次に「管轄」の問題だが、縦割り行政の弊害か、市町村、国、県、警察などが複雑に入り組んでいる。そこに民有地の問題などが絡むと、さらに事態はややこしくなる。要望しようとしても、対応窓口さえ分からないことも珍しくない。

この二つの問題を俗に言う「お役所体質」と諦めてしまうのは簡単だが、事は住民の安全にかかわることである。行政は、ふだんから積極的に住民との意見交換の場を設け、『安全・安心なまちづくり』に向けて「協働」で取り組む姿勢を示してほしい。

五章 これから何をすべきか

ここまで学校や地域における防犯活動の取り組みを私の地元である松枝小学校区を事例にしながら紹介してきた。その上で、気付いた点や残された課題について指摘した。最後に、子どもたちを犯罪から守るた

めには、何をすべきなのか、いくつかの提言を行いたい。

防犯まちづくりの基本的な手法

はじめに大まかな道筋を理解するために、国土交通省が掲げている『防犯まちづくりの基本的な手法』(注解⑤)を示してみたい。防犯性を高めるには、下記の四つの手法を組み合わせることで有効とされている。

- ① 監視性の確保・周囲からの見通しと「人の目」を確保すること
- ② 領域性の強化・帰属意識の向上、コミュニティ形成を促進すること
- ③ 接近の制御・犯罪企図者の動きを限定し、接近を妨げること
- ④ 被害対象の強化・回避・部材や設備などを破壊されにくいものとする

この基本的な手法は、見方を変えれば、犯罪を防ぐには、学校、保護者、防犯ボランティアだけでなく、地域社会、警察、行政など、多くの人たちとの連携が必要であることを意味している。その点を踏まえながら、具体論に進んでいきたい。

地域コミュニティの再生

《地域まなびと「子ども—〇番の家」》

領域性の強化を考えた場合、最も根本的かつ有効な方法は、地域コミュニティの再生である。ただ一口に再生といっても、戦前のように互いに家の事情はすべて知っているような濃密なつきあいをそのまま復活させればいいというものでもない。核家族の増加や個人情報保護法に象徴されるプライバシー重視の風

潮、ライフスタイルの変化に伴い、人々の生活は多種多様化している。これからの地域コミュニティは、個々の事情に配慮した『ゆるやかな共同体』を目指すべきだろう。

それには、まず町内会の役員など、地域のリーダーが先頭に立って、コミュニティの再生・強化が防犯にどのような役割を果たすのかを住民に丁寧に説明し、理解と協力を求めることが大切になってくる。その上で、住民同士が気楽に顔を合わす機会を意識的につくっていく。

もちろん、学校やPTAも地域の『住人』として進んで地域の輪の中に入っていくべきだ。教職員や保護者が住民と顔見知りとなることが、結果的に子どもを見守る目を増やすことにつながるからである。学校と町内会で祭りを共催するのもいいし、通学路の空き地に花壇を造り、共同管理するのも交流に役立つのだろう。

住民同士、学校と地域との絆を深めていけば、防犯活動に参加してくれる人も増え、犯罪者や不審者がついている隙もなくなる。そして、さらにコミュニティが強化されれば、ひとつの地域をまるごと『子ども一〇番の家』にすることも可能になるはずだ。これこそ、子どもたちを犯罪から守る理想の『砦』になるはずだ。

犯罪に強いまちづくりをめざす

《条例の制定から具体的な施策へ》

多くの地方自治体が財政難にあえいでいることは前述したが、その起死回生の打開策として期待を集めているのが、企業、工場、大型商業施設の誘致策である。一気に税収が増えるだけでなく、雇用の確保に

もつながり、まさしく万能薬のようにもはやされている。

半面、急激な人口の流入や開発に伴う街並みの変化によって、犯罪や事故の危険性が高まるという副作用も懸念されている。仮にこの種の誘致施策を進めるのなら、同時に防犯への取り組みにも、今まで以上のエネルギーを注がなければ、住民の不安を払拭することはできないだろう。

そこで取り組みたいのは防犯まちづくり条例（生活安全条例）の制定や防犯まちづくり基本計画の策定である。犯罪に強いまちづくりに向けた長期的ビジョンの確定や、住民と行政の役割と責任の線引きを行い、大きな方向性を示す。そして住民との意見交流や警察との情報交換を通して、正確な現状把握に努め、必要な改善を、緊急に要するものから効率よく進めていく。子どもの安全に関するものとしては、学校の防犯設備の整備、公園の植栽の手入れ（見通しをよくする）、街灯の増設（照度の向上も含む）などが考えられるだろう。

また既存の施設・設備の点検や整備の他に『破れ窓理論』に基づいた空き家対策にも力を入れたい。破れ窓理論とは「一つの壊れた窓の放置が住民に悪い社会心理学上の影響をもたらし、結果として街全体を荒廃させる」（注解⑥）という犯罪学の有名な考え。地域内に空き家があることは、コミュニティに穴が空いているようなものであり、犯罪の温床になりかねない。子供たちにとって、危険な場所をつくらないのも重要な対策である。

先入観や思いこみを捨てよう

《『不審者』をつくり出すな》

一般的に子どもを狙う性犯罪者をイメージしたとき、「薄汚い中高年」「オタクっぽい人」を思い浮かべてしまう。不審者の注意を呼び掛けるイラストも「帽子、サングラス、マスク」の三点セットが定番になっている。しかし、現実の性犯罪者や不審者は、私たちが思い描くようなスタイルで現れることはまずない。事実、子どもの被害が多い幼少児誘拐・わいせつ犯の加害者の年齢分布（注解⑦）によると、一〇歳代と二〇歳代で全体の五六%を占めている。つまり加害者の半分以上が「中高年」ではなく「若者」なのである。

さらに岐阜県警の公表（注解①）している声かけ事犯の発生事例（平成一九年一月～七月末）でも、不審者は「ネクタイ姿」もいれば「茶髪の二〇歳代」「白髪のおじいさん」「高校生風」と様々だ。このことから、私たちがふだん考えている性犯罪者や不審者のイメージは、かなりデフォルメされたものであり、実際の犯人とは大きくかけ離れている場合が少なくないのである。

大人が、このような誤った先入観を引きずり続けていると、コインの裏表のような二つの問題を引き起こす危険性がある。

一つは子どもに与える影響である。もし性犯罪者が、不審者らしくらぬ外見で近付いてきた場合、子どもたちは簡単に警戒心を解いてしまう恐れがある。だからこそ、子どもに注意を呼び掛ける際は、具体的なイメージ像を描かせるような言葉やイラストはできるだけ避け、「知らない人には付いていかない」などの表現に差し替えるべきだろう。

二つ目は、えん罪を生む恐れがあることだ。「サングラスを掛けている」「人相が悪い」というだけで怪

生まれ、下手をすると身に覚えのない事件の容疑者されてしまうかもしれない。

子どもを犯罪から守るというのは、不審者をつくり出すことではない。子どもに危険への対応を身に着けさせ、犯罪を行おうとする者を近づけないようにすることである。防犯の第一歩は、この点をしっかりと認識することから始まる。

実践的な防犯教育

《ロールプレイで対処能力の向上を》

防犯標語に『いかのおすし』というのがある。

知らない人について「いか」ない 知らない人の車に「の」らない 連れて行かれそうになったら「お」お声を出す 「す」ぐ逃げる 何かあったらすぐ「し」らせる

子どもでも理解しやすいように工夫された標語だが、いざというときに役に立たなければ、何の意味もない。子供には、危険に遭遇したときの心構えや身を守るための技術を体で教えることが大切になる。

そのための有効な手段として取り入れたいのが、ロールプレイ（寸劇）である。CAP（子どもへの虐待防止）プログラムのワークショップ（体験型講座）が有名だが、「知らない人に連れて行かれそうになった」ケースなどを想定して、実際に大声を出したり、相手の足を蹴って逃げる方法など、本番さながらの訓練を行うのが特徴だ。

CAPのようなロールプレイを行うには、専門の指導者が必要だが、家庭でも工夫次第で実践的なロー

ルプレイはできる。例えば、子どもだけで留守番をする際の対応を考えてみる。宅配便や集金の場合は？知らない人が訪問してきた場合は？電話が鳴ったらどうするのか？保護者と子どもの間で、いろんな状況をつくりながら一緒に動いてみる。その中で、対応のルールを決めたり、緊急時の連絡方法を確認すれば、安心度はさらに高まるのではないだろうか。

第六章 まとめ

警察白書によると、日本の犯罪件数は平成一四年をピークに減少している。子供の被害件数も同様の動きを示している。この傾向を捉え、「必要以上に危険性を訴えることは、逆に不安を煽ることにつながりかねない」と、「過剰反応」をいさめる有識者もいる。

確かに冷静さを失ってはいけない。けれども子を持つ親として、我が子と同じような年頃の子供たちが犠牲になる事件の報道に接する度に不安をかき立てられてしまふ。たとえ、統計的には犯罪が減っていても、ゼロでない限り、自分の子どもが被害者にならないという保証はない。取り越し苦労に終わらうとも、子どもを犯罪から守るための打つ手は、すべて打っておきたいのである。

しかし、家庭や学校の力だけでは、限界がある。求められるのは、学校・PTA、家庭、地域、行政、警察が連携し合い、それぞれの防犯能力を高めていく姿勢だ。五者が築くペンタゴン（五角形）は、子どもを守るための強力な陣形になる。子どものために大人たちが力を合わせるのは、難しい話ではないはずだ。

子どもたちが道草をしたり、公園や神社で暗くなるまで遊んでいても怒られることはない。そんな安全で自由な社会の中で、子どもを育てていきたい。みんなが力を合わせれば実現できると信じている。

了

注解

- ① 岐阜県警のホームページ <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/POLICE/>
- ② 小宮信夫『犯罪に強いまちづくりの理論と実践』(トランスン社、二〇〇六年)
- ③ 岐阜県統計課のホームページ <http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11111/>
- ④ 警視庁のホームページ <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/index.htm>
- ⑤ 国土交通省・都市防災対策室のホームページ <http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/index.htm>
- ⑥ 瀬川晃『犯罪学』(成文堂、一九九八年)
- ⑦ 渡辺昭一編『捜査心理学』(北大路書房、二〇〇四年)

その他の参考文献

- 寺本潔『学区と学校の防犯アクション四一』(黎明書房、二〇〇六年)
- 森田ゆり『子どもが会おう犯罪と暴力 防犯対策の幻想』(NHK出版、二〇〇六年)
- 山本俊哉『防犯まちづくり』(ぎょうせい、二〇〇六年)
- 中村攻『子どもはどこで犯罪にあっているか』(晶文社、二〇〇〇年)
- 岡本拓子・桐生正幸『幼い子どもを犯罪から守る』(北大路書房、二〇〇六年)

表1 刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数の推移
(平成8～17年)

平成	被害件数
8年	34,086
9年	35,327
10年	33,785
11年	31,835
12年	36,181
13年	39,934
14年	39,118
15年	38,387
16年	37,054
17年	34,459

図1 子どもの罪種別被害状況の推移 (平成8～17年)

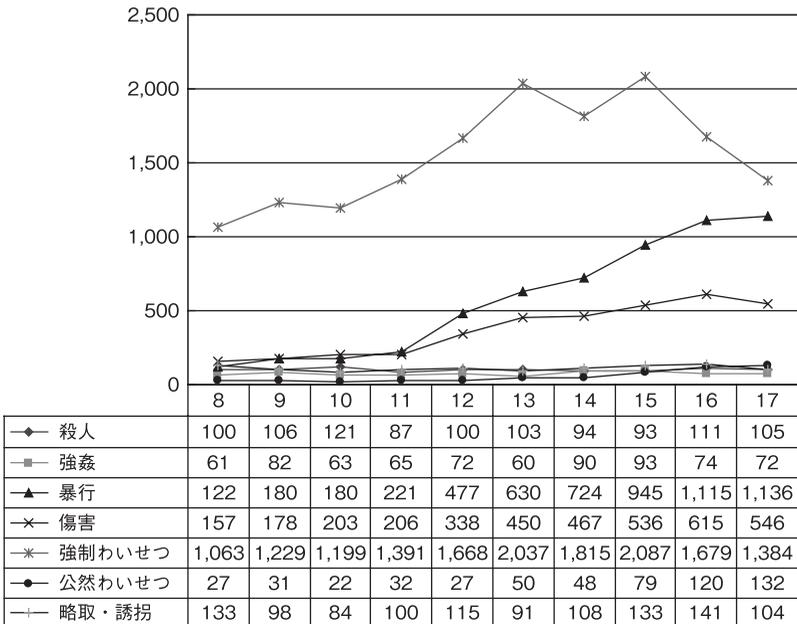


図2 幼児等に対する声かけ事案の時間帯別発生状況

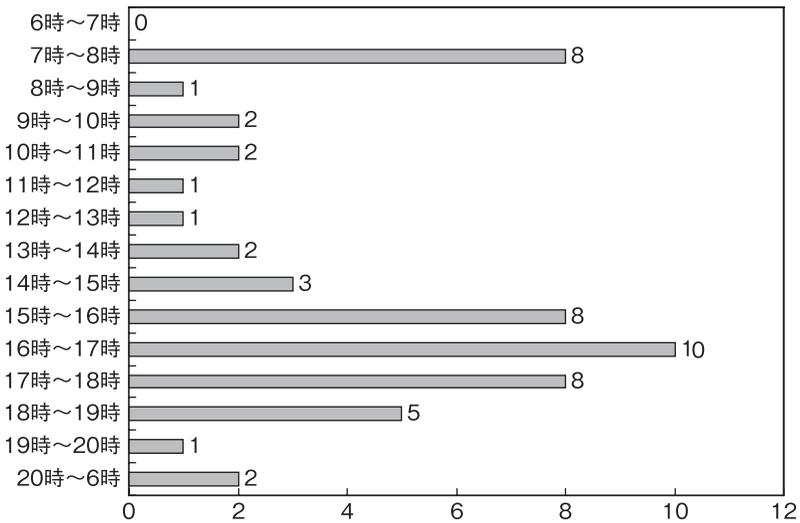


表2 市町村別刑法犯認知件数（平成17年）

市町村	総計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	犯罪率
笠松町 (22,798)	551	2	6	426	17	4	96	25.2
岐南町 (22,969)	901	3	17	739	23	2	117	40.0
岐阜市 (412,584)	10,847	33	222	8,460	307	53	1,772	26.2
羽島市 (67,104)	1,419	6	21	1,142	55	3	192	21.2
各務原市 (144,749)	3,243	15	50	2,511	100	16	551	22.4

※かっこ内は人口（平成19年7月1日現在）

※犯罪率は人口（平成17年3月末日現在）1000人当たりに対する刑法犯発生件数

安全マップとアンケート等に連動した 防犯ボランティア活動

島根県警察本部 県民相談課

松田 修平 (50)

第一 はじめに

一 安全意識と地域連帯

昭和六〇年代から平成初期にかけて、日本の治安のよさは世界的にも評価され、国内的にも国の誇りとして「治安のよさ」を挙げる国民が三〇パーセントを超えていた。更に平成四年には四九・四％と回答者

の半数以上が国の治安のよさを誇りに挙げた。(社会意識に関する世論調査)

「日本の治安のよさ」の要因として日本は、島国であること、単一民族であること、住民の自治組織がしっかりしていること、世界的に例を見ない交番、駐在所制度等の理由が挙げられてきた。

しかし、世界に誇った「日本の治安のよさ」もかげりがみられるようになり、「悪い方向に向かっていると思うのは治安」と挙げた者の割合が平成四年には一一・一%であったものが、平成一九年には三五・六%と三倍以上に跳ね上がったのである。

これは、バブル経済の崩壊による経済の低迷や、不法滞在外国人の急増と国内での暗躍、さらには地域社会の連帯感の希薄化など様々な要因が複雑に絡み合い生じているものと推察される。

二 防犯ボランティア活動

防犯ボランティア活動は、近隣地域に居住する住民が草の根的、自主的につくったパートナーシップに基づく防犯活動であり、活動の内容は

- 近隣で発生する犯罪のために自主的に結成
- 問題解決のため活動や計画の策定
- 犯罪情報について警察等から情報を入手、伝達
- 日常生活を通じての近隣地域での不審者や不審物件を発見通報
- 不在家庭の相互監視
- 定期、不定期の近隣地区パトロール

等であり、特に窃盗、強盗犯罪の防止について大きな効果が期待できる。

特に防犯ボランティアによる近隣地区パトロールについては、近年、学校付近や通学路において事件が多発したため、これに対処するため大きくクローズアップされるようになった。

この活動を効果的にする方法として

○警察や関係機関とのパートナーシップ

○近隣住区の改善に際して地元住民の自助努力

○身近な犯罪を防止することが大きな犯罪の防止となることを理念とする
等が挙げられ、活動に際しては警察からの情報提供等がなされている。

また、ボランティアに対する支援の動きは、平成一六年になり加速され、総務省では、「地域安心安全アクションプラン」を提言、身近な生活空間における地域の安心・安全の確立とコミュニティの活性化のモデル事業を公募し、防犯等に幅広く対応する地域拠点・ネットワークの創出、安心安全パトロール活動実施団体等への経費支援を行うようになった。

三 防犯ボランティア活動の問題点と対処方策

現代の都市空間は、沿線一駅、幹線道路一本、スーパーマーケットや大学が一つ建設されただけで、それを中心とした新しいビル、マンション、施設等が林立し、これまでとまったく異なる都市空間に変えてしまっていることが多々ある。

そして、それらの建物が通行者の安全のための視認領域性の確保を無視して建設されたとしたら、将来

にわたって犯罪の増加を招く可能性がある。

通行者の視認領域性を確保することで、防犯ボランティアのパトロール活動は、十分機能を発揮できるし、住人、利用者、通行者らの目により犯罪の抑止を期待できるのである。この領域を確保するためには、ビル同士の建築場所を近づけすぎないようにし空間を取らせたり、窓を追加させたり、街路灯を設備させたり、芝生を植えたり、フェンスを低いものとしたりと周りの環境を考慮に入れた都市計画の遂行を自治体に要請していく必要がある。

防犯ボランティアは、これらのプランについては、町内会の住民が中心となって自治体、国に計画案の提言や修正、代案等を提出、積極的に安全な街づくりにかかわっていくことが必要である。

四 総合多角的な分析

近年、道路における犯罪が増加しており、内閣府の「治安に関する世論調査（二〇〇四年実施）」でも犯罪に遭うかもしれない不安な場所として「路上」を挙げた者の割合が五三・九%と最も高くなるなど、その存在が住民の不安要因となるケースが見られる。

また犯罪行為でなくても、道路施設への落書きや破壊行為、若者のたまり場となるなど住民の不安要因となっていると考えられる。

防犯ボランティアが地域住民の安全を確保するための防犯パトロールを実施するために犯罪発生分析だけでなく、時間帯別、対象別の道路通行状況や防犯灯等の設置状況、警察、ボランティアのパトロール状況、更に防犯上の道路不安箇所に対する住民の持つ不安（体感治安）について調査し、複合的に分析す

る必要がある。

なぜなら地区によっては、商業、住居地域の中に小学校から大学まで混在する地域となっており、小中学生が移動する夕方から高校生、大学生が移動する夜間まで通行人の種別、発生犯罪の罪種、街路の明るさ等公共空間の環境等が刻々と変化しており、場当たりのなパトロールであったり、犯罪分析をしたとしても時間軸なしの地域的な現状分析のみでは、有効な防犯活動が達成できない可能性がある。

防犯パトロールの実施計画を策定するには、地域住民・自治体・警察等民官学が連携して時間軸に基づいた学生、警察官等の公共空間生活動線の把握と危険認知箇所、防犯灯設置等の環境面に関する実態調査を基に、犯罪発生多発場所の時空間データ（時間的要素と場所的要素）を分析していく必要がある。

これらの分析にはある程度専門の知識や専門の交渉能力が必要であり、防犯ボランティアだけでは困難を伴う。そこで、警察や関係機関が、これらのことについてボランティアを援助し、分析項目や方法について提言することが必要である。

五 犯罪マップを利用した分析

犯罪マップは、犯罪に関するデータ（事件内容と発生地点）、例えば、わいせつ、ひったくり、強盗、傷害等を地図上に重ね合わせることで、犯罪発生を多角的に検証し地図上に視覚化して問題点を浮き上がらせることができるので、問題解決のヒントを得ることが出来る。

このように危機管理という点で大変有効なツールである犯罪マップは、機能として大きく分けて戦術的と戦略的な分析ができると言われている。

戦術的分析は、犯罪発生状況を地理的・時間的な特徴点を迅速に検出できる。これを利用して小学生たちに通学路を実際に調査させ、マップを作らせることで子どもの被害防止能力やコミュニケーション能力を向上させる試みが現在全国の数多くの学校で行われている。

戦術的分析は、より長期的、大局的観点から警察活動などの計画・効果測定を行ったり、子ども一〇番の家や防犯灯を設置すべき地区の選定、地区ごとの犯罪情勢に見合った警察力の効率的配置やパトロール計画、各種の防犯施策の効果や周辺地区への波及効果の分析である。

戦術的分析は、警察活動だけでなく、防犯ボランティアのパトロール活動を行う上で、町並みや道路網、学生の特徴など、対象地区によって異なるさまざまな情報を重ね合わせ、空間的・時間的に考慮できるため効果的な支援が可能となる。

六 犯罪マップ分析のための基礎データ調査について

近年、鳥根県松江市川津地区の環境が変化し、犯罪の被害者となる学生が増加したことから地域の安全について多角的に検討する必要性を認めたので、平成一七年に内閣官房都市再生本部が募集した「都市再生モデル調査」事業に防犯ボランティア、自治体、警察、大学等が連携して応募し、地域の安全について調査を実施した。

この調査は地域の安全について時間軸に基づいて、GPSを活用して学生の生活動線の把握と危険認知箇所、防犯灯設置場所等の環境面に関する実態調査、更に犯罪発生地点等を一つの安全マップにまとめることで、犯罪危険場所を抽出するとともに、より効果的な防犯パトロール活動ができるための方法の検討、

行政、関係機関に対する働きかけを行っており、防犯施策上大変有意義なものであった。

(一) 調査検討会議の開催

アンケートや具体的調査方法についての打ち合わせや関係機関に対する協力、調査結果の考察等を検討するため会議を開催する。

(二) 学生、地域住民に対するアンケート調査

学生の時間帯別による通学路の状況、放課後の活動範囲と使用通路等の公共空間生活動線を把握するため学校に依頼してアンケート調査を実施する。

(三) 警察官に対するGPS調査

警察官（交番）の時間ごとのパトロール（徒歩、オートバイ、自転車、パトカー利用）状況をハンディ型GPSで調査する。

(四) 小学生に対する通学路調査

小学校の通学路については、通学ルートを入手、分析地図に書き加える。

(五) 中、高校生に対する行動調査

中、高校生の校外の行動については、地図書き込み型のアンケート調査用紙により登下校等のルートと時間の調査を依頼する。

(六) 大学生に対するGPS調査

大学生の二四時間の屋外行動実態を調べるために、大学生に対して、ハンディ型GPS（衛星測位測定

システム)の所持を依頼、時間帯ごとの歩行ルート进行调查する。

(七) 大学生に対する行動調査

大学生の校外の行動については、島根大学に地図書き込み型のアンケート調査用紙により登下校等のルートと時間の調査依頼をし、結果を図示した。

なお大学生に対しては前記のようにGPS調査も行うが、同調査は、GPSを貸し出す件数が限られるため、補足的にアンケート形式での調査も行った。

(八) 地図書き込み型行動調査及び危険場所等調査

小、中、高、大学生に対して登下校ルートと被害・危険体験の発生地点、不安地などを記入するA四判の白地図をアンケートに合わせて配布し、記入させた。

(九) 川津管内犯罪マップ作成

交番管内で、過去三年間に発生した犯罪、声掛け・つきまとい事案、不良行為について、カーネル方式を用いて、犯罪マップ化した。

(六) 防犯灯、子ども一〇番の家設置場所調査

交番管内の防犯灯と子ども一〇番の家設置状況について、地図上に図示した。

七 川津交番管内における分析調査の実施

松江市川津地区は、郊外の丘陵地帯に小学校から大学まで存在する静かな学生街といった趣であったが、最近、深夜スーパ―や深夜飲食店、コンビニ、ゲームセンターという建物がラッシュで建設されるように

なり、深夜でも人通りが絶えることのない不夜城と化し環境が大幅に変化し、それに伴い犯罪の被害者となる学生が増加した。

このため、平成一六年より防犯ボランティア団体であるセーフティかわつや松江警察署と協力して防犯灯の設置調査を行ったり、川津交番との合同パトロール等を実施し地域の安全確保に努めてきた。

これらの活動を踏まえて、平成一八年に地域の安全について、より多角的に検討するため地域住民・自治体・警察等民官学が連携して時間軸に基づいた学生、警察官等の公共空間生活動線の把握と危険認知箇所、防犯灯設置等の環境面に関する実態調査を行うとともに通行人、犯罪者、ボランティア等の時空間移動情報に加え、防犯灯、子ども一〇番の家等の固定環境設備情報等の情報を多角的に収集し、犯罪発生多発場所の時空間データ（時間的要素と場所的要素）を分析した。

八 調査の具体的実施状況

(一) 調査検討委員会会議の開催

セーフティかわつ（防犯ボランティア）会長、島根大学、松江東高、川津小学校、松江第二中、教育委員会、松江土木建築事務所、松江市役所、松江警察署、島根県警察本部等のメンバーが集まり調査検討委員会を立ち上げ、平成一七年一月から一八年三月まで合計八回の会議を開催した。

(二) 学生、地域住民に対するアンケート調査

アンケートは、平成一八年一月二二日から同月三一日まで、松江市立第二中学校、島根県立松江東高校、島根大学の生徒と川津小学校の保護者並びに川津地区の住民を対象に合計三〇〇三人に対して行った。配

布方法はそれぞれ学校、公民館を通して協力を依頼し、手渡しで配布した。回収は調査ワーキングチーム委員会のメンバーが学校、公民館を訪れて回収した。

アンケートのデータの分析については、二月一日から二月二四日まで島根大学と警察とで共同して実施した。

(三) 大学生に対するGPS調査

大学生の二四時間の屋外行動実態を調べるために、島根大学生二〇〇名に対して、ハンディ型GPSを二日間にわたって所持してもらい、川津付近における時間帯ごとの歩行ルートを調査した。

(四) 警察官に対するGPS調査

警察官（川津交番）の時間ごとの川津管内のパトロール（徒歩、オートバイ、自転車、パトカー利用）状況を平成一八年二月二三日から同月二五日までの三日間調査した。

調査方法としては、二四時間当番勤務員三名（最終日二五日は四名）にGPSを携帯させ、パトロール位置を測定するものであった。

警察官のパトロールについては、主要路線を中心として行われており、人員、車両の関係から交通量の少ない道路のすべてをカバーしたパトロールの実施は難しいことが判明した。

(五) 小学生に対する通学路調査

小学校の通学路については、通学ルートを入力、分析地図に書き加えた。

(六) 中、高校生に対する行動調査

中、高校生の校外の行動については、地図書き込み型のアンケート調査用紙により登下校等のルートと時間の調査依頼をし、結果を図示した。

(七) 大学生に対する行動調査

大学生の校外の行動については、島根大学に地図書き込み型のアンケート調査用紙により登下校等のルートと時間の調査依頼をし、結果を図示した。

(八) 地図書き込み型行動調査及び危険場所等調査

小、中、高、大学生に対して登下校ルートと被害・危険体験の発生日点、不安地などを記入するA四判の白地図をアンケートに合わせて配布し、記入させた。

(九) 川津管内犯罪マップ作成

川津交番管内で、過去三年間に発生した犯罪、声掛け・つきまとい事案、不良行為について、カーネル方式を用いて、犯罪マップ化した。

(六) 防犯灯、子ども一〇番の家設置場所調査

川津交番管内の防犯灯と子ども一〇番の家設置状況について、平成一八年一月に調査を実施し、位置について図示した。

九 複合マップ（犯罪マップ）による問題抽出と対応策の検討

前記複合マップ（図一参照）を複眼的に分析したところ、犯罪発生危険箇所一〇カ所があることがわかり、その対応についてボランティア等と検討した結果、以下の問題点とそれに対する対応策が分かった。

(図二参照)

(一) 樹林が茂った緑樹園等に沿った道路〔A楽山〕(図二参照)

① 問題点(図三参照)

緑樹園や森林公園等既存樹林の鑑賞や保全を目的とした公園周辺を通る道路は、他者からの視線が遮断された「監視性の欠如」に加え夜間には人の利用が途絶えるという「他者の存在の欠如」があり、犯罪発生や犯罪不安の発生を誘発している。「監視性の欠如」、「他者の存在の欠如」、「無作法的存在」

② 対応策

○防犯灯の設置間隔が広く、灯の増加が必要である。

○夜間の一人通行は危険であり、複数での帰宅若しくは、学園通りを迂回しての通行を検討する必要がある。

○午後七時以降の防犯パトロールを強化する必要がある。

(二) 丘陵の新興住宅地へ向かう一本道〔B刑務所〕(図二参照)

① 問題点(図三参照)

丘陵を開発して建設された新興住宅地(四季が丘)の道路は、複数の道路がない一本道である場合が多く、利用者は道路を選択できないという「道路選択性の欠如」と、こうした丘陵に向かう道路は、道路脇が切り立った崖であったり、樹林がうつそうと茂っている場合が多いという「監視性の欠如」と「逃避行動の不可能さ」が存在する。

② 対応策

○街灯は車両用に車道を照らすだけで間隔も広いので、歩道用の防犯灯の設置を検討する必要がある。
○夜間帯におけるボランティア等によるパトロールを強化する必要がある。

(三) 道路用の街灯はあるが、防犯灯の設置がない場所 (C 「下東川津」 図二参照)

① 問題点 (図三参照)

一〇〇メートルおき程度の間隔で車両用の街灯は設置してあるが、歩道を照らす防犯灯がないエリアであり、街灯と街灯の真ん中付近の歩道は真っ暗な状態となり、「監視性の欠如」が存在する。

② 対応策

○街灯は車両用のもので、間隔が広く、車道を照らしているので歩道用の防犯灯の設置を検討する必要がある。

○午後八時以降の一人通行は危険であり、防犯ボランティアによる同時間帯のパトロールが必要である。

(四) 学校周辺の交差点 (「D 東高南」 図二参照)

① 問題点 (図三参照)

小学校、高校に間近な道路であり、人通りも多いが、流入道が多い複雑な地形で見通しが悪く「逃避行動の不可能さ」が存在する。また防犯灯も間隔が広く、照明性にもかける。「逃避行動の不可能さ」、「監視性の欠如」

② 対応策

○狭い路地が多く複雑な地形で見通しが悪く「逃避行動の不可能さ」が存在するので、子ども一〇番の家を追加する必要がある。

○防犯灯の追加設置の必要がある。

(五) 主要道路と交差する路地〔E Aコープ〕〔図二参照〕

① 問題点〔図三参照〕

主要道路と交叉し、それぞれの住宅地に向かう小さな路地には、防犯灯が設置されず、人通りが少ない地域がある。〔監視性の欠如〕

② 対応策

○防犯灯の数が少ない。追加設置が必要である。

○ボランティアによる夜間帯のパトロールの強化が必要である。

(六) 運動場等に沿った地域〔F島大運動場〕〔図二参照〕

① 問題点〔図三参照〕

島根大学グラウンドに面している長い道路であり、夜間に人の交通量が少なく、道路が長いために不審者出没や犯罪発生時、簡単に周囲に助けを求められない。〔監視性の欠如〕や「逃避行動の不可能さ」から不安感増大)

② 対応策

○防犯灯の設置はあるが、照度が低く、改善の必要がある。

○片側は運動場であり、逃避行動が難しく、子ども一一〇番の家の設置が必要である。

○ボランティアにおけるパトロールを強化する必要がある。

(七) 学校への近道の路地〔「G 学園橋」図一参照〕

① 問題点〔図三参照〕

高校等への近道として、幹線道路ではない川沿いの測道が利用される場合があるが、防犯灯が未設置であったり、夜間の交通量が少ない等不審者の出没が見られる。〔監視性の欠如〕

② 対応策

○川沿いの測道は通行せず、県道を利用するよう学校に指導する必要がある。

○防犯灯の設置が必要である。

○橋付近の交差点でボランティアによる立番、監視が必要である。

(八) 繁華街の裏通り〔「H カラカラ橋」図二参照〕

① 問題点〔図三参照〕

スーパー、書店、カラオケボックス、飲食店等が営業し、街灯やネオンサインで明るく、人通りも多い表通りに平行して走る裏通りは、前記建物の裏側となり、人の出入りも少なく、照明も暗い。〔監視性の欠如〕、「不審者の隠れ場所の存在」

② 対応策

○川沿いの測道は通行せず、県道を利用するように学校に指導する必要がある。

○防犯灯の設置が必要である。

(ハ) 繁華街裏の公園 (「一 菅田公園」(図二参照))

① 問題点 (図三参照)

繁華街裏の公園は、時間帯によって利用者が異なる傾向にある。同公園は、昼間は子どもの遊びに利用されるが、夜間になると利用者が少なくなり、もっぱら酔っぱらいや不良行為少年、アベックに利用されており、こうした夜間の利用者の少なさや利用者属性の偏りに起因する利用時間帯の偏りが、犯罪発生や犯罪不安の発生を誘発している。(「不良行為者の利用」「他者の存在の欠如」)

② 対応策

○公園の外周道路の通行は避け、街灯のある道路を通行する旨学校に連絡する必要がある。

○夜間、ボランティアによる菅田公園のパトロールを強化する必要がある。

(ロ) 川沿いの防犯灯未設置箇所不審者出没エリアと不安感の高いエリアが点在する。(「G 学園裏」(図二参照))

① 問題点 (図三参照)

川沿いの道路は、片方が土手となり、「不審者の隠れ場所の存在」の恐れがある。

② 対応策

○川沿いの測道は通行せず、県道を利用するように学校に指導する必要がある。

○防犯灯の設置が必要である。

○橋付近の交差点でボランティアによる立番、監視が必要である。

一〇 パトロール上の留意点と防犯上の改善点

個々の危険場所における問題点の抽出と対応策を検討した結果、防犯パトロール等を行っていく上で下記のこと注意到しながらパトロール、指導、連絡していくことが必要であることが分かった。(図四参照)

(一) パトロール上の留意点

① ボランティアの防犯パトロールについては、場所によっては、時間帯を変えて、その場所に適した方法で行う必要がある。

② 防犯パトロールで街を歩くより、立番といった一定地域にとどまって監視の方が効果がある。

(二) 学校、生徒に対する指示事項

① 犯罪に遭遇する危険性の高い道路については、迂回路等を学校に参考通報、指示する必要がある。

② 特に大学生等、夜間の一人通行は危険であり、単独での通行を控えるように大学を通じて指導する必要がある。

(三) 町内会、道路管理者に対する指示

① 防犯灯の新設働きかけ

② 防犯灯の設置間隔が広く防犯灯の増加の働きかけ

③ 防犯灯の設置はあるが、照度が低く、改善の働きかけ

- ④ 車道用の街灯だけでなく歩道用の防犯灯の設置を働きかけ
- (四) 警察に対する依頼
 - ① 警察官による重点パトロールを依頼
 - ② 子ども一〇番の家の追加を働きかけ
- (五) 環境浄化対策
 - ① スーパーやコンビニ等の駐車場に対して警察官と共同のボランティアパトロールを行い、不良行為を許さない環境を作る。
 - ② 落書き等のあるトンネルについては、学生によるペインティングを企画したり清掃活動を行い、施設への「破壊行為」を許さない環境を作る。

一 実施結果のフィードバック

防犯ボランティアが、犯罪マップやアンケート等を複合的に活用した調査分析を行い、現に犯罪が多発している地区の特徴を分析し、「要注意地区」を事前に把握するとともにパトロール方法や地理的、環境等の問題を抽出し、それに対する対応策を検討することによって、より効果的な防犯活動が期待できると考える。

複合マップ

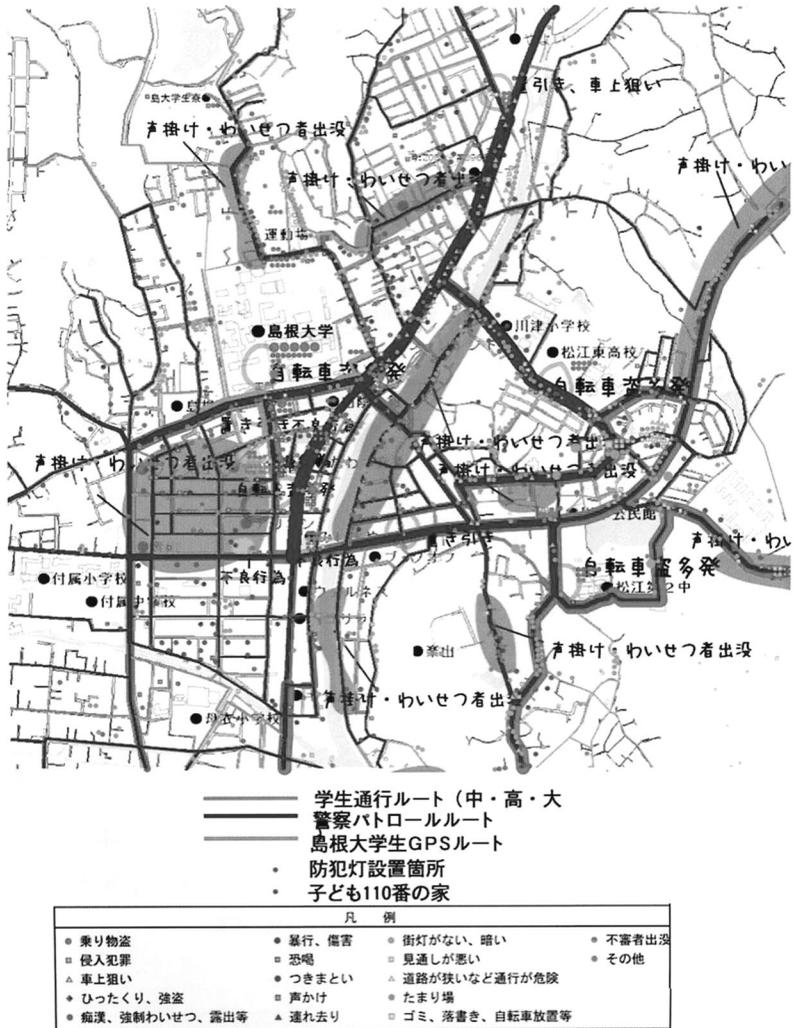


図1 複合マップ

複合マップ

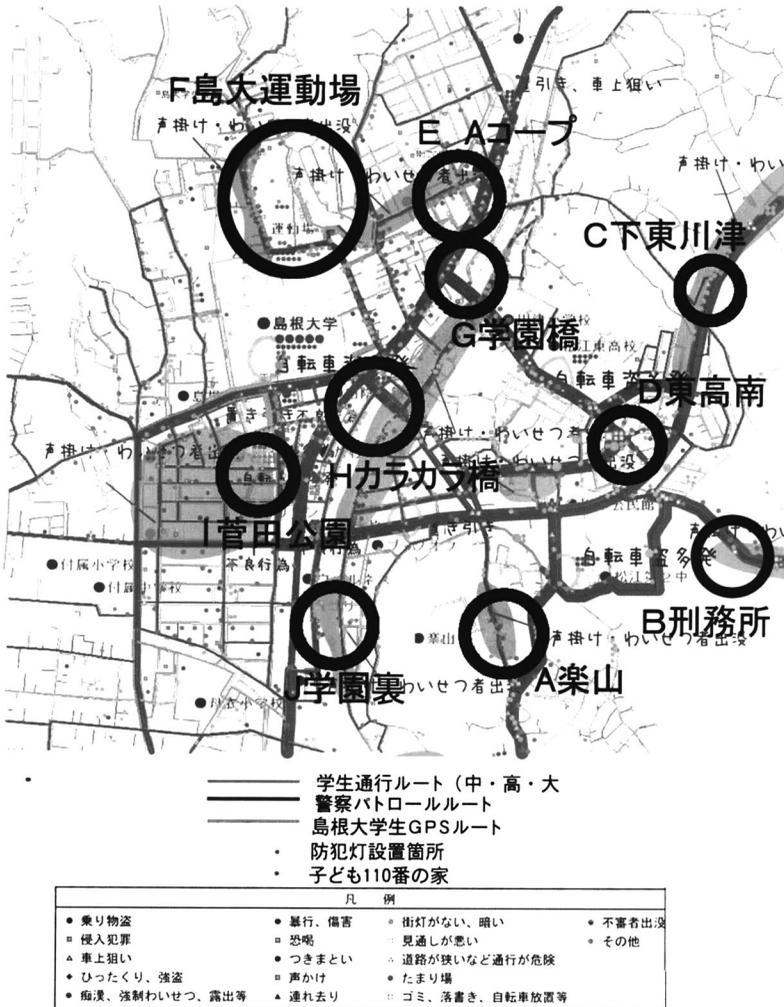


図2 犯罪発生危険箇所

	生徒通行量 (18時～24時)	アンケート結果 犯罪体験・不安	犯罪発生・不審 者出没マップ	防犯灯・子ども 110番の家	警察官パトロール (18時～24時)
A 楽 山					
B 刑 務 所					
C 下 東 川 津					
D 東 高 南					
E A コ ー プ					
F 鳥 大 運 動 場					
G 学 園 橋					

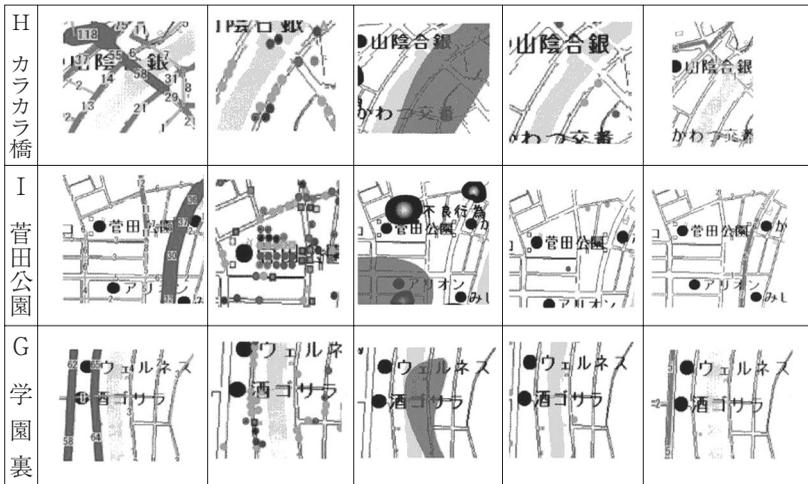


図3 複合分析図

	生徒通行量 (18時~24時)	複合マップ	防犯上の改善点と留意点
A 楽 山			<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯灯の設置増加（間隔が広い） ○ 夜間の1人通行は危険であり、複数での帰宅もしくは、学園通りを迂回しての通行を検討 ○ 午後7時以降のパトロール強化（ボランティア、警察）
B 刑 務 所			<ul style="list-style-type: none"> ○ 街灯は車両用に車道を照らしており、間隔も広いので、歩道用の防犯灯の設置を検討 ○ ボランティア等によるパトロール
C 下 東 川 津			<ul style="list-style-type: none"> ○ 街灯は車両用のもので、間隔が広く、車道を照らしているので歩道用の防犯灯を検討 ○ 午後8時以降の1人通行は危険
D 東 高 南			<ul style="list-style-type: none"> ○ 狭い路地が多く複雑な地形で見通しが悪く「逃避行動の不可能さ」が存在するので、子ども110番の家を追加して増やす必要 ○ 防犯灯の追加設置
E A コ ー プ			<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯灯の数が少ない。追加設置が必要 ○ 警察、ボランティアによるパトロールの強化

F 鳥 大 運 動 場			<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯灯はあるが、照度が低く、改善の必要 ○ 片側は運動場であり、逃避行動が難しく、子ども110番の家の設置が必要 ○ ボランティア等によるパトロール強化
G 学 園 橋			<ul style="list-style-type: none"> ○ 川沿いの測道は通行せず、県道を利用する ○ 防犯灯の設置 ○ 橋付近の交差点でボランティア等による立番、監視
H カ ラ カ ラ 橋			<ul style="list-style-type: none"> ○ 川沿いの測道は通行せず、県道を利用する ○ 防犯灯の設置
I 菅 田 公 園			<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園内や外周道路の通行は避ける ○ 周辺道路に防犯灯設置 ○ 警察官やボランティアによる菅田公園のパトロール強化
J 学 園 裏			<ul style="list-style-type: none"> ○ 川沿いの測道は通行せず、県道を利用する ○ 防犯灯の設置 ○ 橋付近の交差点でボランティア等による立番、監視

図 4 防犯上の改善点と留意点

犯罪からみる社会の役割

広島修道大学人間環境学部四回生

向田 絵里 (21)

序論

日本の犯罪はますます凶悪化していることは毎日のニュースや新聞記事等で明らかとなっている。

日中でさえひとり外を歩くことを警戒し道を尋ねられても本当は犯罪者ではないかと疑い、人通りのある街中でもいつ通り魔に遭遇するかわからない恐怖心を抱えながら生活しなければならない治安になり

つつある。

こういった犯罪不安も日常的になれば、人はこの社会に適應していくのだろうか。しかし、人が人として生きることはこんなにも虚しいことなのか。

日本に生まれ日本を担っていく私たちの役割とは一体何なのだろう。私は、今回、自分自身が疑問に思う社会問題を挙げながら、人間らしさと家庭の場、治安を守る警察官の在り方を中心に「役割」と「責任」について探求していきたい。

第一章 わが国の諸問題

一 言語能力の発達

鳥肌が立つような凶悪犯罪も、あめ玉一つ盗む万引きも、犯罪者の共通点は心がいらいらして自分に余裕がないことだ。「お金お金」とお金の為なら人殺しをしてまで欲望を満たす人間とは思えないような犯罪者も、万引きを繰り返す人も、クラスメイトのひとりを集団がよってたかって陰湿ないじめを続ける子どもも皆心がいづもやもやしていることが原因だ。

この人たちは、仕事や勉強、自分のするべきことと、好きなこと、ほっと一休み出来る空間・場所、家族や友人との語らい、人を傷つけないストレス解消法を見出せないでいるかのように見える。

誰でもイライラもやもやした気持ちは経験する感情である。けれどその感情を上手く表現できないことが、人を傷つける一つの要因ではないかと感じている。今の自分のやりきれない悲しみ、どうにもならな

い過去への後悔、ぶつけようもない怒り、このような感情を言葉として表現出来ているだろうか。

自分の思いを言葉として発することができないのは、語彙力・表現力が低下しているためだと私は感じる。マイナスの感情だけでなく、嬉しい思いや感動した体験などプラスの感情を自分の口から言葉や表現に乗せ人に伝えることが出来たとき、人はすっきりと満たされた気持ちになるのだ。

会話というストレス解消があることを、どれだけの子どもや大人が気づいているだろうか。

二 依存の対象がインターネット

悪意にみちた誹謗中傷が描かれている掲示板を訪れて、何とも聞きづらい汚い言葉で、しかも匿名で書き込みをする。そこをストレス解消の対象としている人が多すぎる。

その中に、小学生も混じって書き込みをする姿は子どもとはいえがたい。そもそも、特定の人や物に対して憎悪をむき出しにした掲示板を誰かが管理し、存在していることが恐ろしい。こういった類の掲示板が凶悪犯罪を生むきっかけとなった事件が実に多い。それでも、問題となった掲示板の管理者は顔も名前も出さなくて済む。さらにいうと、書き込みをする人が存在することで、その掲示板も成り立つ訳だから、管理人と共に書き込みをした人全員に罰があたえられても私はおかしくないと思っている。犯罪者が犯罪を犯すのではなく、こういった中傷掲示板に関わる人たちの環境下で犯罪者を作っているのである。

今、インターネットに向き合う子どもが増えていることは、結果的に将来の日本の治安が危機に迫られていることになりかねない。インターネット、掲示板、チャットに依存する子どもがひとりでも減ってい

くことを願う。

三 明るい未来のはきちがい

今、なぜ小学校から英語教育、ひとりに一台のパソコンを与えてのパソコン教育なのかわからない。

「これからは英語が話せなければ」「ITの時代だ」

今の日本の治安情勢を見つめれば、こんな言葉は簡単に言えないはずだ。本当の意味での明るい未来を考えて発言してほしい。政治家にとって、親にとって明るい未来とは経済的なことを想像しているのだろうか。それとも、国際的な交流のことだろうか。

人が人として、人間関係を築き、うれしい、悲しい、腹立だしい、感動する、みじめ、ここでは書ききれない程多くの感情を経験し、そしてそれを自分なりに浄化し、繰り返しながら生きていくこと、人を思いやり、愛し愛されることを体験すること。人間関係の煩わしさをも感じながら、社会の秩序を乱さず生きていくことが、本当の明るい未来だと私は考えている。

四 英語よりも日本語を

「きもち」「ぶんご」

全ての負荷の感情をこのようにしか伝えられない人が若者に限らず成人した大人にも増えている。

英会話、インターネット、ホームページの作り方が得意な人よりも、日本語を正しく使え、自分の気持

ちを日本語で上手に表現できる人の方が何倍も美しい。

また、日本の礼儀作法を身につけることは心を豊かにしてくれる。そういう人が増えれば、「キレル」人は少なくなるだろう。

今、この時代だからこそ、英語ではなく日本語に重点を置くべきである。母国語を十分に身につけてからでも、英語教育は遅くない。子どもを急かしながら教育することにどれほどの意味をもつだろうか。

五 子育て支援は親子を引き離す

今の日本の少子化対策を、一言でいうと「お金」である。対策のひとつとして検討されている養育費支援は、子どもひとりにつき中学生まで、政府から月約二万円ほど支給されるという仕組みになっているみたいだ。

ある地域では、三人以上の子どもがいると買い物時に何%割引、というサービスが実施されている。

このような政策には「子どもにはお金がかかります」というメッセージと覚えて仕方ない。子どもは国の宝だと声を上げてはいるが、結局お金で解決できると思うが故の政策又は対策に思えてくる。

現代の日本の女性が子どもを産まない若しくは産んでも少ないのは、子どもにお金がかかり生活が苦しくなるのを防ぐためだというのは、ごく一部に過ぎないであろう。子どもを産まない一番の理由として、「自分の時間がなくなる」「仕事ができない」ではないだろうか。

それを、「女性が家庭に入り子育てに専念するのは不平等だ、女性差別だ」と声を荒げている女性は、そ

の姿が子どもの目にどう映るのか考えたことがあるのだろうかと問いかけたくなる。

子どもはそういう女性の発言をちゃんと聞いているし、姿も見ています。そして、それを心で感じている。結局、「子どもがじゃまだ」と言っているのと変わりない。仕事だ社会だと、それらしい単語を並べているが、都合のいい言い逃れにも見える。

確かに、子どもを育てることは仕事をこなすことより、何倍も大変だと思う。なぜなら、人ひとりを見てあげることだからだ。だが、それでも子どももって愛おしい、子育てが出来る事は素敵なことだと、何事にも代え難い宝物だと、どうして世の中は教えてくれないのだろう。これこそ、現代社会の役割だと思っている。

「子どもひとりにくらかかると」「自分の時間が激減する」「旅行に行く回数が減った」
街角インタビューでは、子どもに対する負の意見ばかりを編集し、コメンテーターは女性が苦勞している
と怒りのごとく意見し、最後には政府に責任を押しつける。私には、このような光景こそが少子化の要因
に見える。

それから、保育施設を充実させることは、女性にとっては、子どもと仕事の両方を得て生活出来る一石
二鳥でうれしいことかも知れないが、必要以上に母子を引き離すことにつながることを危惧しなければな
らない。

いつか、「子どもが不安な時に、抱きしめてあげるのは必ずしも母親でなくてもいい。母親の代わりは保
育士でも大丈夫。子どもは、家庭の為に働いている母親の気持ちを理解してくれる」という言葉を新聞で

目にしたことがあるが、本当にそうだろうか。「必ずしも母親でなければならない」とは言い切れないが、生まれたばかりの子どもでも、母親と保育士の温かさの違いは分かる。子どもをあなどってはいけない。母子関係の絆を、あまりにも端的に表現するのは寂しいことだと感じた。

家庭により、事情はあることは十分に理解しているが、今あまりにも子どもに対する負荷の情報が飛び回り過ぎていることは考え直さなければならぬ。

女性は子どもが生まれたら働かない方がいいというのではなく、働き方の見直しは絶対に必要だということを中心に留めて、私は女性として生まれたことを誇りに思い、女性の質を生かせる人になりたい。

第二章 家庭での役割

一 「すみません」と「ありがとう」

人におつかったときに、「すみません」と軽く頭を下げながら謝ったら、相手が笑顔で応えてくれたとき何となくその日一日が気持ちよくなった。

でもある日、自分の機嫌が悪かったときに同じようなことが起きた。私は「迷惑だな」という態度をしてしまった瞬間に相手の方に「すみません」と一声掛けられたとき、自分の小ささと恥ずかしさを強く感じた。

「すみません」と「ありがとう」が素直に言えるか言えないかで、その人の一日の気分を決めてしまうほど、この言葉は大切な一言だということを改めて感じるきっかけとなった。

二 心の余裕は家庭から

私はファーストフード店に行くと、幼稚園に行くか行かないかの小さな子どもを連れてきた親子をよく見かける。「まだこんなに小さいのに、ご飯をここで食べるんだ」と思うのと同時に、たいいていの親子に会話がないことに気づかされる。がやがやした雰囲気の中では仕方のないことかと考えたりもしたが、親も子も表情もなく食べている光景は非常に寂しいものがあつた。まさに、食べることは空腹のお腹を満腹にする行為でしかないのかとさえ感じた。

今は、共働きの両親が忙しく、三食のうち一食さえ家族が食卓を囲んでご飯を食べる時間がまともに取れない家庭が多いという。だが、忙しさにかまけてばかりいると、子どものちょっとした変化にも気づけない。

大人ばかりではなく、子どもも学校や友達関係などの社会の中でストレスを感じて過ごしているのだ。大人からみて、そんなことと思うようなただの友達同士のケンカでも、子どもは傷ついて心に抱えていることがある。そこに何となく気づいて、声掛けをしてあげると、子どもはすっと元気になってまた外に飛び出していく。

このとき、抱えている悩みや思いに対する直接的な声掛けではなくても、「あなたを見ているよ」「味方だよ」というメッセージが間接的にでも子どもに伝われば、子どもはそれを自分の力に変換することが出来るのである。

しかし、ここに親が気づいてあげられず、子どもの心に小さなストレスがどんどん溜まっていくと今度

は取り返しのつかない爆発を起こすことが考えられる。

最近の青少年を取り巻く凶悪事件では、「普通の子が事件を起こした、考えられない」と嘆く声が決まり文句のようになってきた。

しかし、事件を起こす前に必ず子どもからSOSが出ているはずである。それに気づかなかった周りの大人の言い訳とも受け取れる。どの時点でのSOSに気づくかが、子どもを救う鍵にならないだろうか。そのためには、普段から子どもを「見る」必要がある。見ていなければ、変化に気づかないのだから。

だが、子どもも親や周りの大人に依存し過ぎるのはよくない。思春期、青年期では、自分の心を落ち着かせる対象を見極めて見つけることが課題となってくる。それは、本や詩、音楽やスポーツ、友人との語りであっていい。自分とは何なのか、と見つめながら、アイデンティティを確立していく必要がある。最初の話から多少ずれてしまったが、子どもの逃げ場所、充電場所が家庭という空間であってほしいというところがこの章で伝えたいことである。子どもが親から愛されている、認められていると感じることは、犯罪者を作らない心の教育の第一歩だと気づいて欲しい。

三 バイトは自立なのか

世の中は、手帳にある程度の予定が書き込まれていることに満足する傾向にある。

大学生〓バイト、というおかしな定義が頭の中にこびりついている人もいる。その定義に納得しているのか、惑わされているのか、大学に合格するなり、バイト先はどこにしようか、時給はいくらがいいかを

考えだす人があまりにも多いようにみえる。その中には、家庭の事情により、学費の足しにしようとして勉学に励みながら、バイトと両立させ頑張っている人もいるが、多くの人が自分の小遣い稼ぎに熱中しているのが現状だ。

「バイトしてないなら、家で何するの?」「どうやって遊ぶ?」

そういう人たちは、バイトをしていない人にとことん問う。まるで、バイトをすることが正しくて、当たり前かのような言葉である。

そして、就職活動の時期になれば、「バイトで働くことを学びました」というセリフが必ず出てくる。この自己PRをどう受け止めるかは、企業によってさまざまだと思うが、私はいつも疑問に思う。遊ぶお金欲しさにバイトをしてきた人たちが、就職面接でいかにもな理由に置き換え、そしてそれに納得する大人たちのやり取りに矛盾を感じずにはられない

バイトで忙しいことを理由に、人の講義ノートを平気で写す学生、深夜バイトで眠れなかったことに同情を求める学生。彼らは、自分が頑張っていることを認めてもらいたいのかも知れないが、それは、本当に彼らがすべきことや責任を、周りの誰かが代わりにこなしている現実を知り、感謝する義務がある。自分のためだけにしていることを正当化するのは虚しいことだ。こうした自分の利益のためにしか苦労出来ない人が増えれば増える程、世の中は殺伐としたものになるだろう。

ゆつたりとした制限のない時間と空間の中で本を読むことや、図書館にぎっしり詰まった書籍の匂いを感じながら過ごすことの素晴らしさを伝えたいと思う出来事である。

第三章 犯罪からみる社会の役割

一 表現の自由という無責任

子どもを性の対象としたコミックやコンピュータゲーム、インターネット上の性描写や暴力を正当化する有害情報と絡む性犯罪や凶悪犯罪があとを絶たない。

その対策について検討してきた警察庁の研究会は、二〇〇六年二月二五日、「社会全体が危機感を持ち、緊急に対策を取るべきだ」とする報告書をまとめたという記事を二〇〇六年二月二六日の中国新聞で目にした。

子どもに限らず、刑法が禁じる女性暴行などにあたるような情報が何の規制もなく、インターネット上やコミックに描写されているという。このような雑誌等を、一八歳又は二〇歳未満の者に売らないよう対策強化を主催者等に求めていくことも報告書のポイントに含まれている。

ただ、こういった情報を目にして弊害をもたらすのは未成年だけだろうか。実際の性犯罪者、暴力事件の加害者の中には成人した大人も多く存在する。今、初めて有害情報を目にした人が、仮想現実と現実世界の境目がわからなくなり、事件を起こすこともあり得るし、仮想と現実は全くの別物だと認識し有害情報を見てきたが、長い間有害情報を目にしたことで、ある時に思いがけない犯罪を犯すというケースも十分に考えられる。後者の方を、将来的に長い目でみると、性描写や暴力情報で溢れかえっている日本の未来が恐ろしい。

また、海外でも日本の性情報は問題とされている。インターネットを通じて日本の有害情報が海外に流出していることは、恥ずべきこととして受け止めなければならない。

政府や警察庁が危惧する有害情報を、販売・流出している出版社や販売者に対して削除を求めたときに、表現の自由を主張する者もいる。日本国内で、有害情報に影響された凶悪犯罪や殺人事件がたびたび起こるなかで、いまだ表現の自由を片手に主張する姿は理解に苦しむ。

犯罪被害者の家族はどんな気持ちになるだろう。相手の気持ちを考えれば、自分の愛する人を傷つけられたり、失った人の心を無視するような発言や行動は簡単には取れない。

どうか、警察庁の報告書が、日本の治安回復につながってほしい。

二 少年の実名報道

二〇〇三年一月一日警察庁は、連続殺人などの凶悪事件で逃走した容疑者を指名手配する場合、少年でも例外的に写真や似顔絵、名前などの捜査資料を公開する方針を決め、全国の警察本部に文書で指示した。(二〇〇三年二月二日(金) 中国新聞より)

公開の仕方については、ケース・バイ・ケースとしているが、少年による残忍な凶悪事件が増加している今日に適応した方針だと感じた。

また、年齢は少年にあたるが、大人顔負けの犯罪を犯す少年が増加しているため、これからは指名手配する場合だけでなく、容疑者としての実名・顔写真公開も必要となってくるのではないだろうか。まだま

だ、日本の罰は軽い。どんなに残忍で人間とは思えないような犯罪を犯しても、少年という緩い枠組みや精神鑑定により、「犯行当時、刑事責任能力がなかった」との一言で、許されるに近い判決が多々存在する。これでは、犯罪の助長にすらなりかねない。精神鑑定の行き過ぎには呆れることも少なくない。

犯罪被害者、被害者遺族は怒りのぶつけどころさえも見つけられないまま、生きていかなければならぬ。奈落の底に突き落とされながら、必死で這い上がらなければならぬ人に救いの手はないのだろうか。誰のための裁判か、基本から考え直す時間が求められる。

三 外を歩ける社会へ

通り魔事件や無差別殺人事件、誘拐殺人事件など防止する術もないような悲惨な事件が相次いでいる。夜道の一人歩きは危険、といわれてきたが、今では昼夜関係なく注意しなければならない。自分の身を守るために、目的地が近場でも公共機関が充実していても、車で移動することをやむを得ない現況にあるのは確かだ。そのため、日中でも人通りが少なくなり、犯罪が起きやすい環境となり、まさに悪循環である。それでも、ひとりで夜道を歩かなければ家に帰れない状況にある人もたくさんいる。私自身、車は運転するが、ときには歩いて家に帰ることもあり、その時はやはり何も起きませんように…と思いつながら歩いてしまう。

ところが、ある日、午後九時頃に家の近くを歩いて帰っていると、地域ボランティアの方々が夜道パトロールをして下さっていた。その姿を見たとき、ふと緊張の糸がほどけ、安心して家まで帰ることができ

た。本当に安心した瞬間だった。今でも継続して夜道パトロールをして下さる地域ボランティアの方々に感謝したい。それと同時に、複数で行うとはいえ、ボランティアの方々も人通りの少ない夜道を歩かれることで、不安も感じているのではないかと心配になった。こういった地域の安全に貢献して下さる方々に感謝をしなければならぬ。

四 警察官とパトカーが与えてくれる安心感

外出しているときに、街中や町内を制服警察官が自転車に乗っているのを見かけると「あ、何かあっても助けてもらえるから安心だ」と思い、安心して過ごすことができる。

でも、そういう警察官の姿をいつでも見かけられる程、多くはないと思う。だから、偶然でも警察官の姿が自分の視野に入ると幸運なのである。パトカーは自転車よりも見かける機会が多い。特に車通りの多いバイパスや大きな道路では最近頻繁に見かける。一般の車が走る中に、パトカーが一台走っていると、みんな心なしかスピードを落として安全運転に変わる。それだけ、パトカーは危険を抑制する力があるのだと思う。

例えば、スーパ―に警察官が巡回していたら、たった今万引きしようとした人がやめる可能性は高い。人通りが少ない小さな道を、警察官が歩いてくれたら、路地裏で人を脅してお金を巻き上げようとした若者が諦めるかも知れない。

団地をパトロールしてくれたら、小学生の通学路で待ち伏せをしている誘拐犯が逃げていくかも知れな

い。

何もしなければ事件になっていたであろうことも、警察官の制服やパトカーの力で、犯罪者も被害者も生まなくて済むことが世の中にはうんと眠っている。警察官には、人を捕まえることと同じ位、犯罪を抑止するオーラがある。地域の人々に安心を与えてくれる存在であってほしい。

終 論

人が成長し社会に巣立っていくとき、どれだけ人から愛され、そして人を愛する能力、働く能力を養っているか、ということがひとつの条件だと思っている。なぜなら、社会において、家庭において、人には必ず役割と責任がついてまわるからだ。

今回、「社会の安全とそれぞれの役割」というテーマを見たとき、人には多くの役割があるけれど、現在の日本に生きる役割として必要なことは、男として、女としての質を活かす役割や、家庭で子どもを見つめること、等を思い浮かべた。

かつての治安の良い日本を取り戻すためには、犯罪者を作らない心の教育が必要不可欠だと感じている。そこには、やはり家庭の温かさが挙げられる。未来の日本を担う子どもたちが、精神的に健康でなければならない。そして、苦い経験も必ず必要だ。喜怒哀楽を味わった人は、人の悲しみや思いに寄り添うことができる。

現代は、身勝手な事件によってたくさんの方が犠牲になっている。メディアでは、遠くの事件さえ頻繁

に放送し、自分が被害者になりうる可能性が高いということ、隣り合わせであることを警告し、注意を促してくれるが、その反面、犯罪不安に怯えながら生活することへの生きにくさを目の当たりにさせられる。いつ自分が被害者、または加害者になるかわからない世の中ではあるが、「自分は大丈夫」と思わなければやっつけていけないのも事実である。

この日本を良くしようと頑張っている人が大勢いることに目を向けながら、健康的に過ごすことが日本社会に生きる人の役割なのかも知れない。

参考文献

江原啓之(二〇〇七) 人間の絆 ソウルメイトを探して 株式会社 小学館

社会の安全とそれぞれの役割

一 問われている安全対策

今ほど社会の安全が問われている時代があっただろうか。以前からも自治体などにおいては安全都市宣言、学校では安全な通学路の確保、企業・工場では安全な生産現場のアピール、地域社会では防犯パトロールなど、いろいろな立場から多くの安全対策が行なわれてきた。しかし、最近の出来事を見ると、私達が

無職

森田 直俊 (67)

これまで考えていた「安全の概念」をはるかに上回る大事件や凶悪な犯罪、又は、事故・災害等が多く発生している。言わば想定外の出来事が次々と起こっており「安全な国 日本」という神話は崩れたと言われている。その背景の一つには、社会の国際化、情報化の急激な流れ、変化がある。二つには大人も子供もがまんや辛抱というこらえ性、耐える力の減退である。三つには安らぎの場としての家庭、家族の結びつきの変化がある。

国をはじめ関係機関等においては、次々と繰り出される新しい手口の犯罪を未然に防止し、又は、発生した被害を極力軽減化するために常に社会状況の変化を読み取り、旧来の手法に止まらず、新しい観点から踏み込んだ安全対策を講じていかなければならない。

二 国際化、情報化の中の匿名性と犯罪

(一) 進む国際化と犯罪防止

多くの国はそれぞれの文化、風俗、習慣の違いがある。お互いにその違いを認め合いながら交流を深める時代になってきている。業務上の赴任、出張、留学、旅行、ホームステイなど外国へのアクセスの手段は多様である。国際理解が進み開かれた国際社会として成熟していくことは世界の平和を築くことにとって大変に有意義なことである。

一方、このような社会の状況変化の中で外国人が日本国内で、日本人が外国において加害者となり、又は、被害者となる事件や犯罪の発生が多くなっている。国柄によって法の整備や当局の権限に違いがあり

被害者側が必ずしも当国の制度により加害者を処罰できるとは限らない。即ち、安全に対するハードルが低いことにより犯罪が拡大することも考えられる。従って、社会状況の変化に伴い発生するであろう犯罪を想定した国際間のルールづくりが必要である。規制を行ない、監視をするなど事件や犯罪の未然防止、又は、発生した被害の軽減化を図るため、広域的な対策をより一層徹底して行なう必要がある。

犯罪者の国外逃亡に対して迅速かつ的確に対応できるシステムが十分に出来ているのであろうか。各国によって犯罪取締りに関する制度等の違いがある。犯罪防止のため国際間での行政及び警察組織が一体的に機能できるようになっているのであろうか。国外へ逃亡した容疑者を双方が引き渡す事を定めた「犯罪人引渡し条約」があるが、わが国は米国、韓国と締結しているのみである。例えば、日本で犯罪を犯し、国外に逃亡したブラジル人は二〇〇六年現在、九二人に上っているという。犯罪を犯しても国外へ逃亡すれば追求を免れるという事態を防ぎ、この種の犯罪の抑止力として、また、国民の安全確保の面からも、より多くの国と同条約の早期締結に取組むことが国の役割であると考ええる。

(二) 情報産業の発展と犯罪防止

政府が率先して旗振りをしてIT革命と言われて久しい。今ではパソコンや携帯電話なしの社会は考えられなくなった。何時でも、どこでも、すぐに、情報が得られ、会話やメールが出来て私達は「便利な道具」を一挙に手に入れることが出来た。一方でこの「便利な道具」が使い方一つで「犯罪の道具」として悪用され、今までにない事件や犯罪の引き金にもなっている。次から次へと市場に出るこれら新商品機器等に対して、同時に「犯罪の道具」として使われないように国や企業がどれだけの対策を講じてきたのだろう

か。「便利な道具」を、「犯罪の道具」として使おうとする人間が手にしたとき、悲惨な事件発生の契機にならないように交信を防止する装置ができているだろうか。「できるわけがない」と結論付けてしまうだけでは「犯罪の道具」を放置しているようなものであり、不安を解消することにはならない。膨大なシステムで出来ている道具は売り手の利益と使い手の便利さのみを優先し、社会に与えるデメリットをカバーしきれていないように思う。市民社会の安全のためには抜本的な対策が望まれる。とはいえ、今やインターネットは情報収集に欠かせない手段の一つである。情報の宝庫ともいわれ上手に扱えば日常生活や仕事をすうえで大変に役に立つものである。但し、インターネット社会の危険性として大人、子供を問わず被害者にも加害者にもなる落とし穴があることを見逃してはならない。便利さの中に「犯罪の道具」にもなるノウハウが仕込まれている。インターネットの匿名性がより一層、犯罪を引き起こすことに拍車をかけていることは間違いない。我々は知らず知らずの内に日常の安全な生活を脅かされる「便利な社会」に入り込んでいる。ネットの闇サイトで殺人仲間を募ることなど、とんでもないことである。早急に有害と判断できるサイトの徹底した排除をしなければならない。

「表現の自由」や「通信の秘密」は国民の人権を守るためにある。「通信の秘密」が法に規定されているから有害な闇サイトの削除が出来ないということにはならないだろう。仮に削除が出来ないならば国民の安全を守るために法を変えるくらいのことをするべきである。更に、国には通信を取り扱う業者に対して、交信記録の保存を義務付けるなど積極的な対応を期待したい。保存義務についてはEUにおいて実施されているとの情報もある。国際条約における連携強化並びに保存義務の周知により犯罪被害の減少と国民の

安全確保を図ることが急務である。

国際化、情報化は今も急速に進んでいる。犯罪者はいつも変化する時代の中から何かを嗅ぎ取り新しい文明の流れを逆手に取って自らの悪事を成し遂げようと企んでいる。匿名社会に起因する諸問題を説明するなど、既存の制度を見直す中で効果的、現実的な対応が出来るようにしなければならぬ。安全な社会をつくるために国や企業の担う役割は大きい。一層の努力を切に望むものである。

三 現代人のがまん力の減退と犯罪

IT機器や携帯電話をはじめ現代企業の多くにおいては短期間のうちに新製品、新商品として市場に流通させる傾向がみられる。大人も子供も新しいもの好き傾向は同じで、ささやかな満足感と幸せ感を使い捨てる時代の中で味わっている。多くの人々は心の豊さを求めることを忘れてしまったかのようなのである。

更に、ポイントだ、カードだと、兎に角、お金を使わされる時代に我々は生きている。貴重な収入や小遣いを大切に使い、欲望を抑えて必要なモノは優先順位を考えながら求めるということはいつの時代でも当たり前のことであろう。欲望を満たすにも収入が少ない、又は、高収入が得られる職業につけないと言つて現状に不満を募らせ、勝手に社会が悪いと矛先を向け、他人を羨む気持ちを持つようになってはいないだろうか。堅実さを忘れ、その場しのぎの生活はいつか破綻の憂き目を見る。消費者金融、マチ金、ヤミ金の利用がうなぎ上りとなり、お金の貸借関係など金銭トラブルが原因の事件も少なくなる。欲しいモノ、楽しみたいことを先取りして、使ったお金は後払いということでは真つ当な夢のある生活設計を描くこと

は難しい。

子供、少年達の中では弱いものイジメに止まらず、高額の金銭を巻き上げる事態にまでエスカレートするなど、少年犯罪が頻発している。女子中・高生は援助交際と称して遊ぶ金を得たりしている。犯罪と隣り合わせの危険な行為が一見何でもないような家庭の日常生活を一変させる可能性を含んでいる。子供の持つ携帯電話の利用料が月数万円と言うものもあるようだ。お金欲しさのあまりに、ゆすり、たかり、強盗・殺人などの犯罪や、不良行為に手を染めたりする者もいる。そのような者がいる限り、その手にかかる被害者が出ることや不良仲間を引きこまれる者が後を絶つことはない。安易な行動に比べてその代償があまりにも大きいことに早く気付かなければならない。

先の世論調査では、公共マナーの悪化やモラルの衰退が指摘されていた。公共の場におけるマナーの問題は子供に限らない。大人も同じである。注意する側が勢い暴力に走るような行き過ぎた行為に及ぶこともある。感情的な思い込みからキレやすいのも問題である。軽率で場当たりの、衝動的に引き起こされる数々の犯罪によって日常生活の安全が脅かされることは何としても防がなければならない。大人が子供を指導し監視をする、親が我が子の生活態度を見守り、常にその言動に耳を傾けることが必要である。危機管理対応能力と強い精神力を培い自らを律していくことが大切である。自分の安全はまず第一に自分が守ることである。ありふれた日常生活の中でも、人は心の持ちよう一つで犯罪の引き金に手をかける危険性があることに不安を感じる。

少年又は未成年者による、大人に対する暴力強盗事件、高齢者宅への強盗殺人事件と次々と発生してい

る犯罪は、例え、衝動的であれ、計画的であれ、被害者にとって許せるものではない。現代人には美しい心、優しい心が失われ、我慢や辛抱をする、言わば耐性力の減退がみられるようになった。加害者となって悪事を働く心を動かす前に我慢と辛抱の時間を持って、親を思い、妻子を思い起こして心の舵を取り直してもらいたい。欲望を抑えるための我慢や辛抱と共に軽はずみな行動に走る心にも我慢と辛抱のブレーキをかけることだ。周りの人々は犯罪の火種に気付いた時、素早くこれを取り除く行動をとってもらいたい。取り返しのつかない事になってからでは遅い。モノが豊かな社会になっても人々は心を磨きつづけることを忘れてはならない。犯罪をなくして安全な社会をつくるのはわれわれ市民自身である。

四 絆が失われた家族と犯罪

昔から家族にとって家庭は安らぎの場といわれてきた。仕事を終えて、学校から帰って、家族が揃って今日の出来事を話し合いながら夕食を頂くという家庭がどれだけあるのだろう。サザエさんの家族はテレビだけの世界になってしまった。給料日には給料袋を神棚に上げ家族揃って柏手を打つという先輩の話しを懐かしく思い出す。

仕事は成果主義とかで定時帰宅もままならず、学校帰りの子供達は塾に、習い事に、または遊びにと忙しい。共働きの夫婦はケイタイで、仕事が忙しく帰宅が遅くなるとか、食事は済ませて帰るとか、メールが会話の時代である。自営業者、自宅で商売をやっている人は別にしても、勤め人の多くは家の外で働き、家族はその働き振りを目にするにはまずないであろう。親の汗水流して働いている姿を子供達は知る由

もない。マイホームはあっても家族の連帯意識は希薄になつてはいないだろうか。社会形成の原点は家庭である。地域社会や国家はその集合体だ。

大人も子供も一歩外へ出れば車内広告、週刊誌などのドグツイ情報の洪水を目にし、パソコンやケイタイには無差別に送りこまれてくる不要な情報や迷惑情報が後を絶たない。年端もいかない子供達の防犯と親の安心感のために持たせたはずのケイタイに、出会い系だ、アダルトだと、求めもしない情報がどんどん送りこまれる。児童、子供などの未成年者がこれら情報の受け手となった場合は彼らの未熟な思考能力をマヒさせ、与える影響力は大きい。アダルト情報のようなものは好奇心の強い未成年者にとっては悪い面での影響が心配される。金儲けだけを考える一部の悪質な大人達の欲望のために多くの可能性を持つている子供達の将来を滅茶苦茶にされてしまつては悔やみきれない。未成年者が家族からも学校からも離れた位置にいて受けたこの種の情報、提供してきた情報を親や教師が引つ剥がすことは難しい。せめて、未成年者の持つケイタイは通話のみ、または通話とメールのみに限ることが出来ないものだろうか。

今更、一家の大黒柱、一家の主の立場を言い出したところで親父の言う事を尤もと素直にうなづく家族は少ないかもしれない。家族の問題や採め事を家族の中で処理することが難しい時代になつてしまったようだ。親父力の減退である。「親父の会」が出来た所以でもあろう。但し、「親父の会」任せだけでは問題は解決しない。大黒柱の親父は確信を持つて家族を束ね、守ることに自信と誇りを持つことだ。家族や市民を守る親父力の復活を望む。

親が我が子供を、子供が我が親に手をかける事件が発覚したとき、その家族が生活していた家庭にはぬ

くもりというものが感じられない。連れ子に対する虐待、妻や子供に掛けた保険金目当ての悲惨な事件など、彼らにおいてはとつくに家庭そのものが崩壊していたとしか思えない。しかし、諦めるわけにはいかない。そのような事態を招かぬよう、いかなる時にも親は我が子の盾になり、いかなる時でも我が子を信頼して生き抜くことが肝要であろう。昔から、「外へ出れば七人の敵がいる。」といわれたものである。一歩社会に出ればそこは戦場である。せめて、家庭は安らぎの場、憩いの場であつて欲しい。今の時代にあつた家庭のあり方を考え、新しい家族の絆をつくる必要がある。善良な市民にとって家庭は安全な場所としての最後の砦だ。家庭においては何事も家族同士が話し合い、助け合うとともに、社会の構成員として恥ずかしくない言動をするよう心掛けたいものだ。

五 国や自治体などそれぞれの役割

(一) 国民の安全と自衛隊活動

国の役割は国民の生命と財産を守る事であり、安全で安心して暮らせる社会をつくる事である。安全を確保するためには犯罪を未然に防止することであり、不幸にして事件が発生した場合は被害を最少限度に止めるように努力しなければならない。

未然防止のためには、犯罪の発生を防ぐための環境づくりが必要である。安全に対する教育の徹底と教育現場と家庭が連携して児童・生徒に社会のルールを教えること、また、被害の軽減のためには事件に対する確かつ迅速な対応をすることである。

今、憲法改正が議論されており自衛隊のあり方が問われているが、国家を守る、国防という役割に加えて、自衛隊には国民を守る、即ち、犯罪から国民を守るための機能を保持することを提案したい。戦争であれ、テロであれ、重大犯罪であれ、国民を守ることが、即ち国家を守ることであると考える。振り込め詐欺、無差別殺人、理由のない犯行、幼児誘拐など犯罪発生には地域を問わず広域に亘つての捜査を要する。全国に活動拠点をもち広域的な活動が出来ると共に、テロ対策等についても高度の訓練技術を持つ自衛隊に警察の捜査権限に準ずる機能を付与して、広域的な重大犯罪発生の際の緊急対応に備えたい。そのためには現行法に基づく自衛隊の活動と都道府県毎に設置されている警察の権限の調整を図る必要がある。このことにより、なお一層、迅速・的確な犯罪防止活動を行なう事ができると考える。仮想敵国から国家を守るための自衛隊の訓練等は、国民の安全を守るためにも生かされる。既に行なわれている災害救助活動に加えて犯罪被害の防止または犯罪事件の早期終結に役立てられれば、軍備拡張のみに目を向けられている今の自衛隊のあり方を国民に再認識してもらおう契機ともなる。

更に、日常的には、繁華街における犯罪防止活動、学校における安全教育の実施、地域社会における訓練指導などを行なうことで、「街へ出る自衛隊」、いや「街へ出る犯罪防止隊」として新しい顔をつくれなものだろうか。唐突な意見と受取られるかもしれないし、一笑にふされるかもしれないが国民の安全を本気で考えるにはこの位の大胆なことを実施しないと一定の成果が得られないと思う。

(二) 公務員、警察官の防犯活動

自治体や学校はそれぞれ本来の目的を有するが、住民の安全に関しては地域社会と共に一体となって機

能しなければならぬ。自治体公務員は全員「街の十手持ち」と心得え、公私、昼夜を問わず街中を行き来する時には防犯に目を光らせるパトロール員として市民を守るマインドを持つことだ。

昔は警察官が戸別訪問し住民を確認することがあったように思うが、今、そのような事が行なわれているのだろうか。私の知る限りでは現在は無いように思う。住民の移動性が高まり、特に匿名性の高い都会においては自治会町内会に加わらない住民も多い。地域住民の組織だけでは地域事情を全ては把握しきれず、独り住まいの高齢者の様子を伺うにも限度がある。日中、留守宅の多いのも住民の把握を困難にしている。警察官がパトカーのみではなくきめの細かい戸別巡回をすることが防犯の第一歩であると思う。

(三) 学校現場の安全責任と施設管理の強化

学校においては校内で発生する事件と校外から侵入されて発生する事件がある。我々は学校の内外を問わず児童・生徒の安全確保には最善を尽くさなければならない。かつての学校開放制度を初めとして最近の少子化現象から空き教室を生涯学習の場として地域住民の利用に供する事など、開かれた学校という社会的な流れが見られる。校内には一般社会の住民・社会人とは違い、トラブル対応能力の未熟な児童・生徒が大勢いる。従って、学校における防犯対策で特に配慮すべきことは、一般社会より安全のハードルをより高くしておくことである。現在、各地域にある交番を学校に隣接して、もしくは学校の入口近くに移動するか新設することを考えてもいいのではない。PTAも児童・生徒が危害を加えない、危害を受けない、という視点から計画的、組織的な対応を取られたい。近年、多くの企業においてはセキュリティの観点から施設の管理に関しては神経質なほど厳しくなっている。出入り口の管理、訪問者のチェック、個

人情報の取扱い、企業情報の流出防止など、コンプライアンスの見直しや危機管理対策の徹底が図られるようになってきた。勿論、未だセキュリティ対策の不十分な企業も多くあり、それらの企業は早急にその整備を急ぐ必要があるが、学校はある意味で脇が甘く、詰めも甘いところがある。学校に欠けているのは自らの施設と児童・生徒を自らが守るという、強い責任感ではないだろうか。

(四) 企業の地域協力と犯罪防止

今では競争関係にある郵便局と宅配業者も、配達の際には目的地でいつもとは違う空気を感じないか、異変を感じないか、いわば防犯協力員としてのアンテナを張ってもらいたい。一般企業の営業担当者にも同様のことが言える。地域の経済団体などには積極的に協力を求めることにより、CSRの一環としての役割も担った取り組みを期待したい。

一方で、企業の管理監督者は組織内の犯罪の発生を防ぐことにも常に配慮することである。ともすれば異状・異変と思われる事態を甘くみて見過ごしてはいないだろうか。初動対応を誤ったことにより、犯罪を拡大してしまった事例も少なからずある。専門家に依頼して作成させた防犯マニュアルだけに依存しているようでは大きい企業も例外ではない。地域社会と一体となって信頼の得られる企業活動を行なうと共に犯罪を起ささない街づくりに尽力してもらいたい。

(五) 欠かせない地域住民の防犯意識

自治会町内会においては会員の加入率を高め、積極的に防犯活動を展開すると共に、防災訓練やレクリエーションへの参加を呼掛けるなど、いろいろな切り口から地域住民の連帯の輪を広げて、心の繋がりを

強めることがいざという時に役に立つ。特に、若いサラリーマン住民の地域活動への参加を促進することが、より一層、地域力を発揮することになるものと思う。

日頃の近所づきあい、困った時の相談・助け合いのできる生活環境は住んでいる地域の人達が自分達で築き上げなければならない。「犯罪事件発生ゼロ運動」を街ぐるみで進めていきたい。

また、地域住民の自主的な活動を継続させ、隣接の地域ともリンクしながら安全な街の拡充に努めていきたい。そのためには、地域自治体の手厚いサポートが必要である。

六 子供達の将来と安全な社会に向けて

幼児虐待、子殺し、誘拐などのニュースを見るたびに、悲しい思いを禁じえない。一部の保育園や幼稚園における教師、職員の問題行動、小学校でのイジメ問題や問題教師の異状行動などと子供の成長時期毎に次々と新しい問題が起こっている。教育者の再教育が課題となっており、関係機関の使命は重大である。子供には小さいうちから社会のルールを教えこみ、確かな判断行動を身につけさせると共に、自主性と自律性を重んじることである。生きている限りはトラブルの連続でもある。トラブル対応能力を身につけるように子供の内から育むのは親の、大人の責務である。

よく聞く「放任主義」など、とんでもないことだ。叱って、誉めて、教えて、遊んで、が大人の役割である。幼い子供がヒトから人間に成長するためには親は勿論、周りにいる人達の大きな支えが欠かせない。そのような努力を重ねても残念ながら悲しい出来事が起こるときもあるのだ。全ての人々が自分の家族の

中から犯罪者も被害者もささない、そのためには大人の我々は傍観者になつてはいけないと思う。

今や「危機管理」は企業などの組織体に限ったものではない。若し、非常事態、異常事態に遭遇した時には、危機を乗り越えるための能力を有している事が大切である。子供が犯罪者にならないように育み、見守るのは親の責務であり、子供が被害に合いそうになった時、盾となつて防ぐのも親の責務である。

三五年前にルバング島から帰還した少尉小野田寛郎さんのお母さんの話に子育ての原点をみたような気がした記憶ある。小野田さんが小学校一年生の時、級友の手をナイフで傷つけたことを知ったお母さんは自分の護り刀を置き、「人に危害を加えるような子は生かしておけない。」と切腹を迫ったそうである。どうしても腹を切ることは出来ず、「二度と刃物は振り回さない。」と誓わされた。後になつてお母さんは、「短刀を差し出したのは大博打だった。おまえのことだから、ひよっとして本当に腹を割いたらその時は自分も死ぬつもりだった。」と。小野田さんは、母の述懐から、我が子の将来のために親は腹をくくらねばならぬことがあることを知ったようだ。子育ては親の覚悟次第と言っている（注）。

今の時代、子供の成長は早い。昔と違って子供の環境も大きく異なつてきている。子を持つ親は腹をくくつて子育てをすることだ。「鉄は熱いうちに打つ」ことだ。

最近、出会い系サイトの勧誘など、パソコンやケイタイに一方的に送りつけられる迷惑広告メールを締め出すため、国においては特定商取引法の改正に向けた動きがある。また、銃の所有者や取引関係者などを特定し、逮捕された場合に情報提供者に報奨金を支払う、成功報酬を警視庁が来春から導入すると言う。東京都では条例改正により、子供の深夜外出の制限、不健全図書規制強化を図っている。犯罪を防止し、

安全な社会を目指して関係機関の積極的な取組みがみられることは心強い。国や自治体は常に社会状況の変化に注視し、「安全な日本」、「安全な街」で国民が、住民が安心して生活ができる環境を整備することが大きな役割である。今後とも一層の努力を期待したい。

地域住民は、自分の安全には自ら責任を持つと共に地域社会の安全に責任を持つことである。市民生活の拠点を大切にし住民相互の信頼関係を高めるようにすることである。そのような環境の中から防犯活動の成果も得られ、安全な社会に一歩づつ近づくものと確信している。

〔注〕

週刊朝日（二〇〇二：二：一）

誇りを持てるまち

大阪府枚方警察署 留置管理係長

山川 賢治 (31)

はじめに

かつて、日本の治安のよさは、世界に誇れるレベルであった。その原因は、エチケットや言葉遣いを含めて社会道徳と法律の二つがうまく機能している点にある。例えば、子供達が決まりを破れば叱る大人がいる。歩行者の信号無視は殆どなく、自動車が走っていない深夜においても、信号が青になるまで律儀に

待っている。夜間でも昼間と同様に、女性が一人歩きしていても全く危険ではない。子供達も夜間外出しているのは塾帰りの生徒ぐらいである。仮に、出来心で罪を犯した者がいれば、周囲の家族は驚き悲しみ、「お天道様に顔向けできないでしょう。」と心からの改心を願う。

しかし、現実の日本の治安はどうであろうか。社会道徳は次第に希薄化し、法律すら守れなくなっている。親が子に、教師が生徒に注意をしなくなり、「モンスターペアレント」といった新たな造語が生み出され、悪いことを注意すると逆に襲われたり訴えられたりするという始末。モラルの低下は交通違反にも及び、悪質な飲酒運転や、自転車乗りの方についてまで道路交通法の厳罰化に流れざるをえなくなっている。女性は深夜にレストランで安心して食事もできず、常にひたくりや変質者に会わないように背後に注意し、夜間に堂々と外出しているのは、塾帰りの子供達ではなく学校にも登校せずに徘徊する非行少年・少女達である。そして何よりも犯罪に手を染める原因は、昔の様に出来心や生活苦よりも、自分勝手な欲望の追求にある。だから犯行後は、反省や謝罪をするよりも自分の権利を主張し、いかにして罪から逃れられるかに終始する。犯罪者の家族も身内を叱責するよりも警察や被害者に逆恨みをする。

いつからこんな日本になったのか。そして何故そうなったのか。原因は多様であり、また複合的であるが、根本的には道徳規範の変化にある。例えば、義務を履行することなく権利を濫用し、社会が悪い、家庭が悪い、その子が悪い、と自分で自己に反省を求めないところであろう。今までの議論でも、治安悪化の原因を、こうした価値観の崩壊に求めるものが多かったし、私自身も究極的には道徳的価値観を再び作り上げることによって、犯罪は減少するものだと考えている。しかし実際には、道徳規範をもう一度作り

直すには時間が必要であるし、その間にも更に犯罪は増加するという悪循環に陥るだけではないだろうか。そこで私は、犯罪を抑止し治安を回復するには、短期的な方策と長期的な方策の双方が必要であると考える。道徳規範を作り直すことが長期的な方策とするならば、短期的な方策とは、犯罪機会を減少させる方策と、犯罪を心理的に抑制する方策の二つからなる。これらを併用することが短期的に見れば犯罪を効率的に減少させるのに有効である。

犯罪機会を減少させる理論の一つに「割れ窓理論」がある。「割れ窓理論」とは周知のとおり、軽微な犯罪を放置せずに対処することが大きな犯罪の抑止に繋がるといふ理論である。^(注1)この理論に沿った方策に加えて、犯罪を心理的に抑制する方策^(注2)を効果的に併用することが必要であり、そのためには、警察や警察以外の自治体だけでなく、市民の自主的な防犯意識の高まりと、それに基づく市民活動が必要となる。つまり、市民と警察と警察以外の自治体がスクラムを組んで防犯活動を展開していくことが必要である。この三位一体の活動を展開していくのに重要な役割を果たすのが生活安全条例である。

そこで私は、大阪府警の一警察官の立場と経験を踏まえて、前記の「割れ窓理論」と犯罪を心理的に抑制するという二つの手法を効果的に併用している大阪府の生活安全条例を見つめ直し、この条例を周知させるべく警察が今後取り組める事項について併せて論じていきたい。

犯罪機会を効率的に減少させる具体的な取り組み活動

(一) 生活安全条例とは何か

生活安全条例とは、都道府県や市町村等の個々の自治体が、安全な社会の実現を目指して制定したものであり、それぞれ自治体により特色が見られる。しかしその根本にあるのは、警察、市区町村、事業者、住民、民間団体等が一体となって地域の実情を踏まえた安全なまちづくり事業を推進することにより、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指した条例である。都道府県においては、二〇〇二年三月に大阪府が「大阪府安全なまちづくり条例」を制定したのが皮切りとなって、広島、茨城、滋賀県と全国の自治体で制定されており、少し古い数字ではあるが二〇〇二年一月二一日現在の集計^(注3)では、約一二〇〇の自治体で条例が制定されている。ここでは、筆者の警察活動との関わりで非常に防犯効果をもたらしている大阪府の生活安全条例について特に取り上げる。

(二) 大阪府安全なまちづくり条例について

大阪府安全なまちづくり条例では前文において次のように制定の趣旨について述べている。「安全に安心して暮らせることは、府民すべての願いである。(中略)犯罪による被害を防止することはもちろん、犯罪を発生させない環境づくりを行うことを基本に、私たち一人ひとりが安全なまちの実現のためたゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。」

この前文は、治安を本当に回復するには警察だけの力ではなく、地域住民や警察以外の自治体が協力し

なければならぬという正しい防犯活動のあり方を述べている。地域の犯罪対策とは、ひとり、警察に任せないことが大切であり、警察単独でできるといふ考えを捨て、社会全体で犯罪に対処するといふ考え方を示さなければならぬ。警察だけが担当して責任を持つのではなく、行政や地域も同様に責任を持つ必要があるということである。

警察だけでは対処したいという例を数字で表してみると、大阪府の人口は約八八二万八〇〇〇人である。^(注4)大阪府警の警察官定員が二万八七五人でその中でも第一次的に街頭活動を行っているいわゆる地域警察官の一日当たりの体制は約三〇〇〇人にも満たない。^(注5)この人数で府下の人口の安全を支えていると考えればいかに大変かがよく分かるであろう。こうした実情を受けて、府民が自らの安全は自らで守るといふ自助の精神と、地域社会が自治体と力を合わせて取り組む共助の精神、警察や警察以外の自治体の執行責務という公助の精神をこの条例は求めているのである。

では、社会全体で犯罪に対処するとはどういうことであろうか。それは、犯罪機会の減少という犯罪機会論の観点から、犯罪を行いつらくする住宅設計や道路・公園等の公共空間の整備、小さな犯罪も取り締まるといった対策である。犯罪機会論とは、犯罪者と非犯罪者との差異はほとんど無く、犯罪性が低い者でも犯罪機会があれば犯罪を実行し、犯罪性が高い者でも犯罪機会がなければ犯罪を実行しないという考え方である。^(注6)大阪の条例ではこの犯罪機会論という観点をふんだんに取り入れて、以下の内容を規定している。

- ① 府、事業者、府民が連携及び協力の下に、一体となって犯罪による被害の防止のために必要な規制

等を図ること

② 大阪教育大学付属池田小学校の児童殺傷事件等、児童を対象とする凶悪な犯罪を受けて、学校や通学路等における幼児、児童、生徒等の安全の確保を行うこと

③ 犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場、共同住宅の普及等都市環境づくりを推進すること^(注7)

④ 鉄パイプ等の棒状の器具の携帯を禁止し、ピッキング用具の有償譲渡や方法教授を禁止すること

⑤ 盗難自動車の不正輸出防止の為の適切な措置を講じること

私達警察官がすべきこととして、まずこうした条例の規定について先頭に立って府民に対して説明することが大切であり、併せてこの条例の効果についても広めていくべきである。

(三) 大阪府安全なまちづくり条例の効果について

では大阪府の条例は本当に効果があがっているであろうか。生活安全条例を制定した市町村単位では効果が薄いという結果も出ているようであるが^(注8)結論を先に述べると、都道府県単位、特に大阪府に限って言えば、私は目に見えて非常に効果があがっていると考える。その例として刑法犯認知件数の減少が挙げられる。大阪府では平成一四年に条例が施行されて以来、刑法犯認知件数は減少し続け、平成一三年に過去最悪の三二万七〇〇〇件を記録していたものが、平成一八年においてはその二八%減の二三万二四五一件まで減少している(図一)。また三二年連続ワースト一で、大阪の犯罪の象徴となっているひったくりを例に挙げても、平成一八年の発生総数は五三一一件であり全国的には依然として高水準であるが、平成一

二年の半数近くに激減している（図二）。

このように全国的に見れば大阪の犯罪発生率は依然として高水準であるものの、何故ここまで犯罪を減少させることができたのであろうか。私は一番の理由として、府民の防犯意識が条例を通して高まっているのではないかと考えている。この意識の高まりを受けて、小中学校では警備員が配置され不法侵入者に対する対処要領を作成したことや、防犯カメラを設置することによって悪質な犯罪者を逮捕し、心理的にも犯罪を抑止される効果が出ているからだと考える。では、その効果をもたらした特色ある条例の中身について検証してみよう。

(7) 府と警察による地域安全対策からの効果

大阪府では通学路等における子どもの安全確保を図るため、インターネットを活用した地域安全マップの閲覧及び編集を行うためのサービスを実施している。また、府警においても犯罪被害に遭わないようにするために、犯罪や事案の現状を認識し、自主的な防犯対策に役立てられる市区町村別の「犯罪発生マップ」を作成して、ホームページ上で公開し、警察が事件を認知した容疑段階で、タイムリーに事件概要を携帯電話等への登録者へ配信する「安まちメール」の実施を行っている。その効果として安まちメールが開始されて以降、子供に対する強制わいせつ事件が前年と比べて約二六パーセント減少している。受信した情報に基づき、子供に注意を促し、見まもり活動に活用するなどした結果が減少に繋がっていると考えられている（図三）。

こうした方策は、地域安全マップにおいては公立小学校から利用を認められた関係者や保護者等一部の

者しか使えないといった点、子供達が自ら作った安全マップの方がより有効であるといった考え方、安まちメールについては高齢者にとっては携帯電話の操作に不向きな点があるなど、まだまだ改良の余地はあると思われるが、府民の防犯意識を変えて犯罪を減らす上で非常に有効な方策であり今後も発展継続していく必要がある。

(イ) スーパー防犯灯による効果

犯罪に対する不安感を解消して、犯罪を未然に防止する目的でスーパー防犯灯が設置されている。これは、非常用赤色灯、非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を備えた防犯灯で、緊急時には警察署等への通報や映像の伝送をすることもできる。この効果について、全国的なスーパー防犯灯設置の評価ではあるが、平成一七年に警察庁が出した事業評価書では、「設置した地区の住民の約四分の一の住民が安心になったと感じており、平成一四年度整備事業でスーパー防犯灯を整備したすべての地区において、スーパー防犯灯設置区域における平成一五年中の主な刑法犯の認知件数が平成一四年中の認知件数と比べて減少しており、特に粗暴犯及び凶悪犯について効果が認められる。」としている。また、経済性についても「路上に人を配置する場合と必ずしも同一の効果を期待することはできないが、スーパー防犯灯を整備することに要する費用は、一人の人を路上に常時配置する費用に比べて約一五〇万円少ないと算出されている。スーパー防犯灯の設置により、警察捜査も非常に節約されて経済性も改善できること」と数字の上で示し、その効果を説明している。

ただし、スーパー防犯灯の活用状況は、全国的に二〇地区で二四〇基が設置されたにもかかわらず、平

成一五年中の活用件数は一八件にとどまっているのに対し、いたずら・誤報の件数が八三〇件となっている。よって、改めて府民に対して、視認性の高いプレート^(注)の設置、設置場所の一覧を記載した案内板の駅前への設置、学校への指導要請、関連情報のウェブサイトへの掲載等の広報啓発や通報訓練の実施等により、適切な活用について周知徹底を図る必要がある。

(ウ) 第一九条からの効果 大阪府の生活安全条例の特色（犯罪の心理的抑制）

条文内で「正当な理由なく鉄パイプ等の携帯を禁止」を規定し、警察による指導・警告・取締りを通じて犯罪を心理的に抑制している。これは従前から多発する鉄パイプ等を使用した凶悪な犯罪による被害を未然に防止する為に規定されたものである。^(注)罰則については比較的軽微な一〇万円以下の罰金であり、運用についても「規定の解釈及び運用に関する基準」^(注)を厳格に定めている。

私は取り締まる警察側として、多少ではあるがこの条例を通して秩序を乱す行為と重大犯罪の因果関係を經驗的に検証・確認することができた。つまり「割れ窓理論」の再確認である。どういふ事かと述べるに、鉄パイプ等の携帯は、秩序を乱す行為としてとらえると、この行為は実質的に犯罪問題と一体であり、この行為が直接的に他の犯罪（特に凶悪犯罪）に繋がる前兆として重要な役割を果たしているということである。私を取り締まったものの全部と云っていいほど、鉄パイプ等を所持していた者は、明らかにこれから罪を犯す者であった（予備行為的に所持）。例えば、喧嘩で使用する為に、鉄パイプや木刀を複数本所持していた者などである。しかも、これらの犯罪予備軍は、所持することに対して、何ら罪の意識を感じていなかったのである。よって、犯罪の前兆を捉えて、未然に防止することができたという「割れ窓理論」

の有効性を指導や警告、取締りを通じて再確認させられたのである。

このような現場の経験から、より重大な罪を犯させない、その機会を防ぐ意味においても心理的な抑制を働かせるこの条例の罰則は、画期的且つ有効的である。

さて、ここまで府の条例効果を一部検証してきたが、こうした条例の規定に対して批判的な意見があるのも確かである。

(四) 条例に対する批判論

生活安全条例の批判的意見については様々なものがあり、例を挙げるとまず、大阪府の条例制定を受けて大阪弁護士会が府に提出した意見書においては、次の批判が示されている。

① 鉄パイプ等の携帯について、本来何ら犯罪行為にならないはずの行為を取り締まるといふ、犯罪予備行為ともいえない行為すら犯罪にすること

② 犯罪増加の原因を、「府民の危機意識のなさ」に求めて、いたずらに府民に警察への協力、通報義務を課し、警察主導の府民生活を目指している

③ 町々にあまねく警察官を配置し、警察の監視の目が人々の生活のあらゆる場面に及んでおり警察にあまりにも大きな権限を付与するものであって、不当である

更に、生活安全条例全般の批判論として、次のものがある。

① 民間の防犯ボランティア団体による防犯パトロール活動は警察の手先であり間違ってもこういう活動を一生懸命やってほしくない^(注1)

② 警察による「監視カメラ」は住民が設置するカメラとは異なり、慎重且つ抜本的な議論が必要^(注12)

③ 監視カメラ設置条項は、市民運動家や労働組合活動家と交流し意見を聞いたり、特定政党の機関誌を定期購読することすら監視されてしまいかねず、生活安全条例は、表現の自由やプライバシーを侵害する危険があまりに大きいのみならず、防犯活動への市民動員を画策するものであり、地域で「不審者」探しを市民にやらせ、市民間の相互監視社会の構築を目指すものである^(注13)

こうした多くの批判を今後も充分に検討することが必要であるが、本当に大事なことは防犯とは何かを考えることではないだろうか。私の考えはつまるところ、防犯とは犯罪を未然に防ぐことであり、緊急対応の訓練と似ていると考えている。緊急対応の訓練とはテロ対策や地震対策のような危機管理のことで、可能性が低いからと言って何もしないことでは大変なことになる。一〇〇回起こらなくても一〇一回目で起こってしまうと何もならない。たった一度の為の訓練や備えが大切である。

これを我々の生活にも当てはめてみると、「何故あの時に限って、夜間人通りのないところを歩いたのだろうか。」「夜寝るときにどうして風呂場の戸締まりをしなかったのだろうか。」等という場合がある。たった一度の被害をいかにして未然に防ぐかが大切である。加害者にとつて犯罪を行うことは必然であっても、被害者が被害に遭うことは偶然である。こうした偶発の事象を限りなくゼロにする意味において、三位一体で活動する生活安全条例は有効であると考ええる。

ジュリアーニ元ニューヨーク市長も、平成一六年三月三二日の大阪の講演において次の様な趣旨を述べていた。「平素から常に予期しないことを予想し、最悪でショックな事を想定することが大切である。

我々は普段から他にきちんと危機管理や防犯意識を高めていた。そうすれば、いざ予期しないことが起こってもいかようにも対応ができるからだ。つまり、準備を周到にすることである。九・一一のテロで飛行機がビルに突っ込むことなど誰が予想したか。誰もここまでひどい状況を予想することはできなかったし、私もそんなことの子想は全くしていなかった。しかし、準備を怠らず、普段からビルの爆破テロ等に対しての事前訓練をしていたことが非常に役に立った。」少々大げさな例ではあるかもしれないが、このようにたった一度の起こりうる犯罪に対して防犯意識を高め、備えることが市民にとっては大切であると考ええる。

具体的な方策

私は、以上のように府の条例について述べてきたが、こうした犯罪機会を減少させ、犯罪を心理的に抑制することによって最終的には取り締まられることなく、社会の自律能力を高めることもできると考えている。普通、軽微な罪を犯した場合は適切なアドバイスによってきちんと教育をすれば同様の悪事は止めることができる。しかし、警察だけでこのような軽微な犯罪に対して教育的手法により対応することには限界がある。そこで登場するのが、自治体や地域社会の目である。各々がお互いの目となり責任を持つ必要がある。公共の場で、いかにして人々が気にしていることに対してきちんと存在感を示して注意できるか。この条例は、治安の維持を警察の取締りだけに任せないという気持ちと、今まで社会の誰もが言い出したくても言えなかったことを言える新しい社会、つまり見て見ぬふりをしない社会気運に醸成させるこ

とへと繋がる条例である。

ここで私は、この条例の機能を引き締めるための必要なスパイスとして、新たに警察が先頭に立って取り組める事項を提案する。

(一) 警察官としてまずやるべき事は何か

まず、市民に条例の理解を促すには警察に対する信頼感が必要である。つまり人情あふれる大阪の街を作る為に、交番を通じて街の人と警察官との垣根をはずし、人と人の繋がりを大切することである。垣根をはずすとは、交番での立番や、巡回連絡といった府民との接触の時には、制服できりっと引き締める。挨拶や敬礼は署員よりもむしろ府民に向けて行うことで、まずは警察官に対しての親近感と心強さを覚えて貰うことが大切である。

また、街頭活動の際には特に「四つのよく」を実践する。「四つのよく」とは①よく歩く②よく見る③よく聞く④よく話すである。パトカーの窓越しや電話の応対だけではなく、徒歩でよく歩いてこそ、管内もよく見ることができ、地域の人の声をよく聞くこともでき、また、警察からのお知らせやお願いをよく話すことも可能となる。これら基本的事項を警察官一人ひとりが再確認してこそ、市民に理解を促すことが出来る。

(二) スクール安全指導員の設立

犯罪知識や指導経験豊富な警察OBによるスクール安全指導員の設立を提案する。教師とは別にOB指導員の実体験を生かして、非行少年等の問題を抱えている生徒に直接指導することである。

私の体験になるが、以前ある署で学校にも行かず友達に対していじめや恐喝を繰り返し、母親や兄弟に対しても繋がりを持たずに頻繁に暴力を振るう一三歳の少年がいた。取り扱い当初、この少年はあまり感情を表に出さず、反省しているのかしていないのかさえも全く分からない状態であった。そこで、当時の私の上司が「この子を変えるチャンスは今しかない。」と言って、私達の勤務日には少しの時間でも必ず交番に立ち寄るように少年とその両親と約束したのである。交番では「いじめは何故駄目なのか。母親や兄弟に暴力を振るっては何故いけないのか。」といった物事の善悪について私達の時間の許す限り教え、その結果を逐次両親に連絡することから始めたのである。その結果、初めのうちは嫌そうな顔をした少年も交番に来る度に少しずつではあるが表情が柔らくなり、時折、「今から友達の家遊びに行くねん。」「今日はここで宿題してもいい？教えて。」と言って笑顔を見せるようになったのである。また、何か問題が起これば必ず直接家庭を訪問するようにしていたことから親だけではなく兄弟とも信頼関係を築くこともでき、更にある日を境に少年の友達も一緒に交番に来るようになり、その子の周辺が良い影響で改善していくのが目に見えてよく分かったという経験がある。

しかし、この時の課題として考えさせられた点は、一人の少年に対してはこうした手法は有効であるかもしれないが、地域の子供達を全てカバーすることは無理であろうと感じたことである。よって、広範囲に地域の子供達を支援していくためには警察OBによるスクール安全指導員を立ち上げて、学校に常在させると共に、制服警察官とも緊密に連携を取り、特に問題ある少年達に対して随時指導を行えるシステムを構築すべきである。

(三) クライム・ストッパーズの導入

諸外国で行われている、クライム・ストッパーズの導入を提案する。

クライム・ストッパーズとは警察の一一〇番とは異なった通報による報奨金システムである。日本においては「ダイヤルV」という名称でNPO法人である日本ガーディアン・エンジェルズが主体となっており、一般市民に対して発生した犯罪情報の通報を呼びかけ、寄せられた情報を警察に連絡し、その情報が犯罪の解決、犯人検挙への重大な手がかりになった場合には、報奨金が審議された後、支払われるというシステムを構築している。警察庁においても捜査特別報奨金制度（公的懸賞金制度）という名称で実施しているが、クライム・ストッパーズの最大の特徴は「匿名」であっても報奨金を受け取れるところにある。よって対象事件、上限額、支払要件、応募期間等を緩和して事件解決への道筋をつくるべきである。

もしもこの法律を整備することになれば、聞き込み等の犯罪捜査が困難になっていく点の解消や、犯罪者にとっては「誰に見られているかわからない。」といった心理的ブレーキが大幅に効き、犯罪に抑制がかかるものと考ええる。

(四) 有名デザイナーとの連携

最後に、近づきやすく近隣地域と親密にふれあう警察のイメージを作るため、防犯グッズ商品に有名デザイナーとの協力関係を結ぶことを提案する。

大阪府警の従前の取り組みとして、ひったくり防止ネットの配布や防犯ブザーの貸出しが挙げられるが、実際に道行く人の自転車の前かごにひったくり防止カバーが付いているのを見かけることはあまりなかつ

た。特に二〇代、三〇代の女性においては皆無に近い。そこで、阪神タイガースの虎縞模様をあしらった防止カバーを提供したが、一部の年配女性にうけただけであった。

しかし、平成一九年度はジミー大西氏のデザインしたキャラクターの防止ネットを提供して、キャンペーンを行ったところ大人気であり行列を作る所もあった。こうした、社会的影響力のある人物が提供したのはそれだけで話題性に富み、更には防犯意識レベルも向上するものと思われる。

分野は違うが、アニヤ・ハインドマーチのエコバッグ(注14)のように、レジ袋削減をうたって英国の女性デザイナーがデザインしたものも人気を呼んでいる。これは環境問題について意識を持ったデザイナーが積極的に提供した成功例である。防犯グッズにおいても安全と安心に危機意識を持ったデザイナーとの連携も今後更に必要ではないかと考える。

おわりに

私達には立ち止まって反省する暇も時間もない。前に前に進むだけである。

人々が安全で安心して暮らせるまちは一朝にして成るものではない。私達のそれぞれが役割を認識して意識を持って取り組まなければならない問題である。私が冒頭で前述した日本の誇れる治安は決して絵空事ではなく多くの書物・データを紐解く限り、間違いなく一九八〇年代までの日本の治安である。今一度この治安を取り戻すべくあらゆる方策を講じていかなければならない。私は本稿で、一つの考えとして「割れ窓理論」を取り上げ、その具体的な実践例として大阪府安全なまちづくり条例を検証した。まちづくり

には、小さな犯罪から地道に防止することで、大きな犯罪も防止できるという環境抑止が必要である。この「割れ窓理論」は、大きな変化というのは、小さな変化から始まることを明らかにしているが、このこと自体は、時代や社会を超えた当たり前の心理ではないだろうか。世界中の多くの犯罪学者が昔の日本の治安の良さを研究してきたことを考えれば、日本こそが長きにわたって知らず知らずのうちに「割れ窓理論」を実践し続けていた国と言える。だからこそ、実践していた時の日本の社会システムを改めて見習う必要がある。

警察の役割は犯罪を取り締まることであるが、犯罪に遭わない道筋を付けることも仕事であり、府民に対し率先して方向性を示すことが大事である。真に安全で安心した生活の出来る一〇年後、二〇年後の社会の為に、一人ひとりができることから始めてみよう。それが誇りを持てるまちへの道しるべである。

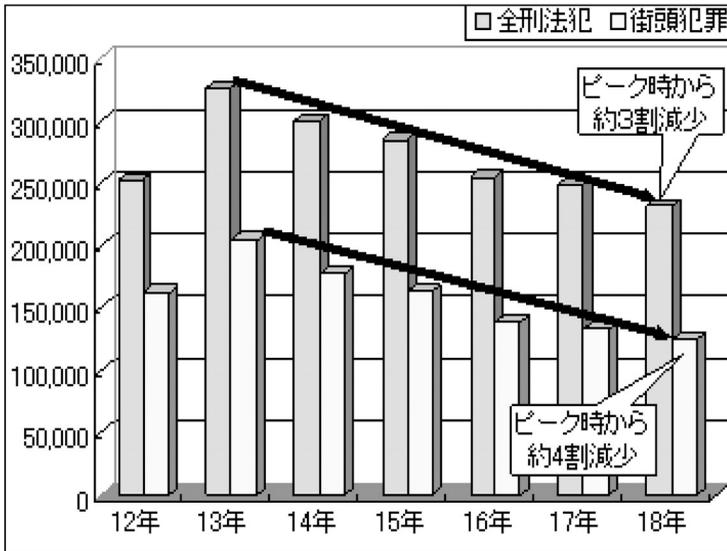
図一 大阪の犯罪情勢（平成一八年）について

全刑法犯・街頭犯罪（八手口）認知件数

平成一八年中の全刑法犯は二万三二四五一件で、平成一七年に比べ一七〇六〇件（六・八％）減少している。

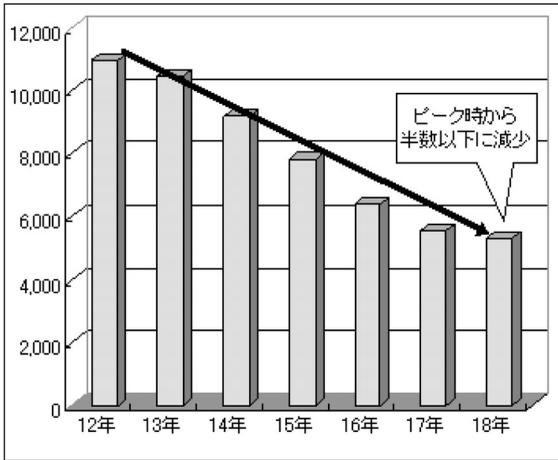
平成一三年が過去最高の認知件数三万七二六二件であったが、そのピーク時に比べ九万四八一件（約三割）減少している。

府民の体感治安に大きく関わる、ひったくりをはじめとした街頭犯罪八手口（ひったくり、路上強盗、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい）の認知件数は、一二万五一〇件で全刑法犯の五四％を占め、平成一三年のピーク時から約四割減少している。^(注)



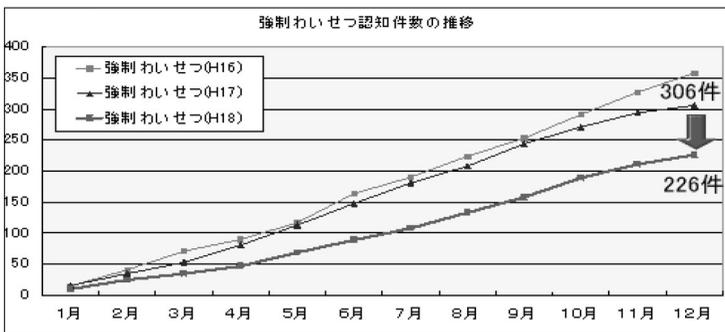
図二 ひったくり認知件数

ひったくり認知件数は五三二一件で、目標としてきたピーク時（平成一二年に二万九七三件）の半減である。しかし、三二年連続全国ワースト一となっており、全国第二位の東京都とは約二〇〇〇件の差がある。^(注16)



図三

強制わいせつ認知件数の推移^(注17)



注

- 1 G. L. ケリングが提唱した理論である。この理論を応用した例としてニューヨークが挙げられる。同市では、一九九四年当時は犯罪の中心、最も危険な都市とみなされていたが、当時のジュリアーニ市長の下、八年後には犯罪認知件数が約七割減少し、米国でも最も安全な都市として賞賛されるくらいに治安回復効果を上げたことで有名な理論。
- 2 犯罪は割に合わないものであり、犯罪を行うことを断念させること
- 3 全国防犯協会連合会
- 4 平成一九年七月一日現在
- 5 伊藤智 安全・安心なまちづくりの具体的な取組みの紹介(一) 警察学論集 第五九巻第六号
- 6 G. L. ケリングC. M. コリング著 小宮信夫監訳 割れ窓理論による犯罪防止 文化書房博文社
- 7 街頭犯罪が起こりやすい暗く見通しが悪い道路、公園、駐車場などの減少を図り、犯罪に遭いにくい構造、設備を持つものとすることを目的とし、マンションにおいては侵入等、強盗、強制わいせつ等の犯罪防止の為に、ピッキングに強い錠前やエレベーター内の防犯カメラの設置等の防犯設備を必要とした。
- 8 牧瀬稔 生活安全条例における条例効果の測定：生活安全条例の施行は犯罪を減らしているのか？ 平成一六年度研究助成報告書
- 9 今まででは隠して携帯していれば、軽犯罪法違反にも問われた場合があるが、近年公然と所持するものが現れた(暴走族等)。よって、公然と所持するものに対してはこのような軽犯罪法違反に触れることはなく、有効な取締り手段がなかったのである。
- 10 大阪府安全なまちづくり条例第一九条第一項及び第二項の規定の解釈及び運用に関する基準 平成一四年四月一八日大阪府公安委員会告示第四五号
- 11 平権懇ホーム http://comcom.jca.apc.org/heikenkon/20th/simizu/simizu_1.html
- 12 村井史生「豊島区条例 協働・住民自治と監視社会」法と民主主義二〇〇三／四 No.三十七

- 13 石崎学「生活安全条例を考える」季刊自治と分権 第二号 二〇〇三／四
- 14 人気モデルや映画女優ら、セリフが持つバッグとして世界的に人気が沸騰、ロンドンでの先行販売では一時間で三万個が完売、ネットオークションで定価の二〇倍以上の値がついた
- 15 大阪府ホームページ 全刑法犯・街頭犯罪（八手口）認知件数の図引用
<http://www.pref.osaka.jp/fukatsu/anzen/index.html>
- 16 大阪府ホームページ ひたひたの認知件数の図引用
<http://www.pref.osaka.jp/fukatsu/anzen/index.html>
- 17 大阪府警ホームページ 強制わいせし認知件数の推移の図引用
<http://www.police.pref.osaka.jp/>

懸賞論文「社会の安全とそれぞれの役割」の応募要項

1 テーマ

「社会の安全とそれぞれの役割」とする。なお、テーマ設定の趣旨は、別記のとおりであるが、応募に当たっては、論点を個別的な問題に絞り込み、テーマをそれに応じたものに適宜変更することとして差支えない。

2 応募資格

特に限定しない。

3 応募規定

- (1) 応募論文は、パソコン（ワープロ）で打ったもの（二〇字×二〇字、一二ポイント以上）又は四〇〇字詰め原稿用紙に黒インクか黒ボールペンで書いたものに限る。
 - (2) 原稿枚数は、原稿用紙に換算二〇枚以上三〇枚以下（統計、図、表は別）とし、必ず目次及び二、三枚程度の要約を付ける。
 - (3) 応募論文の表紙には、次の事項を漏れなく明記する。
 - 住所（フリガナ、郵便番号、電話番号）
 - なお、FAXやe-mailがある場合は、FAX番号やe-mailアドレスを明記する。
 - 氏名（フリガナ）
 - 年齢
 - 性別
 - 職業等（勤務先、役職名又は学校名、学部、学年等）
 - 論文のテーマ（個別的な論点に応じたテーマで可）
- (4) 応募論文は、未発表のものに限る。
- (5) 他の著書、論文等を引用した場合は、その出典を明記する。
- (6) 応募論文の著作権は、財団法人公共政策調査会に帰属し、応募論文は、返却しない。

4 締切り

平成一九年九月四日（金）（当日消印有効）

5 応募及び問合せ先

〒100-0093 東京都千代田区平河町二一八一—〇 平河町宮川ビル内

財団法人公共政策調査会

電話 〇三（三二六五） 六二〇一 FAX 〇三（三二六五） 六二〇六

6 発表及び表彰

- (1) 平成一九年一二月中の読売新聞に入選者名を発表し、併せて入選者には直接通知する。また、最優秀論文については、平成二〇年一月中の読売新聞にその要旨を掲載する。
 - (2) 原則として、最優秀賞一編、優秀賞二編、佳作数編を決定し、入選者には、次により賞状及び副賞を贈呈する。
 - ・最優秀賞 一編 賞状及び副賞（二〇万円）
 - ・優秀賞 二編 賞状及び副賞（二〇万円）
 - ・佳作 数編 賞状及び副賞（五万円）
- なお、優秀作品には読売新聞社からも、読売新聞社賞が贈呈される。
- (3) 平成二〇年一月中に授賞式を行う。

7 選考委員

- ・片桐 裕（警察庁生活安全局長）
- ・櫻井 敬子（学習院大学法学部教授）
- ・田村 正博（警察大学校警察政策研究センター所長）
- ・中井 一平（読売新聞東京本社編集局社会部長）
- ・成田 頼明（横浜国立大学名誉教授）
- ・前田 雅英（首都大学東京 都市教養学部長）
- ・矢作 恒雄（慶應義塾大学名誉教授）
- ・山田 英雄（財団法人公共政策調査会理事長）

（五十音順、敬称略）

8 共 催

警察大学校警察政策研究センター

9 後 援

警察庁、読売新聞社

10 協 賛

財団法人社会安全研究財団

「別記」 「社会の安全とそれぞれの役割」 ～テーマ設定の趣旨

内閣府の「社会意識に関する世論調査」(平成一九年)によると、日本の状況で「悪い方向に向かっている分野」として「治安」を挙げた人が三五・六%にのぼり、第二位だった。平成一七年、一八年はトップを占めており、国民がいかにも将来の治安を心配しているかがうかがえる。

一昔前まで「日本は世界で最も安全な国」と言われていたが、現状では自信を持ってそう言い切れなくなってきた。自分の身の回りの人たちの中に、ひったくりの被害に遭ったり、空き巣に入られたり、あるいは振り込め詐欺の被害に遭ったりした経験を持つ者も多い。子供が被害者となる犯罪も多く、親たちを心配させている。国民誰もが、「いつか自分も犯罪の被害に遭うのではないか」という不安をぬぐいきれない。

このままでは、日本の社会もいつか、欧米の一部の国に見られるように、夜中に街中を女性一人で歩くのはほとんどもないという社会になりかねない。

警察を始めとする治安機関に社会の安全を守る責任があるのは論をまたないが、治安機関だけで安全が守れるわけはない。国、自治体、学校、企業、地域社会、家庭、個人等にも、それぞれの立場で犯罪を防止し、社会の安全を守る役割があるはずだ。

例えば、現在全国で約三二、〇〇〇あると言われる防犯ボランティア団体が、それぞれの地域で防犯活動を行い、地域住民の安全確保に努めている。自治体も「安全安心まちづくり条例」を制定し、犯罪の起こりにくい環境整備に力を注いでいる。ここ数年警察による犯罪の認知件数が下がってきたのも、これらの活動に負うところが大きいと思われる。

この懸賞論文は、こうした社会の安全を守る担い手が、それぞれの立場でどのような施策を講じるべきか、さまざまな切り口から論じた具体的な提言を求めるものだ。

懸賞論文「社会の安全とそれぞれの役割」応募者一覧

(氏名・職業・年齢・テーマ)

- 青木 優子 (警察職員・43) 「地域力を支えるもの」
- 石川 清人 「慰安婦問題について」
- 石川 大哉 (警察官・26) 「社会の安全とそれぞれの役割」身近な危険・交通事故ゼロに向けて」
- 伊藤 鈴香 (警察官・39) 「大人から子どもへ、家庭から地域へ」
- 稲川 俊博 (警察官・49) 「安全安心まちづくりを目指す、防犯パトロールの理想と未来
そして、それぞれの役割について」
- 井上 春香 (大学生・19) 「装備するほどに危うくなる」
- 井上 英喜 (警察官・44) 「社会の安全とそれぞれの役割」インターネット安全安心対策」
- 上谷 重男 (建築家・61) 「漂白してしまった地域、そして高齢化・人口減少社会での安全」
- 梅澤 義治 (警察官・33) 「社会の安全とそれぞれの役割」
- 栄田 力造 (無職・83) 「警察はゴールなき闘いに挑む」
- 大西 一爾 (無職・77) 「歴史の英知を社会安全に生かす」
- 沖ノ井 隆 (警察官・28) 「犯罪の減少のため必要事項」
- 織田 礼二 (警察官・45) 「犯罪のない日本を造るための一考察 (国・自治体・企業等に望むこと)」
- 小野 茂幸 (警察官・27) 「子供達を犯罪被害から守るために」
- 加納 道久 (医師・51) 「リタリン」の社会に及ぼす影響」
- 加茂 義明 (会社員・51) 「社会の安全とそれぞれの役割について」

- | | |
|-----------------|---|
| 川口 潔（無職・76） | 「安全について国と地域社会・家庭・個人の役割と実践」 |
| 神崎 幸子（英語講師・31） | 「子ども安全〜How can we save the children?〜」 |
| 北川 滋（警察官・23） | 「社会の安全とそれぞれの役割〜体感治安の回復者として警察に期待されること〜」 |
| 楠 義彬（無職・61） | 「『みる、きく、かく』そして、その『活用』」 |
| 工藤 瑞紀（警察官・27） | 「社会の安全とそれぞれの役割〜警察官として〜」 |
| 栗山 隆治（喫茶店経営・43） | 「社会の安全のために、国家と笑顔ができること」 |
| 呉竹 祐治（会社員・60） | 「社会の安全とそれぞれの役割」 |
| 黒木 真吾（学習塾経営・56） | 「社会の安全とそれぞれの役割」 |
| 小枝 茂夫（警察官・47） | 「最近の環境問題について」 |
| 小島 友治（警察官・55） | 「社会の安全とそれぞれの役割」 |
| 小山 明尋（警察官・57） | 「社会の安全とそれぞれの（警察）立場」 |
| 権田 菜美（大学院生・24） | 「社会の類型分析から社会の安全を考える…新たな社会を目指して」 |
| 斎藤 重政（警察官・52） | 「地域の安全と市民の役割〜市民活動の新たな展開〜」 |
| 齋藤 裕樹（警察官・25） | 「交通事故をなくすために」 |
| 佐伯 信和（警察官・44） | 「ふれあい隊よ、永遠なれ（福光中部小学校自主防犯パトロール隊の更なる活躍を）」 |
| 塩見 修身（自営業・63） | 「社会の安全とそれぞれの役割」 |
| 清水 晃吉（無職・74） | 「社会の安全とそれぞれの役割とその背景の因果関係について」 |
| 下田青貴子（無職・36） | 「安全を守る為に」 |
| 下山 二男（無職・74） | 「安全な社会を実現するための、われらの役割」 |
| 鈴木 晶裕（警察官・26） | 「社会の安全とそれぞれの役割」 |

- 清宮 正人（地方公務員・51）
 「社会の安全とそれぞれの役割」
- 高田 雅俊（警察官・28）
 「飲酒運転の危険性と抑止対策」
- 高橋まゆみ（警察官・25）
 「社会の安全とそれぞれの役割」交通事故抑止に向けた警察の取り組み」
- 高山 秀幸（通訳翻訳官・45）
 「社会安全の確立の鍵とは」国際犯罪捜査の視座から」
- 館野 史隆（自営業・36）
 「人がつくる社会 人をつくる社会」
- 富松 実（契約社員・28）
 「情報提供の少なさ」
- 中野 善浩（会社員・47）
 「コミュニティメディアと地域安心報告書」
- 長濱 忠治（無職・76）
 「わが国の防衛について」平戦両時代の体験による一考察」
- 中村 嘉雄（商工会勤務・42）
 「社会の安全とそれぞれの役割」
- 梨本 邦雄（警察官・46）
 「社会の安全とそれぞれの役割」
- 二宮 英治（無職・通信教育大学生・26） 「歩行者にとつての交通安全はいかにして実現されるか
 ～またはなぜ今まで実現されなかったのか～」
- 萩原 林一（無職・78）
 「用心・注意・警戒感まるです無し」
- 早川 正行（警察官・59）
 「外からの犯罪と内なる犯罪」犯罪のない地域社会を築いていくために」
- 備前 和樹（警察官・37）
 「新たな防犯組織の提案」
- 福田 裕之（警察官・25）
 「社会の安全と警察活動」
- 古田 聖人（飲食店経営・41）
 「子どもを守る防犯活動」大人たちは何をすべきか」
- 堀川 一彦（無職・45）
 「私的マネジメント研究序説」
- 松田 修平（警察官・50）
 「安全マップとアンケート等に連動した防犯ボランティア活動」
- 向田 絵里（大学生・21）
 「犯罪からみる社会の役割」

村岡 啓士 (警察官・27)	「社会の安全とそれぞれの役割」
森 公明 (無職・67)	「社会の安全とそれぞれの役割」管理職者を数字記号で表す」
森井 琢磨 (警察官)	「社会の安全とそれぞれの役割」
森田 直俊 (無職・67)	「社会の安全とそれぞれの役割」
森山 正義 (無職・71)	「社会の安全とそれぞれの役割」
矢野 茂樹 (会社員・40)	「土の力」
谷畑 敦史 (警察官・24)	「社会の安全とそれぞれの役割」
矢吹 鉄蔵 (無職・77)	「社会の安全とそれぞれの役割」
山川 賢治 (警察官・31)	「誇りを持てるまち」
山崎 一英 (無職・83)	「安全について」
山田 一郎 (無職・59)	「社会の安全とそれぞれの役割」
山津 智彦 (警察官・27)	「社会の安全とそれぞれの役割」警察職務を通じて」
横手 真美 (警察官・29)	「社会の安全と警察官としての役割」
吉井 弘昭 (警察官・27)	「社会の安全とそれぞれの役割」交通事故抑止のための一考察」

以上69名(職業・年齢等は応募時のもの)

懸賞論文論文集

社会の安全とそれぞれの役割

平成二〇年三月発行

発行 財団法人公共政策調査会

〒一〇二一〇〇九三

東京都千代田区平河町

二丁目八番一〇号

電話 〇三―三三六五―六二〇一

FAX 〇三―三三六五―六二〇六

印刷 中和印刷株式会社

〒一〇四一〇〇四一

東京都中央区入船

二丁目二番一四号

この懸賞論文募集事業及び、論文集は、
財団法人社会安全研究財団の助成により実
施し、製作されたものです。